

ISSN 1345—7861

# 国際関係研究

第36巻第1号

平成27年10月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所



# 国際関係研究

第36巻第1号 平成27年10月

日本大学国際関係学部  
国際関係研究所



# 国際関係研究

第36巻第1号 平成27年10月

## 目次

### 論文

The United States of America と The United States of Europe

—その連邦制への道のり—…………… 加藤洋子 … 1

公的年金の将来： 鍵を握る賃金・物価と労働生産性

—2014年財政検証を基に— …………… 法専充男 … 15

国際刑事裁判所の対象犯罪拡大の可能性とテロリズム

—テロリズムの追加に関するオランダ改正案に注目して—…………… 安藤貴世 … 25

北欧最古の成文法

—「フォッシャのルーン文字環」(Forsa runeringen) —…………… 石渡利康 … 37

チェルノブイリ原発事故をめぐる文学(3) 若松文太郎詩論

—現実凝視と飛躍する想像力—…………… 安元隆子 … 43

A Study in Critical Discourse Analysis: The Prince and “the missus” …………… Maria DEL VECCHIO … 53

日本における牡丹と獅子文化の形成と謡曲『石橋』…………… 雨宮久美 … 67

データアナリティクスを用いる大学教育支援環境の検討…………… 豊川和治 … 79

Creating Flow in English Conversation Classrooms:

A follow-up study on Variable Sentence Response

and Conversation Cards …………… Nathaniel FRENCH … 87

### 研究ノート

記号式投票：市議会議員選挙における投票方法の改正私案…………… 葉山 明 … 101

円安下でも高い水準を維持する日本の対外直接投資 ASEAN 投資に脚光 …………… 筧 正 治 … 107

米国の北極政策の政策文書…………… 大西 富士夫 … 119



# The United States of America と The United States of Europe

—その連邦制への道のり—

加 藤 洋 子

Yoko KATO. The United States of America and The United States of Europe: Their Roads to Federation. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.1 – 14.

The history of the United States, especially its transition from colonies to confederation and federation, has exerted a unique influence on the process of European integration. This article discusses the role of the United States as a model for European integration, first of all, by tracing the origins of the name of the United States of America; secondly, by examining the usage question of plural or singular verb forms in conjunction with the term “United States”: thirdly, it explores how the United States has captured the European imagination on their road to integration, and how Americans and Europeans resonate with each other on both sides of the Atlantic in their exploration of desirable political systems.

## はじめに

「アメリカ」あるいは「アメリカ合衆国」と記述されることの多いThe United States of Americaの名称であるが、日本ではその他にも「アメリカ合州国」「米国」などの訳語がこれまでに用いられてきた。これらのなかでも「合衆国」は「大衆を統合する国」をイメージさせ、他方、「合州国」は「州が合体した国」を彷彿とさせる。同じThe United States of Americaでありながらも、訳語の違いにより統治形態についての解釈の違いが鮮明になっている。

本稿では、第一に、アメリカの国家としての統合がどのようにしてなされ、また、今後、どのように変化していくのか、という問題を、まず国名やその国名の扱い方に焦点をあてて検討する。

アメリカ大陸では、クリストファー・コロンブスの第一回航海(1492～93年)以降、スペイン領やポルトガル領が展開していたが、1607年にはイギリスが、植民地ジェームズタウンを建設した。1730年代までに北米東海岸沿いに13の英領植民地(マサチューセッツ、ロードアイランド、ニューハンプシャー、コネティカット、ペンシルヴァニア、

ニューヨーク、ニュージャージー、メリランド、デラウェア、ヴァージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージア)が形成された。

その後、対英独立戦争(1775～83年)が始まり、1776年7月4日には独立宣言が出された。翌年には「連合と恒久的結合の諸規約」(連合規約)が採択され、1781年に発効。ここで13の英領植民地は、まずは13の邦(原文ではstatesで、旧植民地をさす)からなる連合を形成し、連合の名称はthe United States of Americaと決められた。1783年にイギリスと講和した時は、連合の時代(1781～88年)である。この時、ミシシッピ川以東(フロリダを除く)がアメリカ領となった。

連合の時代では、各邦は主権をもち、中央政府には課税権や通商規制権、また軍隊もなかったから、中央政府は弱体で十全な統治をすることができなかった。そこで、1787年にフィラデルフィアに各邦の代表が集まり、中央政府をより強化した今日の連邦憲法の草案が作られた。翌年に9つの邦の承認を得て連邦憲法が発効。1789年4月にジョージ・ワシントンが最初の首都ニューヨークで初代大統領に就任し、第一回の連邦議会も開催された。国名の変更はなく、引き続きThe United

States of America が用いられた。

こうして13の英領植民地 (colonies) は、連合規約下では13の邦 (states) となり、連邦憲法下では邦は州 (states) になった。同じstatesでも連合規約下では「邦」として、連邦憲法下では「州」として訳される。連合の時代には「邦」は主権をもっていたが、連邦憲法下では、中央政府である連邦政府の権限が強化されたので、連合規約下のstatesと区別するために「州」として訳される。

英領植民地時代の各植民地は、同じ国王のもとにあっても、議会や課税権を別にしていて、一国一城の主のようだった。その後の連合の時代でも、中央政府には課税権や軍隊がなく、主権は旧植民地にあたる邦に与えられていた。1788年に今日の連邦憲法が発効して中央政府が一段と強化されたが、それでも旧植民地や邦の流れをくむ州は、州権を根拠にして連邦政府と対立した。州権の優位を主張した南部諸州は、南北戦争 (1861～65年) 時にはついに連邦を脱退し、内戦に至ったのである。当時のエイブラハム・リンカン大統領がなによりも求めたのは、奴隷制の廃止ではなくて、連邦の統一と維持だった。このようにアメリカは独立後も国家統合と分離・分散の問題を抱えていて、アメリカにおける連邦政府の優位の確立はいつなのか、という問題が論争を呼んできた。

本稿でのアメリカの国名 (the United States of America) についての記述は、単に名称の起源を追究するというだけではない。17世紀であれば、クエーカー教徒などはマサチューセッツ湾植民地に入れば処刑されかねないといった時代を経て、各植民地がどのような過程で統合を進めていったのか——その問題の一端を、国名の形成過程を中心に検討する。

また、本稿ではアメリカの国名の単数扱い・複数扱いをとりあげているが、これも英語表現の問題だけではない。州権の優位を主張する動きを抑えて、連邦政府のもとに諸州が統合される時期を、the United States of America という名称の扱い方に焦点をあてて検討するものである。ここでわかるのは、20世紀には公式文書では国名の単数扱いが定着したが、第二次世界大戦後に大統領によって複数扱いが用いられるなど、州権の根強さが垣

間見られるという点である。また、近年の移民問題をめぐる州権の主張の広がりなどを見れば、アメリカでも分散の動きがないとはいえず、アメリカは国家としての統合問題を今日でも抱えている。英領植民地時代の遺産は、それほどまでに大きな痕跡を残している。

第二に、本稿では、国家統合をめざしたアメリカの苦難の歴史が、ヨーロッパ統一—そのなかでもとくにthe United States of Europeを形成しようとする動き—にどのような影響を与えてきたのかという問題について検討する。

ヨーロッパ統合はヨーロッパのこととして扱われることが多いが、ヨーロッパ統合へのアメリカの影響に関する指摘もなされている<sup>1</sup>。既存研究に見られる「アメリカの対共産圏戦略とその変容との関係」や「アメリカとの対抗関係」というファクターは重要であるが<sup>2</sup>、本稿では、そうした視点ではなく、国家統合を追求したアメリカの苦難の道のりが、分離と統合という困難に直面するヨーロッパに及ぼす影響について焦点をあてる。

ヨーロッパでは、長い歴史をもった諸国家が集まり、統合を追求している。如何に独自性をもっていたとしても英領植民地時代の13の植民地は、国家とは位置づけが異なる。アメリカでもヨーロッパでもthe United Statesがめざされたとしても、The United States of AmericaのStatesはもとをただせば英領植民地であり、The United States of EuropeのStatesは国家をもとにしている。両者の道程はすべて同じというのではない。

しかし、国家基盤の形成において苦闘の道を歩んだアメリカの経験 (とくに主権をもった邦からなる連合の時代から連邦制度への移行、および南北戦争にも関わらず連邦制度が維持された点など) は、ギリシャの債務危機などで分離の危機にさらされているヨーロッパ連合に、一つの先例として影響を与えている。ヨーロッパ連合の結束維持を求める人々のなかには、ヨーロッパ連合の参加国は、分離の道を辿るのではなく、統合を一段と強化し、アメリカにおける州のような位置づけになるべきだ、と議論する人々がいる。

振り返ってみれば、アメリカでの連邦制度の発足期には、中央政府の強化を求めるフェデラリス

トと、連合時代の邦の主権を維持しようとした反フェデラリストとが激烈な論争を展開していた。また、連邦憲法制定後も、中央政府の強化に反対した州権論が強く、ついには南北戦争という分裂に至った。1993年に発足したヨーロッパ連合(EU)でも統合強化に反対する声は根強く、ヨーロッパ連合の現段階は、中央政府の強化をめぐる深刻な対立が続いたアメリカの建国期に似ている、と論じることもできるかもしれない。ヨーロッパ連合は連邦制への道を歩んでいるとはいえない、という議論もあるが<sup>3</sup>、アメリカの国家統合の歴史がどのようにヨーロッパ統合に影響を与えてきたのか、という観点からの検討は進めていくべき課題となっている。

分離・分散と統合という相反する方向に向かう動きは、大西洋の両岸でどのように連動して、新しい21世紀の国際関係が構築されていくのだろうか？また、アメリカの事例がなぜヨーロッパでとくに注目されるのだろうか？大西洋の両岸での政治思想や政治形態の模索と連動は、なにもアメリカの独立やフランス革命の時期のみに限られることではない。ヨーロッパ統合の歴史に関して、大西洋の両岸での動きをもっと分析する必要があるだろう。

本稿での第三の目的は、21世紀における主権国家の変容について何らかの手がかりを得ようとするものでもある。ウェストファリア条約(1648年)以来ともいわれる主権国家を基盤とした国際関係は、21世紀には国家の内外における変容を通じて、新しい国際関係へと変化していくことが予想される。21世紀を展望するには、国家だけを見るのではなく、本稿で取り上げるように、国家内の変容として、一つには国家のなかの地域(州など)が如何に影響力をもってくるのか、といった問題を検討する必要がある。また、国家内の変容だけでなく、国家外の問題として、ヨーロッパ連合のような地域統合の形成や、国際機関や国際連携の形成・強化などについての検討も重要である。国家の内外での変化と連動を総合的にとらえるなかで、21世紀の国際関係に関する動向解明の一助をえることができるだろう。

なお、本稿では、The United States of America

は、原語で表記するか、あるいは「アメリカ」として記述し、アメリカ大陸をさす場合には「アメリカ大陸」と記す。The United States of Europeに関しては、原語のままを用いるか、場合によっては「ヨーロッパ合州国」と表記する。

## I The United States of Americaが使われ始めたのは？

北米の英領植民地では、17世紀には宗教の影響が強く、各植民地の宗教も異なっていたから、植民地が団結するのは難しかった。18世紀に「信教の自由」という考え方が浸透していくことが、これらの植民地の団結には不可欠だったが、いつ各植民地が一つになっていったのか、という問題について、以下に国名の成立過程を通じて検討してみたい。

アメリカ国内においては、どのような経緯でThe United States of Americaが使われるようになったのだろうか？まず挙げられるのは、1776年7月4日の独立宣言(同年6月11日の草稿を含む)で初めてこの名称が使われるようになったとする独立宣言説である。独立宣言は、アメリカの第3代大統領にもなったトマス・ジェファソンが主要起草者であり、その正式のタイトルは、「13のthe United States of Americaの全会一致の宣言」(the Unanimous Declaration of the thirteen United States of America)である。

独立宣言説をとる一例としては、エドモンド・バーネットによる1925年の論文がある<sup>4</sup>。この論考で、彼は、the United States of Americaの名称は独立宣言で初めて使用された、と主張した。ただし、この文言は、突然、登場したのではなく、進化の結果として形成されたもので、“United colonies” “America” “North America” “Twelve” “Thirteen”といった語は、独立宣言以前でも頻繁に用いられていた、という。

バーネットは上記論文で言及してはいないものの、古い事例としては、1643年の「ニューイングランドの団結した諸植民地の連合規約」がある<sup>5</sup>。このニューイングランド連合の規約では、本文中の第2項にthe United Coloniesの文言が用いられ

た。また、これはバーネットも指摘しているが、1775年7月6日の大陸会議による「武器を採る理由と必要性」についての宣言は、the United Colonies of North Americaの代表によって出されたものである<sup>6</sup>。さらに、「12の団結した植民地から大ブリテンの住民への大陸会議による呼びかけ」と題した同年7月8日の文書では、Twelve United Coloniesという文言が用いられている<sup>7</sup>。このようにthe United States of Americaの各部分は、それぞれ単独ではあるが、独立宣言前にも使われていた。

以上の独立宣言説は広く受け入れられてきたが、最近になってあらためて注目されているのが、カーティス・ネテルズによる見解である。彼は、その著書『ジョージ・ワシントンとアメリカの独立』（1951年）において、スティーヴン・モイランからジョセフ・リード宛ての1776年1月2日付の手紙で、the United States of Americaの文言が使われていることを見出した<sup>8</sup>。現存する史料のなかでは一番古い使用事例であるという。

北米英領植民地の独立戦争は、1775年4月にボストン近郊でのレキシントン・コンコードの戦いから始まった。イギリスとの戦いの渦中であって、各植民地の代表が集まり、1775年5月には第二回大陸会議が開かれた（第一回大陸会議は1774年に開催）。ここで6月15日にジョージ・ワシントンが植民地軍の総司令官に任命された。

モイランもリードもワシントンに近い人物である。ちなみにリードは、1741年にニュージャージーに生まれ、1775年に総司令官ジョージ・ワシントンに求められて植民地軍に参加した。当時はワシントンのセクレタリーをしていたが<sup>9</sup>、のちに、大陸会議のペンシルヴァニア代表になり、連合規約に署名した人物でもある。また、モイランは、1737年にアイルランドに生まれたカトリックで、1768年にフィラデルフィアで船舶事業に従事。1775年に植民地軍に参加し<sup>10</sup>、翌年3月にはワシントンのセクレタリーとなった。

1776年1月当時のアメリカは、独立戦争の渦中であってフランスやスペインからの援助を得たいと考えていたが、そうしたなかでモイランは、「the United States of Americaからの十分なパワーをもって、自分がスペインに派遣されるべきである」と、

1月2日の手紙で進言したのである<sup>11</sup>。

このモイランによる手紙に関しては、2013年のバイロン・ドゥリアによる論考もある<sup>12</sup>。ドゥリアによれば、当時、ボストンはイギリス軍に包囲されていたが、リードもモイランも、ワシントンとともに、マサチューセッツのケンブリッジにおかれた植民地軍の本部にいた。リードがワシントンのセクレタリーをしていたが、リードが不在の時は、モイランが代行していた。こうしたなかで、1775年6月に陸軍、同年10月に海軍、11月に海兵隊も設立され、1776年1月1日には、大陸軍（the Continental Army）の発足を祝う儀式において、アメリカの最初の旗（The Grand Union flag）がワシントンによってボストンで掲揚された。モイランのリードに宛てた手紙はその翌日であるから、1日の儀式の日にワシントンがthe United States of Americaの文言を使ったこともありうる、とドゥリアは記述している。

ちなみに、このGrand Union flagは、大陸会議が1775年12月に設置した委員会が採用したもので、委員にはベンジャミン・フランクリンも含まれていた。この旗は、今日の星条旗と同じく赤7本、白6本の計13本の横線からなっていたが、左上には当時のイギリスの国旗が描かれていた<sup>13</sup>。1776年7月4日の独立宣言時にも、イギリスの国旗がついた旗が、非公式ではあるが、アメリカの旗として用いられていたというのは興味深い。翌年6月14日には、大陸会議はGrand Union flagに代わって星条旗を採用している。

さて、The United States of Americaの文言の問題であるが、モイランの事例の他にも使用例があるものの、いずれも1776年になってからのことである。例えば、「ヴァージニア住民へのプランターによる呼び掛け」と題する『ヴァージニア・ガゼット』の匿名記事（1776年4月6日）<sup>14</sup>、大陸会議議員のエルブリッジ・ゲリーからホレイショ・ゲイツにあてた1776年6月25日付の手紙、及び1776年6月29日の『ペンシルヴァニア・イヴニング・ポスト』の匿名記事もあげられている<sup>15</sup>。ニューヨーク歴史協会のマリアム・トゥーバは、2014年11月の論考で、史料を用いながら、アメリカの国名の由来を検討しているが<sup>16</sup>、この論考において、該当箇

所のみではあるが原文が掲載されているのは、①ニューヨーク公共図書館(New York Public Library)にあるジョセフ・リード文書内の、モイランからリードにあてた1776年1月2日の手紙、②1776年4月6日の『ヴァージニア・ガゼット』の記事、③ゲリーからゲイツに宛てた1776年6月25日の手紙、そして④同年6月29日の『ペンシルヴァニア・イヴニング・ポスト』の記事である。

いずれにせよ、今日の時点で言えるのは、the United States of Americaの名称が用いられたのは、非公式レヴェルにおいては独立宣言より前だが、1776年に入ってからのもので、また、世界にむけた公式文書においてthe United States of Americaが用いられたのは、独立宣言が最初となっている。

1776年9月までには、独立宣言の署名・印刷は終わり、独立宣言はイギリスに送付された。同年9月9日には、United Coloniesの代わりに、United Statesを使うことを、大陸会議は宣言した<sup>17</sup>。この名称はすぐに十全に定着したわけではなく、1778年2月6日の米仏同盟条約では、その前文においてthe United States of North Americaの文言が用いられた<sup>18</sup>。しかし、その後、The United States of Americaは、連合規約下では連合の名称として用いられ、連邦憲法下では新たに形成された連邦国家の国名になり、今日に至っている。

## II The United States of America と統治形態：アメリカの場合

The United States of Americaの名称が使用されるようになったとしても、アメリカがその時点から国家として十全な統合を成し遂げたのではなかった。アメリカの国名の扱い方を見れば、アメリカの国家としての統合には長い年月がかかっていることがわかる。

既述したように、1788年には連邦憲法が発効し中央政府は一段と強化されたものの、強力な中央政府を望む人々と、旧植民地・邦の権限を可能な限り維持しようとする人々との対立は解消されなかった。連邦憲法では連邦政府の優位がうたわれたが、連邦憲法の修正第10条(1791年)では、「連邦憲法が連邦政府に委ねていない権限、あるいは

州に対して禁止していない権限は、州、人民に留保される」と記述されている<sup>19</sup>。

アメリカの建国と州権をめぐる経緯は、the United States of Americaの文言の扱い方にも密接に関わっている。それは、英語の記述では、これを単数で扱うのか、複数で扱うのか(例えば、the United States is・・・,あるいはthe United States are・・・を用いるのか)という問題にもなっている。連合の時代のように各邦に主権があるのであれば、単数扱いではなく複数扱いの方が望ましい。他方で、各々のstatesが合体して一つになったことを強調すれば、単数扱いが妥当となる。単数なのか複数なのか、という問題は、言語論争だけでなく、アメリカの統治形態のあり方に関わっている。

アメリカはいつ中央政府のもとに盤石な統治形態を築いたのだろうか? G.H.エマーソンによる1891年の論考は、連邦憲法にその転換点を見出している。彼は、連邦憲法の制定により、連合の時代の諸邦は単体の組織(a unit)になり、アメリカの歴史は、ワシントン初代大統領の就任に伴い、their historyではなくits historyになったと論じた。エマーソンは、この変化をより確固としたものにしたのは南北戦争であるとも書いているものの、議論の重点は、連合規約下での主権をもった各邦の集合体から、連邦憲法のもとで強化されたアメリカの統治組織の変化を示すところにある<sup>20</sup>。

これに対し、連邦憲法ではなくて、南北戦争が転換点であると主張するシェルビー・フートなどの人々がいる。作家でもあり歴史家でもあるフートによる三巻にわたる南北戦争の本やテレビ・ドキュメンタリーは、多くの読者・視聴者を引き付けた。フートによれば、それまでは複数形として扱われていたthe United States of Americaが、南北戦争後は単数として扱われるようになり、南北戦争によりアメリカに新しい統一性(unity)が生まれたという<sup>21</sup>。

単数か、それとも複数か、という問題について、国務長官(1892～93年在任)を務めたジョン・W・フォスターも、1901年5月の論考において検討している<sup>22</sup>。フォスターは、連邦憲法がthe United States of Americaを複数扱いにし、また、最高裁判所の判決や条約でも、建国当初はアメリカを単

数扱いにすることが少なかったことに注目した<sup>23</sup>。それでも、建国時でも単数扱いがあったこと、また、建国当時と状況が異なる現状（1901年当時）において、複数扱いにしばられる必要はないと主張した。南北戦争後は単数扱いが増え、また、イギリスやフランスなどをsheと表現することが一般的になっている状況下にあつて、アメリカはtheyではなくsheでもなく、itで表現されるのが好ましい、とフォスターは考えた<sup>24</sup>。

確かに南北戦争前には、the United Statesは複数形で書かれることが多かった。既述したように、1778年の米仏同盟条約で使われた国名はthe United States of North Americaであるが、この国名に対しては、複数形に対応する動詞や代名詞が用いられていた。例えば、この条約の第11条では、以下のように複数扱いになっている<sup>25</sup>。（以下、下線は筆者による）

#### 米仏同盟要約（1778年）

ART 11: …; and his most Christian Majesty guarantees on his part to the united states, their liberty, Sovereignty, ….

また、アメリカの独立をもたらした1783年のパリ条約でも、米仏同盟条約と同じような表記がなされている。以下は、パリ条約の第一条の抜粋である<sup>26</sup>。

#### パリ条約（1783年）

Article 1<sup>st</sup>: … the said United States., viz., New Hampshire, Massachusetts Bay, . . . , to be free sovereign and independent States; that he treats with them as such . . . .

このようなthe United Statesを複数扱いにするケースは、その他にもルイジアナ購入条約（1803年）の第6条やгент条約（1814年）の第9条、グアダループ・ヒダルゴ条約（1848年）の第11条などにも見られる<sup>27</sup>。

#### ルイジアナ購入条約（1803年）

Art VI: The United States promise to execute Such treaties and articles …

#### гент条約（1814年）

Article the Ninth: The United States of America engage to put an end immediately after the Ratification of the present Treaty …

#### グアダループ・ヒダルゴ条約（1848年）

ARTICLE XI: … by committing those invasions which the United States have solemnly obliged themselves to restrain.

南北戦争後には連邦の優位は、より確固としたものになっていったが、ベンジャミン・ツイマーは、2005年の論考で、南北戦争が（国名の単数・複数扱いにおける）転換点であるとする説を批判し、南北戦争後でも複数扱いが見られることを強調している。例えば、アメリカの連邦憲法修正第13条（1865年）であるが、これは全米での奴隷制廃止を規定したもののだが、「アメリカの管轄」という文言において複数表現を用いている<sup>28</sup>。

#### アメリカ憲法修正第13条（1865年）

AMENDMENT XIII, Section 1: Neither slavery nor involuntary servitude, . . . , shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.

さらに、ハリー・S・トルーマン大統領がthese United Statesという文言を使用するなど、the United Statesの複数形による表現は、第二次世界大戦後においても見出される。例えば、1950年5月19日の陸軍夕食会でトルーマン大統領は、以下のように語った<sup>29</sup>。

In 1945, in October, I... requested a universal training program for the young men and women of these United States, ...

また、以下は、1951年6月22日にエクアドル大統領を迎えた歓迎会でのトルーマン大統領の式辞である<sup>30</sup>。

I hope, Mr. President, that you will have a most pleasant visit all over these United States. ...

公式文書に関して言えば、フォスターは、1890年代には条約などでは国名が単数扱いになっていることを見出した。これに関連してツイマーは、『ワシントンポスト』の報道(1902年1月8日)に言及している。ツイマーによれば、アメリカ議会上院の委員会が、フォスターの見解を取り入れて、国名の単数扱いを規定したと『ワシントンポスト』が報道したという。同日の『ワシントンポスト』にはそうした記事は見当たらなかったが、別の雑誌 *THE SACRED HEART REVIEW* (1902年1月)では、同様の主旨の記事が掲載されている。それによると、当時、下院の委員会が、議会図書館や最高裁判所などさまざまな分野の人々にあたって国名の単数・複数問題を検討し、さらに、フォスターの上記論考を議員たちが読み、その影響もあって国名を単数扱いにすることを委員会が決定したという。しかしながら、これが国名の扱い方を全面的に解決したというのではなかった。1906年12月2日の『ニューヨークタイムズ』の第一面では、国名の単数・複数扱いが、議会の委員会でも議論されている、と報じられている<sup>31</sup>。

思いのほか長期にわたる議会の懸案事項となった国名の単数・複数扱いの問題だが、最高裁判所による1780年から1919年の裁判に関するマイナー・マイヤーによる論考(2009年)でも、南北戦争後も国名(the United States of America)の複数扱いが持続したことが示されている。この研究によると、南北戦争前の最高裁では、国名の複数扱いが圧倒的に多い。南北戦争後は単数扱いも増加したものの、1860年代を除くと複数扱いのほうが多く、1900年代に入ると、複数扱いは激減し単数扱

いが主流になったという<sup>32</sup>。いずれにせよ、20世紀には条約などでは国名は単数扱いとなり、例えば、パナマ共和国との運河建設に関する協約(1903年)や、セオドア・ルーズヴェルト大統領によるモンロー・ドクトリンのルーズヴェルト系列(1905年)、また、1960年の日米安全保障条約でも、以下のように、the United Statesは単数扱いになっている<sup>33</sup>。

パナマ運河条約(1903年)

ARTICLE I: The United States guarantees and will maintain the independence of the Republic of Panama.

モンロー・ドクトリンのルーズヴェルト系列(1905年)

... It is not true that the United States feels any land hunger or entertains any project ...

日米安全保障条約第6条(1960年)

ARTICLE VI: For the purpose of contributing to the security of Japan ... the United States of America is granted the use by its land ...

The United States of Americaを単数扱いにするのか、複数扱いにするのか、という問題は、そのまま連邦の優位と州権との論争に結びついている。第二次世界大戦後にもthe United States of Americaの複数扱いが見られるということは、今日では盤石となったと一般にみなされる連邦の優位にもかかわらず、底流では連邦と州との間の緊張関係が存続しているとみなすこともできよう。

### Ⅲ The United States of America とヨーロッパ統合

アメリカの特色と21世紀の国際関係の動向を検討する際に有用な視点として、以下では、the United States of America と the United States of Europe と

の関係について検討する。

The United States of Americaの名称とその成り立ちがヨーロッパに与えてきた影響については、これまで深く分析されてはいない。これには、アメリカ研究とヨーロッパ研究とで分断されがちな研究のあり方も関係しているかもしれない。また、ヨーロッパがアメリカに及ぼす影響については多く語られても、アメリカがヨーロッパに及ぼしてきた影響についての検討は手薄である。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ連合が1993年に発足し、連合の結束強化とヨーロッパ統合を進めてきた。しかし、現状では、通貨は統一されても財政政策は参加国に自主性があるといった状況にあって、ギリシャの債務危機などにも迅速な対応ができないでいる。ヨーロッパ連合の参加国間の統合はまだ不十分で、金融・財政政策の一体化をはじめとして、一段の統合強化が求められている一方、分離の動きも見逃せない。

統合強化を求める人々にとっては、アメリカの連邦制の歴史が一つの先例となってきた。ヨーロッパ統合の過程は、そのままアメリカの統合の歴史と重なる、とは言えないとしても、欧州統合への道のりにおいて、しばしばthe United States of Americaやthe United States of Europeへの言及がなされてきた。

The United States of Europeの語が用いられ始めたのは後述するように近年のことではないが、最近では、ホセ・マヌエル・デュラオ・バローゾ欧州委員会委員長（当時）による2012年9月12日のスピーチ以降、The United States of Europeの文言があらためて注目されている<sup>34</sup>。リーマン・ショック後の金融危機のなかにあつて、バローゾ委員長はこの演説で、連合が直面している機構問題に言及した。ヨーロッパ連合は後退してはならず、政治・経済などでの一段の統合を追求し、新しい条約を締結し、国民国家の連邦を形成すべきだ、と彼は訴えた。

バローゾ委員長によるこの講演ではthe United States of Europeという文言は出てこないものの、ヴィヴィアン・レディング欧州委員会副委員長（当時）による「なぜ、われわれは今ヨーロッパ合州国を必要とするのか」と題したスピーチ（2012年

11月）では、the United States of Europeの形成が主要テーマになった<sup>35</sup>。レディングは、ヨーロッパ合州国の構想は、ヨーロッパ連合条約以降は一時的に後退したものの、金融危機の渦中にあつて、再度この構想を見直し、その実現に向かって邁進することにヨーロッパの将来がある、と主張した。このヨーロッパ合州国は、アメリカのような民主的連邦制度で、2院制をとり、将来は大統領も選出されるかもしれない。アメリカとヨーロッパでは、歴史や文化、価値観なども異なるが、現在の危機を乗り切るには、ヨーロッパ合州国の形成しかない、とレディングは言う。

レディングも言及しているように、もとよりアメリカとヨーロッパ諸国では、その歴史的背景が異なる。アメリカでは、王家や貴族が存在していないし、先住民を除けば、みな外から来た人々によって構成されてきた。また、連合から連邦制度に移行する際には、各邦の主権の扱いが問題になったが、それでも各邦はもとをただせば、それぞれ同じ国王をいただき、イギリスの植民地行政のもとにあつた。言語も英語を共通語とすることが可能だった。

これに対し、ヨーロッパでは古くからの王家や貴族が存在しており、王政も強固に築かれていた。アメリカでは比較的スムーズに進展した人民主権への移行も、ヨーロッパとくにフランスなどでは、革命と反革命に揺れ、一筋縄ではいかなかった。また、アメリカと異なり、ヨーロッパ各国の行政は、各国全体を統括した1人の国王のもとに常時あつたのではない。言語に関しても国によって異なっている。

しかし、宗教改革が起きるまでに西欧ではローマ法王のもとでのキリスト教の世界が形成されていた。王家も各国間で姻戚関係を結んでいたし、フランク王国などのようにヨーロッパの広い範囲を支配した国もあつた。東アジアと比較すれば、より均質な世界が形成されてきた。ヨーロッパ統合を視野にいたった構想がかなり早い時期から出てきたのも、こうした背景を無視しては語れない。

他方で、ヨーロッパとアメリカ大陸との関係を見れば、コロンブスの航海以降、双方は一段と連動するようになった。大西洋の兩岸の間で人と物

の移動が促進されたが、これには政治思想も含まれる。ヨーロッパの政治思想がアメリカ大陸の植民地にもたらされただけでなく、アメリカ大陸で醸成された政治思想や政治制度もヨーロッパに影響を及ぼすようになった。

政治思想に関しては、ヨーロッパの啓蒙思想がアメリカの独立に及ぼした影響については研究が多くなされてきた。また、アメリカの独立宣言が世界に与えた影響についても研究蓄積がある<sup>36</sup>。しかし、アメリカの国家統合に向けた苦難の歴史がヨーロッパ統合への動きに与えた影響については、もっと研究がなされるべき分野になっている。

アメリカによる独立宣言や対英独立戦争の勝利は、大西洋の両岸に大きな変化をもたらした。アメリカ大陸ではスペイン領やポルトガル領が崩壊し、多くの共和国が誕生した。他方で、ヨーロッパにおいても君主政の崩壊・変容が進んでいった。ヨーロッパでの共和政への動きを鼓舞したものの一つがアメリカの独立・建国である。ヨーロッパの君主たちにとっては脅威となったアメリカの独立宣言や共和政だったが、19世紀にもなると、ヨーロッパでもアメリカにならってThe United States of Europeの形成を求める動きが盛んになった。その代表的な例としてよく取り上げられるのが、『レ＝ミゼラブル』で有名なヴィクトル・ユゴーである。

ユゴーは、フランスの七月王政（1830～48年）から第二共和政（1848～52年）時に議員でもあった。第二共和政下の1849年には、パリでの国際平和会議で議長を務め、その議長講演で、彼は人類の宥和と平和を呼びかけ、フランス、ロシア、イタリア、イングランド、ドイツや（その他の）大陸の国々による統合が推進されることを求めた。The United States of America と the United States of Europe が友情の手を差し伸べ、産物などを交換し、二つのthe United Statesの無限のパワーと、人類の友愛と神の力を、人々の幸福のために結びつける日がくるだろう、とユゴーは期待した。「フランス人、イギリス人、ドイツ人、ロシア人、スラブ人、ヨーロッパ人、アメリカ人——われわれはそうした偉大な日の到来を早めるために何をすべきだろうか？われわれは互いを愛さなければなら

ない」とユゴーは言う<sup>37</sup>。

このユゴーのスピーチは、ミシェル・ギョーム・ジャン・ド・クレヴクールによる『アメリカ農夫の手紙』（1782年）のなかのヨーロッパ人による融合についての記述（第3の手紙）を彷彿とさせる。また、ユゴーのスピーチにある“A day will come・・・”の表現（英文訳 [注37参照]）の繰り返しは、マーティン・ルーサー・キング牧師の「私には夢がある」の演説（1963年）を思い出させる。ユゴーは、この後も、しばしばthe United States of Europeに言及している。

The United States of Europe構想の背景には、アメリカの独立・建国とは別の流れもある。それは、ブルボン朝開祖アンリ4世の「大計画」にみられるようなヨーロッパ内での平和構築の問題である。西欧では宗教改革に伴い、カトリックとプロテスタントとの対立が激しくなり、フランスではユグノー戦争（1562～98年）が起きた。アンリ4世は戦争を終結させたが、平和構築は当時の大きな問題になっていた。アンリ4世の「事実上の宰相」ともいわれるマクシミリアン・シュリー公爵による構想では、国家連合によるヨーロッパの平和がめざされた<sup>38</sup>。

このように、ヨーロッパの統合構想は、戦争と平和という問題に結びついてきたが、これに対しアメリカの独立と建国は、平和構築のみならず、主権をもった邦の連合から連邦制度への移行という点でもヨーロッパにとって参考事例になった。また、国家を分裂させた南北戦争をアメリカが乗り切ったことで、アメリカの連邦制度の弾力性と強さが強調されるようになった<sup>39</sup>。

第一次世界大戦（1914～18年）の際には、ヨーロッパ再建の手立ての一つとして、The United States of Europeの形成が追求された。興味深いのは、社会主義・共産主義を支持する側からも同様の構想が語られたことだろう。ロシアでは1917年3月にロマノフ朝（1613～1917年）が終焉し、同年11月にはレーニンが率いるソヴィエト政権が成立した。外務人民委員となったレオン・トロツキーのもと、国際プロパガンダ局によって出版されたパンフレットのタイトルは、「平和計画とは何か？ヨーロッパ合州国」と題するものである。このパ

ンフレットには、1917年12月12日付のトロツキーによる序文が掲載されているが、そこでは、君主政・常備軍・秘密外交のないthe United States of Europeを形成し、産業の世界再編成における二つの軸の一つを形成しよう、と書かれていた。ここでの二つの軸とは、一つはthe United States of Europeであり、もう一つはThe United States of Americaである<sup>40</sup>。

第一次世界大戦の際には、アメリカでもThe United States of Europeについて語られている。一例をあげれば、コロンビア大学の学長を務めたニコラス・バトラーの見解がある。彼は、The United States of Americaを先例としたThe United States of Europeの形成を求めた。ヨーロッパにとってアメリカが範となるものの一つは、連邦の形成であるとバトラーは述べ、アメリカが一億人の人口と48のコモンウェルス（48州）を統合できたこと——ここにこそヨーロッパの将来がある。それは、ヨーロッパでの連邦の形成である。アメリカの各州が州のアイデンティティを保ちながら、連邦のなかに統合されているように、ヨーロッパ各国も統合のなかに場をみつけるべきである、とバトラーは述べた<sup>41</sup>。

ヨーロッパ統合をめざす動きは、第二次世界大戦前ではリヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー伯爵などによる汎ヨーロッパ運動にも見られ、また、カレルギーはチャーチルにも影響を与えた。

チャーチルは、第二次世界大戦時にイギリスの首相を務め（在任1940～45、1951～55年）、数々の戦時中の会談をこなした人物であるが、1945年の選挙で保守党が負け、当時、首相の座をしりぞいていた。その頃、彼が行った有名なスピーチの一つが、スイスのチューリッヒ大学の学生に向けた講演（1946年9月）である。ここでチャーチルは、過去への怨念と復讐をぬぐいさり、未来に向かっての寛容とヴィジョンを求めた。第二次世界大戦の惨禍を繰り返さないためにも、国際連合を強化し、また、「ヨーロッパ家族」（the European Family）を再建し、新しいヨーロッパを形成することを求めた。そして、ドイツとフランスが中心になって、the United States of Europeを形成せよ、と彼は訴えた<sup>42</sup>。

チャーチルがチューリッヒ大学での演説で求めた具体的な行動は、ヨーロッパ評議会（1949年8月設立）の設置だった。その後、ジャン・モネの構想とシューマン宣言、1951年のパリ条約をもとに、翌年にヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体が発足し、後のヨーロッパ統合への大きなステップとなった。モネは20世紀における二つの大戦の惨禍の再来を防ぐには、戦争遂行に不可欠な石炭と鉄鋼を共同管理することが重要と考えたのである。

もとより、第二次世界大戦後に進んだヨーロッパ統合には、古くからの平和追求の流れとは別に、共産圏との対立とそのなかでのアメリカによる欧州復興援助とヨーロッパ経済協力機構の形成（1948年）や北大西洋条約機構の設立（1949年）なども影響している。また、地盤沈下してきたヨーロッパが、統合によってアメリカに対抗しようとした側面の分析も必要である。その上で、アメリカの連邦制の道程と連動しながら、ヨーロッパ合州国構想が今日までの欧州統合に影響を与えてきたことは否めない。アメリカがなぜヨーロッパ統合の強化を望む人々に訴えるものがあるのか、21世紀における主権国家の変容を展望するなかで、さらに検討を進めて行くことが望まれる。

## おわりに

「はじめに」の項でも記述したように、21世紀における国際関係を考察するとき、一つには国内の地域（アメリカの州など）がどのように力をもつようになり、主権国家を変容させるのか、という問題を検討しなければならない。

本稿で取り上げたアメリカにおける州と国家統合との関係でいえば、英領植民地時代の遺産として、連合の時代の邦は主権をもち、連邦制度になってからは、とくに南部諸州が州権を主張し、連邦よりも州権が優位に立つと主張していた。こうした州権論の流れは、国名の扱い方で見れば、南北戦争後は国名の複数扱いの割合が減少し、20世紀には、公式の場では国名の単数扱いが定着し、州権論が南北戦争のような分裂をもたらす時代は過ぎ去った。しかし、国名の複数扱いは第二次世界大戦後の大統領によるスピーチにも見られ、また、

近年の移民政策などをめぐっては、州権をたてに、連邦政府に対し州が自らの政策の独自性を主張している。アメリカではなおも州権論は根強く存在していて、21世紀の国際関係のあり方によっては、アメリカにおいて州（地域）が新たな意味をもってくることもあるかもしれない。

かたやヨーロッパでは、国家が集まりヨーロッパ連合を形成して地域統合がめざされてきた。この過程で、アメリカでの苦闘の歴史（とくに主権をもった邦からなる連合の時代から連邦制度への移行、および南北戦争にも関わらず連邦制度が維持された点など）は、主権国家を十分に統合しきれていないヨーロッパ連合において、一つのモデルとして追求されてきた。

もちろん、すべてのEU参加国や人々がこうした考え方を支持しているわけではない。イギリスのデイヴィッド・キャメロン首相などはアメリカのような連邦制の導入には反対している<sup>43</sup>。「国家にもなりきらず、しかし単なる国際機関でもないEUが、やや宙ぶらりんの中間状態を常態化させてきている」<sup>44</sup>とも表現されているヨーロッパ連合だが、経済や移民・難民、ネイティブイズム台頭などの問題を抱えてはいても、分離・分裂の道を進むにはヨーロッパ統合への模索の歴史はあまりにも長く、またその代償も大きい。ヨーロッパ連合の統治形態はまだ流動的であり、「新しい中世」といった分散的なフラットで重層的な権力関係が形成されていくこともあるのかもしれない<sup>45</sup>。

統合強化の道を歩むのか、それとも分離の方向に進むのか、あるいは「宙ぶらりんの中間状態」が持続するのか——これまでの歴史を振り返れば、同じthe United Statesが追求されるなかにあっても、アメリカでは州が、ヨーロッパ連合では国家（参加国）が、統合に揺さぶりをかけうる存在になっている。アメリカの統合はヨーロッパ連合よりは強固ではあるものの、アメリカもヨーロッパも分離・分散と統合の問題を抱えている。アメリカの連邦政府と州との関係、そしてヨーロッパ連合と参加国との関係——これらの分離・分散と統合という相反する動きが交錯するなかから、どのような新しい国際関係が構築されていくのか、21世紀を見通す際には、大西洋の両岸での動向も注

視していくべきだろう。

## 注

- 1 ヨーロッパ統合に関する最近の文献としては、遠藤乾『統合の終焉—EUの実像と論理』岩波書店、2013年；遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』（増補版）名古屋大学出版会、2014年；中嶋洋平『ヨーロッパとはどこか—統合思想から読む2000年の歴史』吉田書店、2015年；濱本正太郎・興津征雄『ヨーロッパという秩序』勁草書房、2013年；Anthony Giddens, *Turbulent and Mighty Continent*, Cambridge, UK: Polity Press, 2013; アンソニー・ギデンズ『揺れる大欧州—未来への変革の時』岩波書店、2015年など。
- 2 塚田鉄也『ヨーロッパ統合正当化の論理—「アメリカ」と「移民」が果たした役割』ミネルヴァ書房、2013年。遠藤編『ヨーロッパ統合史』は、「冷戦とその後」の観点から、「EU-NATO-CE体制」の形成と変容を扱っている。その42～43頁には、アメリカと「ヨーロッパ合衆国」についても、短い言及がある。
- 3 平島健司「EU政体への接近」東京大学『社会科学研究』54巻1号、2003年1月、57頁など。  
なお、アメリカの独立・建国期における統合問題については、斎藤眞『アメリカ革命史研究—自由と統合』東京大学出版会、1992年。
- 4 Edmund C. Burnett, "The Name 'United States of America'," *The American Historical Review*, Vol.31, No. 1, Oct. 1925, pp.79-81. 独立宣言については、その他、Pauline Maier, *American Scripture: Making the Declaration of Independence*, New York: Knopf, 1997. Maierには連邦憲法についての著作もある。Maier, *RATIFICATION: The People Debate in the Constitution, 1787-1788*, New York: Simon & Schuster, 2010.
- 5 The Articles of Confederation between the Plantations under the Government of the Massachusetts, the Plantations under the Government of New Plymouth, the Plantations

under the Government of Connecticut, and the Government of New Haven with the Plantations in Combination therewith, May 19, 1643. Avalon Project, Yale University, [http://avaln.law.yale.edu/17th century/art1613.asp](http://avaln.law.yale.edu/17th%20century/art1613.asp).

第2項では、以下のように書かれている。下線は、筆者による。

The said United Colonies for themselves and their posterities do jointly and severally hereby enter into a firm and perpetual league of friendship and amity for offence and defence, mutual advice and succor upon all just occasions both for preserving and propagating the truth and liberties of the Gospel and for their own mutual safety and welfare.

- 6 *A Declaration by the Representatives of the United Colonies of North-America, met in General Congress, at Philadelphia, setting forth the Causes and Necessity of their taking up Arms. Also, An Address from The Twelve United Colonies, by their Delegates in Congress, to the Inhabitants of Great-Britain*, Philadelphia: W.T. Bradford, 1775, pp.1-8. (下線筆者)
- 7 *The Twelve United Colonies*, by their Delegates in Congress, to the Inhabitants of Great-Britain, 注6の文献, pp.8-16. (下線筆者)
- 8 Curtis P. Nettels, *George Washington and American Independence*, Boston: Little Brown, 1951, p.232.
- 9 Nettels, p.128.
- 10 Nettels, p.176.
- 11 Nettels, p.232.
- 12 Byron DeLear, “Who coined ‘United States of America’? Mystery might have intriguing answer,” July 4, 2013. <http://www.csmonitor.com/>.
- 13 <http://publications.usa.gov/epublications/ourflag/history3.htm>; “Flag, the American,” Richard L. Blanco, ed., *The American Revolution 1775-1783: An Encyclopedia*, Vol.I, New York: Garland, 1993, pp.536-539.
- 14 Byron DeLear, “Who coined the name ‘United States of America’? Mystery gets new twist,” *Christian Science Monitor*, August 16, 2012.

<http://www.csmonitor.com/>.

『ヴァージニア・ガゼット』の4月6日の記事“To the Inhabitants of Virginia, Williamsburgh, April 6, 1776”は、*American Archives: Documents of the American Revolutionary Period, 1774-1776*で得られる。 <http://amarch.lib.niu.edu/islandora/object/niu-amarch%3A87440>.

- 15 Maier, *American Scripture*, p.44; William Safire, “On Language; Name That Nation,” *New York Times Magazine*, July 5, 1998, <http://www.nytimes.com/1998/07/05/magazine>; Safire, “On Language; Paine in the Neck,” *The New York Times Magazine*, March 29, 1998.
- 16 Mariam Touba, “Who Coined the Phrase ‘United States of America’? You May Never Guess,” New York Historical Society, Nov. 5, 2014. <http://blog.nyhistory.org/coined-phrase-united-states-america-may-never-guess/>.
- 17 “Congress renames the nation ‘United States of America,’” Sep.9, 1776, <http://www.history.com/>.
- 18 Burnett, p.81; Transcript of Treaty of Alliance with France (1778) <http://www.ourdocuments.gov>.
- 19 連邦憲法修正第10条の原文は、以下のようになっている。  
The Powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people.  
連邦憲法については、アメリカ大使館が日本語と英語で憲法全文を掲載している。  
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/jusaj-majordocs.html>.
- 20 G.H.Emerson, Article IV, “The Making of a Nation,” *The Universalist Quarterly and General Review*, Volume XLVIII, New Series-Volume XXVIII, Boston: Universalist Publishing House, 1891, p.50; 以下、国名の単数・複数扱いについては、 Benjamin Zimmer, “Language Log: LIFE IN THESE, UH, THIS UNITED STATES,” November 24, 2005, <http://itre.cis.upenn.edu/~mul/language-log/archives/002663.html>.

- 21 Shelby Foot, *The Civil War: A Narrative, RED RIVER to APPOMATOX*, Vol.3, NY: Vintage Books, 1986 (1974), p.1042; Mark Liberman, “Language Log: The United States as a subject, October 6, 2009,” <http://languagelog.ldc.upenn.edu/nll/?p=1794>.
- 22 John W. Foster, “ARE OR IS?: Whether a Plural or a Singular Verb Goes With the Words United States,” *The New York Times Saturday Review of Books and Art*, May 4, 1901; 同様の記述は、以下の書籍でも書かれている。John W. Foster, *The Practice of Diplomacy: As Illustrated in the Foreign Relations of the United States*, Boston: Houghton, 1906, pp.84-90.
- 23 Foster, *The Practice of Diplomacy*, p.84.
- 24 Foster, *The Practice of Diplomacy*, p.88.
- 25 Transcript of Treaty of Alliance with France, 1778, <http://www.ourdocuments.gov>.
- 26 Transcript of Treaty of Paris (1783), <http://www.ourdocuments.gov>.
- 27 Treaty between the United States of America and the French Republic, April 30, 1803; Treaty of Peace and Amity between His Britannic Majesty and the United States of America, Dec. 4, 1814; Treaty of Peace, Friendship, Limits, and Settlement between the United States of America and the United Mexican States Concluded at Guadalupe Hidalgo, February 2, 1848. <http://www.ourdocuments.gov>.  
グアダルルーペ・ヒダルゴ条約の13～15条でも、以下のように複数扱いになっている。  
Article XIII: The United States engage, moreover, to assume . . .  
Article XIV: The United States do furthermore discharge . . .  
Article XV: The United States . . . undertake to make satisfaction for the same . . .
- 28 Zimmer, “Language Log.” および注19参照。
- 29 Zimmer, “Language Log”; “138. Remarks at the Armed Forces Dinner,” May 19, 1950, Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman, Truman Library, Independence, Missouri, <http://trumanlibrary.org/publicpapers/viewpapers.php?pid=762>.
- 30 “136.Toasts of the President and the President of Ecuador,” June 22, 1951. Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman, Truman Library, <http://trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=350&st=&st1=>.
- 31 “THE UNITED STATES ‘IS’,” *THE SACRED HEART REVIEW*, Vol.27, No.4, January 25, 1902, p.64; “THE UNITED STATES, HIS,” *New York Times*, Dec. 2, 1906. p.1.
- 32 Minor Myers, “Supreme Court Usage and the Making of an ‘Is’,” Research Paper No. 173, Brooklyn Law School Legal Studies, Oct. 2009, pp.457-465.  
この研究による数値では、1890-1899年には、国名の単数扱いが16件、複数扱いが34件だったのに対し、1900-1909年には単数扱い30件、複数扱い2件となり、1910-1919年には単数扱いのみ(27件)になっている。p.465.
- 33 Convention for the Construction of a Ship Canal (Hay-BunauVarilla Treaty), November 18, 1903. [http://avalon.law.yale.edu/20th\\_century/pan001.asp](http://avalon.law.yale.edu/20th_century/pan001.asp); Transcript of Theodore Roosevelt’s Corollary to the Monroe Doctrine (1905) (Excerpted from Theodore Roosevelt’s Annual Message to Congress, December 6, 1904). U.S. National Archives & Records Administration, [www.ourdocuments.gov](http://www.ourdocuments.gov).; TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA, January 19, 1960. <http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/q&a/ref/1.html>.
- 34 Jose Manuel Durao Barroso, President of the European Commission, “State of the Union 2012 Address,” Plenary session of the European Parliament/Strasbourg, Sep.12, 2012, SPEECH/12/596.
- 35 Viviane Reding, Vice-President of the European Commission, “Why we need a United States of Europe now,” Centrum fur Europarecht an der University Passau, Nov.8, 2012. とくに12-13頁。

- 36 最近のものとしては、デイヴィッド・アーミティッジ『独立宣言の世界史』ミネルヴァ書房、2012年；田中秀夫『アメリカ啓蒙の群像—スコットランド啓蒙の影の下で 1723—1801』名古屋大学出版会、2012年など。
- 37 “THE UNITED STATES OF EUROPE: PRESIDENTIAL ADDRESS AT THE INTERNATIONAL PEACE CONGRESS, PARIS, AUGUST 22, 1849,” By Victor Hugo, World Peace Foundation Pamphlet Series, *THE UNITED STATES OF EUROPE BY VICTOR HUGO*, Boston: World Peace Foundation, Vol.IV, No.6, Part II, Oct. 1914, pp.3-9; 遠藤乾編『原典 ヨーロッパ統合史—史料と解説』名古屋大学出版会、2008年、45-49頁。この史料集には、抜粋ではあるが、ヨーロッパ統合に関わる人々のスピーチや覚書などの翻訳が掲載されている。なお、本稿での文言は、上記の英文の文献に依拠している。
- ユゴーについては、その他、平野和彦「ヴィクトール・ユゴーに見られるヨーロッパ連合(EU)の原風景—ヨーロッパ合衆国Etats-Unis d'Europe—」『桐朋学園大学研究紀要』34集、2008年、133-154頁など。クレヴクールについては『アメリカ農夫の手紙』アメリカ古典文庫、第二巻、研究社、1982年。
- 38 *The Great Design of Henry IV from the Memoirs of the Duke of Sully and the United States of Europe* by Edward Everett Hale, with introduction by Edwin D. Mead, International School of Peace, Boston: Ginn, 1909; 川村仁子『『平和のための国際組織』の思想的潮流—古代コスモポリタニズムからカントの永遠平和論まで—』『立命館国際研究』23巻2号、2010年10月、153頁。
- 39 William T. Stead, *The United States of Europe on the Eve of the Parliament of Peace*, NY: Doubleday & McClure, 1899, pp.1-2.
- 40 L. Trotzky, *What Is a Peace Program? United States of Europe*, the Bureau of International Propaganda, the Provisional Workmen's and Peasants' Government of the Russian Republic, Petrograd.
- 社会主義・共産主義の側での論議については、鶴嶋雪嶺「ヨーロッパ合衆国をめぐる論争について」關西大學經濟學會『關西大學經濟論集』1964年9月、14巻2号、167-180頁など。
- 41 “The United States of Europe” an interview with Nicholas Murray Butler by Edward Marshall, *New York Times*, Oct. 18, 1914. そのほかThe United States of Europeを論じたものとして、George H. Shibley, *The Allies Pledged to a United States of Europe*, *The World State*, Vol.1, No.1, Washington DC: League for World Peace, 1915; Richard Wilson Boynton, *The Vital Issues of the War*, Boston: Beacon Press, 1918のなかの、Sermon VIII “The United States of Europe,” pp.119-134.
- 42 “Mr Winston Churchill speaking in Zurich 19<sup>th</sup> September 1946,” The Churchill Society London, <http://www.churchill-society-london.org.uk/astonish.html>; 細谷雄一「ウィンストン・チャーチルにおける欧州統合の理念」『北大法学論集』52巻1号、2001年、71-117頁；川崎晴朗「研究ノート『チューリッヒ演説』の一解釈—チャーチルと戦後の欧州統合運動—」『外務省調査月報』2004年、No.1、61-90頁など。
- 43 イギリスのキャメロン首相は、the United States of Europeの形成に反対している。例えば、“Cameron against united Europe,” *The Peninsula* [Doha] 25 Jan.2013.
- 44 遠藤編『ヨーロッパ統合史』337頁。遠藤『統合の終焉』によれば、第二次世界大戦後のヨーロッパ統合は、「冷戦の産物」であり、今日のヨーロッパ連合は、「ポスト統合」の時期にある。そこでは、「統合(integration)」と「逆統合(disintegration)」との綱引きが、「ポスト統合を生きるEUの中心に座る」と論じている。同書vi-vii頁。
- 45 田中明彦『新しい中世：21世紀の世界システム』日本経済新聞社、1996年、187頁。
- インターネットからの史料は、2015年6月28日にそのサイトを確認した。

# 公的年金の将来： 鍵を握る賃金・物価と労働生産性

—2014年財政検証を基に—

## 法 専 充 男

Mitsuo HOSEN. Future of Japan's Public Pension: Crucially Dependent on Wage, Price and Labour Productivity. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.15 – 23.

The second financial verification report of Japan's public pension scheme was made public last June. In the report, a relatively optimistic view on the scheme was presented both in terms of financial sustainability and of real pension benefits. However, this optimistic view is crucially dependent on the assumptions made in the report, i.e., the steady wage/price/ real wage increase. The rates of increase in wage/price/real wage in the recent past were much lower than these assumptions. If these assumptions are not materialized in the next couple of decades, the future of Japan's public pension will be darker than the picture depicted by the report.

### はじめに—背景と目的

2004年の年金制度改革以降二度目となる公的年金の財政検証結果が2014年6月に公表された。今回の財政検証では、前提となる諸変数について複数のケースを想定し、将来の経済情勢などの諸条件如何によって結果が異なることを明示した点が大きな特徴である。しかし、今回の財政検証のほとんどのケースで、新規裁定者の実質年金受給額は増加し、しかも年金財政は持続可能という比較的良好な将来像が描かれている。本論文では、こうした将来像を描くことが可能なのは、賃金上昇率、物価上昇率、さらには両者の差である実質賃金上昇率について楽観的な仮定が置かれているからであり、そうした楽観的な仮定が満たされなかった場合、公的年金の将来は大変厳しいものとなる可能性が高いことを明らかにする。

第1節では、公的年金の将来を評価する際に、厚生労働省が従来から用いている所得代替率に加え、実質年金受給額という指標を用いることが有益であることを主張する。

次に第2節では、毎年の年金受給額決定の仕組みを解説する。

その上で第3節では、所得代替率と実質年金受給額という両変数の毎年の変化率が賃金・物価上

昇率及びマクロ経済スライド調整率によってどのように決まるのかをみる。

第4節では、2014年財政検証のほとんどのケースで、高めの賃金・物価上昇率が想定され、また実質賃金上昇率がマクロ経済スライド調整率よりも高く設定されていることにより、新規裁定者の実質年金受給額が増加し、しかも年金財政は持続可能という将来像が描かれていることを明らかにする。

次いで第5節では、近年の賃金・物価動向は2014年財政検証が想定する姿とは大きくかけ離れている点を指摘する。

最後に第6節では、本論文における分析の政策的含意を整理する。

### 1. 年金制度の評価に用いる指標

本論文では、公的年金の将来を評価する際の基準として年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性との二つを採用する。前者を測るための指標としては実質年金受給額（年金受給額を消費者物価でデフレートしたもの）を、後者を測るための指標としては所得代替率を用いる。

厚生労働省はこれまで年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性との双方を測る指標として所

得代替率を用いてきた。この所得代替率は、標準的な年金受給額の現役世代平均手取り賃金に対する比率である。年金財政の収入サイドである年金の保険料は現役世代の賃金に比例して増減することから、所得代替率が高まれば、年金財政にマイナスの影響を及ぼすことになる。したがって、この所得代替率でみるかぎり、年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性とは常にトレード・オフの関係にある。所得代替率が高まれば、現役世代の賃金と比較した年金受給額は増加し、年金受給額の十分性は向上するが、財政の持続可能性は低下する。逆に所得代替率が低下すれば、年金の持続可能性は高まるが、年金受給額の十分性は低下する。

因みに、厚生労働省は、新規裁定者（新たに年金を受給する者）の所得代替率のみに着目しており、年金財政の持続可能性を高めるために、新規裁定者の所得代替率（2014年度62.7%）を今後徐々に下げていくが、年金受給額の十分性の観点から50%よりは下げないことを目標としている。そして、新規裁定者の所得代替率が50%を下回る場合には、年金保険料を含め抜本的な制度の見直しを行うこととしている。

この所得代替率はあくまで現役世代の平均手取り賃金と比べた年金受給額の比率を示すものであり、いわば相対的な指標である。しかし、年金受給額の十分性を判断するための基準としては、絶対的指標ともいえる実質年金受給額の方がより適切であると考えられる。年金を受給する高齢者にとっては、現役世代の平均手取り賃金に対する年金受給額の比率よりも、消費者物価（CPI）でデフレートした実質年金受給額、すなわち年金でどれだけの商品・サービスを購入できるかの方がより重要と考えられるからである。また、以下の分析から明らかとなるように、実質年金受給額を年金受給額の十分性を測る指標として採用し、これと所得代替率という財政の持続可能性の指標との二つの指標を用いることにより、公的年金制度の有する問題点についてよりの確に光を当てることが可能となる。

## 2. 現行の年金受給額の改定ルール

まず、現行の年金受給額の改定ルールについてみてみよう。新規裁定者については賃金上昇率をベースに改定し、既裁定者（既に年金を受給している者）については消費者物価上昇率（以下、物価上昇率と略す）をベースに改定する。ただし、このルールが適用されるのは賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合だけである。

このようにして新規裁定者、既裁定者別にベースとなる改定率を決め、その上で両者の改定率に対してそれぞれマクロ経済スライドによる調整を施す。マクロ経済スライドというのは、2004年の年金改革時に導入された制度であり、少子高齢化が急速に進展していく中で、将来世代の負担を過大なものとしないう、緩やかに年金の給付水準を引き下げる仕組みである。具体的には、

マクロ経済スライド調整率

= 公的年金全体の被保険者の減少率（過去3年度平均）+ 平均余命の伸びを勘案した一定値（0.3%）

と定義し、賃金・物価上昇率をベースにした改定率からこの調整率の分だけ差し引くことにより、毎年の年金額の改定率を求める。2014年財政検証では、このマクロ経済スライド調整率は今後20年間平均で年1%強と想定されている。

賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合には、両者が正か負かにより、ベースとなる改定率は以下のルールに従い決められ、その上でマクロ経済スライド調整が施される。

a  $0 < \text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率}$  のケース

新規裁定者： 賃金上昇率

既裁定者： 賃金上昇率

b  $\text{賃金上昇率} < 0 < \text{物価上昇率}$  のケース

新規裁定者： 0%（据え置き）

既裁定者： 0%（据え置き）

c  $\text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率} < 0$  のケース

新規裁定者： 物価上昇率

既裁定者： 物価上昇率

こうして見てわかるように、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合にはある意味アドホックなルー

ルが適用されている。なお、この賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合の年金受給額改定ルールについては、厚生労働省も今後変更する方向で検討中である。

しかし、現行のルールではマクロ経済スライドによる調整は毎年完全に実施されるわけではない。賃金・物価による改定率がマイナスの場合には同スライドは全く実施されない。また、賃金・物価による改定率がマクロ経済スライド調整率よりも小さい正の数値の場合には、マクロ経済スライドによる調整は部分的なもの（賃金・物価による改定率分）にとどめ、年金額の改定率は0%とする。もし仮に同スライドを完全に実施した場合、同改定率はマイナスとなり、年金受給額は引き下げられることになるが、そこまでの調整は行わないことになっている。マクロ経済スライドに関する以上のルールを厚生労働省は名目下限ルールと呼んでいる。

デフレ経済の下で賃金・物価の趨勢的下落が続いてきたこと、またマクロ経済スライドによる調整は特例水準<sup>1)</sup>が解消されるまでは実施しないと決められていたことから、マクロ経済スライドによる調整は、この制度が導入された2004年度から2014年度まで一度も実施されず、2015年度になって初めて実施されることになった。このマクロ経済スライド調整の長期にわたる未実施は、現在受給世代の年金水準の高まり、年金財政の悪化、将来受給世代の年金水準の低下などの大きな問題をもたらしたが、紙幅の制約もあり、この問題については本論文ではこれ以上扱わないこととする。

### 3. 所得代替率・実質年金受給額の変動要因

次に、以上の年金受給額改定ルールを基に、新規裁定者と既裁定者のそれぞれについて、所得代替率と実質年金受給額とがどのように決まるのかみてみよう。この点については、年金受給額の改定ルールの違いから、賃金上昇率と物価上昇率との大小関係、また両者が正か負かによって異なるので、いくつかのケースに分けてみる必要がある。

#### ① 物価上昇率<賃金上昇率のケース

まず、物価上昇率<賃金上昇率のケースについ

て考えてみよう。この場合、新規裁定者の年金受給額は「賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することになっているため、現役世代の平均手取り賃金に対する比率である所得代替率は、

$$\begin{aligned} & (\text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) - \text{賃金} \\ & \text{上昇率} \\ & = -\text{マクロ経済スライド調整率}^2) \end{aligned}$$

で変動することになる。要するに、毎年マクロ経済スライド調整率の分だけ低下することになる。ただし、既に述べたように、現行ルールでは同スライド調整は全く実施されない、あるいは部分的にしか実施されない可能性がある。また、実質年金受給額は、受給額を物価でデフレートしたものであるから、新規裁定者のそれは、

$$(\text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) - \text{物価} \\ \text{上昇率}$$

同じことであるが、

$$(\text{賃金上昇率} - \text{物価上昇率}) - \text{マクロ経済スライド} \\ \text{調整率}$$

すなわち、

$$\text{実質賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}$$

で変動することになる。したがって、実質賃金上昇率がマクロ経済スライド調整率を上回れば増加し、逆に下回れば減少することになる。ただし、先にも述べたとおり、現行ルールではマクロ経済スライドは全く実施されないか部分的にしか実施されない可能性がある。

次に、同じく物価上昇率<賃金上昇率の領域で、既裁定者の所得代替率及び実質年金受給額がどのように決まるのかみてみよう。この領域では、既裁定者の年金受給額は「物価上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することから、所得代替率は、

(物価上昇率－マクロ経済スライド調整率)－賃金  
上昇率

同じことであるが、

(物価上昇率－賃金上昇率)－マクロ経済スライド  
調整率

すなわち、

－実質賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することになる。実質賃金上昇はこの領域  
ではプラスの値をとることから、所得代替率は必  
ず低下する。また、既裁定者の実質年金受給額は、

(物価上昇率－マクロ経済スライド調整率)－物価  
上昇率

すなわち、「－マクロ経済スライド調整率」で変動  
することになる。したがって、この領域ではマク  
ロ経済スライド調整が部分的にでも実施されれば、  
実質年金受給額は減少し、同スライドが全く実施  
されなければ変化しないことになる。

## ② 賃金上昇率<物価上昇率のケース

賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合は、両変  
数が正か負かによって三つのケースに分けること  
ができる。

### ②－a $0 < \text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率}$ のケース

新規裁定者、既裁定者ともに、年金受給額は、  
賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することから、両裁定者とも所得代替率は  
「－マクロ経済スライド調整率」で、また実質年金  
受給額は、

実質賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することになる。

### ②－b 賃金上昇率<0<物価上昇率のケース

年金受給額は、新規裁定者、既裁定者ともに  
「0%－マクロ経済スライド調整率」、すなわち「－  
マクロ経済スライド調整率」で変動する。したがっ  
て、所得代替率は「－賃金上昇率－マクロ経済ス  
ライド調整率」で、また実質年金受給額は「－物  
価上昇率－マクロ経済スライド調整率」で変動す  
ることになる。

### ②－c 賃金上昇率<物価上昇率<0のケース

年金受給額は新規裁定者、既裁定者ともに「物  
価上昇率－マクロ経済スライド調整率」で裁定さ  
れることから、所得代替率は「－実質賃金上昇率  
－マクロ経済スライド調整率」で、また実質年金  
受給額は「－マクロ経済スライド調整率」で変動  
することになる。

以上、賃金上昇率と物価上昇率との大小関係、  
さらには両変数が正か負かによって4つのケー  
スに分けて、新規裁定者、既裁定者別に所得代替率、  
実質年金受給額がどのように決まるのかをみてき  
た。この結果をまとめたのが表1である。この表  
から明らかなように、実質賃金上昇率の高まりは  
財政の持続可能性の観点からも、また年金受給額  
の十分性の観点からも望ましい。なぜなら、実質  
賃金上昇率はいくつかの領域でマイナスの符号と  
ともに所得代替率の項に入っており、また別のい  
くつかの領域でプラスの符号とともに実質年金受  
給額の項に入っているからである。なお、既に何  
度も述べたように、現行の名目下限ルールの下で  
は、マクロ経済スライドが全く実施されない、あ  
るいは部分的にしか実施されないことがある点に  
は留意する必要がある。

**表1 所得代替率と実質年金受給額の変動要因**

① 物価上昇率<賃金上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率

②-a 0<賃金上昇率<物価上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率

②-b 賃金上昇率<0<物価上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-物価上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-物価上昇率-マクロ経済スライド調整率

②-c 賃金上昇率<物価上昇率<0のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率

(出所) 現行の年金受給額改定ルールを基に筆者作成。

(注) 現行名目下限ルールの下では、マクロ経済スライドは、ケース①では全く実施されない、あるいは部分的にしか実施されない可能性があり、ケース②-aでは部分的にしか実施されない可能性があり、ケース②-b及び②-cでは実施されない。

**4. 2014年財政検証が前提とする賃金・物価上昇率**

2014年財政検証では経済前提に関して複数のケースを設定している。各ケースにおける賃金・物価上昇率は表2のとおりである。

**表2 賃金・物価・実質賃金に関する想定**

(単位：%)

	2014年～2023年(年平均)			2024年～(毎年)		
	賃金上昇率	物価上昇率	実質賃金上昇率	賃金上昇率	物価上昇率	実質賃金上昇率
ケースA	3.3	2.2	1.1	4.3	2.0	2.3
ケースB				3.9	1.8	2.1
ケースC				3.4	1.6	1.8
ケースD				3.0	1.4	1.6
ケースE				2.5	1.2	1.3
ケースF	2.4	1.6	0.8	2.5	1.2	1.3
ケースG				1.9	0.9	1.0
ケースH				1.3	0.6	0.7

(出所) 参考文献[1]を基に筆者作成。

(注) 2014年～2023年については、年によって前提とされる賃金・物価上昇率は異なるが、ここでは10年間の年平均上昇率を示している。他方、2024年以降については毎年同じ賃金・物価上昇率が想定されている。

この表から明らかなように、2014年財政検証ではすべてのケースで、

0<物価上昇率<賃金上昇率

が想定されている。次に、2014年財政検証におけるマクロ経済スライド調整率に関する想定は以下の表3のようになっている。

表3 マクロ経済スライド調整率に関する想定

(単位：%)

	2015年度～ 2024年度 (平均)	2025年度～ 2034年度 (平均)
ケースA～ケースE	1.0	1.1
ケースF～ケースH	1.1	1.2

(出所) 参考文献 [1] を基に筆者作成。

ここからみてとれるように、多くのケースで、

マクロ経済スライド調整率 ≤ 実質賃金上昇率

あるいは、同じことであるが、

マクロ経済スライド調整率 ≤ 賃金上昇率 - 物価上昇率

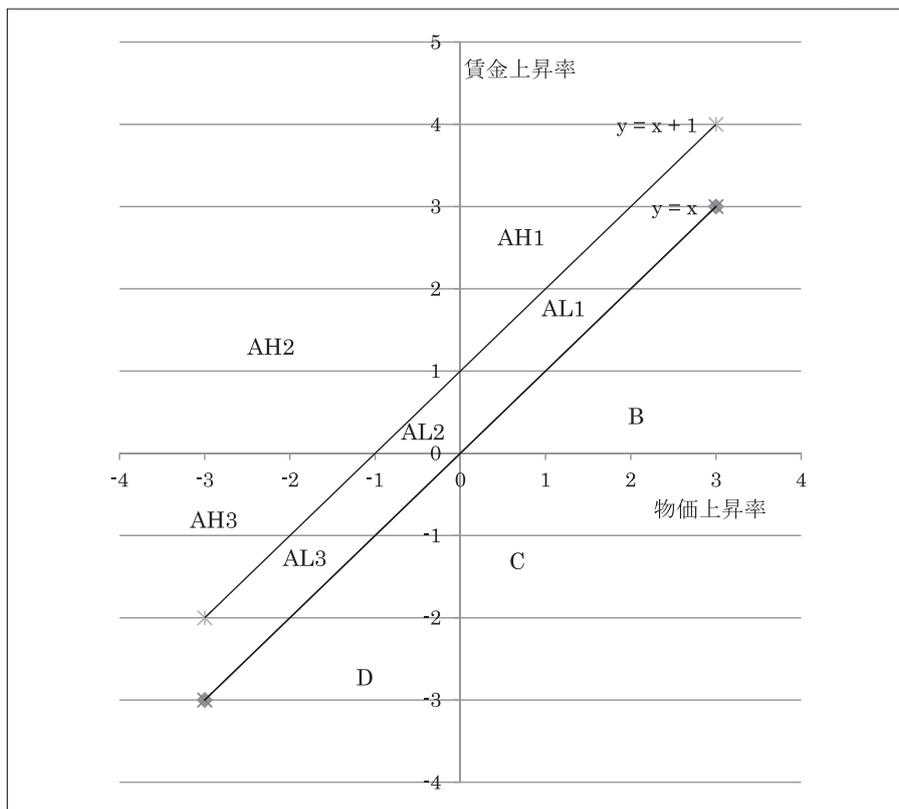
が満たされている。すなわち、図1の上では、AH1の領域にあると想定されている。この領域に入らないのは、短・中期(2014年～2023年)のケー

スF～Hと長期(2024年～)のケースG～Hのみである。

AH1の領域を想定することによって、所得代替率と実質年金受給額は経年的にどのように変化するのであろうか。この点については、表1の①からも明らかなように、所得代替率は裁定を受ける前も後も低下するものの、裁定を受けるまでは実質年金受給額は増加するという極めて好都合な結果が導き出される。例えば、AH1の領域で最も条件の厳しいケースであるケースEについてみると、厚生年金の標準的な夫婦の新規裁定時の実質年金受給額(2014年度価格)は2014年度21.8万円、2024年度22.2万円、2034年度23.6万円、2044年度24.7万円と順調に増加していく。ただし、AH1の領域にあったとしても、ひとたび裁定を受けた後は、実質年金受給額は減少することになる。所得代替率についても、既裁定者のそれが「-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することから、既裁定者についてはマクロ経済スライドによる調整以上の財政健全化が実現する。

図1 2014年財政検証が想定する賃金・物価上昇率

(単位：%)



(出所) 参考文献 [1] を基に筆者作成。

(注) この図では、簡単化のためにマクロ経済スライド調整率を1.0%と仮定している。

仮に実質賃金上昇率が正であるが、マクロ経済スライド調整率を下回り、図1のAL1の領域にあったとするとどうなるであろうか。この場合も裁定を受ける前も後も所得代替率は低下し、また既裁定者の実質年金受給額は減少する。AH1の領域と大きく異なるのは、新規裁定者の実質年金受給額も経年的に減少することである。したがって、実質年金受給額は裁定前も裁定後も減少を続けることになる。例えばケースGについてみると、先ほどと同じ厚生年金の標準的な夫婦の新規裁定時の実質年金受給額（2014年度価格）は2014年度21.8万円、2024年度21.2万円、2034年度21.1万円、2044年度21.0万円と減少していく。

既にみたように、2014年財政検証では多くのケースで賃金・物価上昇率がAH1の領域にあることを想定している。実はそれだけではなく、賃金・物価上昇率が更に厳しい条件を満たすことを多くのケースで想定している。それは、

物価上昇率 > マクロ経済スライド調整率

という条件である。AH1の領域では、

賃金上昇率 > 物価上昇率 + マクロ経済スライド調整率

が成り立っていることから、以上の二つの式がともに成立している領域では、

賃金上昇率 > 2 × マクロ経済スライド調整率

も成立することになる。図1でみると、AH1の中でさらに

物価上昇率 > 1（図1の仮定するマクロ経済スライド調整率）

を満たしたより狭い領域であり、2014年財政検証の短・中期ケースA～E、長期のケースA～Fがこの領域に入っている。これらのケースでは賃金・物価上昇率がこの狭い領域に入ることにより、現行名目下限ルールの下でも、新規裁定者、既裁定

者ともにマクロ経済スライドがフルに実施されることになる。これにより所得代替率は経年的に着実に低下することから、マクロ経済スライドによる調整が早期に終了する。ケースEではマクロ経済スライドによる調整は2043年度に終了する。これに対し、前述したケースGでは、同スライドによる調整は、仮に所得代替率が50%を下回っても機械的に継続する場合、2058年度まで続くことになる。さらにケースHとなると、機械的に同スライドによる調整を続けた場合、国民年金の積立金は2055年度に枯渇する。

こうしてみたように、2014年財政検証では多くのケースで賃金・物価上昇率についてAH1の中の更に狭い領域を想定することにより、所得代替率の着実な低下と新規裁定者の実質年金受給額の増加とが両立可能となっている。

## 5. 近年の賃金・物価動向

しかし、近年の賃金・物価上昇率の推移をみると、こうした想定とはかけ離れている。表4は過去10年の推移をみたものである。10年間の平均は、賃金上昇率が△0.4%、物価上昇率が0.2%となっている。また、賃金上昇率は全ての年で物価上昇率を下回っている。

表4 近年の賃金・物価上昇率

（単位：%）

年	賃金 上昇率	物価 上昇率	年	賃金 上昇率	物価 上昇率
2005	△0.4	△0.3	2010	△2.2	△0.7
2006	0.0	0.3	2011	△1.6	△0.3
2007	△0.4	0.0	2012	△0.6	0.0
2008	0.9	1.4	2013	0.3	0.4
2009	△2.6	△1.4	2014	2.3	2.7

（出所）厚生労働省年金局「年金額の改定（スライド）の在り方」（平成26年10月15日）、同「平成27年度の年金額改定について」（平成27年1月30日）及び総務省「消費者物価指数」を基に筆者作成。

これらの実績を図1に即してみると、賃金・物価上昇率がともに正（またはゼロ）であるBの領域にあったのが4回、ともに負（またはゼロ）であるDの領域にあったのが6回である。2014年財

政検証が想定する、

賃金上昇率 > 物価上昇率

は少なくとも過去10年は成立しておらず、ましてや

賃金上昇率 > 物価上昇率 + マクロ経済スライド調整率

という姿からはほど遠い実状にある。

また、物価上昇率がマクロ経済スライド調整率を上回ったのも、世界的な一次産品価格高騰の影響を受けた2008年と、消費税増税の影響が大きかった2014年のみである。

確かに過去10年の日本はデフレの真ただ中であり、これからも同じような賃金・物価動向が継続すると想定することは適切ではないであろう。今後、経済成長の高まりなどにより、賃金・物価上昇率についても、また両者の差である実質賃金上昇率についても、2014年財政検証が想定するような方向に変化していくことが期待されるが、どこまで実現されるか予断を許さない。特に、ここ10年マイナスが続いている実質賃金上昇率が継続的にマクロ経済スライド調整率を上回るの容易ではない。

以上みてきたように、2014年財政検証では、多くのケースで高い賃金・物価上昇率と高い実質賃金上昇率の両方を想定することにより、名目下限ルールの下でも年金財政の健全性と年金受給額の十分性の双方をかなりの程度満たすことが可能となっている。仮にこれらの想定が崩れると、2014年財政検証の描くような好都合な結果は得られなくなる。

## 6. 政策的含意

高い実質賃金上昇率を実現するためには高い労働生産性上昇率が必要であることは言うを待たない。結局のところ、公的年金制度の将来のためにも、実物面における労働生産性向上と名目面における賃金・物価の適度な上昇という、いわばマク

ロ経済政策の基本的目標の実現が不可欠であることが本稿の分析から明らかとなった。

また、現行名目下限ルールの下では、

賃金上昇率  $\geq$  マクロ経済スライド調整率

物価上昇率  $\geq$  マクロ経済スライド調整率

の双方が成立してはじめてマクロ経済スライドは完全に実施される。したがって、それ以外の領域では財政の健全性がその分損なわれることになる。こうした観点からも名目下限ルールは一刻も早く撤廃すべきであろう。

## おわりに

2014年財政検証の諸前提については、これまで多くの識者・論者が年金基金の運用利回りの高さや賃金・物価上昇率の高さを問題視してきた。本稿では、単に賃金・物価上昇率が高いという一般論にとどまらず、まず賃金・物価・実質賃金上昇率及びマクロ経済スライド調整率の4つの変数に関し2014年財政検証がどのような想定を置いているのかを整理した。その上で、同検証が想定する狭い領域においてのみ、年金制度の将来について相当健全な姿を描くことが可能である点を明確に示した。また、年金制度を評価する際に用いる指標として、従来の所得代替率に加え、実質年金受給額という指標を採用することが有益であることを明らかにした。

## 参考文献

- [1] 厚生労働省 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し－平成26年財政検証結果－』 2014年6月3日。
- [2] 厚生労働省 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－』 2014年6月3日。

[3] 厚生労働省 『平成26年財政検証関連資料』  
2014年6月27日。

[4] Mitsuo Hosen “Japan’s Public Pension: The  
Great Vulnerability to Deflation” 内閣府経済  
社会総合研究所ディスカッション・ペーパー  
2010年11月。

- 
- <sup>1)</sup> 1999年から2001年まで3年連続で物価が下落し、物価  
スライドにより年金額を本来引き下げるはずであった  
にもかかわらず、特例法により年金額は据え置かれた。  
この本来よりも高い水準の年金額を特例水準の年金額  
と呼ぶ。その後も趨勢的なデフレが継続したことなど  
により、特例水準は2014年度まで続いた。
- <sup>2)</sup> 正確には  $(1 + \text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) / (1 + \text{賃金上昇率}) - 1 = -\text{マクロ経済スライド調整率} / (1 + \text{賃金上昇率})$  となるが、近年の日本では賃金上昇率は1と比べて無視しうるほど小さい正または負の数字であることから、近似的にこのように表している。以下でも同様の理由から近似式を用いる。



# 国際刑事裁判所の対象犯罪拡大の可能性とテロリズム

—テロリズムの追加に関するオランダ改正案に注目して—

安藤 貴世

Takayo ANDO. The Possibility of Expanding Jurisdiction Ratione Materiae of the International Criminal Court and Terrorism —Focusing on the Proposal for Amendments Regarding the Addition of the Crime of Terrorism Submitted by the Netherlands—. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.25 – 36.

The Final Act of the Rome Conference, which was adopted together with the Statute of the International Criminal Court (the Rome Statute) in 1998, recommends in Resolution E that a Review Conference consider the crime of terrorism with a view to arriving at an acceptable definition and its inclusion in the list of crimes within the jurisdiction of the Court. Although the Netherlands submitted the proposal for amendments to the Rome Statute to include the crime of terrorism in the list of crimes over which the International Criminal Court (ICC) has jurisdiction, it was not discussed at the first Review Conference held in 2010.

This paper aims to clarify the discussion about terrorism after the establishment of the ICC, focusing in particular on the proposal submitted by the Netherlands by examining the Report of the Bureau on the Review Conference, the Report of the Working Group on the Review Conference and the Report of the Working Group on Amendments.

The analysis found that the effectiveness of the Review Conference was considered most important and the Conference should focus on strengthening the role of the ICC, so the proposal submitted by the Netherlands was rejected from the subject for discussion of the Conference. Most States thought the discussion about terrorism would not find broad agreement and acceptability as the United Nations has long been discussing the draft of a comprehensive convention on international terrorism and they also pointed out that terrorism would raise political sensitivities. In addition, there was disagreement between the Netherlands and other States about whether terrorism is one of “the most serious crimes of international concern” or not.

## 1. はじめに

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロは世界中に大きな衝撃を与え、改めてテロリズムの脅威が国際社会において認識されることとなった。それから約1年後の2002年7月1日に、国際刑事裁判所規程(1998年採択、以下、ICC規程)が発効し、個人の国際犯罪を訴追する史上初の常設的な国際刑事法廷たる国際刑事裁判所(the International Criminal Court、以下、ICC)が設立された。ICCが本格的に活動を開始したのは2003年であるが、ICCが管轄権を行使する対象犯罪は、ICC規程第5条によれば「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定」されている。具体的には同条において、集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪の4つが挙げられて

おり、これら4犯罪は一般的にコア・クライムと称される。このうち侵略犯罪に関しては、ICC規程が採択された1998年のローマ外交会議(以下、ローマ会議)では定義が決定されず、ICC規程第5条第2項において、侵略犯罪の定義および管轄権行使要件が採択された後にICCは同犯罪に対し管轄権を行使する旨規定されたが、2010年に開催された第1回ICC規程検討会議においてようやく定義が合意に達し<sup>1</sup>、侵略犯罪に対するICCの管轄権行使要件も定められることとなった<sup>2</sup>。

対してICC規程の起草過程当初はICCの対象犯罪として挙げられていたものの、ローマ会議等における議論の結果、結局対象犯罪のリストから除外されたものに多数国間条約の違反行為、すなわち条約犯罪がある。条約犯罪の例としては、テロリズムや麻薬等の不正取引が挙げられるが<sup>3</sup>、こ

れらについては、ICCの管轄権行使の対象としてICC規程第5条に規定されなかったものの、1998年にICC規程とともに採択された最終文書（the Final Act）において、今後の検討会議において議論すべきと勧告されている点が注目される。先述のとおり、折しもICC規程が採択された後、2001年9月に米国同時多発テロが発生し、改めてテロリズムの脅威が認識されることとなり、学界における議論の場でもテロリズム抑止の方法の1つとして、テロリズムを国際刑事裁判所の対象犯罪に含めるべきとの議論が活発に行われるようになった<sup>4</sup>。

こうした点を念頭に、本稿では、ICCの対象犯罪がコア・クライム以外の犯罪に拡大される可能性について、特にテロリズムに焦点を当て、第1回ICC規程検討会議に係る作業部会やその後に設置された作業部会などにおける議論を手掛かりに検討を行う。本稿の構成は以下のとおりである。まず第2章では、ICC規程発効後のテロリズムに関する議論について、特にICCの対象犯罪拡大の可能性という観点から先行研究を整理する。第3章では、ICC規程の改正手続および第1回検討会議について概観するとともに、第1回検討会議に際して提出された、テロリズムをICCの対象犯罪に追加すべきとするオランダによる改正案について概要を述べる。第4章では、ICC規程の発効以降、テロリズムがICCの対象犯罪に追加される可能性をめぐって如何なる議論がなされたかについて、オランダ改正案に関する議論を中心に、各作業部会に係る一次資料に基づき検討を行う。第5章は結論である。

## 2. 先行研究

2010年に開催された第1回検討会議に関する研究は非常に多いものの、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとするオランダによる改正案は同会議の検討議題として採択されなかったため、オランダ改正案そのものに対する研究は殆ど見出されない。そうした中で、特に検討会議開催前の論稿に、テロリズムに関する改正に言及するものが見出される。

東澤教授は、ICC規程の改正手続について詳述したうえで、1998年の最終文書において言及されているという点から、検討会議の対象となりうる事項としてテロリズムと麻薬犯罪を挙げつつ、両犯罪の定義に関する論議がその後の締約国会議でも深められているわけではなく、短期間の検討会議において広範な合意を形成することは実際には困難であろうと指摘する<sup>5</sup>。また稲角教授による論稿は、検討会議開催に際して各国から提出された改正案のうち、検討会議で取り上げられることが決定した諸改正案について詳細に解説するものであるが、テロリズムに関するオランダ改正案についても概要が述べられている<sup>6</sup>。

Clarkによる一連の研究は、第1回検討会議の動向を詳細に追ったものである。特に2009年の論稿は、検討会議で議論されることが決定した議題について概要を述べつつ、そこから漏れた改正案として、テロリズムに関するオランダ改正案および薬物取引に関するトリニダードトバゴ改正案に言及している。Clarkは、大国の殆どは、これらの分野における現時点での刑事司法レジーム、すなわち、関連条約における抑止義務と国内レベルにおける訴追に満足している一方で、小国はこうした案件を付託できる国際的な手続を望んでいるとし、議論は第1回検討会議以降、継続するだろうと指摘している<sup>7</sup>。さらにvan der Vyverは、オランダ改正案は、2010年の検討会議の議題とならなかったものの、その代わりに締約国会議により設立された改正に関する作業部会において検討されるとの旨言及している<sup>8</sup>。

また、ICCにおいてテロリズムを訴追する可能性について、手続的な側面と実体法の観点から論じたものとしてCohenによる研究がある。Cohenは、テロリズムは2010年の検討会議の議題に含まれず、同会議の公式議事録は一度も「テロリズム」について言及していないと指摘したうえで<sup>9</sup>、ICCがテロリズムに対し管轄権を行使できる方法として、第一に、ICC規程第5条の5つ目の対象犯罪として導入する、第二に、人道に対する犯罪といったICCの既存の対象犯罪にテロリズムが含まれると解釈するという2つを挙げ、前者の場合は定義が必要であるが、後者の場合は政治的問題と条約

解釈の問題が生ずるため、前者の方が望ましいと述べている<sup>10</sup>。こうした点について論じた論稿は他にもあり、例えばBoisterは、テロリズムをはじめとする条約犯罪がICCの対象犯罪となり得る可能性について、コア・クライムのように直接的に刑事責任が問われる慣習法上の国際犯罪へと変化するか、既存のコア・クライムに包含されるかという方法を挙げつつ、実際は法的にも実務上も困難であるため、地域レベルで協力するか国内刑法を適用するトランスナショナルな刑事裁判所を設立するのが望ましいとしている<sup>11</sup>。

このように、特に第1回検討会議開催以前の論稿にはテロリズムが議題となる可能性について指摘するものもあり、またテロリズムを実際にICCの対象犯罪とする際の手続き的可能性について論じた論稿もあるが、テロリズムをICCの対象犯罪とすることを提案したオランダ改正案が如何なる理由で第1回検討会議の議題から除外されたのか、第1回検討会議以降、同改正案に関し如何なる議論がなされたのか、という点については先行研究からは十分に明らかとはならない。従って、以下においてこうした点を明らかにすることにより、なぜローマ会議に続いて、テロリズムがICCの対象犯罪となる可能性が再び消滅したのかについて検討することとしたい。

### 3. ICC 規程の改正手続とオランダ改正案

#### (1) ICC 規程最終文書と第1回ICC 規程検討会議

1998年のローマ会議においてICC規程と同時に採択されたICC規程最終文書は、決議EにおいてICCの対象犯罪から除外されたテロリズム犯罪と薬物犯罪に関して言及する。このうちテロリズムに関しては、「誰により、いつ行われようとも、その形態、方法、動機に関わらず、テロリズム行為が国際共同体の関心事たる重大な犯罪であることを認識する」としたうえで、「裁判所の管轄権に含まし得る一般的に受容されたテロリズム犯罪の定義が無い」として、「規程第123条に従って、テロリズム犯罪の受容され得る定義と、それが裁判所の管轄権に服する犯罪のリストに含まれることに到達することを目指して、検討会議が当該犯罪

について検討することを勧告する」としている<sup>12</sup>。なお、ICC規程第123条は、「国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後7年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第5条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。」と規定しており、これは、ICCの対象犯罪を列挙する第5条を初めとするICC規程の条文に関して、同規程の発効後7年目に検討会議を開催し、その改正について審議できることを要旨とするものである。さらに同条第2項は、その後いつでも、締約国からの要請により、国連事務総長は締約国の過半数による承認を得て検討会議を招集できる旨規定している<sup>13</sup>。

この第123条に基づき、2010年5月～6月にウガンダの首都カンパラ近郊にて第1回ICC規程検討会議が開催された。同会議では、2009年の第8回ICC締約国会議において採択された決議6に従って、3つの改正案について議論が行われるとともに、国際刑事司法に関する現状分析作業（ストック・テーキング）が行われた<sup>14</sup>。3つの改正案とは、ICC規程第124条を削除する提案<sup>15</sup>、侵略犯罪に対するリヒテンシュタイン改正案<sup>16</sup>、ベルギー他18カ国により提出されたICC規程第8条第2項(e)の改正案<sup>17</sup>を指す。なおこれら以外にも、後述するテロリズムに関するオランダ改正案をはじめ、締約国は規程発効後7年経過した後、改正を提案することができるとするICC規程第121条第1項に基づき、各国から改正案が提出されたが<sup>18</sup>、これらの諸改正案は検討会議の議題から漏れ、先述の決議6により設立が決定した改正に関する作業部会において引き続き検討されることとなった<sup>19</sup>。

#### (2) オランダ改正案の概要

オランダは2009年9月11日に、検討会議前に開催された非公式会合の場において「ICC規程にテロリズム犯罪を含める」という非公式提案を提出しており<sup>20</sup>、さらに、ICC規程第121条第1項に従って、同年9月29日に正式な改正案を国連事務総長に提出した<sup>21</sup>。

改正案の提出にあたって、オランダは以下のような見解を示している<sup>22</sup>。まずオランダは、2010年5～6月に開催される第1回ICC規程検討会議は、国際社会に対し、地球規模で正義と法の支配をさらに前進させる唯一の機会を提供するとして、ICCが管轄権を有する犯罪のリストにテロリズム犯罪を含めることを検討すべき時が来たとしている。次にオランダは、テロリズム犯罪の性質について、21世紀において世界が直面している最大の、そして最も挑戦的な脅威の1つであり、誰によりどこで行われようとも、その形態、方法、動機がいかなるものであれ、国際の平和と安全に対する最も重大な脅威の1つを構成し、国際社会の関心事たる重大な犯罪であると指摘する。同時に、国家がテロリズム犯罪を捜査・訴追したがない又はできない場合に、テロリズムが不処罰に付されることがしばしば発生するとし、それゆえに、国際社会の関心事たる最も重大な犯罪を訴追するために設立されたICCの役割が必要とされると主張する。また、テロリズム犯罪をICC規程に含めるべきとの提案は、対テロリズム手段を強化することを意図しているとも述べている<sup>23</sup>。

さらにオランダは、1998年のローマ会議において採択された最終文書決議Eに触れ、ICCの管轄権に含めるために一般的に受容され得るテロリズム犯罪の定義が合意されていないという同決議における遺憾の意に関し、今日も依然としてその状況が続いているとしつつも、定義に関する合意の欠如を克服するための一層の努力を行わなければならないと、同時に、ICCの管轄権にテロリズム犯罪を規定上含める準備をし始めるべきであるとする。なおオランダは、テロリズムに関する普遍的に合意された定義がないという事実は、当該犯罪に対しICCが管轄権を有しない根拠となるべきではないとも主張している<sup>24</sup>。

以上を踏まえオランダが提示する改正案とは、テロリズムの一般的に受容され得る定義が無いことに鑑み、侵略犯罪に対してICC規程が採用したものと同様のアプローチ、すなわち、規程第5条第1項の対象犯罪リストにテロリズムを含めつつ、同時に次項において、その定義と管轄権行使の要件が合意されるまで当該犯罪に対する管轄権の行

使を延期する旨規定するというものである<sup>25</sup>。具体的には、オランダ改正案は下記のように第5条を変更することを提案する（下線は追加部分を示す）<sup>26</sup>。

#### 第5条 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪

1. 裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害犯罪
- (b) 人道に対する犯罪
- (c) 戦争犯罪
- (d) 侵略犯罪
- (e) テロリズム犯罪

2. 第121条及び第123条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。

3. 第121条及び第123条の規定に従い、テロリズム犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。

## 4. オランダ改正案をめぐる議論

### (1) 議論のフォーラム

テロリズムをICCの対象犯罪に追加する旨提案するオランダ改正案をめぐる議論が行われた場としては、以下のフォーラムが挙げられる。まず2009年に6回にわたり、「検討会議に関する事務局作業部会」（以下、事務局作業部会）の非公式会合がニューヨークで開催され、その検討結果として「検討会議に関する事務局報告書」（以下、事務局報告書）が同年11月15日付で提出されている<sup>27</sup>。また、第8回ICC締約国会議（2009年11月）において「検討会議に関する作業部会」（以下、検討会議作業部会）が設置され、同作業部会は、締約国会議の期間内に7回の会合を開催し、その成果と

して「検討会議に関する作業部会報告書」（以下、検討会議作業部会報告書）が提出された<sup>28</sup>。さらに既述のとおり、第8回締約国会議にて採択された決議6において、第1回検討会議で扱われる3つの改正案が列挙されるとともに、同会議の議題から漏れたオランダ改正案をはじめとする諸改正案を検討するため、「改正に関する作業部会」（以下、改正作業部会）を設立することが決定された。同作業部会は2011年以降毎年開催されており、その議論の概要について記した「改正に関する作業部会報告書」（以下、改正作業部会報告書）が開催年ごとに出されている。

以下では、上記に挙げた事務局報告書、検討会議作業部会報告書、改正作業部会報告書を手掛かりに、検討会議の前と後に分けて、オランダ改正案をめぐる議論について検討を行う。

## （2） 検討会議前の議論

ICC 規程発効以降のテロリズムをめぐる議論としては、第1回検討会議においてテロリズムの追加について議論すべきか、つまりオランダ改正案を同会議の議題として取り上げるか否かという点が焦点として挙げられる。検討会議前に開催された作業部会においては、テロリズムの問題はきちんと評価されるべきであるとして、その重要性を明確に認める意見や<sup>29</sup>、テロリズムを非難する見解<sup>30</sup>、オランダ改正案は更なる検討に値するとする見解<sup>31</sup>などが示されたものの、基本的にオランダ改正案を検討会議の議題とすることに對し否定的な見解が中心を占めた。

### ① 議題の選定において重視・考慮された点

第7回ICC 締約国会議の再開会合（2009年1、2月）の公式議事録Annex IIIには、検討会議の範囲に関するノン・ペーパーが収録されている。それによれば、検討会議に先立って準備が必要な論点のうち、ICC 規程およびローマ会議最終文書から齎される必須の論点として、①規程第124条、②侵略犯罪、③最終文書決議Eに基づくテロリズム犯罪と薬物犯罪の検討、という3点が挙げられているもの<sup>32</sup>、第1回検討会議開催前に作成・提出された事務局報告書および検討会議作業部会報

告書の検討から、第1回検討会議で取り上げるべき議題の選定に当たっては、特に以下の3つの点が重視ないし考慮されたことが明らかとなる。

第一に、第1回検討会議で扱う議題の選定に当たり特に重視されたのが、最初の検討会議に掛かる負担を極力小さくする、すなわち会議の効率化という点である。たとえば検討会議作業部会報告書によれば、すべての改正案が公正かつ平等な扱いを受けるべきとの見解があったとしつつも、検討会議の作業や議事に負担を掛けるのを避ける必要があるため、提案された改正案を精査すべきとの意見が出されたとしている<sup>33</sup>。このように、検討会議に負担を掛けることを避けるべきであるという観点から、その原因となり得る一般的支持を得ていない改正案を排除し、受容され得る可能性が高い論点に検討会議の時間を費やすべきであるとの見解が事務局報告書において示されており<sup>34</sup>、この点は検討会議作業部会報告書においても確認されている<sup>35</sup>。なお、ここでいうところの「受容され得る可能性が高い」論点とはすなわち、すでにコンセンサスを得ているものや、非常に広範な支持を得ている改正案を指す<sup>36</sup>。さらに、事務局作業部会において、検討会議での検討に時間を割くべき改正案の1つとして、長時間にわたり十分な議論の対象となっており優先度が高いものという指摘がなされているが<sup>37</sup>、これも第1回検討会議の効率化を促進し、会議への負荷を極力掛けないという方針に則ったものと言えよう。

議題の選定に当たり重視された第二の点として挙げられるのが、第1回検討会議においてはまず、まだ設立されて間もないICCの強化に重点を置くべきとの配慮である。この点に関しては、ICCの一通りの手続きが完了していないため、ICCの管轄権を拡大することを考えるよりも、ICCの現時点での任務の実効性を確保することに集中すべきであるという意見や<sup>38</sup>、第1回検討会議は、ローマ規程の普遍性を高めるといった点を含め、国際刑事司法において裁判所（ICC）の役割を強化することに焦点を当てるべきであるとの意見が事務局報告書において見出される<sup>39</sup>。

さらに三点目として、第1回検討会議以降も改正案が提出可能であるという点が挙げられる。た

例えば事務局作業部会では、ICC規程の改正案は、将来の締約国会議や検討会議において常に付され得ることから、各国代表は自らの改正案が2010年の検討会議において真に検討に値するか若しくは検討を要するののかという問題について真剣に考えるべきとの提案がなされている<sup>40</sup>。具体的には、第1回締約国会議で検討されなかった改正案は、規程第121条にあるとおりフォローアップの対象となり、締約国会議の以後の会期において検討され得るので、今回の検討会議が規程を改正する最後の機会であるというわけではないとの旨、検討会議作業部会においても確認されている<sup>41</sup>。

## ② オランダ改正案が除外された理由

検討会議の議題選定に際して特に重視・考慮された上記の3点に鑑み、オランダ改正案が第1回検討会議の議題から除外された理由が明らかとなる。

第一の点、すなわち、検討会議への負担の軽減という観点から、受容され得る可能性・優先度が高い論点を議題とすべきという点に関しては、以下のようなテロリズムに特有の事情や性質から、テロリズムはその基準を満たしていないと言える。まず最大の要因として挙げられるのが、依然としてテロリズムの定義が合意に達しておらず、且つ、国連における包括的テロリズム防止条約（以下、包括的テロ条約）の起草作業の場で、定義に関する議論が今もなお行われているという事情である。たとえば事務局作業部会では、国連は数年来、包括的テロ条約の草案を検討しているが、鍵となる規定に関して交渉が長引いていることは、テロリズムの定義とテロリズムに相当する行為を犯罪化する範囲に関して広範な合意を得ることが困難であることを反映しているとして、こうした交渉状況に鑑み、検討会議においてそうした議論を行うことは適切ではないとの指摘がなされている<sup>42</sup>。同様に検討会議作業部会においても、オランダ改正案を前にして、現在国連で行われているテロリズムの定義に関する作業の複雑さが想起され、決議6により設立が提案された改正作業部会も同じ困難に直面するであろうし、もしテロリズムの定義がなければ、何が同作業部会の作業の基盤とな

るのかという疑問が呈された<sup>43</sup>。なお、テロリズムの定義の問題に関しては、検討会議前の両作業部会において、そもそもテロリズムの法的定義が無い状況において同犯罪をICCの管轄権に含めることへの懸念や、そうした状況でテロリズムを含めることは時期尚早であるとの意見も示されている<sup>44</sup>。

さらに、オランダ改正案を検討会議の議題にするか否かという点に関して懸念を生じさせたのが、テロリズムの有する政治性である。事務局作業部会において、テロリズム犯罪と薬物犯罪は、検討会議において重大な政治的反応を引き起こし、更に困難な交渉を齎すであろうから、検討会議ではこれらの論点については簡潔に取り上げることが望ましく、詳細な議論を行うべきではないとの見解が示された<sup>45</sup>。同様に、検討会議作業部会においても、当該問題の政治化のリスクに鑑み、テロリズム犯罪を検討会議の議題に乗せるのがどの程度適当かにつき検討すべきことが提案されている<sup>46</sup>。以上から、包括的テロ条約の進捗状況に鑑み、テロリズムを議論の俎上に乗せることにより検討会議に多大な負担が掛かるという点のみならず、テロリズムが内包する「政治性」というテロリズムそのものの性質に対する懸念からも、同犯罪を対象犯罪に追加すべきとするオランダ改正案は、検討会議において受容される可能性が極めて低いと判断されたと言える。また、長時間にわたり十分に議論され優先度の高いものという基準に関しては、例えば侵略犯罪に対しては、ICCが発足した2002年の第1回締約国会議において「侵略犯罪に関する特別作業部会」が設置され<sup>47</sup>、2010年の第1回検討会議に至るまで毎年開催された作業部会において侵略犯罪の定義に関する議論が行われてきたことと比較した場合、テロリズムに関して果たして十分に議論がなされ、且つその優先度が高いかということ、否定せざるを得ないのは明らかである。

次に、ICCの強化に焦点を当てるべきとの第二の点に関しては、たとえば事務局作業部会において、ICCの管轄権の拡大に関し、含まれるべき新たな犯罪の重大性の問題など、特に国家間で非常に多様な見解が存在する論点については、規程に

対する普遍的支持を必ずしも高めるものではないとの懸念が各国代表から示されている<sup>48</sup>。同様に検討会議作業部会においては、検討会議に関する指摘ではないものの、締約国会議に関して、同会議はICCの普遍化を求め努力せねばならず、テロリズムに関する交渉に入ることによりICCの普遍化が妨げられ得るとの各国からの懸念が見出される<sup>49</sup>。さらにこれに関連して、ICCの機能を強化すべきとの観点から、そもそもテロリズムを対象犯罪に含めるべきではないという見解も見出される。すなわち、ICCは依然としてその任務を実現する初期段階にあり、テロリズム犯罪や薬物犯罪を含めることは裁判所への負担を大きくし、その限られた人的資源や財源を1998年のローマ会議時に合意された最も重大な犯罪に集中させることができなくなるとの懸念が事務局作業部会において示されている<sup>50</sup>。以上の議論から、依然として設立間もないICC自体を強化することに焦点を当てるべき第1回検討会議において、仮にテロリズムを議題として取り上げた場合には、ICCそのものの普遍化やICC規程への普遍的支持がむしろ妨げられるという負の効果を生み出しかねないとの判断から、オランダ改正案は検討会議の議題から退けられたと言えよう。

最後に、第1回検討会議以降も改正案が提出可能であるとの第三の点に関しては、特に、現時点で国連において包括的テロ条約の起草作業が進行中であるという事実が、オランダ改正案を第1回検討会議の議題として取り上げることへの妨げになったと言える。すなわち、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとのオランダ改正案は、国連における包括的テロ条約に関する議論の結果を考慮しつつ、近い将来に開催されるより適切な機会において検討された方が良いとの見解が事務局作業部会において示されており、同様の見解が検討会議作業部会においても見出される<sup>51</sup>。また、依然として他のフォーラムにおいて検討されている論点に関する提案は、前向きな結果を齎さないという見解も示されたが、これもテロリズムに関するオランダ改正案を指していると言える<sup>52</sup>。つまり、検討会議は今後も開催され、また改正案は毎年開催される締約国会議の場においても議論され得る

という事実が、敢えて第1回検討会議において、受容可能性・優先度が低く、現時点で他のフォーラムで審議中の論点を含むオランダ改正案を取り上げる必要はないとの判断を一層確固たるものにしたと言える。

以上から、第1回検討会議に負担を掛けず、受容可能性や優先度の高い論点であること、設立間もないICCの強化を妨げず、むしろその強化に資することという、第1回検討会議の議題選定において重視された第一および第二の基準のいずれもテロリズムは満たしておらず、さらに、国連において審議中の論点を含む改正案について敢えて第1回目の検討会議で取り上げなくとも、今後も改正案を提出し検討する場が確保されているとの考慮から、テロリズムをICCの対象犯罪に追加すべきとするオランダ改正案が第1回検討会議の議題として採択されなかったことが明らかとなる。

### ③ オランダ改正案そのものへの批判

前項では、事務局作業部会、検討会議作業部会において示された、第1回検討会議の議題選定に際して重視・考慮すべき点を手掛かりに、オランダ改正案が検討会議の議題から漏れた理由について検討を行ったが、以下では、テロリズムを対象犯罪に追加するにあたりオランダ改正案が採用した手法自体に対する批判的見解について検討する。

既述のとおりオランダ改正案は、侵略犯罪に対しICC規程が採用したものと同一方法をテロリズムにも適用することを提案するものであるが、検討会議前の2つの作業部会において、この手法自体が多く批判に晒された。第一に、ICC規程はすでに発効しているので、1998年のローマ会議時に侵略犯罪に対して採用されたアプローチを取り入れることは適切ではないというものである<sup>53</sup>。第二に、こうした手法を取った場合、テロリズムをICCの管轄権行使の対象とするには2段階のプロセスが必要になるという点である。すなわち、まずICC規程に対象犯罪としてテロリズムを含める旨改正し、続いて、テロリズムの定義に関する合意がなされたうえで再度規程を改正するという2段階に及ぶ作業は望ましくないというものである<sup>54</sup>。さらに三点目として、テロリズムの定義が

未確定であることがここでも問題とされた。すなわち、侵略犯罪に関しては国連総会決議3314において既に定義に関するコンセンサスがあるが<sup>55</sup>、テロリズムの定義に関してはそうしたものが依然として無いため、侵略犯罪に対する手法を類推適用するのは容易ではないとの指摘がなされている<sup>56</sup>。さらに、1998年のローマ会議は、非常に例外的な場合においてのみ、こうしたプレイスホルダー・アプローチ（侵略犯罪を対象犯罪の1つとして列挙し、後から定義を作成するという手法）に同意したのであり、ローマ会議の成功はある程度この妥協に依拠するとしつつ、同手法は規範とされるべきではないとも言及されている<sup>57</sup>。

以上から、前項で明らかとなった理由のみならず、テロリズムをICCの対象犯罪に追加しようとするオランダ改正案が採用した手法そのものに対しても、特に侵略犯罪と同じ手法の援用という点に関して多くの批判が寄せられており、これらの複合的な理由から、結果的に第1回検討会議の議題からオランダ改正案が除外されたことが明らかとなるのである。

### (3) 検討会議後の議論

#### ① 2011年の改正作業部会における議論

改正作業部会は、先述の第8回ICC締約国会議において採択された決議6（2009年）に基づいて、「規程第121条第1項に従って提案された改正案およびその他の改正を検討することを目的として」設立された<sup>58</sup>。さらに第9回ICC締約国会議（2010年）において採択された決議3は、事務局に対し、作業部会の手続規則やガイドラインに関する準備を行うよう求めている<sup>59</sup>。第1回改正作業部会は2011年に計3回、非公式に開催されており、ここで第1回検討会議の議題から漏れたオランダ改正案についても議論が行われた<sup>60</sup>。以下においてまず改正案全般に関して示された見解を整理したうえで、オランダ改正案に関する意見について検討する。

まず改正案全般に関しては、それらを検討する時期について2つの点から懸念が示された。第一に、ICCの管轄権拡大のタイミングに関して、ICC規程の条文は普遍的支持を得ることを目指してい

たことが想起されるとし、管轄権拡大を目指すことにより裁判所の普遍性の追求が影響を受けるかもしれないとの指摘がなされている。また、ICCが多く政治的にセンシティブな問題を扱っている時に、締約国を分離することは賢明ではないとして、新たな改正案に関する議論を始めるに当たっては慎重を期すべきことが提案された<sup>61</sup>。第二に、ICC規程の既存の規定に関してさえ、ICCに対する更なる支援と協力が求められているとして、裁判のサイクルが一巡するのを待つべきであり、新たな改正案を議論するタイミングとして相応しいかどうかという疑問が呈された<sup>62</sup>。これらは、ICC規程に対する普遍的支持を確保すべきであるとともに、裁判サイクルが未完了であるという点から、新たな改正案につき議論するタイミングに慎重になるべきとの見解であるが、こうした点を踏まえつつ、作業部会では改正案の検討に関して、改正案が国際的な関心事たる犯罪に関連するものであるか、改正案がコンセンサスを得ることができるかという2つの基準が提示された<sup>63</sup>。

2011年の改正作業部会では再度、オランダから改正案が紹介された。その際にオランダは、テロリズムに関する普遍的に同意された定義が無いことに対して議論があることは認識しているとしつつ、ICC規程にテロリズム犯罪を含める準備を開始することは可能であると主張している<sup>64</sup>。しかしながら、同作業部会においてもオランダ改正案に対して否定的見解が示された。具体的には、侵略犯罪に関しては、国家間の同意に基づき1998年のローマ会議において第5条第2項が置かれたが、こうした合意がテロリズムを含めようとする提案には存在せず、プレイスホルダー・アプローチは必ずしも最善策ではないとするもの、さらに、テロリズムを含めるには2重の批准—一般的意味での行為の刑罰化と、定義が合意に達した際の再度の批准—が必要となること、などであり、第1回検討会議前に呈された懸念と同趣旨のものである<sup>65</sup>。また、現在国連において包括的テロ条約の交渉が行われている中で、ICC規程第5条に新たに(e)号を追加する意義を疑問視する意見もあり、加えて、たとえ包括的テロ条約の交渉において定義が合意に達したとしてもICC規程にテロリ

ズム犯罪を含めることが相応しいかにつき懸念が示された<sup>66</sup>。さらに、オランダ改正案を前にして、ICCを確固たるものとする努力に焦点を当てる必要性と、普遍性への影響についても議論が行われるとともに、テロリズムによる脅威は認識されているとする一方で、国際社会はすでにこの点に関して大いに活動しており、こうした努力にICCを巻き込む意義についても疑問が呈されたのである<sup>67</sup>。

## ② オランダ改正案の取り下げ

オランダ改正案をめぐっては2011年の改正作業部会において上記のような議論が行われたものの、翌年の作業部会においては特に同案に関する議論は行われていない<sup>68</sup>。さらに2013年の作業部会は、6月5日および10月11日に非公式に開催されたが、このうち6月5日の会合において、オランダから、ICCの管轄権をテロリズム犯罪に拡張するというICC規程第5条に対する改正案にこれ以上固執しないとの旨、表明された<sup>69</sup>。したがってオランダ改正案は諸改正案のリストから取り下げられたこととなり、その後2014年の改正作業部会報告書においてもその事実が触れられるに留まっている<sup>70</sup>。

以上から、第1回検討会議前の2つの作業部会における議論と同じく、検討会議以降に設置された改正作業部会においても、テロリズムをICCの対象犯罪に新たに追加すべきとするオランダ改正案は各国からの十分な支持を得られず、そうした状況に鑑み、結局オランダは自国の改正案を改正作業部会の議論の場から取り下げたことが明らかとなったのである。

## 5. 終わりに

第1回ICC規程検討会議の準備段階で開催された2つの作業部会に関する報告書の検討を通して、検討会議の議題選定において重視された基準をオランダ改正案が満たしていないことと、テロリズムを対象犯罪に含めるためにオランダ改正案が取った「手法」そのものへの批判という2つの側面からの理由により、同案は検討会議の議題から漏れたことが明らかとなった。特に作業部会の報告書

が一貫して示していたことは、いかに第1回検討会議の効率化を図りつつ、同会議を設立間もないICCの強化に資するべきものとするかを最も重視していたという点である。そうした背景から、各国により受容される可能性が低く、却ってICCおよびICC規程の普遍性を損なう恐れのあるオランダ改正案を、ICCの強化を一層推進する貴重な機会である最初の検討会議の議題に乗せるべきではないとの判断が下されたのである。またオランダ改正案がそのようなものと認識された最大の理由は、包括的テロ条約が依然として国連において審議中であるとの事実である。すなわち、同作業の遅々として進まない進捗状況に鑑み<sup>71</sup>、仮にテロリズムを検討会議の議題とした場合、同様に相当に困難な作業が想定され、さらに第1回検討会議以降も改正案の提出・検討の機会があるという点が、同作業の終了を待ち、その結果を踏まえ議論すべきとの意見を後押ししたと言える。

また、検討会議の議題として取り上げられた侵略犯罪と、議題から除外されたテロリズムを比較した場合、そもそもICC規程が採択された時点において第5条の対象犯罪として列挙されていたか否かという大きな違いがあるが、この点に加え、検討会議の議題選定において重視された基準—検討会議における受容可能性および優先度の高さ、これまでの十分な議論の積み重ねなどを侵略犯罪がすべて満たしていたのに対し、テロリズムはいずれも満たしていない。さらに、テロリズムを追加するに当たって、ICC規程が侵略犯罪に対して採用した方法を援用するというオランダ改正案の手法そのものへの批判からも、侵略犯罪とテロリズムの違いが浮き彫りになった。他方で、オランダ改正案が検討会議の議題から除外され、さらにオランダ自身が改正作業部会において改正案を取り下げた背景には、こうした相違もさることながら、侵略犯罪とテロリズムの間には、犯罪の性質に対する各国の認識の違いが存在していたと言える。すなわち、侵略犯罪に対しては、他の3つの対象犯罪と同じく、「国際共同体の関心事である最も重大な犯罪」であるという点において各国の認識が一致していたものの、果たしてテロリズムに対して、ICCの対象犯罪としての「国際社会全

体の関心事としての重大性」という認識を各国が共有していたかという点については、否定的にならざるを得ない。換言すれば、少なくともオランダはテロリズムについて、ICCの対象犯罪たりうるほどの重大な犯罪であるという認識を有していたものの、他の国々はテロリズムの性質をそこまでのものとは捉えておらず、テロリズムに対する認識においてオランダと他の国々との間ではかなりの温度差があったと言える。実際、こうした温度差は、2001年の米国同時多発テロ発生後も、テロリズムの定義に関する議論が急速に進んだというわけではなく、ICC規程発効以降、侵略犯罪に関する議論が特別作業部会において着実に積み重ねられてきたのに対し、同じく1998年のICC規程最終文書において言及があったにもかかわらず、ICCの締約国会議などの場においてテロリズムに関する議論が高まった形跡が見られない点にも示されている。また、第1回検討会議後に設立された改正作業部会において、新たな改正案が検討対象となるには、同案が国際的な関心事たる犯罪に関連するものであるか、コンセンサスを得ることができるかという2つの基準が示されたが、特にテロリズムに関しては後者の基準もさることながら、前者の「国際的な関心事たる犯罪」であるかという点に関し積極的な賛同が得られなかったと言えよう。このことは、国内裁判所における訴追を規定する多数国間条約の締結を通し、すでに国際社会が活動を積み重ねてきたテロリズムの抑止・処罰に関して、敢えて国際的な関心事たるコア・クライムを扱うICCを「巻き込む」意義があるのかという改正作業部会において示された懸念にも表れている。

以上から、受容可能性が低くむしろICCの普遍化を妨げる論点であるということに加え、少なくともICCの議論の場における多くの国家の認識では、米国同時多発テロを経た後でも、テロリズムはICCの対象犯罪とされるほどの国際犯罪としての重大性を有さないとの点から、テロリズムは、ICC規程の起草過程に続いて、規程の採択・発効以降の議論の場においても、オランダによる提案があったにも関わらず、再び対象犯罪となる機会を失ったことが明らかとなる。

最後に、オランダ改正案は撤回されたものの、特に米国同時多発テロのような大規模テロは、ICCの対象犯罪としての人道に対する犯罪に含まし得るとの指摘が先行研究などにおいても見出される。本論点の検討は、テロリズムの個別具体的な犯罪に応じてその重大性などに違いがあるとの論点に連なるものであるが、本稿においては今後の課題として指摘するにとどめたい。

- 1 検討会議 (the Review Conference) はICC規程発効後7年目およびその後はいつでも、締約国の要請により招集される。本稿3.にて後述。
- 2 2010年の改正により追加された第15条の2は第2項において、「裁判所は、30の締約国による改正の批准又は受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についてのみ、管轄権を行使することができる。」と規定する。
- 3 ICC規程の起草過程におけるテロリズムに関する議論を検討したものとして、拙稿「国際刑事裁判所とテロリズム－国際刑事裁判所規程の起草過程におけるテロリズムの扱い－」『国際関係研究』第35巻2号、2015年、1-19頁。
- 4 Boister, Neil, “Treaty Crimes, International Criminal Court?” *New Criminal Law Review*, Vol.12 No.3, 2009, p.354.
- 5 東澤靖「ICCローマ規程の改正手続と2010年検討会議」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第8号、2008年、17頁。
- 6 稲角光恵「国際刑事裁判所 (ICC) 規程の改正案と2010年検討会議」『金沢法学』第52巻第2号、2010年、112頁。
- 7 Clark, Roger S., “The Review Conference on the Rome Statute of the International Criminal Court, Kampala, Uganda, 31 May-11 June 2010,” *Australian International Law Journal*, vol.16, 2009, p.20.
- 8 van der Vyver, Johan D., “Prosecuting Terrorism in International Tribunals,” *Emory International Law Review*, vol.24, 2010, p.540.
- 9 Cohen, Robert, “Prosecuting Terrorists at the International Criminal Court: Reevaluating an Unused Legal Tool to Combat Terrorism,” *Michigan State International Law Review*, vol.20:2, 2012, p.229.
- 10 *Ibid.*, pp.238-250. StephensもICCがテロリズムに対して管轄権を行使し得る方法としてこの2つを挙げている。Stephens, Tim, “International Criminal Law and the Response to International Terrorism,” *University of New South Wales Law Journal*, No.27 (2), 2004, p.479.
- 11 Boister, *supra* n.4, pp.354-365. テロリズムがコア・クライムに分類されるかについて検討したものとして、例えばMartinez, Lucy, “Prosecuting Terrorists at the International Criminal Court: Possibilities and Problems,” *Rutgers Law Journal*, Vol.34:1, 2002, pp.1-62. 特にテロ

- リズムが人道に対する犯罪に含まれ得るかにつき検討したものとして、例えばDi Filippo, Marcello, "Terrorist Crimes and International Co-operation: Critical Remarks on the Definition and Inclusion of Terrorism in the Category of International Crimes," *EJIL*, Vol.19, no.3, 2008, pp.564-570; Much, Christian, "The International Criminal Court (ICC) and Terrorism as an International Crime," *Michigan State Journal of International Law*, Vol.14, 2006, pp.127-129 など。
- <sup>12</sup> Resolution E, Final Act of the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, U.N. Doc. A/CONF.183/10 (July 17, 1998). 薬物犯罪についても決議Eにおいて、同様の言及がなされている。なお侵略犯罪に関しては、同文書決議Fにおいて、ICC準備委員会に対し侵略犯罪に関する定義、犯罪の構成要件、管轄権行使の要件を含む規定を準備し、検討会議に際して提案を締約国会議に提出することを求める旨が記されている。
- <sup>13</sup> なお、ICC規程の改正については別途、制度的性質を有する規定の改正に関する第122条と、それ以外の規定に関する改正手続きを規定する第121条が存在する。このうち第121条第1項は、締約国は規程の発効後7年経過した後、改正を提案することができるものと規定する。発効から7年後に対象犯罪の追加にも言及した検討会議を開催するという第123条を置きつつ、7年間は主要な改正を禁止するという第121条が規定されたのは、1998年のローマ会議におけるテロリズム及び麻薬犯罪の追加を求める勢力と、新しい制度を定着させるには時間を要するとする勢力との妥協の結果としてである。東澤前掲論文、12頁。
- <sup>14</sup> Resolution ICC-ASP/8/Res.6 (26 November 2009), paras. 3, 5, Annexes I~IV.
- <sup>15</sup> 第124条は、規程発効後7年間は戦争犯罪に対しICCの管轄権を受諾しない旨宣言できると規定する。
- <sup>16</sup> 規程第8条の2として定義を挿入した上で、第15条の2として管轄権行使の条件を定めることを提案。
- <sup>17</sup> 非国際的武力紛争における戦争犯罪について規定する第8条第2項(e)に、「毒性又は毒を施した兵器」、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物」、「人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸」の使用禁止を追加することを提案。
- <sup>18</sup> ノルウェー改正案(拘禁刑の執行施設に関する規程第103条の改正, C.N.713.2009. TREATIES-4 of 29 October 2009), メキシコ改正案(核兵器の使用を戦争犯罪として追加, C.N.725.2009. TREATIES-6 of 29 October 2009), トリニダードトバゴ改正案(麻薬の国際取引を対象犯罪として追加, C.N.737. 2009. TREATIES-9 of 29 October 2009), 南アフリカ改正案(捜査又は訴追の延期に関する規程第16条の改正, C.N.851.2009. TREATIES-10 of 30 November 2009)。
- <sup>19</sup> Resolution ICC-ASP/8/Res.6 (26 November 2009), para.4.
- <sup>20</sup> 後述する「検討会議に関する事務局作業部会」の非公式会合第4ラウンドにおいて提出。
- <sup>21</sup> C.N.723.2009. TREATIES-5 of 29 October 2009; International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eighth Session, *Report of the Bureau on the Review Conference*, ICC-ASP/8/43 (15 November 2009) (以下, ICC-ASP/8/43), para.41.
- <sup>22</sup> 以下、改正案の内容およびオランダの見解について、International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eighth Session, *Report of the Bureau on the Review Conference Addendum*, ICC-ASP/8/43/Add.1 (10 November 2009), pp.12-13, Annex IV Netherlands: Proposal of amendments (以下, ICC-ASP/8/43/Add.1, Annex IV).
- <sup>23</sup> International Criminal Court, *Official Records of the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court, Eighth session, The Hague, 18-26 November 2009*, ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, *Report of the Working Group on the Review Conference* (以下, ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II), para.41.
- <sup>24</sup> 同上。
- <sup>25</sup> さらにオランダは、テロリズムに関する議論を行うため検討会議が作業部会を設置することを提案しており、これは国連における包括的テロリズム防止条約の起草作業に介入するものではないとしている。ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.42; ICC-ASP/8/43/Add. 1, Annex IV.
- <sup>26</sup> C.N.723.2009. TREATIES-5 of 29 October 2009. オランダによれば、もし検討会議において侵略犯罪に関する合意がなされれば、その結果として、現行第5条第2項が削除されることとなり、提案した同条第3項が新たに同条第2項となる。ICC-ASP/8/43/Add. 1, Annex IV.
- <sup>27</sup> *Report of the Bureau on the Review Conference* (*supra* n.21).
- <sup>28</sup> *Report of the Working Group on the Review Conference* (*supra* n.23).
- <sup>29</sup> ICC-ASP/8/43, para.44.
- <sup>30</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.43.
- <sup>31</sup> ICC-ASP/8/43, para.45.
- <sup>32</sup> International Criminal Court, *Official Records of the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court, Seventh session (first and second resumptions), New York, 19-23 January and 9-13 February 2009*, ICC-ASP/7/20/Add.1, pp.39-40, Annex III Non-paper on the scope of the Review Conference. その他、準備が必要な論点として、ICC規程に対する他の改正の検討、国際刑事司法のストック・テーキングが挙げられている。同。
- <sup>33</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.24-25.
- <sup>34</sup> ICC-ASP/8/43, paras.21, 26.
- <sup>35</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.26.
- <sup>36</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.22, 26.

- <sup>37</sup> ICC-ASP/8/43, para.26.
- <sup>38</sup> ICC-ASP/8/43, para.29.
- <sup>39</sup> ICC-ASP/8/43, para.21.
- <sup>40</sup> ICC-ASP/8/43, para.31.
- <sup>41</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.22, 26. 事務局作業部会においても同様の見解 ICC-ASP/8/43, para.16.
- <sup>42</sup> ICC-ASP/8/43, para.20.
- <sup>43</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.44.
- <sup>44</sup> ICC-ASP/8/43, para.9; ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.43.
- <sup>45</sup> ICC-ASP, 8/43, para.17.
- <sup>46</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.46.
- <sup>47</sup> Resolution ICC-ASP/1/Res.1 (9 September 2002).
- <sup>48</sup> ICC-ASP/8/43, para.30.
- <sup>49</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.46.
- <sup>50</sup> ICC-ASP/8/43, para.16.
- <sup>51</sup> ICC-ASP/8/43, para.45; ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.50.
- <sup>52</sup> ICC-ASP/8/43, para.28.
- <sup>53</sup> ICC-ASP/8/43, para.44.
- <sup>54</sup> ICC-ASP/8/43, para.46.
- <sup>55</sup> 1974年に国連総会において採択された「侵略の定義に関する決議」(UNGA Res.3314)では、第1条において侵略の一般的な定義が規定されている。
- <sup>56</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.48.
- <sup>57</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.48-49.
- <sup>58</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Tenth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/10/32 (9 December 2011) (以下, ICC-ASP/10/32), para.1.
- <sup>59</sup> Resolution ICC-ASP/9/Res.3 (10 December 2010), para.56; ICC-ASP/10/32, para.2.
- <sup>60</sup> ICC-ASP/10/32, para.3. 会期間の2011年5, 9, 12月に開催。
- <sup>61</sup> ICC-ASP/10/32, para.5.
- <sup>62</sup> ICC-ASP/10/32, para.6.
- <sup>63</sup> ICC-ASP/10/32, para.7.
- <sup>64</sup> ICC-ASP/10/32, para.14.
- <sup>65</sup> ICC-ASP/10/32, para.15.
- <sup>66</sup> 同上。
- <sup>67</sup> ICC-ASP/10/32, para.16.
- <sup>68</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eleventh Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/11/36 (13 November 2012).
- <sup>69</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Twelfth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/12/44 (24 October 2013), para.4.
- <sup>70</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Thirteenth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/13/31 (7 December 2014), p.7, n.2.
- <sup>71</sup> 1996年に国連において特別委員会が設置され、2000年

以降起草作業が行われているが、依然として採択に至っていない。

# 北欧最古の成文法

— 「フォッシャのルーン文字環」(Forsa runeringen) —

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. The earliest written law in Scandinavia: Forsa runeringen. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.37 – 41.

There is no doubt that the Viking society was a type of legal society. The Forsa runering of Sweden shows it. The ring is 43 cm in diameter and is made of iron with almost 250 runes on it. This legal inscription is to be said the earliest written law, law-rule, in Scandinavia. The inscription is of considerable importance from the view of Nordic legal history. This paper clarifies the contents and the matters concerned of Forsa runeringen which is seen to date to the 9th century.

## 1 問題の所在

私は、現在、『北欧法の発展と理念』という著書を執筆中である。その記述との絡みで、北歐古法に足を踏み入れることになった。「人あるところに、法あり」(Der det fins mennesker, fins det lover) というノルウェーの諺がある。ここでのloverは恋人ではなく、lov(法)の複数形である。

Forsa runeringen(フォッシャのルーン文字環)は、何も最近発見されたものではない。その意味では、事新しさに欠ける。しかし、記述がルーン文字によっているものだけに、解釈に困難がともなってきた。未だに、古法として研究対象としての価値を失ってはいないし、日本では殆ど知られていない。本小論は、新たに得た知見も加えて、フォッシャのルーン文字環の法的内容を提示しようとするものである。

## 2 北欧最古の記述法律

北欧と聞いて、想像するものの1つにヴィーキング(viking)がある。海賊のヴィーキングなどといわれるが、彼らは本来海賊ではない。ヴィーキング遠征で海賊行為をしたり、交易をしたり、あるいは村落を攻撃したりもした。しかし、彼らの生業は、本来、漁業や農業であった<sup>(1)</sup>。造船技

術にも長けていたので、以前から海上交易もしていた。ヴィーキングという言葉自体、ヴィーク(vik)入江に住む人とか、ヴィーキャ(vikja)、すなわち「行つては、また帰ってくる」人に由来するという2つの説が有力だが、それ以外の説もないわけではない<sup>(2)</sup>。

通常、ヴィーキング時代とされるのは、西暦793年から1066年である。793年は彼らが英国のリンディスファーン(Lindisfarne)の修道院を襲撃した年であり、1066年はスタムフォードブリッジ(Stamfordbridge)で敗戦を喫した時である。この約270年の間に、ヴィーキングは、東は黒海、南は地中海、西はアイルランド、北は、アイスランド、グリーンランドにまで足跡ならぬ「船跡」を残した。そして、さらには北米大陸にまで遠征し、世界史の中に壮大な数頁を記録したのである。

さて、ヴィーキング時代の始まりが793年であるとはいっても、北欧の地に先史時代から人が居なかったわけではない。ヴィーキングは、突然出現したのではないのである。現在の北欧諸国の地に、人が居住し始めたのは西暦紀元前数千年前からであるといわれている。彼らは、インド・ヨーロッパ語属の言語を話し、推定の域を出ないがヨーロッパの中部に源流をもつとされる。もっとも、中央アジア説もある<sup>(3)</sup>。

当時の事象について明確なことがいえないのは、

その時代に記述されたものがなかったからである。といっても、当時のことを知る手がかりがない訳ではない。手がかりの1つは遺蹟であり、もう1つは、後にアイスランドで書かれたサガ (saga) やエッダ (edda) である<sup>(4)</sup>。北歐外の人による記述もある。サクソ (Saxo) による『ゲスタ・ダノルム』(Gesta danorm) 等がそうである。それに、異論はあるにしても、もしユーヘメリズム (Euhemerism) を信じるならば、神話の一部も史実を語っていることになる<sup>(5)</sup>。

「人のいる所に法あり」(Der det fins mennesker, fins det lover) という場合の法とは、制定法や成文法ばかりでなく、慣習法、さらには社会の底辺にある規範性、つまり「レックス・インシタ」(lex insita) をも含むものである。場合によっては、モラル・コード (moral code) を含めてもいいのではないかと思う。

北歐で最も古い記述された法は、「フォッシャのルーン文字環」(Forsa runeringen) である。ルーン文字 (runor) で書かれているのでこう呼ばれているが、単純に「フォッシャの輪」(Forsaringen) ともいわれる<sup>(6)</sup>。

### 3 「フォッシャのルーン文字環」の由来

ルーン文字は、現在のアルファベットが使用されるまで北歐で使用された文字で、いくつかのヴァリエーションがある。ルーン文字は、起源をたどれば、北イタリア地方で使われていた文字をモデルにゲルマン人の口語に合うように作られた記号だといわれている。24の文字記号の初めの6つをとって、fupark (フサルク) と呼ぶこともあるが、ゲルマンのルーン、北歐のルーン、アングロ・サクソンのルーン、中世のルーンなど多様である。ルーン研究は、ルーノロジー (runologi) である。

フォッシャルーン文字環の書体はウステルヨートランド (Östergötland) にある有名なルーク (Rök) ルーン石碑のそれと同じである。この石碑は、800年頃のものであるとされている<sup>(7)</sup>。800年頃といえば、北歐が固有の古代宗教をもっていた時代である。ちなみに、北歐がキリスト教に改宗するのは、1000年頃からである。

フォッシャは、スウェーデン中部のヘルシングランド (Hälsingland) 地方にある地名である。フォッシャのルーン文字環は直径約43センチ・メートルの鉄製の環で、そこに250のルーン文字が刻まれている。この文字環の存在については、すでに1590年にフォッシャの古い教会と武器庫の間のドアに掛っているものとして知られていた。1840年にこの教会が壊され、新しい教会が建てられたとき、文字環は新教会の中に収められたという。

フォッシャのルーン文字環は、初めからフォッシャにあったのだろうか。これについてウッラ・サンドストリョーム (Ulla Sandström) は、元々は近隣のヒョーグ (Hög) 地区にあったという説を提示している。その根拠として、彼女は、文字環に刻まれているように、文章を書いたアヌンド (Anund) とオーフェグ (Ofeg) はそれぞれトースタ (Tåsta) とイヨットスタ (Hjörtsta) の住人であり、この2つの町はヒョーグ地区内にあるからフォッシャのルーン文字環はヒョークで作られ、当初はその地であったと推定できるとしている<sup>(8)</sup>。この推定を、ヤン・ルンデル (Jan Lundell) は、次のような論法で補強している。すなわち、ヒョーグは全民集会「ティング (ting)」の所在地であったから、環はそこで作られたに違いないが、後にヒョーグのティングはフォッシャのティングに統合されたので、環もフォッシャに移されたのである<sup>(9)</sup>。

### 4 記述内容

フォッシャのルーン文字環には、何が書かれているのか。ルーン文字は、現在のアルファベットとは違うので、現在ではルーン文字を特別に学んだ人でなければ読むことができない。その文言は、ソフス・ブグゲ (Sophus Bugge) によるアルファベット文字化では次の通りである<sup>(10)</sup>。

:uksatuiskianaukauratuasutafatfurstaalaki:uksatu  
aaukaurafurataprulaki:inatpripialakiuksafuraukaur  
atastaf:aukaltaikuiuarRifanhafskakiritfuriR:  
suapliupiRakuatliupritisuauasintfuraukhalkat:inpa  
Rkirpusikpitanunratarstapum:aukfakRahiurtstapu

m:inuibiurnfapi:

これでも、ルーン文字を理解しない人には単なる記号で意味が通じない。ルーン文字での記述は、単語の語尾ではなく意味の語尾で区切られているので、様々な解釈がなされ得る。したがって、本来ルーン文字は、長文を書くのには適していないのである<sup>(11)</sup>。ルーン文字の多くが石に碑文として存在してるのは、そのためである。

さらに多少とも分かりやすくトランスリテレイトすると次のようになる<sup>(12)</sup>。

Oxa at vis gilfdjan ok aura tva staf at fyrsta lagi,  
oxa tva ok aura fiura att a ru lagi,  
en at priaia lagi oxa fiura ok aura atta staf,  
ok allt aigu i varr, ef hann hafsk akki rett fyrir,  
sva liu ir aigu at liuzretti, sva vas innt fyrr ok halgat,  
En pairR gar u sik,  
petta Anndra a Tarsta um ok OfagR a Hiortsta um,  
En Vibjorn fa i.

これを現代スウェーデン語に変換すると、こうなる<sup>(13)</sup>。

En tvegill oxer och tva ore till stav for första gången:  
Två oxar fyra ore för andra gången:  
men for tredje gången fyra oxar och åtta ore till stav:  
och all egendom i kvarstad om han icke gör rätt för sig:  
det som de lärde tillkommer enligt landets lag,  
det blev forr stadgat och stadfast:  
men de gjorde sig detta; Anund i Tåsta:  
och Ofeg i Hjortsta:  
men Vbjörn ristade.

若干文言が違う別の変換を挙げておこう<sup>(14)</sup>。

En oxer och tva ore (i boter) till stav för att återställa vi i gillt skiick första gången; två oxar fyra ore för andra gången; men för tredje gången fyra oxar

och åtta ore: och all egendom i kvarstad om han icke gör rätt för sig. Det som folkhet äger att kräva enligt landets lag, det blev för stadgat och stadfast. Men de Gjorde sig detta, Anund I Tåsta och Oleg i Hjorta, Vbjörn ristade.

内容の概要は、次のようである。

「神殿の場を破損し補修支払いを怠る者は、1回目は1頭の牛と2アウラ、2回目は2頭の牛と4アウラ、3回目は4頭の牛と8アウラの罰金を支払わなければならない。これらの罰金を支払わない者は、その財産を差し押えられるというのが法の定めである。この文章を書いたのは、トースタのアーヌンドとヨールトスタのオーグフ、文字を刻んだのはヴィビヨンである」<sup>(15)</sup>。

ここでいう神殿（vi）とは、北欧古代宗教の神殿のことである。すなわち、キリスト教前の北欧古代宗教の聖域（forkristen kultplats）を意味している。フォッシャのルーン文字環は、例えばハンムラビ法典をはじめとして昔の法規定の多くがそうであるように、いわば罰則の定めた広義での刑法規定である。刑罰は、2倍増刑罰（doblingsstraff）方式を採っている。

## 5 残された問題—作成年代に関する論争—

フォッシャのルーン文字環がいつ作成されたかに関しては、1877年にブグゲが提唱した北欧がキリスト教化されてからの中世のものであるという説が永らく信じられてきた<sup>(16)</sup>。ちなみに、大雑把にいつて、北欧では中世前期は500年から1000年、中世中期は1000年から1300年、中世後期は1300年から1500年である。北欧が一般的にキリスト教化されたのは1000年以降であるから、この環は中世中期のものということになる<sup>(17)</sup>。

ブグゲの説は、1970年代になって、ノルウェーのルーン文字学者（runolog）であるアスラク・リーストゥール（Aslak Liestøl）の研究によって否定され、フォッシャのルーン文字環は800年代の作であるという説がほぼ有力なようである。ルークのルーン石碑と同一もしくは類似の書体である

ことも、その証左の1つである<sup>(18)</sup>。しかし、作成年代に関する議論は、新しい資料、ルーン文字学、今までとは異なった視点、クロスカルチャーな方法論などを加味して、今後も続くものと思われる。

## 註

- (1) ヴィーキングに関しては, Rosendahl, Else: *Vikingarnas Verden*. Gyldendal, 2001.; Sindbaek, Søren Michael: *Verden i Vikingetiden*. Vikingskibsmuseum Roskilde, 2014.; Enocksen, Lars Magnar: *Vikingarnas egne ord*. Historiska Media, 2003.; Harrison, Dick och Svensson, Kristina: *Vikingsliv. Natur och Kultur*, 2007. を全般的に参照。
- (2) Vikingの語源について、1つの定説があるわけではない。ルーン文字で書かれたものの中にはトランスリテイトするとvikingrとvikingがあるが、前者は「海の戦士」、後者は「海上軍事遠征」の意味で使われている。ちなみに、vikingrは文法性では男性名詞、vikingは女性名詞である。
- (3) Sørensen, Søren: *Nordens historie, en folkebog*. C. A. Reitzels Forlag, 1987, pp.13-16; Faux, David K. “The Genetic Link of the Viking – Era Norse to Central Asia: An Assessment of the Y Chromosome DNA, Archaeological, Historical and Linguistic Evidence” ([www.davidkfaux.org/Central Asia Roots of Scandinavia-Y-DNA](http://www.davidkfaux.org/Central%20Asia%20Roots%20of%20Scandinavia-Y-DNA). pp.1-42, 最終確認 2015-03-15)。
- (4) エッダ (Edda) は、ヴィーキング時代の北欧神話 (norraen goafraei) と英雄伝説を描いたアイスランド語詩文での記述の総称で、1210年頃スノッリ・ストゥルドルソン (Snorri Sturluson, 1197-1241) が書いたスノッリのエッダ (Snorra Edda) が有名である。サガ (Saga) はアイスランドを中心とした散文の歴史、伝説である (Norstedts uppslagsbok. 1982, pp.299, 1120)。
- (5) ユーヘメリズム (euhemerism) とは、西暦前4世紀後半に生きた古代ギリシャの神話収集学者エウヘメルス (Euhemerus) の説で、神話の神々は歴史上実在した英雄や勇者の反映に他ならないとするものである。なお、詳しくは、石渡利康: 「ユーヘメリズムと北欧神話の主神オーディン実在説－ハイエルダールの仮説と古代欧州における神話的域際関係－」, 『国際関係研究』, 第9巻3号, 平成20年, pp.279-304.
- (6) 「フォッシャのルーン文字環」に関しては, Wadstein, Elis: *Ruskrifter på Forsa-ringen*. Vårt äldsta lagstadgande. Nobu press, 2013.; Brink, Stefan: “Forsaringen. Nordens äldsta lagbud” i Rosendahl, Else og Meulengracht Sørensen, P. (red.) *Beretning fra femtende tvaerfaglige vikingsymposium 15*. Højbjerg: Hikuin, 1996.
- (7) ルーク・ルーン文字石碑は、スウェーデンの東ヨートランド (Östergötland) にあるもので700文字で書かれた長文の石碑として有名である (<http://arkeeuropa.eu/index.php?page=forsa-rune-ring> 最終確認 2015-04.01)
- (8) Sandström, Ulla: “En järnring förbannelse. Ett studie i religionshistoria om en Ring från gästriklands vikingatid”. Högskolan i Gävle. Institutionen för humaniora och samhällsvetenskap. 2006. p.23.
- (9) Lundell, Jan: “Foreläsningar på Halsinglands museum”, 2005-09-26.
- (10) Wadstein, Elis: *Runinskriften på Forsaringen Vårt Äldsta Lagstadgande*. Almqvist & Wiksells Boktr. Aktieb. 1898, p.4.
- (11) Ruthström, Bo: “Forsta-ristnigen – vikingatida vi-rätt?”. *Arkiv for nordisk filologi*, 105. 1990. p.42.
- (12) Wadstein, Elis: op. cit. 1898. p.4.
- (13) Hafström, Gerhard: “Forsaristningens tolkning”, *Svensk juristtidning*, 1957, pp.538-544.
- (14) SvD Kultur, 30 mars 2011.
- (15) 訳出に関しては、法言語学 (rättsfilologi) 的考察を主にした註(11)のルーストリョームの論文数点の資料を参照に、最終的にはSemb, Ellen: “<Der det fins mennesker, fins det lover – ny arkeologisk forskning på tingsteder i jernalder og middelalder. Universitetet i Oslo, 2014. p.3 (<http://www.khm.uio/forskning/aktuelt/>

aktuelle-saker/2014/der-det-fins-mennesker-…  
2014/04/06 最終確認 2015-03-23) のノル  
ウェー文を基礎とした。

- (16) Lofving, Carl: “Forsamligen är medeltida och gamle Bugge hade nog rätt”, Seminarieupplaga 2009-09-15, 2(6).
- (17) 多神教の北欧諸国においてキリスト教化が始まったのは、1000年頃からのことである。しかし、当初の布教は成功しなかった。当時の北欧固有の宗教崇拝を異教崇拝 (Paganism) と呼ぶのは、キリスト教の立場からの呼称である。したがって、私は、ここでは異教という言葉を使わない。文化相対主義に立てば、北欧古代宗教というのが正しい。北欧古代宗教からキリスト教への「改宗」についても、注意するところがある。現在では、改宗とは間違った宗教を完全に放棄して真であると思われる信仰に至ることである。しかし、デンマークの精神分析学者トーキル・ヴァンゴーア (Vangård, Torkil) も書いているように、古来の神々は突然無くなってしまいうのではなく、少しずつ忘れられていったのである。20世紀後半アイスランドで起こった北欧古代の神々の復活運動アウサトゥルー (Ásatru) を理解するには、このことを知っていなければならないのである。これについては、石渡利康：「北欧古代の神々の夜明け－アイスランドのアウサトゥルー (Ásatru) －」, 『国際関係研究』, 第28巻3号, 平成19年, pp.89-111。
- (18) Liestol, Aslak: “Runeringen i Forsa. Kva er han, og når vart han smidd?”. Saga og Sed, 1979. pp.12-27.; Brink, Stefan: “Law and society, Politics and legal customs in Viking Scandinavia, in Brinh, Stefan & Price, Neil (eds.): The Viking World. Routledge, 2008, p.28; Harrison, Dick: “Sveriges äldsta lagtext.” SvD. 2011-03-30.



## チェルノブイリ原発事故をめぐる文学（3）

### 若松丈太郎詩論

—現実凝視と飛躍する想像力—

安元隆子

Takako YASUMOTO. A study on Wakamatsu Jyotaro. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.43 – 52.

Wakamatsu Jyotaro has been warning people about the dangers of nuclear power through his poetry from a previous the long before the nuclear power plant accident in Fukushima.

In 1994, he visited Chernobyl for the first time and wrote the poem “Sad land”. The poem “The town has become a ghost town” was expressed his method making poems. His method when writing poems is to look at the reality, and to make full use of his imagination. His consciousness goes alternates between reality and imagination freely. He feels he has a mission to write poems of warning.

#### 【はじめに】

2011年3月11日、東北地方を襲った大地震の津波によって福島第一原発事故が起こった。事故から4年がたった今でも、福島県の住民約13万人が放射能被害を避けて避難生活を余儀なくされている<sup>1</sup>。事故の原因は「想定外」の大津波といわれるが、このような事態を「想定外」の語に収斂させてしまってよいのだろうか。振り返ってみれば、原発史上最悪、と言われた1986年のチェルノブイリ原発事故<sup>2</sup>によって放射能に汚染された雲は北半球を覆い、人々に恐怖をもたらした。日本でも大きな騒ぎになっている。この「チェルノブイリ」を私たち日本人一人一人が真摯に受け止めていけば、原発政策の見直しや事故対策が講じられ、今回の福島の事故も、もう少し被害は少なく抑えられ、人々の生活や故郷が守られたのではないか、と思わずにはいられない。私たちはチェルノブイリの事故に何を見て、何を考えて来たのだろうか。そして、文学はチェルノブイリ原発事故をどのように描いてきたのだろうか——。そのような想いから出発したのが「チェルノブイリ原発事故を巡る文学」の研究であり、本論はその一部である<sup>3</sup>。

#### 【1】詩人・若松丈太郎

福島第一原子力発電所から約25km、詩人・若松丈太郎は福島県南相馬市に住んでいる。彼は、1935年に岩手県に生まれたが、福島原発の建設が始まった60年代から福島県の浜通りで生活し、高校教師として国語を教えながらこれまでも原発を告発する詩や文章を書いてきた。初めは東電がなぜ管外に原発を建設するのだろうか、といった程度の疑問を持つにすぎなかった。しかし、福島原発1号機が稼働を始めた71年の夏に下北を旅し、大湊港で航行不能になった原子力船「むつ」が係留されている景色を見た事、そして、核関連施設の建設が話題になっていた半島部の風土と侘びしい光景が彼の住む双葉郡と似ていると感じた事で原発に関心を持ち、告発する詩や文章を書く契機になったという<sup>4</sup>。

そんな若松が、1986年のチェルノブイリ原発事故に大きな衝撃を受けたことは想像に難くない。1994年には「チェルノブイリ福島県民調査団」に参加し、モスクワからキエフを経由し、チェルノブイリを訪れている。5月17日は、ウクライナ医学アカデミー附属キエフ小児科・産婦人科研究所、ウクライナ医学アカデミー放射線科学臨床医療研

究所を訪問し、小児科医師二人と会食。翌・18日には、チェルノブイリ国際学術調査センター、チェルノブイリ原発、プリピャチ市、居住禁止区域内のパールシェフ村、事故後50km地点に作られた原発職員と家族のために作られたスラヴジチ市を訪問している<sup>5</sup>。その時の「報告書」として書かれたのが、11編の連詩「かなしみの土地」である。そして、この連詩は詩集『いくつもの川があって』<sup>6</sup>に収録された後、『福島 原発難民 南相馬市・一詩人の警告 1971年～2011年』<sup>7</sup>、『コールサック詩文庫 vol.14 若松丈太郎 詩選集一三〇編』<sup>8</sup>に再収録された。本論では、『コールサック詩文庫 vol.14』版を検討する<sup>9</sup>。

## 【2】連詩「かなしみの土地」

連詩「かなしみの土地」は、ウクライナ医学アカデミー放射線科学臨床医学研究所所長、ウラディーミル・ロマネンコの「わたしたちは世代を超えて苦しむことになるでしょう」という言葉を掲げて始まっている。ここには、若松のチェルノブイリ原発事故に対する想いが集約されている。周知のように放射性物質の中にはヨウ素131のように半減期が短いもの（8日）から、セシウム137の30年間、プルトニウム239のように半減期が24000年という非常に長い期間に亘って人々に影響を与えるものもある。そして、人々の遺伝子を傷つけ、がんや心臓病、身体の奇形、精神の病や死を招く。しかも、それはいつ人々を襲うかわからないという恐怖と共にある。チェルノブイリ原発の事故後、消火活動にあたった消防士たちのように、急性放射線障害により極めて短時間で死に至る場合もあるが、いつ発症するかわからないという不安を抱えて生きていくことを余儀なくされるのが核被害の恐ろしさである。それだけではない。遺伝子の傷は後の子孫たちにも影響し、何世代にも亘って、人間の心身に悪影響を及ぼす可能性がある。また、人間だけにとどまらず、動物、植物を含めて人間を取り巻く環境全体に影響を及ぼす。若松の選んだウラディーミル・ロマネンコの言葉は、我々に核被害の罪深さを知らしめる言葉であったはずだ。

連詩の初めは「プロローグ ヨハネ黙示録」である。チェルノブイリ原発事故は聖ヨハネの「黙示録」にすでに予言されていたとする言説を踏まえている。

その日と／その日につづく日々について／聖ヨハネは次のように予言した／たいまつのように燃えた大きな星が空から落ちてきた。／星は川の三分の一とその水源との上に落ちた。／星の名はニガヨモギと言って、／水の三分の一がニガヨモギのように苦くなった。／水が苦くなったため多くの人びとが死んだ。

しかし、「ニガヨモギ」を意味する東スラブの言葉で名づけられたチェルノブイリは、名付けられた時から「かなしみの土地」ではなかったはずで、1986年のチェルノブイリ原発事故ゆえにこの地の人々は悲しみを味わうことになった、と若松は指摘する。そして、若松が危惧するのはこれから人々は苦しみ続けるだろう、ということ。

この日と／この日につづく日々／多くの人びとが死に／多くの人びとが苦しんでいる さらに／多くの人びとが苦しみつづけなければならない

事故が一過性のものでなく、継続する時間として認識されていることは、先のウラディーミル・ロマネンコの「わたしたちは世代を超えて苦しむことになるでしょう」という言葉と重なっていく。

「1 百年まえの蝶」では、キエフに向けて飛び立つエアバスの中、100年前の同日5月16日に縊死した北村透谷に想いを馳せている。窓外に蝶を幻視し、透谷の「双蝶の別れ」の一節を引き、絶望のうちに命を絶った透谷とこれからチェルノブイリに向かう若松との間に重なるものはあるのかを模索している。

「2 五月のキエフに」は、「白い花をつけたマロニエ並木」が「石造りの街なみに似つかわしい」、「ヨーロッパでもっとも緑に富む都市」であるキエフを描いている。並木の下散歩道を歩き、ベンチで語らう人々。若松は「人びとにたちまじって幻境をさすらう」。現実から幻へ、若松の意識は彷徨う。後に触れるが、実はこうした現実と非現実の世界を行き来する意識の運動性こそ若松の詩の

特色だと考えられる。そして、「起伏の多い道は住む人びとのこのころの屈折を語っているか」とある通り、永らくロシア帝国とソ連邦の配下におかれたウクライナの人々の屈折した心を感じ取っている。マロニエの花は「シェフチェンコに捧げる花か」とあるが、シェフチェンコは近代ウクライナ語文学の始祖とみなされるウクライナの国民的詩人<sup>10</sup>。この反権力的な詩人・シェフチェンコの存在を浮かび上がらせることで、ウクライナの人びとの心に潜む反骨の精神を若松が感じ取っていることに注意したい。それは後述するように、原発事故のような不条理な出来事に対して決して運命とあきらめず、声を挙げようとする若松の精神と重なるものなのだ。

「3 風景を断ちきるもの」は、ウクライナとベラルーシの国境の検問所での詩。「ありふれた一本の道が遮断されて国境である」。道の上に線が引かれているわけではないが、ポールで遮断され、国境が作られている。道の上に国境線が引かれているつもりで、若松は片足立ちをする。テオ・アングロプロスの「こうのとりの、たちずさんで」<sup>11</sup>という映画の一場面をまねているのだ。この映画は、ギリシャ北部のアルバニア、ユーゴスラヴィアに接する国境近くの村が舞台である。そこにギリシャの入国許可を得ようと命がけて国境を越えて集まってきたアルバニア人、トルコ人、イラン人などの様々な難民の生活を描いている。映画の初め近くで国境警備隊の大佐が国境の持つ厳しい意味を知らせるべく、コウノトリのように片足で立ち、この線を超えると異国か死か、と語る場面がある。若松はそれをまねたのだ。映画の中の国境地帯は川や湖が多く、ウクライナ・ベラルーシ国境地帯のドニエプル川支流の低地と似ている。そして、コウノトリはウクライナやベラルーシでよく見かける、この地方のシンボリックな鳥である。しかし、私たちはコウノトリのように自由に飛翔はできない。飛び立てない私たちは、様々なところに境界を引く。その境界が視覚的によく表れた例として詩中に若松が挙げているのはヴィム・ヴェンダースの『ベルリン・天使の詩』である<sup>12</sup>。作中で人間になることを決意した天使が、天使と人間という「境」を超えた時、映像はモノトーンから色彩

にあふれた世界に劇的に変化する。この映画が示唆するように、国境のあちらとこちらでは世界は大きく異なる場合が多く、それだけに「国境」の意味は重く、超えることはたやすいことではない。その境界は私たちの心にもつながっていて、人を「差別」し、「難民」にし、時に「狙撃」する。しかし、こうした国境に佇む若松は、いともたやすく国境を越えていくものを幻視する。牛乳缶を積んだ小型トラックと共に風に乗って、目に見えない空中の放射性物質が国境を越えていくのである。この詩は、国境を超えることは難しいのに、人をあざ笑うかのようにやすやすとそれを越え、病や死を運んでいく放射性物質があることを我々に知らせる。

続く「4 蘇生する悪霊」は、事故後、放射性物質の飛散を防ぐために《石棺》と呼ばれるコンクリートで覆われたチェルノブイリ原子力発電所四号炉を描く。そこに「コンクリート五〇万<sup>m</sup>と／鉄材六〇〇〇<sup>t</sup>とで／封じた冥王プルトの悪霊」の「蘇生」を感じ取っている。「アスファルト広場」は「石棺観光用展望台／ではなく焼香台」だと感じられ、「足もとに埋葬されている汚染物質」に「五分とここにはいたくはない」と思う。そして、その「イタクハナイ」という音の重なりから「痛くはないが／私たちは冒されている」と意味を続ける方法は目新しいものではないかもしれないが、効果的である。「冒された森林／時ならぬ紅葉であったと／《ニンジン色の森》／人びとの不安の形象／伐採され／埋葬され／周辺に森林なく／ここは満目蕭条」というように、「赤い森」<sup>13</sup>とも呼ばれた高放射性物質を取り込み赤茶色に変色して枯死した木々は、事故当時は汚染がひどいため、伐採して埋め立てるしかなかったのである。まさにチェルノブイリ原発は冥王・プルトに例えられる「死」の象徴であり、その周縁も死の領域なのである。

「5 《死》に身を曝す」は、チェルノブイリ原発30km圏内の様子を記した散文詩。「満目蕭条」としたいわば「死」の領域である30km圏内には、実は現在も原発や関連施設で働く人々が生活し、日常生活が営まれているという一面を持つ。2週間勤務の交代式とはいっても、やはり被曝による身

体への影響が危惧される。しかし、こうした労働者として原発で働く人々以外にも30km圏内には住人がいる。それは「サマショール」と呼ばれる高齢者の存在である<sup>14</sup>。故郷恋しさから、または避難先の生活になじめず、自ら放射能汚染地域に帰還した彼らは「生きるためには《死》に身を曝さねばならない」のである。死の世界に混じり合う、二つの「生」の形を捉えて、原発から30km圏内の地が持つ生と死の両義性を描いている。

さて、「6 神隠しされた街」は、この連詩の中核をなすものであり、もっとも、若松丈太郎の詩の特色がよく表れた詩である。「神隠しされた街」とはプリピャチのことだ。チェルノブイリ原発に関わる人々が居住したこの街は、劇場やプール、遊園地なども兼ね備えた、当時は進歩的で豊かな街だった。しかし、事故によって避難警報が出され、「多くの人々は三日たてば帰れると思って」「千百台のバスに乗って／四万五千の人びとが二時間のあいだに消えた」のである。この様子は当時の記録動画にも残されていて、緊迫した状況が伝わってくる<sup>15</sup>。しかし、そこには次のような描写はない。

鬼ごっこする子どもたちの歓声が／隣人との垣根ごしのあいさつが／郵便配達夫の自転車のベル音が／ボルシチを煮るにおいが／家々の窓の夜のあかりが／人びとの暮らしが／地図のうえからプリピャチ市が消えた

若松は、チェルノブイリ原発事故に伴う住民避難という事実から、声や音、におい、あかりなど当時の人々の暮らしぶりを五感を駆使して想像しているのだ。そして、その想像は、プリピャチの地に留まらない。

近隣三村をあわせて四万九千人が消えた／四万九千人といえば／私の住む原町市の人口にひとしい

というように、若松の住む日本の福島に及ぶ。さらに、

原子力発電所中心半径三〇kmゾーンは危険地帯とされ／十一日目の五月六日から三日のあいだに九万二千人が／あわせて約十五万人／人びとは一〇〇kmや一五〇km先の農村にちりぢりに消えた

「30km」と「15万人」という具体的な数字が彼の想像力を刺激し、次のように続ける。

半径三〇kmゾーンといえば／東京電力福島第一原子力発電所を中心に据えると／双葉町 大熊町 富岡町／楡葉町 浪江町 広野町／川内村 都路村 葛尾村／小高町 いわき市 北部／そして私の住む原町市がふくまれる／こちらをあわせて約十五万人／私たちが消えるべき先はどこか／私たちはどこに姿を消せばいいのか

チェルノブイリの現実から想像力によって日本の現実をまなざした時、見えてくるものを描いているのだ。ここに挙げられた地名は、現在の日本人なら少なからず聞き覚えがあるのに違いない。なぜなら、福島原発事故後に、放射能汚染と避難に関するニュースで、連日、これらの町の名前が呼ばれていたからである。つまり、30kmと15万人という数字から若松が連想した事態は、そっくりそのまま現実になってしまったのである。このことから若松は予言者であるかのような錯覚に陥るが、実はそうではない。若松はチェルノブイリの現実をそのまま、福島に当てはめただけなのである。そして、この詩の世界が想像で終わらず、現実となってしまったことは残念の極みである。それを最も感じていたのは、他ならぬ若松自身であろう。若松はその怒りについても書いているが<sup>16</sup>、詳細は別稿に譲ることとする。

事故八年のちの旧プリピャチ市に／私たちは入った／亀裂がはいったペーヴメントの／亀裂をひろげて雑草がただけしい／ツバメが飛んでいる／ハトが胸をふくらませている／チョウが草花に羽をやすめている／ハエがおちつきなく動いている／蚊柱が回転している／街路樹の葉が風に身をゆだねている

若松はプリピャチの町に歩み入る。こうしたプリピャチの町の一つ一つの「現実」への凝視が「事実」の重みを導き出していることに私たちは気づくはずだ。そして、どんなにこの街を隈なく探しても、そこに人の声は聞こえず、人の歩く気配はない。若松はこの街を「四万五千の人びとがかくれんぼしている都市」と呼ぶ。「幼稚園のホールに投げ捨てられた玩具」や「台所のこんろにかけら

れたシチュー鍋」,「オフィスの机上のひろげたま  
まの書類」など「ついさっきまで人がいた気配は  
どこにもあるのに／日がもう暮れる」,そして、「鬼  
の私はとほうに暮れる」。人々の暮らしを容易に想  
像することができるのに,そこに人々はいない。  
「広場にひとり立ちつくす」「私」は「神隠し」に  
あったかのようだ。そして,無人のプリピャチの  
街は静かにゆっくりと滅亡に向かって歩き始めて  
いる。ここに住んでいた人々の命も蝕まれている  
が,街も同じ運命を辿っている。まさに「ほろび  
をきそいあう」状態なのである。こうした状態を  
生み出したのは,他でもない「人間」であることを  
若松は見逃していない。

ストロンチウム九〇 半減期二九年／セシウ  
ム一三七 半減期 三〇年／プルトニウム  
二三九 半減期二四〇〇〇年／セシウムの放  
射線量が八分の一に減るまでに九〇年／致死  
量八倍のセシウムは九〇年後も生きものを殺  
しつづける／人は百年後のことに自分の手を  
下せないということであれば／人がプルトニ  
ウムを扱うのは不遜というべきか

現段階では人間の及ぶ力を超えた核エネルギーを  
使いこなせると信じ,原発を造り依存してきた人  
類に対し,若松は素朴でかつ最もストレートな表  
現「不遜」という語を用いて警告を発している。  
我が身を顧みない人類には「神隠しの街は地上に  
いっそうふえるにちがいない／私たちの神隠しは  
きょうかもしれない」のである。

このような「神隠しされた街」は,若松がプリ  
ピャチの現実を直視し,そこから想像力によって  
過去のプリピャチの街へ,そして,日本の福島へ  
と自在に意識が跳躍した結果を示している。その  
想像した光景が福島第一原発事故によって現実  
になってしまったことは不幸であったが,逆に言え  
ば福島原発がもし事故を起こせば,どのような事  
態に陥るかは予測できた,ということになる。し  
かし,私たちはそれを見逃してきた。その結果が  
現在の日本の状況なのである。若松と同じく,透  
徹したまなざしでチェルノブイリをみつめ,そし  
て,それを日本に置き換えたならどうなるのか,と  
想像力を働かせれば,福島原発事故はもう少し  
違った結果になったのではないだろうか。

このような遅すぎた反省を述べても取り返しは  
つかないのだが,注意すべきは,最もこうした事  
態の悪しき影響を受けるのは子供たちである,と  
いうことだ。「7 囚われ人たち」は,キエフ小児  
科・産婦人科研究所の病院に入院している子ども  
たちに会った際のスケッチである。若松を捉えた  
のは,「ウクライナとベラルーシの子どもたちは囚  
われ人なのではあるまいか」という思いだ。彼ら  
は次のように描かれている。

医師と異国人とが通訳を介して自分たちを話  
題にしているその片言隻句のなかから,自分  
の貶められている不条理な状況についての情  
報を読みとろうと,子どもたちは注意力を集中  
している様子であった。

自分の世代に背負いこんだ負の遺産を未来の子  
供たちに寄託することは,まさに次世代を生きる子  
供たちにとってみれば,エゴイスティックな大人  
たちに押し付けられた「不条理」以外の何物でも  
ないであろう。そんな子供たちの不安と困惑を代  
弁している。そして,この詩には「冬に」という  
詩が挿入されている。この詩は,アレシ・アダモ  
ビッチの原作『ハティニ物語』をもとに作られた  
映画「炎 628」<sup>17</sup>の少年・フリューラと少女・グ  
ラーシャが登場する。この映画はベラルーシのハ  
ティニ村をはじめとする628の村でナチスの行っ  
た集団虐殺を子供の視線を通して告発している。  
戦争に翻弄される子供たち。しかし,若松はそこ  
に留まらず,ハティニ村はチェルノブイリの風下  
に位置することにも思いを巡らしている。世界の  
歴史に踏みにじられ,想像力の翼を失い,閉塞状  
況に陥った「冬」のような日々。その中に閉じ込  
められているのが,「すべての子供たち」なのでは  
あるまいか,と想いを巡らしているのだ。

「8 苦い水の流れ」は,「プロローグ ヨハネ黙  
示録」の続編的な内容の詩である。プリピャチ川  
の近くに位置するチェルノブイリ原発。その事故  
によって広がったセシウム137は,「プロローグ  
ヨハネ黙示録」で書かれたように川の上流三分  
の一を汚染し,葬られた汚染物質や石棺から滲み出  
る核物質は「苦い水」となってプリピャチ川に,  
そしてドニエプル川に注ぐ。水の惑星・地球は「苦  
い水」によって汚染されていくのである。そして,

この思いは「9 白夜にねむる水惑星」に受け継がれる。モスクワを經由して帰国の途に就く若松は、白夜の中、機上から汚染された川が地上を流れていく風景を想像し、チェルノブイリへの旅の詩を終えている。しかし、「1 百年まえの蝶」に現れた窓外の「蝶はいない」。その理由は「エピローグ かなしみのかたち—東京国立博物館で国宝法隆寺展をみる」に読み取れる。日光菩薩像を前に、ウクライナの子供たちを想い、「人のかなしみは千年まえ／も いまも変わらないのだ／そして過去にあった／ものは 将来にも予定されているのだ」と書く。100年まえの虚と実に引き裂かれた透谷の絶望を飲み込み、更なる悠久の時間の流れの中でチェルノブイリの悲しみを「人のかなしみ」として昇華し、理解しようとしている。コールサック社刊の『福島原発難民』では「1 百年まえの蝶」と「エピローグ かなしみのかたち」が省略されたが、今回検討した初出形を採った『コールサック詩文庫 vol.14』版は、チェルノブイリを壮大な時間の流れの中で人類の悲しみとして普遍化しているといえよう。

### 【3】若松丈太郎の詩の方法と詩人の使命

こうして11編の詩を連詩として読んでみると、若松丈太郎の詩の方法が見えてくる。若松は透徹したまなざしで現実を直視する。そして、想像力によって跳躍する<sup>18</sup>。この現実へのまなざしは、この連詩のみに見られるものではない。たとえば、詩集『北緯37度25分の風とカナリア』<sup>19</sup>に収められた「みなみ風吹く日」という詩がある。

この詩は「岸づたいに吹く／南からの風がこちよい／沖あいに波を待つサーファーたちの頭が見えかくれしている／福島県原町市北泉海岸」の光景を描いている。ここは福島第一原発から25kmの地点だ。この詩の1では、この25km半径内ではこれまでに植物の異変、そして、生物の体内、小学校の校庭の空気中からの核物質の検出、若松自身の脱毛など、原発操業との関係性が疑われることが何度もあったことが示される。しかし、それが認められることはなかった。この海岸からは、波間に漂うサーファーたちの姿のはるか沖合にフェ

リーが近づき遠ざかる姿も見える。「気の遠くなる時間が視える／世界の音は絶え／すべて世はこともなし／あるいは／来るべきものをわれわれは視ているか」という部分からは、現実の断片を重ねることで何か見えてくるものがあるはずなのに、それを見過ごしている人々の存在を告発している。目の前に広がる何事もない平穏な光景は、もしかしたら「死」の世界なのかもしれない。詩の後半、2の部分ではこれまでの原発での事故の事実が重ねられていく。制御棒の脱落で臨界状態が7時間30分も続いたことや、臨界状態で緊急停止したことなど、数々の事故が隠蔽され、2007年3月に初めて明らかになったことを書き留めている。こうした事実をまっすぐに受け止めれば、我々の生存は奇蹟的なものなのかもしれないという感慨に浸るのは自然なことだろう。当然、今見える光景は幻なのではないかという想いも生じる。それを表すように、詩の末尾は次の一行である。「われわれが視ているものはなにか」。

こうしてみると、若松丈太郎の詩の方法は、まず強靱な「現実凝視」の意識に支えられており、そこから風景の意味を探ろうとしていることがわかる。当然、目の前の光景は二重写しになる。表面上の光景は実は表層に過ぎないのではないか。そんな若松の思いが「われわれが視ているものはなにか」という一行を生み出している。この意識の運動性こそが若松の詩のメカニズムを象徴しているのではないだろうか。こうした方法は若松の生涯を貫くものである。たとえば「連詩 霧の向こうがわとこちらがわ」の中の次の一節。

ほんとうに今ここは〈事もなし〉なのだが／この瞬間この場所だけのこともかもしれない／幻景を見ているにすぎないのかもしれない／演奏されているピアノ曲も幻聴で／花ばなのあいだをたわむれてきた風と／五月の青い空を飛んできたポプラの綿毛と／たしかなのはこうしたものだけかもしれない

（「1. ジェラゾヴァ・ヴォーラの空」<sup>20</sup>）  
現実を見つめることで、目に見えるものの輪郭は曖昧なものとなり、意識は不確実性に辿り着く。それは「騙し絵の世界 生と死とが複雑に交錯していきなり反転すると／見えていたものが消え

／思いもかけぬ光景が浮びあがる』<sup>21</sup>というように、騙し絵の図柄の反転として描かれる。また、同じ「連詩 霧の向こうがわとこちらがわ」の中の「2 ゲットー英雄記念碑のレリーフ」では埴谷豊から示唆を受けた「ものの裏がわも見ること」により記念碑の後ろ側に回り、「英雄」の側ではなく「魂までうちひしがれて歩いている数知れない多くの人びとの群れが幽鬼となって集ってきていた。彼らはレリーフに刻み込まれた歴史のなかの人びとではなく、二〇〇三年の現実のなかの人びとなのだ。」と記す。表と裏を反転させるだけではなく、そこから時を越えて、現代のパレスチナ問題に想いを馳せている。こうした跳躍する想像力こそが若松の詩の根幹をなしているのである。

チェルノブイリの現実に即して、福島をまなざす若松は次のように書く。

私たちは私たちの想像力をかりたてなければならぬ。最悪の事態を自分のこととして許容できるのかどうか、想像力をかりたててみなければならない。(略)

しかし、再悪の事態とは次のようなものを言うのではなからうか。それは、父祖たちが何代にもわたって暮らしてつづき、自分もまた生れてこのかたなじんできた風土、習俗、共同体、家、所有する土地、所有するあらゆるものを、村ぐるみ、町ぐるみで置き去りにすることを強制され、そのために失職し、たとえば、十年間、あるいは二十年間、あるいは特定できないそれ以上の長期間にわたって、自分のものでありながらそこで生活することはもとより、立ち入ることさえ許されず、強制移住させられた他郷で、収入のみちがないまま不如意をかこち、場合によっては一家離散のうきめを味わうはめになる。たぶん、その間に、ふとどきな者たちが警備の隙をついて空き家に侵入し家財を略奪しつくすであろう。このような事態が一〇万人、あるいは二〇万人の身にふりかかってその生活が破壊される。このことを私は最悪の事態と考えたのである。

これは、チェルノブイリ事故の現実に即して言うことであって、けっして感傷的な空想

ではない<sup>22</sup>。

ここに描かれたことは、2011年の原発事故後に福島の人々が置かれた状況そのままである。現実への凝視と跳躍する想像力。福島原発事故前の私たちに欠けていたのはまさにこの点だったのであろう。

付言すれば、現実を凝視し想像力によって原発に向けられた若松の視線は、原発設置地域がさらに原発を招く社会構造をも指摘している。

ここは福島県の浜通りと呼ばれる地方である。(略) それにしても、原子力発電所周辺に住んでいることで感じる背筋に刃物を突きつけられているような感覚は理解してもらえらうか。私が勤務している高校の生徒たちに聞いても、たいがいは「こわい」と答える。それが正常な感覚というものであろう。

で、三〇キロと三〇〇キロとが目くそ鼻くそなのに、東京とその近郊に住んでいる人たちが、「こわい」とうけとめることができないとしたら、それは、感覚が鈍麻しているか、想像力が貧困なのだと言ってさしつかえないのではなからうか。

かくして福島県の浜通り地方は、原子力発電所をこわがって人が寄りつかないため人口密度が希薄になり、いや、人口密度が希薄なので一〇基もの原子力発電所が立地し、いっそう人離れしてしまうという構造ができあがってしまったのである<sup>23</sup>。

そして、それと引き替えに、一時的かもしれないが原発立地地域は「雇用の増大と地域の活性化」やサッカーグラウンドも作ってもらえるという恩恵も被るのだ。しかし、若松の透徹したまなざしはこの欺瞞を発く。

誘致する町も、誘致に関わっている人びとも、誘致を黙認している人びとも、実際のところは原発が欲しいのではない。電力会社や国がくれるおまけが欲しいだけである。ちょうど、おまけが欲しいばかりに、いらぬお菓子を買うこどもたちのように<sup>24</sup>。

このように、原発設置の代償に支払われる交付金によって地域運営をまかなう結果、交付金なしでは自力で立つことができなくなってしまう、いわ

ば交付金中毒症状を明らかにし、原発が本当に必要なのかという問題を、若松は真摯に読者に考えさせる。

こうした発信を続ける若松を支えているのは「詩人の使命」の認識ではないか。

わたしたちの文明は、その文明を自己崩壊させかねない〈核〉という疫病神をとり込んでしまった。その疫病神はわたしたちの手に届かぬところ、東西の戦略システムの中核や巨大な発電所建屋のなかに置かれ、わたしたちは不安におびえながら腕をこまねいているしかない状況である。しかし、詩が時代を告発する役割を担っているものであるとするならば、詩人はことばをもってこの核状況を撃つべきであろう。詩によって福島県〈浜通り〉の地域的な問題を世界の普遍的な問題に重ねることが可能となるのである<sup>25</sup>。

「詩が時代を告発する役割を担っているものであるとするならば、詩人はことばをもってこの核状況を撃つべきであろう。」という部分は、若松と同じ岩手県出身の石川啄木の精神と通底するものがある。啄木は初期の詩集『あこがれ』の中の「啄木鳥」で<sup>26</sup>、

聞け、今、巷に喘げる塵の疾風／よせ来て、  
若やぐ生命の森の精の／聖きを攻むやと、終日、  
啄木鳥、／巡りて警告夏樹の髓にきざむ。  
(略)

霊をぞ守りて、この森不断の糧、／奇かるつとめを小さき鳥のすなる。

と、詩人の自負と使命感を記した。若松は現実凝視から想像力によって跳躍しても、啄木と同じように、言葉をもって警世の存在であろうとする。若松は2011年の末に「年の暮れに」という文章を書いている<sup>27</sup>。そこには、福島原発事故が起こったために人々の生活が壊され、自分自身も詩や文学から遠く離れたところを彷徨っている悔しさを滲ませながら、「だが、撃つべきは撃たねばなりません。」とある。このゆるぎない「詩人の使命」が若松を支えているのではなかったか。

## 【終わりに】「福島原発事故」後を生きる

若松は「広島で。〈核災地〉福島、から。」の<sup>28</sup>中で、原発を〈核発電〉、原発事故を〈核災〉と呼ぶことにした、と書く。その理由は、おなじ核エネルギーなのにあたかも別物であるかのように〈原子力発電〉と称して人々を偽っていることを明らかにするためであり、〈核発電〉と表現することで〈核爆弾〉と〈核発電〉とが同根のものであることを意識するためであるという。また、〈原発事故〉は、単なる事故として当事者だけにとどまらず、空間的にも時間的にも広範囲に影響を及ぼす〈核による構造的な人災〉であるという認識からである。福島原発事故後の若松丈太郎は自ら予感していた事故が現実のものになってしまったことに怒りと後悔を抱え、核災を繰り返さないために、悲壮な覚悟で発信を続けている。福島原発以後の若松についてはまた、別の稿で論じたい。

## 〔付記〕

本論は、科学研究費補助金、基盤研究(C)、研究課題番号40249272、「チェルノブイリ原発事故を描いた文学の研究」(研究期間2013年4月～2016年3月)の成果の一部である。

<sup>1</sup> 環境省の平成25年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」によれば、平成25年3月時点での東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県全体の避難者数は約15.4万人に上る。また、復興庁による平成26年2月の福島県の避難者は、県内に8.8万人、県外に4.8万人、計13.6万人である。

<sup>2</sup> 1986年4月26日午前1時23分、チェルノブイリ(Chernobyl)原発(現・ウクライナのキエフから北に約100kmに位置)、第4発電ブロックで非常用の電源テスト中、核暴走事故が起き、2度の爆発と火災が発生した。原因は、出力調整電源テスト従事者の規則違反や、チェルノブイリ型RBMK原発の制御棒設計に欠陥があり暴走しやすかった点などが挙げられている。事故によって環境中に放出された放射性物質はヨーロッパ諸国を始めとして、北半球の大部分の地域に達した。事故直後、発電所職員や消防士に計31人の死者が出たが、そのほとんどは急性放射線障害によるものである。その後、上空から炉を密閉するための作業、地底から炉を冷却する工事、第4発電ブロックを覆う「石棺」の建設、除染

作業など、事故処理のために約80万人の兵士や労働者が動員された。彼らは「リクビダートル」または「バイオ・ロボット」とも呼ばれ、多くの被曝者を生んだ。原発から半径30km周辺は放射能汚染危険区域として強制移住区域となり、住民約135,000人が避難させられ、現在も居住が禁止されている。しかし、廃村に戻り生活している「サマシヨール」と呼ばれる高齢者の存在もある。また、この放射能汚染危険区域外の200km以上離れた区域にも「ホット・ゾーン」と呼ばれる局所的高濃度汚染地域が点在していて、住民は移住を余儀なくされた。『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』アレクセイ・V・ヤプロフ他、(岩波書店、2013年4月)、p.23の「表1.7 ベラルーシ、ウクライナ、ヨーロッパロシアにおけるチェルノブイリ大惨事の被害を受けた人口」によれば、被災3カ国（ウクライナ、ベラルーシ、ロシア）では、チェルノブイリ事故による汚染のため家を離れざるを得なかった人は約35万人と報告され、90年ごろよりチェルノブイリ原発事故が原因とみられる子供たちの甲状腺がんの急増が報告されている。また、汚染地域居住者や事故処理作業にもさまざまな疾患の増加が見られ、がん、心臓病などを発症し多数が亡くなっている。この点について、ベラルーシでは次のような報告がある。「成人の甲状腺がん罹患率は、6倍以上増加している。子ども（1986年当時0-14歳）の発症のピークは1995-96年で、1986年と比較して39倍にも増している。」（『チェルノブイリ原発事故ベラルーシ政府報告書 最新版』ベラルーシ共和国非常事態省チェルノブイリ原発事故被害対策局編、産学社、2013年、p.51の「甲状腺の被曝線量」の項）

3 既発表論文としては、「スペトラーナ・アレクシエービッチ『チェルノブイリの祈り』を読む」（『国際文化表現研究』10号、国際文化表現学会、2014年3月）、「グールドン・パウゼヴァング『みえない雲』を読む」（『国際関係研究』35巻1号、日本大学国際関係学部、2014年11月）がある。

4 「インタビュー 若松丈太郎 ここにどんな未来が……」（『民主文学』日本民主主義文学会編、2013年3月）

5 「キエフモスクワ1944年」（『北の灯』第45-47号、北の灯社、2000年6月15日・10月20日・2001年3月20日。後、『イメージのなかの都市 非詩集成I』ASYL社、2002年刊、『福島核災棄民一町がメルトダウンしてしまった』コールサック社、2012年に収録。）

6 花神社、2000年、福島民報出版文化賞受賞

7 コールサック社、2011年

8 コールサック社、2014年

9 『コールサック詩文庫vol.14 若松丈太郎 詩選集一三〇編』は若干の語句の訂正を施した上で初出の詩集『いくつもの川があって』と同じ形態をとっているが、『福島 原発難民 南相馬市・一詩人の警告 1971年～2011年』に掲載する際に、「プロローグ ヨハネ黙示録」が「1. ヨハネ黙示録」となり、「1 百年まえの蝶」が割愛された。この詩には透谷の自死の日付けが明記され、

「双蝶の別れ」の一節が引用されている。以後、「白夜にねむる水惑星」までは同じ詩と順番であるが、初出および『コールサック詩文庫』ではその後に「エピローグ

かなしみのかたち 東京国立博物館で国宝法隆寺展をみる」を付している。本論では、連詩は『コールサック詩文庫vol.4 若松丈太郎 詩選集一三〇編』（コールサック社、2014年）のpp.88-100より引用している。

- 10 タラス・フルィホローヴィチ・シェフチェンコ。1847年4月5日-1861年3月10日。ウクライナ語で書いた詩集『コプザール』など。農奴制に反対し、その解放のために秘密結社「聖キリルと聖メソジウス団」に関与、皇帝ニコラウス一世とその妻を批判する詩がみつきり逮捕され、10年間の流刑生活を送った。
- 11 テオ・アングロプロス監督による1991年の作品。出演はマルチェロ・マストロヤンニ、ジャンヌ・モローほか。
- 12 1987年、西ドイツ・フランスの製作。出演はブルーノ・ガンツ、ソルヴェイク・ドマルタンほか。
- 13 チェルノブイリ原発から10km圏内の森は、高レベルの放射性物質を取りこんだことで松が赤茶色に枯死したことから、「赤い森」とも呼ばれる。汚染がひどいため、松は伐採してその場に埋められた。その後の近辺の生態系には動植物を問わず、放射性物質によると考えられる変異が見られるが、人間が去ったことにより、逆に草木が生い茂り、自然が繁栄しているという見方もできる。
- 14 「自ら移動する人」という意味で、避難先の生活になじめず、また故郷恋しさから勝手に立ち入り禁止区域に帰還する人々である。高齢者がほとんどで、かつては1200名ほどだったが、2013年では、約140人とされる。
- 15 『ZERO HOUR チェルノブイリ原発事故 ディスカバリーチャンネル』角川書店、2006年、など。
- 16 若松は、「広島で。〈核災地〉福島、から」（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会主催「8.6ヒロシマ国際対話集会—反核の夕べ2012」2012年8月6日、広島市民ふれあい交流プラザでの発言のために用意した文章。実際には、この一部だけを話した。『福島核災棄民一町がメルトダウンしてしまった』（コールサック社、2012年）所収。この「6. 〈核災地〉の現状」の中で、「(略) わたしはチェルノブイリを訪問した一九九四年に、このときの経験をもとに、連詩「かなしみの土地」を書き、〈核災〉難民となった人々の思いを代弁したつもりであった。しかし、そのとき彼らの思いだと思っていたものは現在の自分の思いそのものであるという現実の中にわたしが置かれていると認識したとき、いや、それ以上にひどいと思えない現実を意識したとき、わたしの腸は煮えくりかえって、収まることがなかった。なぜなら、起こるべくしておきた人災であり企業災だと考えられたからである。」と書いている。また、同じ年のエッセイ「原子力発電所と想像力」では福島第一で〈核災〉

- が発生したときに周辺住民に及ぶであろう生活上の最悪事態を想定してみた。しかし、3.11から一年あまりのいま、わたしたちが暮らす地域の現実、十八年まえに想定した最悪事態以上の事態であると、わたしには〈体感〉されている。」と書いている。
- <sup>17</sup> エレム・クリモフ監督、1985年、モスフィルム・ベラルシフィルム制作。
- <sup>18</sup> 赤坂憲雄は若松丈太郎との対談「原発と文化 3.11以前／以後の風景」(『震災学』2, 2013年, pp.78-91)の中で、「若松さんの『詩集 北緯37度25分の風とカナリア』に出会ったときも、垂直方向への跳躍を感じました。現実世界から幻想の世界へ垂直に飛ぶ、そのあり方が東北的です。」と述べ、冒頭の作品「偏西風にまかせて」では、北緯37度25分の同じ緯度上に原発やエネルギーをめぐる風景が連なることを書いた例を挙げている。しかし、論者が強調したいのは、跳躍する前に現実を凝視するまなざしが若松には確固としてあること、である。若松丈太郎の場合、現実をまなざすことなくして、想像力を駆使する方法はあり得ない。
- <sup>19</sup> 弦書房、2010年、本論では『コールサック詩文庫vol.14 若松丈太郎 詩選集一三〇編』(注8参照) pp.188-190より引用。
- <sup>20</sup> 「連詩 霧の向こうがわとこちらがわ」[1 ジェラゾウヴァ・ヴォーラの空]、『越境する霧』(弦書房、2004年)所収。本論では『コールサック詩文庫vol.14 若松丈太郎 詩選集一三〇編』(注8参照) pp.117-119より引用。
- <sup>21</sup> 「恐山」, 第二詩集『海のほうへ 海のほうから』(花神社、1987年刊)所収。本論では『コールサック詩文庫vol.14 若松丈太郎 詩選集一三〇編』(注8参照) pp.58-62より引用。
- <sup>22</sup> 「原子力発電所と想像力」(一九九四年九月十日)、『福島原発難民』(注7参照)所収。pp.56-62。
- <sup>23</sup> 「東京から三〇〇キロ地点」(『詩と思想』1991年6月1日) , 後に『福島原発難民』(注7参照)所収。本論では『福島原発難民』 pp.24-26より引用。
- <sup>24</sup> 注22と同じ。
- <sup>25</sup> 「吉田真琴『二重風景』」, 『福島県現代詩人会会報』第29号, 1987年5月25日, 本論では『福島原発難民』(注7参照) p.18より引用。
- <sup>26</sup> 『明星』明治36年12月, 「愁調」の総題で「杜に立ちて」などの4編と共に発表された。本論では、『日本近代文学大系 石川啄木集』(角川書店, 1969年) p.133より引用。
- <sup>27</sup> 『いのちの籠』第20号, (戦争と平和を考える詩の会, 2012年2月25日), 後、『福島核災棄民 町がメルトダウンしてしまった』(コールサック社, 2012年)所収。本論では『福島核災棄民 町がメルトダウンしてしまった』 p.13より引用。
- <sup>28</sup> 『福島核災棄民一町がメルトダウンしてしまった』(注16参照)のp.79。

# A Study in Critical Discourse Analysis: The Prince and “the missus”

Maria DEL VECCHIO

マリア・デル・ヴェッキオ. 批判的談話分析に基づく研究: (英国) 王子と“ザ・ミザズ”. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.53 – 65.

ある会話文の意味と、その会話がなされた環境を社会文化的視点から分析すると、そこには納得できるものとそうでないものがある。この研究は英国のウィリアム王子とギャリー・リネカーの二人による談話を、信頼性のある方法によって分析するものである。

実際にFAカップファイナルの試合の前にBBCが録音、放送した談話をフェアクラフの三次元談話モデルに基づいて解析している。この分析結果から、内容的に不明瞭な箇所や矛盾を孕みつつも、公共機関としての放送目的を遂げて、意図した効果をもたらしているのではないかと考えられる。

The links between text and context offer a number of insights into the discourse of social practice. The intended audience will have a stored record of words or images which may be referenced as symbols or linguistic experience having come from information input channels in stored human experience. Once categorised, these inform representation. Without perceptual grounding it is impossible to form simple cognitive perceptual features. In addition, a person's representation of a word or image may differ as said representations may lead to categorisation and reasoning may lead to heuristic profiling and bias tendencies; how a communication is received brings with it assumptions that are drawn from text, interpretation and practice, and are subject to sociocultural practice. Furthermore, the interpersonal functions in the communication of a message which this study in media shows is a designed representation in which the aim is to lead its audience to create an interpersonal experience whilst at the same time promoting an ideology. Yet in embarking on such a task, it is evident that the ideologies of institutions are at the same time struggling to maintain their power by trying to dominate the audience's perceptions and attitudes. This paper presents a discussion of the institutions represented in the interview, a description of the discursive production and an interpretation of a text based on Fairclough's multidimensional model, and an investigation of the sociocultural implications of the practice.

## *Critical Discourse Analysis*

Critical Discourse Analysis, (CDA), involves a variety of branches, which include: anthropology, applied linguistics, cognitive science, literary studies, philosophy, pragmatics, rhetoric, socio-psychology, sociolinguistics, and text linguistics. All of these branches share a common need to deal with discourse. According to the models of Van Dijk (2007), and Wodak (2008), there are seven parameters which set out the framework for what these days is referred to as Critical Discourse Studies, (CDS). This is an abbreviated outline of their seven parameters and is drawn from Wodak & Mayer in *Methods of Critical Discourse Analysis*:

1. The use of 'naturally occurring' language.
2. Larger units for the analysis of speech acts such as text, discourses and conversation.
3. The study of linguistics beyond sentence-level grammar in order to incorporate action and interaction.
4. Dynamic socio-cognitive and interactional strategies.
5. Non-verbal branches of interaction and communication: gestures, images, film and multimedia.
6. The analysis of the functions of language use in social, cultural and situative contexts.
7. Grammar and the use of language analysis: macrostructures, coherence, turn-taking, levels of politeness and other aspects of text and discourse (2013, p.2).

CDA extends beyond the methodologies used for the analysis of discourse; it investigates social phenomena. "Any social phenomenon lends itself to critical investigation, to be challenged and not taken for granted" (Wodak & Mayer, 2013, p. 2). As such, more than one approach is required if we are to study the social and political orientations of language and how language is used in the real world.

The term 'critical' implicates notions of power through the use of language as a form of social practice. Examples of such notions may include: racist discourse, gendered discourse or media discourse. It questions the context of language, how a text is positioned, the inherent purpose or underlying interests of the text, the interests of its authors and the consequences of positioning (Janks, 1997).

However, there is debate regarding the use of the term 'critical' in applied linguistics and CDA whereby some intellectuals take on the perspectives of studying the use of language in order to "change the practices and empower those at risk from oppressive practices" (Mahboob & Paltridge, 2012, p.1). In his reference to "inequities of the societies and the world", Pennycook calls for action when he says, "We must start to take up moral and political projects to change those circumstances" (1990, pp. 25-26). This reflects a critical social theory in which the intention is to reduce dominance and dependence through self-reflective knowledge and understanding; the aim is to initiate a form of social transformation.

The term 'critical' has often been labelled as neo-Marxist in philosophy and early works by linguists from the school of thought known as the Frankfurt School, which began in the 1930s when theorists such as Max Horkheimer used the term to fashion a social theory in which Bohman summarizes this as a constituent "to liberate human beings from the circumstances that enslave them" (2007, p. 711).

From the same Frankfurt School comes Jurgen Habermas, a sociologist and philosopher who uses 'critical theory' from a perspective of critiquing and changing society rather than attempting to understand, interpret and explain it. To better understand society, fields of social sciences such as anthropology, economics, history, political science, psychology and sociology are combined in critical social theory with the aims of critiquing not only social theories, but also ideologies and power structures. Thus, the aims of critical theory are to promote both social transformation (in sociology and political philosophy) and a second field, literary criticism, which is focused on the traditions of criticism, definition and discernment.

Early among the scholars of CDA, Teun van Dijk, Norman Fairclough, Gunter Kress, Theo van Leeuwen and Ruth Wodak set out to clarify and distinguish between the theoretical and methodological approaches to creating a framework of principles. The work began in 1991 and has since evolved to incorporate new approaches and elaboration whilst continuing to use traditional theories to study discourse and the notions related to discourse. Wodak & Mayer state that the use of the term 'critical' need not necessarily refer to "negative or exceptionally 'serious' social and political experiences or events..." and conclude that it leads to "a frequent misunderstanding of the aims and goals of CDA" (2013, p. 2), suggesting that it is the researcher's role to define

the terms to be employed in the approach to a problem.

There seems to be yet more confusion created by the term ‘critical’, for it has generated further debate as to whether the aims of CDA, which has been nominalised through the use of an acronym, could be construed as evidence that it has lost its potential to be ‘critical’ due to the argument that the need to categorise language using methods such as nominalisation or representation as an established academic discipline may be having the opposite effect, that is to say, to “... exclude outsiders as well and to mystify the functions and intentions of the research” Billig (as quoted by Wodak (2013, p. 4)). Billig’s argument that the use of specific terms, such as the word ‘critical’, or the practices of a specific discipline, could run the risk of being ‘corrupted’ as a result of becoming institutionalised or skewed to serve, for example, a particular ideology, power or group and thereby possibly fail to include what Boeckx (2008, p. 5) refers to as the basic desiderata of “inquiry into the nature of the human language faculty”, aspects of which are “non negotiable”.

It is now widely accepted that CDA requires an interdisciplinary approach and one that practices a multi-method approach. The core of CDA relies on understanding how language functions when it transmits messages/knowledge.

### ***Background to the Interview***

Match of the Day 2, MOTD2, is a weekly, 60-minute football programme that was first broadcast on BBC One on 22 August, 1964, more than fifty years ago. MOTD2 continues to show Saturday and Sunday football highlights, including those of the Premier League: it incorporates post-match interviews with professional footballers and commentaries on featured games and players. In a report by BBC Trust (2014), the audience socioeconomic profile for BBC One stood at 50% for sections in ABC1 and 50% in C2DE in 2014. Ranked in the top decile for percentage airtime, Match of the Day is reported as having an Audience Appreciation Index, AI, of 81.5 points among adults. Regarding the average age profile, adults over the age of 65 accounted for 38% and those categorized between 35-44 stood at 11%. However, these figures do not represent Match of the Day alone and, although the present author has tried, she has not been successful in obtaining more detailed information on the specific demographics of the programme to date.

The Premier League is a domestic football competition; so it was that Prince William, President of the Football Association, the organisation that had founded the oldest association football competition in the world, was being interviewed by Gary Lineker for MOTD2 and was set to talk about current issues pertaining to the game (management and racism), as well as to relay his long-term interest in the sport while harking back to his favourite team, Aston Villa: Aston Villa was due to play against Arsenal in the Football Association Challenge Cup four days after the interview was recorded. The interview was shown at 5 pm on Match of the Day 2, just prior to the kick-off at 5.30 pm. Consequently there was an estimated UK audience of 7.5 million and The Website for the English Football Association listed more than 70 countries which broadcast the game.

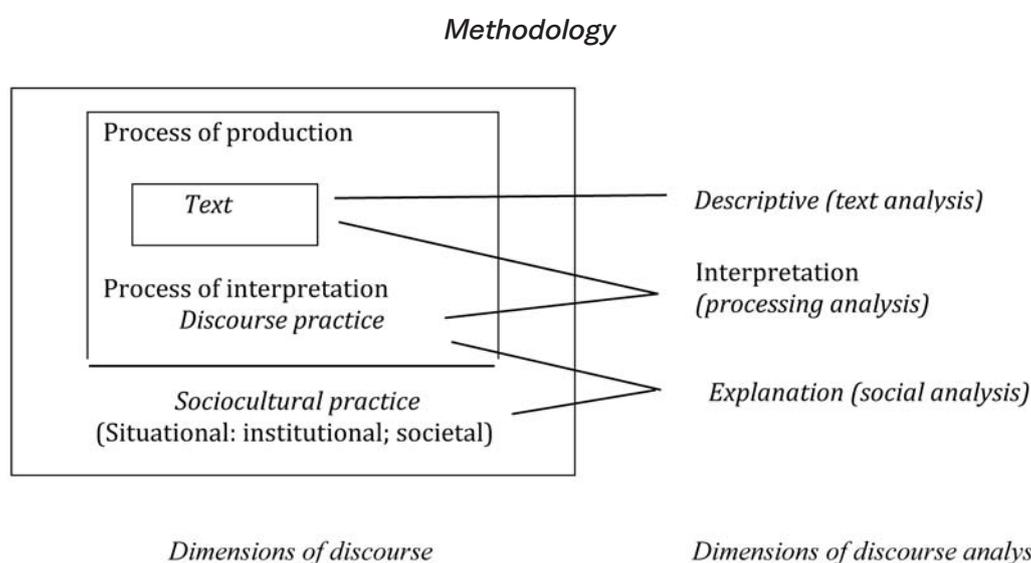
### ***On class***

In regards to recognising the image portrayed on a formal level, readers may perceive class as a hierarchy, one that pertains to hereditary peerage. Peerage through inheritance is reflected in titles, for example Duke, and a title will also explain lineage, such as Earl (the son of a duke). Another perception of class as a hierarchy uses gradations, ‘upper’, ‘middle’ and ‘lower’, as further forms that denote rank and precedence, at the summit

of which is the monarchy. On an informal level, there are signs and symbols which are used to help determine prestige and status. Cannadine, (1998 p. 22) lists broad considerations such as “ancestry, accent, education, deportment, mode of dress, patterns of recreation, type of housing and lifestyle” to be among the widely recognised determiners of a class-based hierarchy.

The TV image denotes a symbol of hierarchy on a formal level whereas other signifiers (the language used and comportment) reflect self-identity and representation (the prince to the viewer and the viewer to the prince). For an individual to be self-placed within this class-model, it depends on how “one individual regards him- (or her-) self and how he (or she) is regarded and categorised by others” (Cannadine, 1998, p. 22). Despite what is portrayed in the image, it is evident that the language attitude and behaviour are not self-consistent. By using the words ‘the missus’, the prince is attempting to disassociate himself from the prestige of his own background and education in order to gain the acceptance of his audience. Whereas most people would try to tilt their speech in the direction of Standard English, here we see a form of language which has been adjusted to suit the audience. Social perceptions and social structures can be engineered by the self and by institutions which have access to the techniques and technologies employed by, for example, the organisations, opinion leaders or the outlets of media groups that are wont to spend much of their time, energy, money and creative resources introducing and propagating what are, in effect, propaganda strategies and techniques.

Images and words can thus be engineered by the individuals, organisations or institutions being represented if they have access to the extensive scientific background data and know-how required to plan and re-frame a particular ideology through the use of signs, symbols and text. They can be product deliberate. They can facilitate the creation of new definitions of identity that can be used to change or modify popular perceptions.



**Figure 1. Model: approach and method for discourse analysis. (Fairclough, 2013, p. 133)**

In his book, *Critical Discourse Analysis*, Fairclough (2013 p. 133), uses the above figure to represent his approach to discourse and his method of discourse analysis. Discourse is viewed by Fairclough to be (i) a text: spoken or written, (ii) discourse practice: how it is produced and received and/or interpreted, and (iii) sociocultural practice: the conditions which govern the practice of the discourse. The three categories are described as being three-dimensional in insofar as all three are inter-related. The method of discourse analysis is executed by means of (i) a linguistic description of the text, (ii) an interpretation of the discursive processes and (iii) an

explanation of both the discursive and social processes.

The diagram is an attempt by Fairclough to portray schematically a simultaneous-method model within which there is a continual and complex interplay between the use of language and its positioning, interpretation and the interests it portrays, while discourse practice takes on the role of mediator between the object of analysis and sociocultural practice. Thus, the way in which a text is produced and received depends on what it is; that is to say, it depends on both the mode of discourse (spoken or written or both) and the conditions of the relevant sociocultural factors. Through the correlation with existing hegemonies, for example, discourse practice and text production, the detailed features of a text can be articulated, interpreted and then determined and explained.

Fairclough’s three-dimensional method has gifted subsequent researchers the possibility of exploring the relationships that govern the interactions between discourse, power, and social and cultural changes. It has all been made possible by combining the processes of analysis and the dimensions inherent in discourse.

### *Textual Analysis*

A brief explanation with respect to one aspect of this conversation can be analysed as follows. Readers are likely to adopt one of a variety of interpretations with respect to what Prince William said in the above interview. There could be, for example, an assumption that the Prince saw himself as a partner and that such decisions should be mutually agreed with his spouse. Other readers may assert that Prince William was saying that any decision that involves their child, is one that his wife makes or should make. Yet other readers may see the comment as one that establishes the existence of a marital power structure whereby it is the wife of the prince who rules the roost.

Then again, it is possible that some readers may believe that the speaker is indecisive, lacking in confidence, is unwilling to take a decision, is avoiding responsibility or is even afraid of his wife. Thus it is evident that there are, in effect, numerous discourses available to the reader, all of which assume different conditions regarding the how the text is received, and that they are reflected in the sociocultural contexts. Furthermore, the context of production and reception can apply to any one of the many possible readings without advocating one over the other.

### *Analysing the visual signs*

The function of such interviews is to make the text available for public reception. The context, therefore, becomes a necessary feature in reading the situation. Context includes the physical setting of the communication and all that is visible. This includes eye-direction/gaze, gestures and movements. Other factors that one should take into consideration are to do with what has already been said and done by the participants. Furthermore, questions need to be raised regarding what is shared factual knowledge and what is shared cultural knowledge. According to Gee (2014), these are some of the key factors that help the reader to make assumptions and draw inferences.

In the recording of the televised interview, visual features include a palace in the background, a wide expanse of garden and a wooden bench; the clothes that the Prince is wearing are being used in conjunction with contextual knowledge that could provide evidence to support a particular interpretation.

Contrast is evident from the framing. In the background is a big palace, whereas in the foreground are two men sitting on a wooden bench; they appear to be in casual conversation.

The visual text of the interview shows the prince in semi-casual clothes: a light blue shirt, a darker blue cashmere pullover and black trousers. The casual style is also emphasised in the way the prince is sitting slightly slumped, with one arm over the back of the bench, and slightly turned at an angle to face his interviewer. Both his hands are raised to chest level; they often come together as he gesticulates while he speaks. The blue colour and the palace in the background reinforce the status of the prince, whereas his position at the front of the screen, sitting on a wooden bench in a casual manner, suggests an ordinary member of society (were it not for the watch he is wearing and the quality of his woollen jumper). The interviewer is dressed in a casual-looking white shirt, grey jacket and black trousers; clothes that fit casual style-conventions but not necessarily those conventions expected of a meeting with royalty. What is more, the interviewer is not clean shaven, but sports instead a moustache and beard.

### *Other aspects of the visual text*

The Prince is not speaking directly to the camera; no eye contact is made with the camera at any time during the interview. There is therefore no demand made that the viewer “enter into an imaginary social relation” with the interviewee (Kress and van Leeuwen, 1990, p126). Instead, the viewer is addressed indirectly and is thereby offered an objective interpretation of the scene. The composition of the interview has Kensington Palace centred at the top of the screen with the prince and interviewer in the foreground and in a horizontal line. The triangular composition with its strong base has connotations of history, wealth, power and status, with a definite orientation down to the left hand side, where the prince becomes the localized vector, and then to the right, where the interviewer is sitting. The prince’s position is orchestrated; it is carefully arranged so that he is clearly visible to the TV audience, and the use of two cameras (for body shots and head shots) holds the audience’s attention as the viewpoint switches at certain points during the interview. The observant may also note that both parties, the interviewee and the interviewer, mirror each other in pose and posture. Some may say that the mirroring indicates a mutual attraction, a sense of affability, and equality of status. Thus, the layout of the image implies a social order, a formal and informal hierarchy.

Presented in the aforesaid triangular frame, the palace, the royal institution, is placed in the background at the top of the hierarchical pyramid. It stands as an ever-present reference to the royal status of the prince. And the visual orientation is weighed down on the left hand side by the symbolic colour blue, a colour, royal blue, that denotes royalty and reminds us, lest we forget, who is the interviewee. The grey suit of the interviewer is unobtrusive, so it distracts neither the eye nor the mind of the observer from the prince and his agenda that are the focus of this public address.

### *The Text Sample*

Below is an extract transcribed from the interview broadcast for BBC (Royal Central, 2015) of Prince William (the interviewee) being interviewed by Gary Lineker (an English former football player and now a sports broadcaster).

In this transcription by the present author, the dots represent short pauses and the dashes longer pauses:

Lineker:           How long do you think it’ll be before you take .  
                          hm

Prince George .  
to his first football match?  
Prince William: Hooph - I don't know .  
I've got to pass that .  
past the missus.  
See how -  
Hm -  
See how .  
I can get away with it.

### *'Micro' Analysis*

The sample of discourse sample selected, although limited in scope, cannot be explained solely from a linguistic perspective; for if an analysis of a discourse to have any 'critical' relevance, a contextual understanding is also required. That is why when constructing an interpretation of a discursive event, the analytical study of discourse must necessarily incorporate both the 'micro' and the 'macro' - it is in that way that one can achieve a clearer understanding of the modes of control involved.

The response of Prince William to the question asked by his interviewer began with the cognitive hesitation marker 'hooph', followed by the unbound discourse marker, 'I don't know'. It is described as unbound because what follows has no dependent element. William then went on to say, 'I'll have to pass that – past the missus.'

'Hooph' was used as a cognitive hesitation marker. It was used at the beginning of the answer in order on the one hand, to exhibit surprise, and on the other hand, to provide time in which to process the question and give a considered response in the answer.

"I don't know" has various functions. Its use may be declarative, referential or subjective, depending on the context. Variants of the expression include: 'I do not know', and 'I dunno' as well as too many regional variants to list here. Furthermore, phonetic realisations perform a significant role in our understanding of interpersonal and textual function in pragmatic usage.

In many languages, a discourse marker is found to occupy a particular position in a sentence. In English it is most often placed at the beginning of a conversation. Changing the position in a sentence is one way of changing the meaning or the intention of the speaker. At the same time, contractions and the intonation of the voice can also cause a meaning to be polysemous. Hopper (1991, p. 22) refers to this effect of changing the tone of voice as 'layering' in that further functions emerge 'to coexist with and interact' with the existing lexical form. On a pragmatic level, the expression 'I don't know' is an unbound discourse marker; it is both context-dependent and subjective. Used as a discourse marker, new meanings can therefore emerge from the context. On an interpersonal level the subjectivity of 'I don't know' reflects the attitude of both the speaker and the interlocutor, (Pichler, 2007) and, on a textual level, it is used as a cognitive hesitation marker. 'I don't know' is subjective-textual: it indicates an attitude, an attitude towards oneself and one's hearer.

Declaring that 'I don't know' can impute very much more than having insufficient knowledge or being uncertain of the accuracy or reliability of that knowledge. As cited by Pichler (2007), in their research, Tsui (1991), Potter (2004) and Wooffitt (2005) focus on the expression's interpersonal functions. In summary, Pilcher tells us that studies by Potter (2004) and Wooffitt (2005) assert that this utterance is used to protect social face, 'face-want': that is to say, a need to protect or maintain a positive image. Therefore, 'I don't know' is

used as a disclaimer. Used as a disclaimer, 'I don't know' functions as a way of mitigating a negative image or has the function of averting possible opposition or contradiction on the part of the interlocutor/audience. When 'I don't know' is placed before or after a proposition, it functions as a means of negating the relevance of the proposition.

Tsui (1991) further states that the utterance 'I don't know' has yet more functions that pertain to the intentional use, which is that of protecting both the speaker's own face-wants and those of the interlocutor. Tsui then goes on to itemise its variant functions: to preface a statement indicating disagreement, as a politeness strategy 'to minimize impolite beliefs'. These are beliefs that are unfavourable to the hearer, and used as a propositional hedge to 'soften the force' and to defer, as a form of respect, to the other's "greater understanding, wisdom or experience" (Leech 2005 p. 17). In addition, Leech notes that it could be used to avoid offering an opinion for fear that it might imply criticism or may be offensive to a superior, a stance familiar in Japanese culture. Other uses include for the utterance could be as a means of avoiding assessments or commitments. For textual function, these are classified as topic closure, topic curtailment, turn taking and turn yielding. In studies by Scheibman of American English conversational data, it was concluded that reduced vowel forms had face-saving functions and signalled change, whereas the full variant was hardly ever used except in cases where there appeared to be insufficient knowledge (Leech, 2005).

Thus it was that, in the case of the reply of Prince William, he began with 'I don't know'. 'I don't know' could have suggested that the reply was going to be unreliable. In using that utterance, the prince allowed himself space to withdraw if challenged. However, obligation and formal realisation were then presented overtly: "I'll have to pass that past ...". The explicit nature of the wording contrasts strongly with the previous phrase, 'I don't know'. 'I' is the subject/agent of 'pass' and 'the missus'. In transcribing the sentence, almost all of the media viewed incorrectly used the word 'by' instead of 'past' even though the word 'past' was used twice during the sentence (the second time after a slight hesitation). However, the preposition 'past' is equivalent to 'by' (Quirk, 1985). It serves the sense of 'passage' and is primarily locative in meaning. It expresses movement and as such describes a directional path towards a destination, which in this case, refers to 'the missus'. Thus the preposition 'past' is used to emphasise the process of making a decision, one which will be deferred to 'the missus'. The noun 'missus' is derived from 'mistress'. According to the *Online Etymology Dictionary*, the word mistress first came into use in the 1580s; Mrs. was first recorded in the early 17th century. Another derivative is 'Miss'. The abbreviated form was common by the early 19th century, when Mrs. and Miss were used interchangeably. 'Missis' then came into use in 1833 as a contracted form of Mistress by way of omitting the medial consonant cluster. The pronunciation "missis" was considered vulgar at least into the 18th century. Mrs., "one's wife", dates from 1920 (Online Etymology Dictionary).

### *Missus versus Mrs.*

Mrs. is a title that prefixes the family name of a married woman and its use in that way is generally a sign of respect. Orthographically, it is Standard English and standard in spelling. Although the title is accepted as honorific, it can be used humorously as a mock surname to describe an attribute, examples being Mrs. Doubtfire (someone who arranges to meet two people at once in the same place and at the same time) and Mrs. Robinson (a married woman who has casual sex with a younger man). 'Missus' in its written form here is nonstandard spelling yet media outlets consistently spelled it this way (with one or two exceptions with the use of 'missis'). Whether in the spoken form or the written form, the noun 'missus' is not standard English and has emphatic

connotations that range from jocular to solemn.

Nowadays there are regional variations in the pronunciation of ‘the missus’. In the northern parts of the United Kingdom it is pronounced [mis-uz], but from the Midlands down to the South of England, it is pronounced [mis-iz]. Although geographical dispersion is generally recognised as being the basis of linguistic variation, conscious or unconscious social variety can also affect the way in which people communicate, in that individuals may modify their pronunciation in order to affiliate themselves with a social group. In addition, attitudes towards association with a particular city or region also contributes to variations in respect of education and social standing within a socioeconomic group.

The definite article in the noun phrase ‘the missus’, acts like a deictic. There was an inherent assumption that the interviewer (Gary Lineker) and the audience could recognise the referent as its use was both attributive and predicative. The assumption was based on the context and the fact that the audience knew that Prince William was married. Even if the audience had not known who ‘the missus’ was, they would have understood that the prince was either a married man, or was referring to someone with whom he was very familiar - in this case, familiar enough to have fathered her child. Furthermore, if the listener had not known to whom specifically Prince William was referring, they would have been able to hazard a guess regarding the significance of the person to whom he referred, based on shared cultural knowledge. The message being expounded here is salient. It assumed that the audience already knew to whom the prince was referring and that the fact that he was married was shared knowledge. The shared knowledge is knowledge that was necessary if the reference ‘the missus’ was to be understood by the audience.

Another dimension to add to this is that the use of the noun phrase ‘the missus’ allowed the audience to make further assumptions dependent on shared knowledge. Gee (2014) would have referred to ‘missus’ as a content word (noun), for the noun ‘missus’ has a number of different meanings and those meanings are not constant since they depend on the context in which they are spoken. To some, the word may sound informal, old-fashioned or outdated. To others it may sound humorous, common (as in ‘prevalent in usage among the common folk’, in contrast with the upper classes), fashionable or sagacious. *The Telegraph*, a traditionally conservative newspaper, labels the use of the word as being an “outdated and crass term” and “sexist” (Cohen, 2015). Hence it is not a given that the same reception to the definition of the word will be shared by all. This means that the effect that the speaker is hoping to convey by ascribing a particular definition to a word runs the risk of not being in accordance with the speaker’s intentions. The process and goal of receiving a message as intended by the originator of the message thus depends on the need for there to be shared knowledge and shared assumptions. From this it becomes possible to draw inferences from the sociocultural context that may not be evident from the textual context.

Regarding discourse practice, the interviewer is articulating two discourse conventions. The first is associated with interviews, and the second is associated with being a subject. The interviewer’s task is to ask questions and direct the structure of the meeting through his questions. As a subject of the realm, the interviewer allows the interviewee to control and lead the interaction. It could be suggested that the interviewer exhibits contradictory elements that are realised by the speech act. This is expressed in the manner in which it is lexicalised; the interviewer uses a hesitation marker (hm) and then refers to the subject topic by using the correct and formal title, Prince George. The interviewer, although apparently casual in manner, uses the hesitation marker not as a display of uncertainty or reluctance, but as a last minute recourse to repair what could have been a public gaffe. In doing so, he not only recognises his own status but prefixes the topic with a formal element of institutionalized language for the benefit of the audience, the BBC and the royal family. The conversation may

thus seem, *prima facie* to be casual initially, but hierarchy, as reflected by the deliberate use of a formal title, becomes apparent and it could therefore be construed that social order was maintained.

From the viewpoint of sociocultural practice, discourse production provides an insight into the nature of conversation. As a representative of the BBC, our interviewer belongs to a select group of sports broadcasters and has experience of the sports profession as a former footballer. Members of the establishment (the aristocracy) may feel the form of questioning of the Prince's private life to be inappropriate, irreverent and possibly even anti-authoritarian (subject vs. prince). Contradictions are also evident in the response of the prince. On the one hand, the prince represents the British monarchy, one of the oldest government institutions, yet conventions in this discourse are contradictory, the interviewee treating the interviewer informally, not as would be expected of the subject of an interview, and answering the question in a manner that is both declarative and informal.

Fairclough (2010) refers to this as "the 'conversationalisation' of institutional discourse" (p. 135). The features of conversationalisation include certain informality, a perspective which uses a type of discourse that comes from the 'private domain', as opposed to the 'public domain', which pertains to the 'colonisation' of institutions. Thus, the person-to-person interaction is contrasted with the roles or status interactions of institutional discourse. It could be argued that in our case, since the societal order of discourse weighs on the informal and conversational discursive practices, the context becomes more democratic in ideology. This in turn could be construed as being an indicator of social change (institutionally and culturally). The contradictory factors produced by the use of conversational discursive practices could further serve a strategy to manipulate sociocultural practice, and could therefore be viewed as evidence of hegemonic struggle.

In his book, *Ideology: An Introduction*, Eagleton (1991) sets out explain the difference between ideology and hegemony. When referring to Gramsci's use of the word hegemony, he, Gramsci, defines it as 'the way in which a governing power wins consent to its rule from those it subjugates' (1991, p. 112). The sociological theory of cultural hegemony pertains to an analysis of the social norms (values, customs and traditions) and behaviours (emergent and determinant) that have established social structures (classes).

In defining value systems from a sociological perspective, we recognise culturally defined standards and goals of social behaviour and models for a general mode of conduct. Through the assessment of values, conduct or a course of action is generally taken, whether it be through individual action or social action (e.g., patriotism, equality and initiation ceremonies). Concurrently, the norms of a specific situation have referential implications regarding the rules of behaviour of actors in a particular situation. These standards are further subject to judgement, for they include 'sentiments and significance' or 'aspirational reference', according to Wallace (1980, p. 163). In effect, an aspirational reference is a subjective value that can function independently of the social norm.

The theory underlies the concept of cultural domination. In sociology and communication theory, the emphasis is on social constructs and incorporates a theory of knowledge based on understanding and meaning, whereby reality is constructed in CDS through social models and language.

### ***Reception of the Response***

The production, distribution and interpretation of textual detail are interrelated with the wider social and cultural contexts. They act as lenses on what is affecting contemporary society, the struggle of institutions with its traditional practices which are open to criticism both privately and publicly.

The current author used Google as her search engine but it must be noted that Google is not a wholly

reliable source of data for searches due to the streaming of personal search items and browsing patterns that can give rise to skewed results. On a ‘custom range check’ May 26 to June, 15, sorted by ‘relevance’ from pages 1-9, 36 newspapers used the word ‘missus’ in their headline. Three other newspapers used the term ‘Boss’, ‘Royal Boss’ and ‘Current Wife’. There were 45 pages of news agencies that had made use of the interview in their reporting. That is to say, about 450 articles referred to the dialogue from May 26 to June 15. Some newspapers repeated the phrase in other stories and every source checked actually misquoted the prince by using the word ‘by’ instead of ‘past’ for ‘I’ll have to pass that past the missus’.

### ***The Telegraph.co.uk***

UK classifications of social grades based on the occupation of the chief income earner in a household: (A) intermediate managerial, administrative or professional (B) supervisory or clerical and junior managerial, administrative or professional (C1). The C2DE occupations cover skilled manual workers (C2), semi- and unskilled manual workers (D), and casual workers, pensioners, and others who depend on the welfare state for their income (E) (BBC Trust 2014). For The Telegraph (.co.uk) readers, 73 percent of the readers belong to the ABC1 socioeconomic group. This is higher than the audience profile for BBC One viewers which stood at 50 percent. Higher than any other newspaper, the average *AB Telegraph* reader has over 100,000 pounds in savings. The average age is 42 and the percentage of male readers stands at approximately 57 percent (Audience Config, 2015). The newspaper is traditionally conservative. In an online survey conducted by telegraph.co.uk, viewers of the story were invited to vote on the use of the term ‘the missus’: The heading was written in capital letters as follows:

PRINCE WILLIAM’S USE OF THE TERM ‘THE MISSUS’ WAS...

Extremely sexist - one is not amused	6%
A bit sexist - but not a big deal	15%
Appropriate - she is his missus	46%
Fantastic - it show’s he’s a regular bloke	33%

(Cohen, 2015).

The number of participants in the poll, June 24, 2015, stood at 17537.

The questionnaire was displayed over an image of the prince smiling whilst holding Prince George in one arm and waving with the other. In contrast to the filmed interview, Prince William looks directly into the camera and, therefore, directly at the viewer.

With 21 percent (6% plus 15%) of the readers finding the term sexist, this is further evidence that the negative reception was not in the common range of social norms and values of current sociocultural practice. Furthermore, it could be argued that since all questions are ‘passed past’ public relations representatives to avert possible image damage, the prince would have been aware of the question and may have been primed on how to control and lead the interview. In addition, the questions may have been a collaborative effort between the PR company and the BBC, two institutions working together for ‘mutually beneficial relationship’ building and engagement with their stakeholders and the general public.

### **Conclusions and Future Study**

This work is an endeavor to illuminate how one short exchange between two people can be analysed for critical purposes. The complex relationships between text and context offer not only a variety of insights into the interpersonal functions of the communication of messages, but also perform a broader role in shedding light on the socio-cultural context that is expressed in the linguistic choices that are taken in order to express meanings. Much of this ongoing work is focused on how a meaning may differ based on the choice of words or referents used, linguistic knowledge and experience, how it is perceived, the symbols that inform their representation and how these may lead to heuristic or skewed or misplaced interpretations that have been engineered by institutions with a view to re-shaping social relations.

The author has found there to be significant issues that merit further description based on a linguistic corpus of media reaction to the text, as well as an analysis of the language of public opinion polls regarding questions arising with respect to the popularity ratings of powerful institutions and their members. More research is needed in the application of Critical Discourse Analysis within this field.

### **References**

- Audience Config – Telegraph. (July 2015). *The Telegraph*. Retrieved July1, 2015: <http://www.telegraph.co.uk/advertising/audience/>
- BBC Trust. (2014). *Service Review of BBC Television*. Retrieved from: [http://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/regulatory\\_framework/service\\_licences/service\\_reviews/television\\_services/performance\\_analysis.pdf](http://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/regulatory_framework/service_licences/service_reviews/television_services/performance_analysis.pdf)
- Boeckx, C. (2008). *Bare Syntax*. Oxford: Oxford University Press.
- Bohman, J. (2007). We, Heirs of Enlightenment: Critical Theory, Democracy and Social Science. In Turner, S and Risjord, M. (Eds.), *Philosophy of Anthropology and Sociology* (pp. 711-734). London: Elsevier.
- Cannadine, D. (1998). *Class in Britain*. London: St Edmundsbury Press.
- Cohen, C. (2015, May 29.) “The missus”? Prince William needs to ditch this casual sexism fast. *The Telegraph*. Retrieved from: <http://www.telegraph.co.uk/women/womens-life/11637938/Prince-William-calls-Kate-Middleton-the-missus-casual-sexism-alert.html>
- Eagleton, T. (1991). *Ideology: An Introduction*. London: Verso. Retrieved from: <http://books.google.com/books?id=Jk2h8zoHfcIC&pg=PA112>
- Fairclough, N. (2013). *Critical Discourse Analysis*. NY:Routledge.
- Gee, P. (2014). *How to do Discourse Analysis*. Oxon: Routledge.
- Hopper, P. (1991). On some principles of grammaticization. In E. Closs Traugott and B. Heine (Eds.). *Approaches to Grammaticalization, Vol. I*. Amsterdam: John Benjamins. Retrieved from: <http://www.sociolinguistics.uottawa.ca/palea/Hopper1991.pdf>
- Janks, H. (1997). *Critical Discourse Analysis as a Research Tool*. DOI: 10.1080/0159630970180302
- Kress, G., & van Leeuwen, T. (1996). *Reading Images*. Retrieved from: <https://books.google.co.jp/>
- Leech, G. (2005). *Politeness: Is there and East-West Divide?* Retrieved from: [http://www.lancaster.ac.uk/fass/doc\\_library/linguistics/leechg/leech\\_2007\\_politeness.pdf](http://www.lancaster.ac.uk/fass/doc_library/linguistics/leechg/leech_2007_politeness.pdf)
- Mahboob, A. Paltridge, B. (2012). Critical Discourse Analysis and Critical Applied Linguistics. In Carol A Chapelle (Eds.), *The Encyclopaedia of Applied Linguistics*. UK: Wiley-Blackwell Publishing. DOI:

10.1002/9781405198431.wbeal0273

- Mrs. (n.d.). *Online Etymology Dictionary*. Retrieved June 22, 2015, from: Dictionary.com website: <http://dictionary.reference.com/browse/mrs>.
- Pennycook, (1990). Towards a Critical Applied Linguistics for the 1990s. *Issues in Applied Linguistics*. Vol. 1, n. 1, pp. 8-28.
- Pichler, H. (2007). *Form-function relations in discourse: the case of I don't know*. Retrieved from: <http://www.ncl.ac.uk/linguistics/assets/documents/HEIKE.PICHLER-FT.pdf>
- Potter, J. (2004). Discourse analysis as a way of analysing naturally occurring talk. In Silverman, David (Ed.), *Qualitative research: theory, method and practice*. London: Sage, pp. 200 –221.
- Quirk, R. (1985). *A Comprehensive grammar of the English language*. NY: Longman.
- Royal Central (2015, May 28). *Prince William interviewed by Gary Lineker ahead of FA Cup final*. Retrieved June 19, 2015, from: <http://royalcentral.co.uk/cambridges/prince-william-interviewed-by-gary-lineker-ahead-of-fa-cup-final-49445>
- Scheibman, J. (2000). I dunno: A usage-based account of the phonological reduction of don't in American English conversation. *Journal of Pragmatics*; 32, 1; pp. 105-124.
- The Website for the English Football Association, The FA Cup and the England football team. (n.d.). *The FA Cup on TV*. Retrieved June 21, 2015, from: <http://www.thefa.com/thefacup/more/tv>
- Tsui, A. B. M. (1991). *The pragmatic functions of 'I don't know'*. *Text* 11. 607 – 622.
- Wallace, W. (Ed.). (2008). *Sociological Theory: An Introduction*. Aldine Transaction.
- Wodak, R. (2008). Introduction: Terms and Concepts, in R. Wodak & M. Krzyzanowsky (Eds), *Qualitative Discourse Analysis in the Social Sciences*. Basingstoke: Palgrave, pp. 1-42.
- Wodak, R. & Meyer, M. (Eds.), (2009). *Methods of Critical Discourse Analysis* (2nd Ed). London: Sage.
- Wooffitt, R. (2005). *Conversation analysis and discourse analysis: a comparative and critical introduction*. London: Sage.
- Van Dijk, T. A. (2007). *Discourse Studies*. 5 vols. London: SAGE Publications Ltd.



## 日本における牡丹と獅子文化の形成と謡曲『石橋』

雨宮久美

Kumi AMEMIYA. The Formation of a “Peony” and “Lion” Culture in Japan and Noh play “Shakkyou”. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.67 – 78.

The Noh play “Shakkyou” was an opportunity to show the combination of the lion (king of the beasts) and the tree peony (the king of flowers) through an acrobatic performance. After this, and even today, this magnificent combination has been played in the form of a musical variation in every aspect of Japanese cultural entertainment.

The lion dances with the beast messenger of Mañjuśrī, so it would be a natural combination with the “sacred lotus” that is an attribute of Mañjuśrī, and not the “peony” in flower arrangements. However, in “Shakkyou” and all original Noh chants, the “peony” is specified as being on stage.

The purpose of this article is to examine the various materials related to the “peony” up until the creation of “Shakkyou” from the perspective of the peony’s cultural reception in Japan.

Why was the “Lion” and “Peony” combination adopted for “Shakkyou”? We will seek the reasons by examining the peony’s Japanese heritage and its diffusion into Japanese society.

The significance of the peony changed from being used for medicine to having a deeper cultural significance during the Heian period; Bai Juyi contributed significantly to this change in the peony’s reception. The Mañjuśrī faith from Mount Wutain in China was also introduced to Japan during this time period, which had a large impact on Japanese society. Since both the “lion” (the Mañjuśrī beast messenger) and the “peony” were the kings of all kinds of beasts and flowers, respectively, they were both connected. Thus, it was through Buddhism that the peony’s motif was shifted to “peony and the Mañjuśrī,” in other words, “the lion and the peony.” Therefore, it was concluded that “Shakkyou” was created during the Muromachi period due to unifying this cultural reception with the tradition of the lion dance that has continued in an unbroken line since ancient times.

### はじめに

謡曲『石橋』は、紅白の牡丹を配置した所作台にて獅子に扮装した後ジテが、舞狂う場面を見せ場とする。

獅子団乱旋の、舞楽の砌、獅子団乱旋の、舞楽の砌、牡丹の花房、匂ひ満ち満ち、大筋力の、獅子頭、打てや囃せや、牡丹芳、牡丹芳、黄金の藁、あらはれて、花にたはぶれ、枝に伏し転び、げにも上なき、獅子王の勢ひ、靡かぬ草木も、なき時なれや、千秋万歳と、舞ひ納めて、千秋万歳と、舞ひ納めて、獅子の座にこそ、直りけれ<sup>1</sup>

獅子は文殊菩薩の使獣として舞うのであるから、花を配するなら「牡丹」ではなく文殊菩薩のアトリビュートである「蓮」と組み合わせることが最も自然であろう。しかし『石橋』では、いずれの流派においても、能道具の一畳台に「牡丹」を立てることを決まり事としている。

詞章中にも「牡丹の花房、匂ひ満ち満ち」等とあり、明確に獅子と牡丹とが関連づけられている。この組み合わせを言う「獅子と牡丹」または「唐獅子牡丹」は、現在慣用句ともなっている。このような取り合わせになった理由を考えるならば、「獅子」は〈百獣の王〉であり、富貴の象徴の「牡丹」は〈百華の王〉とされているからである。

無敵の獅子にも天敵がいる。それは獅子自身の身体に寄生する虫である。この虫を退治できるのは、牡丹の花に溜まる夜露（朝露）であり、それ

故に獅子は、牡丹の下で眠るとされる。これが「獅子と牡丹」の関係である。この両者の関連づけの一端は、仏典に由来する。ところが事情はそれほど単純ではない。仏教經典に典拠が求められるのは、いわゆる「師子（獅子ニ同ジ）身中の虫」のみである。『梵網經』や『仁王經』などがその典拠である（後述）。しかし、そこに「牡丹」は登場しない。

江戸研究に大きな功績を残した西山松之助の著作に『花一美への行動と日本文化』がある。西山は、文化史的な視点から、桜、牡丹、朝顔、蓮、菊、虞美人草、梅を取り上げ、これらの花と日本人との関わりを考察している。西山は、牡丹が日本の文化に受容された機縁として謡曲『石橋』を挙げ、次のように指摘している。

中国に比べると、日本の牡丹文化は比較のしようがないほど貧弱である。牡丹の花を論じた日本の本はまだ見たことがない。ひょっとすると一冊もないのではなからうか。今でも椿や蘭はブームを呼んでいるが、牡丹に数万金を投じて世人がこれに狂じたということをきかない。しかし牡丹の文化がないわけではない。絵や彫刻のほかでは、まず能の「石橋」をあげねばなるまい<sup>2</sup>。

西山は、後世の芸能に与えた『石橋』の影響の大きさにも言及している。『石橋』における獅子と牡丹の取り合わせは、どのような背景をもっているのだろうか。この疑問を念頭に、日本における牡丹の文化的受容について、謡曲『石橋』成立以前の「牡丹」に関する諸資料を検討することを本稿の目的とする。

## 第一節 牡丹の伝來說

中村裕一『中国古代の年中行事』は、「唐代末期からすでに花王と評価されている」<sup>3</sup>と指摘している。『和歌植物表現辞典』「ふかみぐさ 深見草」の項には、以下のように記されている。

ボタン ボタン科。落葉低木で、高さは1～1.5メートル。枝は太く、葉も4～10センチ。色は白、紫、紅、黄など多彩。中国原産で、古代から地上部を薪に、根を薬用にしたと伝えられる。観賞は東晋（317～420年）の頃に始まったとされ、唐代には広く栽培され人々の間でもてはやされた。日本への渡来は平安時代初めの空海の入唐のおりとする説がある。以降栽植され、江戸時代には多くの園芸品種が作り出された<sup>4</sup>。

中国では、清代に「牡丹」を国花として制定していたが、1929年中華民国政府は、文人の高潔に喩えられる「梅」を国花と定めた。富貴の象徴「牡丹」は、国家の品格に相応しくないとの理由からである。

牡丹は、中国原産で学名は、「*Paeonia suffruticosa andrews*」<sup>5</sup>である。「*Paeonia*」はギリシア神話の神アポロンの別名であり、医術を司る意味を含み持っている。実際に古来牡丹は、薬草として用いられていた。

中国ならびに日本において牡丹の古い別称は多数ある。「木芍薬・洛陽花・穀雨花・富貴草・百華王・花王・花神・百両金・花中の王・天香国色・深見草・二十日草・忘れ草・鎧草・ぼうたん・ぼうたんぐさ・やまたちばな・てりさきぐさ・なとりぐさ」などが挙げられる。

例えば、「木芍薬」とあるのは、芍薬が草本性の植物であるのに対し、牡丹が木本性に分類されているからである。「洛陽花」の異名は、河南省洛陽市が古来より牡丹の名花の地であることによる。玄宗皇帝が洛陽から長安に牡丹を取り寄せたことも有名である。

中国では梅と人気を二分する牡丹は、花の豪華さから「百華王・花王」と称され、「富貴」の象徴とされてきた。牡丹の開花期間は、約二十日前後と比較的に短く、白居易が「花開花落二十日」と詠んだことから、日本では「二十日草」とも名づけられた。「名取草」「鎧草」などは日本での異名である。

中村の前掲書によれば「日本の古名は布加美久佐<sup>ふかみくさ</sup>といい、平安時代に渡来したもので平安以前の

日本にはなかった<sup>6</sup>とある。この記述は「牡丹」の用例が、奈良時代の文献にあるのでさらに検討を要する。牡丹が「中国から日本に伝えられたのは、奈良時代（聖武天皇の治世）のころ<sup>7</sup>とする説もある。天平五年（733年）の成立とされる『出雲国風土記』「意宇郡」の条に、「凡そ諸の山野に在らゆる草木」の一つとして、「牡丹」が見える。この「牡丹」<sup>8</sup>という漢字表記は、通例の解釈では、深根輔仁撰『本草和名』の「牡丹（略）和名布加美久佐、一名也末多知波奈」の積例に従って「ふかみくさ」という和名で訓んでいる。一名として挙げられている「ヤマタチバナ」は庭木として一般的な藪柑子の異名である。

一名が「ヤマタチバナ」なので、ここでの「牡丹」は後世の観賞用のものとは違う。『出雲国風土記』の記述からも、「ふかみくさ」は、出雲の国の山野にふつうに自生していた植物と見るのが自然である。一方、源順撰『和名類聚抄』（平安中期）「草木部」には、他の草花とともに「牡丹」が載せられていて、こちらは観賞用の牡丹に当てることができる。しかし、この「牡丹」について、狩谷掖斎撰『箋注和名類聚抄』巻十は、以下のように注している。

雖<sub>下</sub>知<sub>三</sub>末多知波奈是百両金非<sub>二</sub>賞<sub>レ</sub>花  
牡丹<sub>一</sub>刪<sub>上</sub>之、然未<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>布加美久佐  
亦為<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>呉牡丹<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>削、皆誤<sup>9</sup>。

狩谷掖斎の指摘は、本草に謂う「百両金」「呉牡丹」と同じ植物である「ふかみくさ」を源順が誤り、花の列に入れていているとしているというのである。「百両金」「呉牡丹」は、「藪柑子」のことである。平安時代の中期以降、中国渡来の牡丹が定着するまでは、「牡丹」の表記であっても日本自生の藪柑子を指していたのである。『風土記』の「牡丹」は花を鑑賞する今の牡丹とは全く別の植物ということになる。

## 第二節 生薬から観賞用へ

通説では牡丹は薬草として渡来したと考えられている。松田修は、「漢方ではこの根を利用し、牡

丹皮は頭痛、腰痛などに鎮痙薬とし、また婦人諸病に賞用する<sup>10</sup>と述べている。延喜五（905）年勅令により編纂された『延喜式』卷三十七「典薬寮」には、「中宮藤月御薬…牡丹二両<sup>11</sup>」、「伊勢国五十種…橘皮五斤。牡丹七斤十両<sup>12</sup>」、「備前国四十種…大戟牡丹天門冬桑蟬蛸各一斤<sup>13</sup>と記されている。「典薬寮」とは、宮廷の医療機関である。薬草として平安時代に牡丹が栽培されていたことが分かるが、これが観賞用の牡丹と同種なのかは慎重な検討が必要になってくる。

日本人が牡丹の花を観賞用に栽培したことが確証できるのは、平安時代中期以降になってからである。清少納言『枕草子』（1000年以降）「殿などおはしまさで後」の段に、「台の前に植ゑられたりける牡丹などのをかきこと<sup>14</sup>の用例がある。「牡丹」は、「ぼうた」と字音で読まれている。

「たいのまへ」は、「対の前」と考え、対の屋の前にする解釈が多いが、萩谷朴は「「たい」は、牡丹が中国人の最も愛した花であり、第九十四段にも見えたシナ趣味の明順宅であるから、露台と牡丹との配合で、「台」と解する<sup>15</sup>と注を付す。

この場面は、実家が没落して謹慎状態にある藤原定子の近況を、源経房が里下がりをしている清少納言に語るところである。萩谷の注では、末枯れた牡丹に中宮定子の心情が託されているという。それは『白氏文集』卷九「秋題牡丹叢」（0415）と題する「晚叢白露夕、衰葉涼風朝。紅艷久已歇、碧芳今亦銷。幽人坐相对、心事共蕭条。」<sup>16</sup>という詩を踏まえたものだとする。この詩は、中宮の悲しみ沈む心情に託して枯れ衰えた牡丹の花の寂しさを詠んだものである。花の観賞がただ目を楽しませるものであるばかりでなく、人々それぞれの心情表現を託すものにもなっていたのである。隋唐の時代になると、中国式の生花である挿花が芸術的にも格段に発展していく<sup>17</sup>。唐代に高まった牡丹愛好と、花々の新しい鑑賞様式は、唐代文化の強い影響を受けた平安時代の日本に間違いなく伝わっていたに違いない。

『栄花物語』「たまのうてな」には、「高欄高くしてその下に薔薇、牡丹、唐瞿麦、紅蓮花の花を植ゑさせ給へり<sup>18</sup>という用例がある。藤原道長の阿弥陀堂の描写である。堂の前の池に面して高欄が

ありその下に薔薇、牡丹、唐撫子（石竹）、蓮花が植えられていて、「極楽に参りたらん心地」がしたという。牡丹が観賞用の花として貴族達の間で珍重されていたことが分かる。

以上、貴族社会での牡丹受容の例を挙げた、今日謂う所の「牡丹」の用例を確証できる十世紀初頭の文献がある。菅原道真の詩「法花寺白牡丹」と題する作である。後節で詳述するが、「色即為貞白 名猶喚牡丹」<sup>19</sup>と、清浄な白牡丹を仏の教えの象徴として詠んだものである。寺の荘厳として、当時珍しかった牡丹が栽培されていたのであろう。後述するように、白牡丹への関心は、白居易の詩とも深く関わっている。いずれにしても、この段階では、牡丹は純粹に美的鑑賞の対象とまではいまだなっていない。

牡丹鑑賞との関わりでいえば、挿花との関連も指摘される華道の文化にも言及しなければならない。

室町時代に成立した初期のいけばな伝書である『仙伝抄』「十二月の花の事。した草いづれもこゝろへ有」には、四月の花として、「四月ぼたん青草三つ。一つは葉おほく。二つは葉少」<sup>20</sup>が挙げられていて、牡丹とそれに配する下草のことが記されている。さらに同書「繪をうけてたつる花の事」には、各種の花と取り合わされるものが記されていて、牡丹についても興味深い記述がある。

くわんおんにやなぎ 天神にさくら（異本に梅と有）

とらに竹 りやうにまつ

古人にふりたる木 唐人にまたのある木

から子に色ある物 歌人に風情ある物

獅子にあれたるぼたん 馬ぎきやうに草

山水に山野の木水邊草花（異本水邊の草花）

鳥にゑにしある物を。心にかけて立べきなり<sup>21</sup>

「獅子にあれたるぼたん」を「あれたる獅子にぼたん」と解することができれば、能『石橋』の終曲で牡丹の枝に伏し転び戯れる獅子の力強い舞を彷彿させる。

『池坊専應口傳』「専祝言に用べき事」の中にも「牡丹」の名が見える。

松、竹、梅、椿、柳、海棠、石竹、鶏頭花、岩躑躅、葱花、桔梗、菊、桃、柘榴、仙翁花、岸比、節黒、牡丹、金錢花、山橘、白槿、芙蓉、長春、水仙花、仙蓼菓、百合、菁莪、杜若、常磐木、此等用べき也<sup>22</sup>

『立華指南』にも、牡丹を高貴な花だとし、貴人・高官を請待する特別の時にだけ「牡丹」を用いたとの記述がある。

「三四月 牡丹通用草」 中やく 異名ふかみ草廿日草鑑草

花の玉名取草鼠姑草姚黄花

さまざま異名あり色亦品々有尤花の高位なる物ゆへ古來無左と立花に不<sub>レ</sub>用貴人高官を請待の時たつる物とぞ但去年の莖を切そへて根をよく焦せば水につよし今年生の青き莖ばかりにては間なくしぼむなり<sup>23</sup>

牡丹が高貴な花であったことは、『立花秘傳抄之二』「花之部」にも記されている。

牡丹祝言上中

異名 木芍薬 百兩金 國色 醉西施

和名 ふかみ草 はつか草 てるほ草

名とり草

萬葉 名はかりは咲ても色もふかみ草花咲くならはなに<sub>レ</sub>してまし

藏玉集 人の心なしとや名とり草花見るときはとかくすくなし

群花品の中に牡丹を以て第一とす故謂<sub>二</sub>花王<sub>一</sub>似<sub>二</sub>其花似<sub>一</sub>芍薬<sub>二</sub>宿幹似<sub>一</sub>木名<sub>二</sub>木芍薬<sub>一</sub>通用の證文也（中略）

牡丹は花王と云名を貴び。高位高官の御方にて宗匠の外門弟の指ことをゆるさず。古代は花大切なる故木を残して莖より切。筒に入。胴に用て請副に不遣。誠に立花の道理さもあるべきことなり<sup>24</sup>

日本人がいつから牡丹の花を鑑賞するようになり、「をかし」と見るようになったか、その時期を正確に特定することは論者には出来ない。ただし、そこに中国文化の深い影響を認めることができる

とともに、室町時代になると、「生け花」の花材の一つになり、牡丹鑑賞が上流階級の間に広まって、中国とは違った牡丹文化が形成されていたことを資料から知ることができる。

### 第三節 唐詩の「牡丹」

中国で牡丹が鑑賞のために栽培されるようになるのは、隋代からである。中国における牡丹研究を集大成した『中国牡丹全书』に、「关于牡丹观赏栽培之有据可查的，是宋・余仁中《顾虎头列女传》中有画画描绘了院中栽培植的木芍药，顾虎头即晋大画家顾恺之，公元344～405年在世，可见牡丹的观赏栽培至今已有1600年左右。至于牡丹栽培品种的出現，則自隋始。」<sup>25</sup>とあり、隋代から人々が牡丹に関心を持ち始め、唐代に入ると長安や洛陽に牡丹の栽培技術が伝わって、ますます牡丹愛好が広まったことが分かる。唐代の牡丹流行を、白居易以前に牡丹を詠んだ王維、李白、柳渾の詩から確認する。

王維（701～761年）の「紅牡丹」と題する五言絶句は、愁いを帯びた紅の牡丹の風情を擬人化して詠んだものである。

緑艶閒且靜， 緑艶 閒にして且静なり  
紅衣淺復深。 紅衣 浅にして復た深なり  
花心愁欲斷， 花心 愁へて断えんと欲す  
春色豈知心<sup>27</sup>。 春色 豈心を知らんや

李白（701～762年）の「清平調詞三首」は、唐代の牡丹詩を代表する作である。詩体は、七言絶句。玄宗皇が楊貴妃を伴い興慶宮の沈香亭での遊宴の席で、李白に命じて詠ませたものである。「名花」の牡丹と「傾国」の美人楊貴妃とがともにその美しさを競いあっているさまを表現している。

#### 其一

雲想衣裳花想容， 雲には衣裳を想ひ花には容を想ふ  
春風拂檻露華濃。 春風 檻を払つて露華濃やかなり  
若非羣玉山頭見， 若し羣玉山頭に見るに非ずんば  
會向瑤台月下逢。 会ず瑤台月下に向ひて逢はん

#### 其二

一枝紅艷露凝香， 枝の紅艶 露香を凝らす  
雲雨巫山枉斷腸。 雲雨巫山 枉しく断腸  
借問漢宮誰得似， 借問す漢宮 誰か似るを得たる  
可憐飛燕倚新粧。 可憐の飛燕 新粧に倚る

#### 其三

名花傾国兩相歡， 名花傾国 兩つながら相歡ぶ  
長得君王帶笑看。 長えに君王の笑ひを帯びて看るを得たり  
解釋春風無限恨， 春風無限の恨みを解釈して  
沈香亭北倚欄干<sup>28</sup>。 沈香亭北 欄干に倚る

『全唐詩』に一首しか詩を残していない柳渾（716～789年）の「牡丹」と題する七言古詩は、牡丹が人気のあまり手が届かないほどの高値が付けられていたことを伝えており、当時の牡丹流行の貴重な証言となっている。

近來無奈牡丹何。 近來 牡丹奈何ともする無し  
數十千錢買一顆。 数十千錢一顆を買ふ  
今朝始得分明見。 今朝始めて分明に見るを得たり  
也共戎葵不校多<sup>29</sup>。 也た戎葵と共に校べざること多し

中唐の早い時期の李益（748～829？年）の「牡丹」と題する七絶も参考に挙げておく。

牡丹一作詠牡丹贈從兄正封  
紫蕊叢開未到家，紫蕊叢り開くも未だ家に  
到らず  
紫教遊客賞繁華。却つて遊客をして  
繁華を賞せしむ  
始知年少求名處，始めて知る 年少  
名を求むる處  
滿眼空中別有花<sup>30</sup>。滿眼 空中  
別に花有るを

牡丹に心を奪われることなく自分の未来への志を持ち、功名心を忘れなかった青年の詩であるが、この詩からは一般の人がいかに熱中していたかも窺える。

以上『全唐詩』中の牡丹詩約200首中のわずかな例であるが、盛唐に入り詩人たちが牡丹へ関心を持ちはじめたことが推測できる。なかでも李白の作からは、華やかな牡丹を愛で観賞することが宮廷文化を背景に根づいていったことを知ることができる。

#### 第四節 白楽天の「牡丹」

牡丹の花の鮮明な造形について、日本人に影響を与えたのは、白居易（772～846年）の作である。白居易が日本の文化・文学に多大な影響を与えたことは周知の通りである。菅原道真は白居易を敬慕し詩作の模範とした。平安貴族たちの間に好まれ、大江維時撰の七言佳句集『千載佳句』では、1083首中のほぼ半数を白居易の詩が占めている。『和漢朗詠集』では、中国の詩句230首余りの六割弱を占めている。その影響は、時代が下って謡曲『石橋』の詞章中にも見ることができる。

白居易の詩が印象的に引かれている『石橋』終曲の地謡の詞章は以下のとおりである。

獅子団乱旋の、舞樂の砌、獅子団乱旋の、  
舞樂の砌、牡丹の花房、匂ひ満ち満ち、  
大筋力の、獅子頭、打てや囃せや、

牡丹芳，牡丹芳，黄金の薬，あらはれて，  
花にたはぶれ，枝に伏し転び，げにも上なき，  
獅子王の勢ひ，靡かぬ草木も，なき時なれや，  
千秋万歳と，舞ひ納めて，千秋万歳と，  
舞ひ納めて，獅子の座にこそ，直りけれ<sup>31</sup>。

「牡丹芳」が、白居易の「牡丹芳」（『白氏文集』卷第四）によることはいままでのない。「石橋」の白詩引用箇所を訓読で示すと次のようになる。

牡丹芳 牡丹芳。牡丹芳 牡丹芳  
黄金薬綻紅玉房。黄金の蕊は綻ぶ  
紅玉の房

…中略…

花開花落二十日。花開き花落つること 二十日<sup>32</sup>。

「牡丹芳」は、白居易の風諭詩の代表作である「新楽府」五十首中の一首である。風諭は、政治的諷刺を主題とする。以下に七言古詩「牡丹芳」の全文を挙げる。

「牡丹芳 美天子憂農也」

牡丹芳，牡丹芳，黄金蕊綻紅玉房。  
千片赤英霞爛爛，百枝絳點燈煌煌。  
照地初開錦繡段，當風不結蘭麝囊。  
仙人琪樹白無色，王母桃花小不香。  
宿露輕盈泛紫艷，朝陽照耀生紅光。  
紅紫二色間深淺，向背萬態隨低昂。  
映葉多情隱羞面，臥叢無力含醉妝。  
低嬌笑容疑掩口，凝思怨人如斷腸。  
穠姿貴彩信奇絕，雜卉亂花無比方。  
石竹金錢何細碎，芙蓉芍藥苦尋常。  
遂使王公與卿士，遊花冠蓋日相望。  
庫車軟輿貴公主，香衫細馬豪家郎。  
衛公宅靜閉東院，西明寺深開北廊。  
戲蝶雙舞看人久，殘鶯一聲春日長。  
共愁日照芳難駐，仍張帷幕垂陰涼。  
花開花落二十日，一城之人皆若狂。  
三代以還文勝質，人心重華不重實。  
重華直至牡丹芳，其來有漸非今日。  
元和天子憂農桑，卹下動天天降祥。

去歲嘉禾生九穗，田中寂寞無人至。  
 今年瑞麥分兩歧，君心獨喜無人知。  
 無人知，可歎息。  
 我願暫求造化力，減卻牡丹妖艷色。  
 少迴卿士愛花心，同似吾君憂稼穡<sup>33</sup>。

詩題に「美天子憂農也」との白居易の自注が付されているように、牡丹の花の美しさに夢中になることなく、農事に勤しむ心を天子が忘れないでいることをほめた詩である。「牡丹芳 牡丹芳 黄金蕊綻紅玉房」の詩句が、謡曲『石橋』に採り入れられた部分である。謡曲作者の知識源になっていた『和漢朗詠集』などの選集類にこの「牡丹芳」は採られているが、以下に述べる歌語「はつかぐさ」の由来になるほど知られた作品なので、『石橋』の無名作者は、なんらかの形でこの詩を知ったのであろう。

『詞花和歌集』春の部の「咲きしより散りはつるまでみしほどに花のもとにて二十日へにけり」<sup>34</sup>という藤原忠通の牡丹を詠んだ歌は、「花開花落二十日」の句を踏まえたものだと、顯昭『詞花集注』は指摘している<sup>35</sup>。この歌が、牡丹の異名「はつかぐさ」の由来となっている。院政期の漢詩作品にも「花開花落二十日」の詩句を引いたものがある。

「賦牡丹花」	藤原通憲
造物迎時尢足賞	牡丹栽得立沙場
衛公旧宅遠無至	白氏古篇読有香
千朵露薫幽砌下	一条霞聳廢籬傍
若非道士無竜腦	定是美人忘麝囊
唯惜飄颻風底色	不堪二十日間粧
饒匀未去褰簾客	耽艷遲帰擁箒郎
蘭尽微忠花裏傑	菊嫌尊号草中王
窓間曉訝呉綾彩	庭上夜疑齊燎光
庾嶺春梅還謝粉	洞庭秋葉更慙黄
豈如入夏斯叢錠	折翫終朝独断腸 <sup>36</sup>

牡丹の花の芳香は、道士が竜腦香を投じたものでなければ、美人が麝香の香袋を置き忘れたに違いないと詠んだものである。本間洋一『本朝無題詩全注釈一』は、「二十日間」の詩句に次のように

注を付けている。

「花開花落二十日。一城之人皆若狂」（白樂天「牡丹芳」）のように牡丹を楽しむのも晩春のこの二十日間程であることを言う<sup>37</sup>。

牡丹の異名「はつかぐさ」の由来になるほど、白居易の「牡丹芳」中の「花開花落二十日，一城之人皆若狂」の詩句は日本で親しまれていたのである。牡丹の花が咲いている二十日間、あまりにも美しい牡丹の花に皆が見惚れてしまい、その熱中ぶりはまるで狂ったかのようだと表現したものである。唐代の人々が現実を忘れるぐらい牡丹の花に没頭しきっていた様子を想像させる。

牡丹と白居易との深い関係<sup>38</sup>も含め（「金錢買得牡丹栽，何處辭叢別主來？」と詠む「移牡丹栽」（1299）の作から、白居易が邸の庭に牡丹を栽培していたことが分かる）、唐代における牡丹の流行については、陳寅恪『元白詩箋證稿』<sup>39</sup>に筆記小説など関係資料が集められているが、ここでは簡潔にまとめられている石田幹之助『長安の春』を引く。

長安に於ける牡丹の花期は、三月の十五日を中心として前後二十日間のことであつた。「花開き花落つ二十日。一城の人皆狂ふが如し」と云はれ、「三条九陌花時の節，万馬千車牡丹を見る」と詠まれ、「花開く時節京城を動かす」と思はれ、（中略）柳渾をして、「近時牡丹を奈何ともするなし，數十千錢一窠を買ふ」と歎ぜしめ「種ゑて以て利を求め，一本にして値数万なるものあり」と記さるゝに至つたが，一時の風尚は容易に衰ふる様も見えなかつた<sup>40</sup>。

『石橋』の作者は、牡丹への狂いと「獅子」の狂いを融合して、紅白の牡丹のもとで獅子に扮した後ジテが舞い狂う姿を創作した。

## 第五節 牡丹と仏教

平安時代中期の『菅家文草』巻四に、讃岐守時代（仁和二（886）年～六（890）年）に菅原道真が讃岐の国分尼寺法花寺に参詣して、境内に咲く白牡丹を詠んだ詩（「法花寺白牡丹」）がある。

色即為貞白。名猶喚牡丹。嫌随凡草種。  
好向法華看。在地輕雲縮。非時小雪寒。  
繞叢作何念。清淨写心肝<sup>41</sup>。

この詩では「白牡丹」を、浄土の「蓮華」にも比すべき清浄な花として詠んでいる。大系本の補注には、「文集、白牡丹詩にも「素華人不顧、亦占牡丹名」の句がある」と指摘されている。「白牡丹」（0848）の詩は、赤い牡丹ほどには世間から人気はないが、名前が同じ白牡丹を自分は好むと詠んだ詩である。菅原道真は白居易の「白牡丹」の詩に学ぶところがあったのだろう。道真は、菊の花もよく詠んでいる。中国では一般的である黄菊ばかりでなく、白菊も詠んでいる。貞潔や清浄の色として、菅原道真は、白を好んだようである。

仮名文学では『蜻蛉日記』中巻に「ぼうたんぐさ」として、道綱母が山寺に参籠した記事の中に牡丹が出てくる（天禄二年、六月）。

まづ僧坊におりゐて、見出だしたれば、前に籬ゆひわたして、また、なにとも知らぬ草どもしげき中に、牡丹草ぼうたんぐさどもいと情なげにて、花散りはてて立てるを見るにも、「花も一時」といふことを、かへしおぼえつつ、いと悲し<sup>42</sup>。

この箇所は、散りはてた牡丹を見て、愛情の薄れやすいことを嘆いた一節で、道真の漢詩に見られるような宗教的な心情を述べたものではない。しかし、牡丹の植えられているのが寺の中だということは、先の道真詩と重なる。このとき道綱母が参籠した山寺は、右京区鳴滝にあった般若寺と推定されている。花の時期の過ぎた牡丹に愛情のはかなさを感じるとともに、「いと悲し」と諦観的に見ているのは、仏教的な無常観と美的な感性と

が緋い交せになっているからだろう。

また鑑賞用として牡丹が栽培されていたと考えられることのできる資料として、前節で引いた『栄花物語』「たまのうてな」を挙げることができる<sup>43</sup>。

『作庭記』の異本で、鎌倉時代初期に書写された『山水抄』には「牡丹ヤウノ物ヲ植ウベシ」<sup>44</sup>と記されているように、庭で牡丹を栽培し、観賞する文化が平安時代に既に存在していたことが分かる。

平安時代以降、衣裳に好んで「牡丹文様」が用いられるようになった。例えば藤原信実筆とされる京都神護寺所蔵の、一説には源頼朝ともいわれる肖像の装束には、牡丹文様が描かれている。近衛家の家紋は車紋に由来していて、故実書『大要抄』の「車紋」に「近衛家の牡丹」があり、「一の人、上は白くして袖は牡丹」<sup>45</sup>とある。一の人とは関白であり、近衛実家（1179～1242年）のことを指している。このような衣装紋や車紋は、今の家紋の基となっている。人物を牡丹に喩えるのは、『平家物語』「千手前」に見える。

「先年この人々を花にたとへ候しに、此三位中将をば牡丹の花にたとへて候しぞかし」と申されければ、「誠にゆうなる人にてありけり」とて、琵琶の撥音、朗詠のやう、後までも有難き事にぞ給ひける<sup>46</sup>。

藤原親能（義）が平重衡は風流の人であったと回想する場面である。牡丹の花に喩えられる美しく華麗な人物として重衡は表現されている。平家の人物を花に喩えた「平家花揃」にも、「ぼたんのはなの、にほひおほく、さきみだれたる、あさほらけに、はつほととぎすの、ひとこゑ、おとづれたるほどとや、聞えむ」<sup>47</sup>と、重衡は牡丹に喩えられている。

鎌倉時代の「牡丹と仏教」との関わりを見ることが出来る史料として、『明月記』寛喜元（1229）年四月十五日条の「折牡丹花供仏」の記事<sup>48</sup>を挙げることができる。仏前に牡丹の花を供えたという内容である。西山松之助は、五山文化が日本における牡丹受容に大きな影響を与えたと指摘しているが、牡丹が一般に鑑賞されるようになるのは、園芸文化が成立する江戸時代になってからである。

例えば、元禄時代に成立した伊藤伊兵衛『花壇地錦抄』には、「位、形、色、重、実、藁、葩、葉、木」<sup>49</sup>の九品に分けての牡丹の鑑賞法が説かれている。

先にも見たように、『菅家本草』や、『蜻蛉日記』には牡丹が寺に植えられていた記述があるが、そこにはどのような宗教的な意味合いがあったのであろう。讃岐出身の観賢（斉衡元（854）年～延長三（925）年）が再興した鳴滝の般若寺は真言宗であり、讃岐国分尼寺法花寺も、近隣の讃岐国分寺が空海本人の再興ということもあり、道真が白牡丹を詩にした当時、既に真言宗に属していたと考えられる。密教と牡丹との関係は、歴史的にも浅からぬものがある。

## 第六節 獅子と牡丹

鎌倉初期建久七（1196）年の定慶作「木造維摩居士坐像」（国宝、興福寺東金堂所蔵）の台座には、「獅子」と「牡丹」の彫刻が施されている。藤岡穰「解脱房貞慶と興福寺の鎌倉復興」<sup>50</sup>には、「台座腰部を獅子と牡丹の浮彫によって装飾するもの、宋工人陳和卿による新大仏寺阿弥陀如来像にみられるごとく、宋代図様になったものと考えられる」<sup>51</sup>と指摘されている。

新大仏寺の重要文化財阿弥陀如来像本尊の附属として指定されている石造基壇と、東大寺南大門に残る重要文化財「石の獅子」、これらの作品は、いずれも「当時新たに渡来した宋風によるもの」<sup>52</sup>であることが確認されている。

室町時代の歌僧に、臨済宗の正徹の歌集『草根集』に「牡丹」と題して、「唐獅子」と「牡丹」を採り合わせた歌が詠まれている。

ともに見んことわりあれやもろこしの  
獅子をえがけばぼうたんの花（二四一一）<sup>53</sup>

ややいぶかりの気持ちを残しながらも、正徹は絵画における牡丹と獅子の取り合わせをそのまま受け入れている。各種の意匠をはじめ、生花での「牡丹と獅子」の取り合わせがあった。また正徹の歌からは絵画でも同様の組み合わせがあったこと

が分かる。中世の時代、牡丹には獅子を取り合わせるという理解が定着し、『石橋』もこれに合わせている。『石橋』の場合は、時代の流行を意欲的に取りこんだ舞台演出といってもいいのかもしれない。「獅子に牡丹」という取り合わせの流行に『石橋』の作者も従ったのか、それとも『石橋』そのものがその流行のきっかけとなったのか、それを判断をすることは、現在知られている資料から結論を出すことはできない。

仏教經典に見られる「獅子身中の虫」についてであるが、不空訳『佛説仁王般若波羅密經』八「囑累品下」や、鳩摩羅什訳『梵網經蘆舎那佛説菩薩心地戒品』第十下などに用例を見出すことができる。以下に、前者を引く。

大王我滅度後四部弟子。一切國王王子百官。  
乃是任持護三寶者。而自破滅如師子身中虫。  
自食師子肉非外道也。壞我法者得大過咎。  
正法衰薄民無正行。諸惡漸增其壽日減。  
無復孝子六親不和。天龍不祐惡鬼惡龍日來侵害。  
災怪相繼為禍縱橫。當墮地獄傍生餓鬼。  
若得為人貧窮下賤諸根不具。如影隨形如響應聲。  
如人夜書火滅字存。毀法果報亦復<sup>54</sup>。

はっきりとした典拠は不明だが、体内に寄生する獅子身中の虫の害を除くには、牡丹の夜露（朝露説もある）が効果的だと考えられるようになった。そこで、虎がその天敵象の牙が竹に弱いことから竹林に身を潜めるのと同じように（竹に虎）、獅子は牡丹の花の下で眠ることになった（獅子に牡丹）。竹林の虎のように、牡丹と獅子の取り合わせも、図様の恰好の題材となった。それが頻出するようになったのが、室町時代以降であり、武具・仏具にその最初の形態を認めることができる。

2011年にサントリー美術館で開催された『不滅のシンボル鳳凰と獅子』の特別展に範囲を限って、「獅子と牡丹」をデザインした室町以前の工芸品を挙げる。

鎌倉時代作の「牡丹と獅子羯磨獅子薪絵戒体箱」は、愛知の万徳寺所蔵で、「密教の法要の際に導師の脇に置き戒に関する文書等を入れるのに用いる」<sup>55</sup>のために使われたものである。「牡丹と獅子」が仏教

とも結びついていることが窺われる。これが密教儀礼の道具の一つであることも見過ごせない。鎌倉時代作「獅子牡丹蝶鳥文様銅鏡」<sup>56</sup>、南北朝時代作「獅子牡丹蒔絵箱」<sup>57</sup>も「牡丹と獅子羯磨獅子薪絵戒体箱」と同様の作品となる。

室町時代になると、「獅子と牡丹」の組み合わせが、武具にも用いられるようになった。「獅子と牡丹」という取り合わせが徐々に一般化していく過程で、甲冑武具の装飾に獷猛な「獅子」を用いるとともに、その唯一の弱点を補う牡丹を添えることは自然な発想である。「獅子牡丹図目貫無銘（祐乗）」<sup>58</sup>は、互いを見つめ合う獅子二頭のうち一頭が牡丹を啜えている。また「獅子牡丹図目貫無銘（乗真）」<sup>59</sup>も、一頭の獅子が牡丹を啜えている。この目貫は、「室町時代以降、歴代の権力者を支えてきたのが、刀装金具の制作者として名高い後藤家の人々である。彼らは、動物、植物、故事人物、風景など様々な意匠を刀装具の世界で洗練させ展開したが、とくに獅子は初代祐乗の代表意匠であった」<sup>60</sup>。

室町時代に「獅子身中の虫」に「牡丹」の薬効が効果的であるという伝説が流布していたことが分かる。無敵の獅子に牡丹が加わることで不死身の強さが得られることから、武具におけるこの取り合わせは縁起担ぎの意味である。

## おわりに

謡曲『石橋』に「獅子」と「牡丹」が取りあわされた要因を牡丹の伝来と文学から探った。薬用の牡丹から、より文化的な意味を帯びた牡丹へと、平安時代の「牡丹」受容の変化に大きく寄与をしたのは、白居易である。

白居易の時代には「花開き花落つ二十日。一城の人皆狂ふが如し」と詠まれるほど流行していたが、そもそも中国での牡丹の歴史は古い。仏教伝来以前から中国では、牡丹を生薬として珍重してきた。中国河南省の洛陽で、後漢時代（六八年）最古の仏教寺院白馬寺が創建されたが、この洛陽が「牡丹」栽培に適した土壌であったことから、「仏教」と「牡丹」とが繋がる素地が出来た。唐の時代、楊貴妃が「牡丹」を好み、また李白や白居易

の詩などを介してもはやされた結果、牡丹は遣唐使らによって我が国にもたらされた。仏教との関連でいえば、洛陽に隠棲して仏教に帰依した白居易を媒介にしている可能性もある。空海の牡丹将来説を取れば、日本における仏教と牡丹との結びつきをうまく解くことができるが、文献の例に基づけば寺院での栽培が仏教と結びつけたとするのが自然である。「仏教」と「牡丹」との繋がりが、「文殊菩薩と牡丹」、つまり「獅子と牡丹」へと特殊化し、これが、奈良時代以来受け継がれてきた獅子舞の伝統と融合して、室町時代に創作された『石橋』が作られた。

謡曲『石橋』が、百獣の王である「獅子」と百花の王である「牡丹」との組み合わせを、アクロバティックなパフォーマンスで表現したことを機縁にして以降、この華麗なる組み合わせは、今日に至るまで、芸能の分野を中心に、日本文化の各方面で変奏曲を奏でることになった。

<sup>1</sup> 謡曲「石橋」（小山弘志・佐藤健一郎校注・訳『謡曲集②』（『日本古典文学全集59』小学館、1998年2月、590～591頁）

<sup>2</sup> 西山松之助『花—美への行動と日本文化』（NHKブックス328）日本放送出版協会、1978年10月、46頁

<sup>3</sup> 中村裕一『中国古代の年中行事 第一巻春』汲古書院、2009年1月、75頁

<sup>4</sup> 平田喜信・身崎壽『和歌植物表現辞典』東京堂出版、1994年6月、289頁

<sup>5</sup> 牧野富太郎『原色牧野植物大図鑑』北隆館、1997年3月、324頁

<sup>6</sup> 中村裕一、前掲書、731～732頁

<sup>7</sup> 江川一栄・芝沢成広・青木宣明編『ボタン・シャクヤクNHK趣味の園芸—よくわかる栽培十二か月』HNK出版、2004年4月などの園芸書が記す奈良朝渡来説は、寺島良安『和漢三才図会』あたりから始まると思われる（「本朝聖武帝時盛賞之」和漢三才圖會刊行委員会編『和漢三才圖會〔下〕』東京美術、1970年3月、1294頁）。

<sup>8</sup> 植垣節也校注・訳『出雲風土記』（『日本古典文学全集5』小学館、1997年10月、153頁）

<sup>9</sup> 京都大学文学部国語国文学研究室編『諸本集成倭名類聚鈔〔本文篇〕』（増訂版）臨川書店、1968年7月、467頁

<sup>10</sup> 松田修『古典植物辞典』講談社、2009年8月、246頁

<sup>11</sup> 『延喜式』卷三十七「典薬寮」（黒板勝美編『新訂増補国史大系26 交替式・弘仁式 延喜式』吉川弘文館、1900年、762頁）

<sup>12</sup> 『延喜式』前掲書、830頁

- 13 『延喜式』前掲書, 987頁
- 14 松尾聰・永井和子校注訳『枕草子』(『日本古典文学全集18』小学館, 1997年11月, 261頁)
- 15 萩谷朴校注『枕草子 上』(新潮古典集成) 新潮社, 1977年4月, 323頁
- 16 岡村繁『白氏文集 二下』(新釈漢文大系117) 明治書院, 2007年7月, 480頁
- 17 黄永川『中国插花史研究』西泠印社出版社, 2012年9月参照
- 18 山中裕・秋山虔・池田尚隆校注訳『栄花物語②』(『日本古典文学全集32』小学館, 1997年1月, 306頁)
- 19 注41参照
- 20 華道沿革研究会編『仙傳抄』(花道古書集成第一卷) 思文閣, 1930年11月, 13頁
- 21 『仙傳抄』前掲書, 39～40頁
- 22 『池坊専應口傳』(花道古書集成第一卷), 前掲書, 9頁
- 23 『立華指南』(花道古書集成第一卷), 前掲書, 58頁
- 24 『立花秘傳抄之二』(花道古書集成第二卷) 思文閣, 1930年11月, 44～45頁
- 25 中国牡丹全书编纂委员会編『中国牡丹全书(上)』中国科学技术出版社, 2002年3月, 5頁
- 26 『事物紀原 實寶録 書叙指南』(四庫類書叢刊) 上海古籍出版社, 1992年4月, 287頁
- 27 陳鐵民校注『王維集校注』中華書局, 1997年8月, 640頁
- 28 詹鏐『李白全集校注彙釋集評』百花文艺出版社, 1996年12月, 766・769・773頁
- 29 『全唐詩』卷一百九十六, 王全等點校『全唐詩』中華書局, 1960年4月, 2014頁
- 30 『全唐詩』卷二百八十三, 前掲書, 3225頁
- 31 謡曲『石橋』(小山弘志・佐藤健一郎校注・訳『謡曲集②』(『日本古典文学全集59』小学館, 1998年2月, 590～591頁)
- 32 唐代の鈔本の流れを汲む金沢文庫本の訓点を参照した。川瀬一馬監修『金澤文庫本白氏文集(一)』勉誠社, 1983年10月, 54頁
- 33 謝思煒撰『白居易集校注』中華書局, 2006年7月, 379頁,
- 34 川村晃生・柏木由夫・工藤重矩校注『金葉和歌集 詞花和歌集』(新日本古典文学大系9) 岩波書店, 1989年9月, 233頁
- 35 久曾神昇編『日本歌学大系 別巻四』風間書房, 1980年4月, 460頁
- 36 本間洋一『本朝無題詩全注釈一』新典社, 1992年3月, 118頁
- 37 本間洋一『本朝無題詩全注釈一』新典社, 1992年3月, 120頁
- 38 白居易の牡丹を詠んだ詩には, 「牡丹芳」のほかに, 五言古詩「白牡丹」和錢學士作(0031) 謝思煒『白居易詩集校注』中華書局, 2006年7月, 72頁, 五言古詩「鄧魴張徹落第(0044)」謝思煒, 前掲書101頁, 五言古詩「傷宅(0077)」謝思煒, 前掲書162頁, 五言古詩「買花(0084) 謝思煒, 前掲書181頁, 五言古詩「歎魯二首」(其二)(0120) 謝思煒, 前掲書258頁, 五言古詩「西明寺牡丹花時憶元九」(0392) 謝思煒, 前掲書721頁, 五言古詩「秋題牡丹叢」(0415) 謝思煒, 前掲書741頁, 五言古詩「和元九悼往 感舊蚊幃作。」(0422) 謝思煒, 前掲書751頁, 五言律詩「代書詩一百韻寄微之」(0608) 謝思煒, 前掲書997頁, 七言律詩「看渾家牡丹花戲贈李二十」(0632) 謝思煒, 前掲書1014頁, 七言律詩「自城東至以詩代書戲招李六拾遺崔二十六先輩」(0634) 謝思煒, 前掲書1018頁, 七言絕句「醉中歸盤屋」(0643) 謝思煒, 前掲書1023頁, 七言絕句「見元九悼亡詩因以此寄」(0718) 謝思煒, 前掲書1073頁, 七言律詩「重題西明寺牡丹時元九在江陵」(0721) 謝思煒, 前掲書1075頁, 七言絕句「微之宅殘牡丹」(0734) 謝思煒, 前掲書1084頁, 七言律詩「惜牡丹花二首 一首翰林院北廳花下作, 一首新昌寶給事宅南亭花下作。」(0743) 謝思煒, 前掲書1092頁, 七言絕句「白牡丹」(0848) 謝思煒, 前掲書1200頁, 「燕子樓三首 並序」(0859) 謝思煒, 前掲書1208～1209頁, 七言絕句「畫木蓮花圖寄元郎中」(1127) 謝思煒, 前掲書1447頁, 七言絕句「移牡丹栽」(1299) 謝思煒, 前掲書1573頁があり, 唐詩中の牡丹詩のなかでも異彩を放つ。括弧内の数字は, 花房英樹『白氏文集の批判的研究』の定める作品番号。
- 39 陳寅恪『元白詩箋證稿』上海古籍出版社, 1978年3月, 235～240頁, なお路成文は, 「牡丹玩賞之风习, 在玄宗朝由宫廷波及市井“士庶之家”, 表明这种风俗正在广泛传播。恰恰在这个时候, 发生了李白沉香亭醉赋《清平调》这样一件极富传奇色彩的事情。这对于正在传播中牡丹玩赏风俗无疑起到了推波助澜的作用。从以上两点可知, 李白沉香亭醉赋《清平调》之事具有重要的民俗学意义。」(《咏物文学与时代精神之关系研究: 以唐宋牡丹审美文化与文学为个案》暨南大学出版社, 2011年12月, 20頁)と指摘していて, 玄宗・楊貴妃の牡丹愛好と, 牡丹の美しさを賞美し, その牡丹にも勝る楊貴妃の美しさだと詠んだ, 先に引用した李白の「清平調」の波紋が, 牡丹流行に大きく拍車をかけたと論じている。
- 40 石田幹之助『長安の春』(東洋文庫91) 平凡社, 1967年5月, 10頁
- 41 川口久雄校注『菅家文章 菅家後集』(日本古典文学大系本72) 岩波書店, 1966年10月, 360頁
- 42 菊地靖彦, 木村正中, 伊牟田経久校中・訳『土佐日記・蜻蛉日記』(『日本古典文学全集13』小学館, 1995年9月, 228頁)
- 43 注18に同じ。
- 44 森蘊『「作庭記」の世界』日本放送出版協会, 1986年3月, 197頁
- 45 『大要抄』は, 『尊経閣善本影印集成第七輯 平安鎌倉儀式書』のシリーズの一冊として予定されているが未刊なので, 丹羽基一『家紋の由来と美』南雲堂, 1999年5月によった。
- 46 梶原正昭・山下宏明校注『平家物語 下』(新日本古典文学大系45) 1993年10月, 224頁

- 47 横山重・松本隆信編『室町物語大成 第十二ふんーみし』  
角川書店, 1983年2月, 136頁
- 48 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 明月  
記四』朝日新聞社, 2000年8月, 357頁
- 49 加藤要校注『花壇地錦抄 草花絵前集』(東洋文庫288)  
平凡社, 1976年4月, 5頁
- 50 「解脱房貞慶と興福寺の鎌倉復興」『学叢』(京都国立博  
物館)第二四号, 2002年5月所収
- 51 同上, 19頁～20頁
- 52 文化庁監修『文化財講座 日本の美術7彫刻(鎌倉)』  
第一法規出版, 1977年2月, 6月, 161頁
- 53 「新編国歌大観」編集委員会編『新編国歌大観 第八卷 私  
家集編』角川書店, 1990年4月, 121頁
- 54 不空訳『佛説仁王般若波羅密經』『大正新脩大藏經第八  
卷般若部四』大正新脩大藏經刊行会, 1924年8月, 844  
頁
- 55 石田佳也, 上野友愛, 丹羽恵理子編『不滅のシンボル  
鳳凰と獅子』サントリー美術館, 2011年6月, 178頁
- 56 石田佳也他編, 前掲書, 178頁
- 57 同上
- 58 石田佳也他編, 前掲書, 184頁
- 59 同上
- 60 石田佳也他編, 前掲書, 185頁

#### 参考文献

##### 主な原典資料

- 王全等點校《全唐詩》, 中華書局, 1960年4月
- 謝思煒《白居易詩集校注》, 中華書局, 2006年7月
- 川口久雄校注『菅家文草 菅家後集』(日本古典文学大系本  
72) 岩波書店, 1966年10月
- 石田佳也, 上野友愛, 丹羽恵理子編『不滅のシンボル鳳凰  
と獅子』サントリー美術館, 2011年6月

##### 主な研究書

- 王高潮, 刘仲健《中国牡丹培育与鉴赏及文化渊源》, 中国  
林业出版社, 2000年1月。
- 中国牡丹全书编纂委员会編《中国牡丹全书(上)(下)》, 中  
国科学技术出版社, 2002年3月。
- 路成文《咏物文学与时代精神之关系研究: 以唐宋牡丹审美  
文化与文学为个案》, 暨南大学出版社, 2011年12月。
- 西山松之助『花と日本文化 西山松之助第八卷』吉川弘文  
館, 1985年6月

# データアナリティクスを用いる大学教育支援環境の検討

豊川 和治

Kazuharu TOYOKAWA. A Study of Academic Adviser Support by Analytics of Student Data. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.79 – 86.

An academic adviser is required to guide a student to take academic courses and also to give advises to improve and encourage his/her learnings. This work is to propose a new information system capable to support academic advisers. Using multiple discriminant analysis of students' academic activities, the system can provide information on student advantages and risks related to course learnings. Applying the system to actual activities of an academic adviser, provided information is proved to be useful to help students improve his/her learning.

## 1. はじめに

近年、大学への進学率の上昇、入学試験制度の多様化、海外からの留学生の増加などにより、学習履歴や習熟度の異なった学生が、共に大学で学ぶようになった。このような様々なバックグラウンドを持つ学生が、それぞれカリキュラムを中から適切に科目を選択して履修し、幅広い教養と、専門的な技能や知識を身に付けることができるよう、大学が支援することが求められている<sup>(1)</sup>。

我々は、以前より大学に在籍する学生各々に、教員のアカデミック・アドバイザーを付け、適時、科目履修、GPA（Grade Point Average）に基づく履修に関する指導を行い、特に最終学年の学生には、必要に応じて卒業指導を行ってきた。

しかし、学生の中には4年間の修学で卒業要件を満たすことができず、退学または卒業延期という学生が一部存在する。この状況を改善するためには、就学年数の低い段階から、学生への積極的な履修指導を行うことが必要となる。

アドバイザーが学生と相談するために必要な情報を提供する従来のシステムは、履修登録、履修成績、単位取得状況などの、個々の学生の学習情報を参照するシステムだった。修業年数の低い段階では、履修単位数など、限られた情報だけで、履修指導を行わなければならない弱点があった。

我々は先に、学務情報を中心に学生に関して入

手できる情報を集積し、データアナリティクスを用いて情報を分析し、得られた学生の学修到達度に関する知識を用いて、学生に対する卒業指導、就職活動などのアドバイスを支援するシステムを提案した<sup>(2)</sup>。

今回はこの手法をさらに発展させ、学生の就業年数の各段階で、修学に関するアドバイスを行うための情報提供を支援するシステムを検討する。

この報告では、2節で学生に関する統合データベースの構築の概要と、データ分析方法について述べ、3節ではデータの主な分析結果、得られた知見について述べる。4節では、このシステムを学生へのアドバイスに応用し、システムの有効性を検証すると共に、今後の研究の見通しについて述べる。

## 2. 学生に関するデータの収集

分析に用いた学生のデータは、学籍番号、学科、性別、出身地、出身校、入試種別などの学籍情報、修得単位数の累計、成績評価でS、A、B、Cを得た科目数、GPAなどの成績情報、履修した科目、配当単位数、科目成績、修得単位、履修年度、学期などの履修情報、休学・退学、卒業情報などである。これらの学生データと、属性項目をFig.1に示す。

学籍情報		
キー	属性項目	インスタンス
学籍番号	学年	1, 2, 3, 4
	学科	A, D, E, F
	性別	男, 女
	出身地	静岡県, 神奈川県, 東京都, ……その他
	出身校	高校名
	入試種別	一般入試1期, 2期, 推薦, AO…
	住所区分	自宅, 自宅外

成績情報		
キー	属性項目	インスタンス
学籍番号	累計修得単位数	単位数
	科目成績 S	取得科目数
	科目成績 A	↑
	科目成績 B	↑
	科目成績 C	↑
	取得科目合計	↑
	GPA	0.00～4.00

履修情報		
キー	属性項目	インスタンス
学籍番号	科目名	国際関係論 I, ……
	単位	2
	科目成績	S, A, B, C, D, E, N, P
	習得単位	
	年度	2010, …… 2014
	学期	前期/後期
	教員氏名	…

卒業情報		
キー	属性項目	インスタンス
学籍番号	卒業年	年・月

退学情報		
キー	属性項目	インスタンス
学籍番号	退学・除籍	退学/除籍
	退学・除籍年	年・月・日

Fig.1 分析に使用したデータ項目

これらのデータは、学務情報システムで管理されている。今回のデータ分析のため、2009～2014年度の学期末時点の学部在籍学生の内、3学科、2・3・4年次の合計368名分のデータセットを使用した。個人情報保護、教育指導のための使用という本来の情報利用目的遵守の確認、情報の保管とセキュリティについては細心の注意を払った。

これらのデータより、学生の学期ごとの教科の履修、その積み重ねの結果、卒業に至るか、又は卒業延期（留年）、退学に至る過程を観察するため、各学生の各年次・学期末までの履修データを集計したものを分析の対象のデータとした。

各学生の履修に関わるものとして採用した変数は、履修の進行状況を表す量的変数群：修得単位数、成績評価S, A, B, Cを受けた科目数、平均点、各学期及び累積GPAである。4年間の履修の結果、修了、留年、或いは退学は、質的な変数：卒留退として扱う。

学生のプロフィールに関わる質的な変数群として採用したものは、性別、入試種別、住所区分データである。これ以外の変数の出身地、出身校は、変化が多岐にわたり、精度を持って統計量を算出できる標本数を確保できないため採用しなかった。

採用した質的な変数は、Fig.2のようにダミー変数として数値化した<sup>1</sup>。

変数名	区分	数値コード
卒留退	卒業	0
	留年	1
	退学	2
性別	女	0
	男	1
通学区分	自宅	0
	自宅外	1
入試種別	指定校&公募制	0
	留学生	1
	一般入試（第2期）	2
	一般入試（第1期）	3
	センター入試	4
	特別推薦	5
	AO	6
	推薦・選抜	7
保体審	8	

Fig.2 質的な変数の数値化ルール

4年間で、所定の課程を修了する学生（卒業生）に比較して、卒業延期、退学を余儀なくされる学生の各年度、学期の修得単位数・GPAを観察すると、Fig.3に示すように、比較的順調に履修を続けていたものが、ある学期に突然、習得単位数が極端に少なく（例えば10単位未満）、かつGPAが良くない（例えば1未満）学期が認められることが多い。

そこで、この学期を「失策」の学期として、これまでの在籍学期数のうち、失策学期の数をパー

セント表示し失策率として、分析対象の変数に加えた。

卒業、退学情報については、収集した学生情報の内、2014年度末（2015年3月）までに4年在学し、卒業、留年、あるいは退学したかどうかで変数：卒留退に数値コード0～2を与えた。2014年度末でまだ1～3年次の学生に対しては、空欄とした。

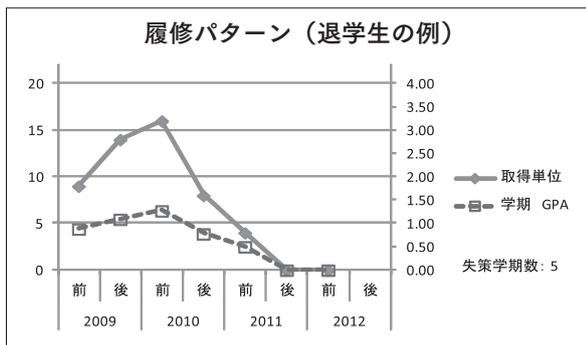
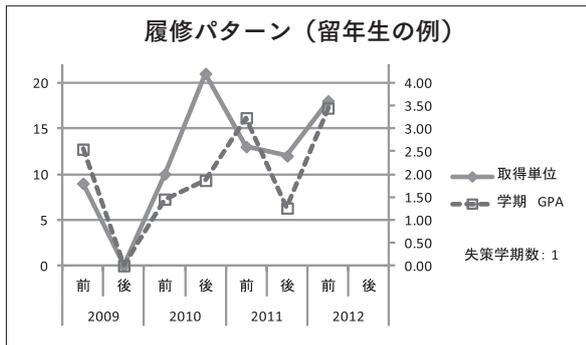
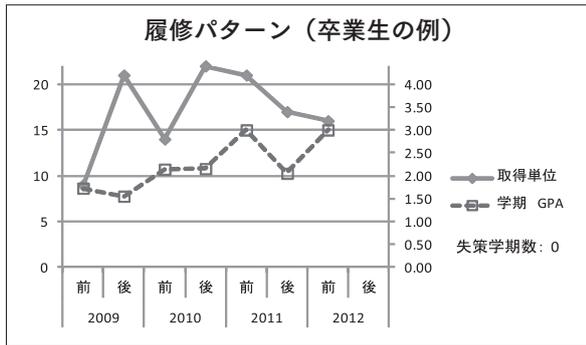


Fig.3 履修パターンの例

このデータから、どのような知見が得られるか調べるため、統計的な分析を行った。分析には、SPSS PASF 23-J（Windows版）及びIBM Modeler 12.0（Client版）を使用した。

### 3. 退学・卒業延期リスクの分析

#### 3.1. 退学・卒業延期と相関のある変数

学部学生の大半は、4年間の修学で卒業要件を満たす単位を修得し卒業するが、これを満たすことができない一部の学生は留年、また退学の道を選ぶ。分析の目的は、この留年、退学のリスクを、得られた学生情報より、統計的に信頼できる形で予測することである。ここでは、回帰分析の一種の判別分析を用いた<sup>(3)</sup>。

まず、学生の4年間の学修結果を表す変数：卒留退と有意な相関のある変数を調べた。この結果をFig.4に示す。結果変数：卒留退と統計的に有意な相関のある変数として、科目単位数、失策率、累積GPA、成績評価S、A、B、Cの数、性別の8変数を説明変数として選んだ<sup>2</sup>。

		卒0留1退2	
科目単位数	Pearsonの相関係数	-0.870	**
	有意確率（両側）	0.000	
平均点	Pearsonの相関係数	-0.474	**
	有意確率（両側）	0.000	
評価Sの数	Pearsonの相関係数	-0.481	**
	有意確率（両側）	0.000	
評価Aの数	Pearsonの相関係数	-0.630	**
	有意確率（両側）	0.000	
評価Bの数	Pearsonの相関係数	-0.407	**
	有意確率（両側）	0.000	
評価Cの数	Pearsonの相関係数	-0.003	
	有意確率（両側）	0.971	
累積GPA	Pearsonの相関係数	-0.682	**
	有意確率（両側）	0.000	
性別名称 男子学生：1 女子学生：0	Pearsonの相関係数	0.229	*
	有意確率（両側）	0.011	
通学区分名称 自宅：0 自宅外：1	Pearsonの相関係数	0.101	
	有意確率（両側）	0.268	
入試種別名称	Pearsonの相関係数	0.113	
	有意確率（両側）	0.216	
卒留退	Pearsonの相関係数	1	
	有意確率（両側）		
失策率（%）	Pearsonの相関係数	0.818	**
	有意確率（両側）	0.000	

\*\* 相関係数は1%水準で有意（両側）です。

\* 相関係数は5%水準で有意（両側）です。

データ D学科4年次前期末（122名）

Fig.4 退学・卒業延期との相関のある変数

他の変数、例えば通学区分名称、入試種別名称は、得られたデータでは有意な相関が認められなかったので、判別分析の説明変数から除外した。また平均点は累積GPAとデータの変化が似通っていて、冗長性があるので採択しないこととする<sup>3</sup>。

### 3.2. 退学・卒業延期の予測モデル

4年間の修業で無事卒業できる学生は、留年や退学を余儀なくされる学生とは、各年次の就業パターンに明確な違いあるという仮説を検証することを試みる。

先に収集した学生データは、1年次から入学した学生（本科生）と3年次に短期大学から編入した学生のデータを含む。編入学生に関しては、履修データ中には1, 2年次の成績評価情報がなく、認定された単位数だけ存在する。また、3年次に履修できる単位数制限値も本科生より大きい等、制度上履修パターンに違いが生じると考えられるので、本科生、編入生に関しては、以下で別々に履修パターンを判別分析するモデルを設定する。

本科生データのうち、2012年度A学科、D学科の4年生183名のデータから、卒業留年退学を判別する履修パターン学習用データとして141名分、その判別を検証するデータとして42名分をとり分ける。

はじめに3年次学年末時点の学習用データで、4年次学年末の、卒業=0、卒業延期=1、退学=2と結果変数を設定し、判別分析することにより判別モデルを学習する<sup>4</sup>。

学習した判別モデルを用いて、取り分けておいた検証用データを用い、判別精度を検証した。

Fig.5に示すように、学習データに対しては88.8%、検証データに対しては95.2%の判別精度が得られた<sup>5</sup>。

学習データ分類結果a

	卒0留1退2	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
元の データ	0	103	4	0	107
	1	5	22	6	33
	2	0	2	10	12
%	0	96.3	3.7	.0	100.0
	1	15.2	66.7	18.2	100.0
	2	.0	16.7	83.3	100.0

a グループ化された個数の内88.8%が正しく識別された

検証データ分類結果b

	卒0留1退2	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
元の データ	0	35	0	0	35
	1	1	3	0	4
	2	0	1	2	3
%	0	100.0	.0	.0	100.0
	1	25.0	75.0	.0	100.0
	2	.0	33.3	66.7	100.0

b グループ化された個数の内95.2%が正しく識別された

Fig.5 判別モデルの学習と検証結果  
(A, D学科本科4年生 3年次末予測)

ではこの判別モデルは、より就学年数の低い段階でどの程度正しい予測ができるか検証を行った。結果をFig.6に示す。

	学習データ	検証データ
1年 学年末	83.7%	76.2%
2年 学年末	78.7%	85.7%
3年 学年末	88.8%	95.2%
4年 前期末	90.1%	95.0%

Fig.6 本科学生の修業年次ごとの判別精度

識別に用いたA, D学科4年生141名のデータでは、4年次学年末で、卒業104名（73.8%）、卒業延期31名（22.0%）、退学6名（4.3%）だった。例年ほとんどの学生は4年で卒業する筈なので、今年全員卒業という楽観的な仮定をすれば、判別精度は約74%ということになる。

1年次でもこの楽観的仮定を若干上回る76%～84%の判別精度が得られていることは、初年度の学業データから3年後をこの判別モデルはある程度予測する知見を得ていることがわかる。

編入学生に関しては、2009年から2011年にA, B, C, D学科に3年次編入した学生データ47名

分から、履修パターン学習データ 30 名分、検証データ 17 名分をランダムに選択して取り分けた。このデータの中には、4 年次末迄に退学した学生はなかった。

判別分析の結果を Fig.7 に示す。

**学習データ分類結果 a**

元のデータ	度数	予測グループ番号		合計
		0	1	
0	25	0	0	25
1	1	1	4	5
%	0	100.0	.0	100.0
	1	20.0	80.0	100.0

a グループ化された個数の内 96.7% が正しく識別された

**検証データ分類結果 b**

元のデータ	度数	予測グループ番号		合計
		0	1	
0	12	1	1	13
1	0	4	4	4
%	0	92.3	7.7	100.0
	1	.0	100.0	100.0

b グループ化された個数の内 94.1% が正しく識別された

**Fig.7 判別モデルの学習と検証結果 (A, B, C, D 学科編入生 3 年次末予測)**

編入生は在学期間が短いので、各学期毎に卒業・留年の判別予測を行った。結果を Fig.8 に示す。

	学習データ	検証データ
3 年 前期末	93.3%	94.1%
3 年 学年末	96.7%	94.1%
4 年 前期末	100.0%	88.2%

**Fig.8 編入学生の修業学期ごとの判別精度**

### 3.3. 学習データ選定による予測のぶれ

学習した判別モデルは、学習するデータにより、どのように判別精度が変化するか調べる。

学習データとして、2012 年度 A 学科 4 年生 61 名、2012 年度 D 学科 3 年生 164 名をそれぞれ選定し、学習した判別モデルを、先と同じ検証データ 2012 年度 D 学科 42 名分に適用した。得られた判別精度を Fig.9, Fig.10 に示す。

学習データに対する判別精度は 90.9% から 91.8% と高いが、検証データに対する判別精度は、83.3% ~ 92.9% と開きを生じている。

**学習データ分類結果 a**

元のデータ	度数	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
0	49	1	0	50	
1	2	5	2	9	
2	0	0	2	2	
%	0	98.0	2.0	.0	100.0
	1	22.2	55.6	22.2	100.0
	2	.0	.0	100.0	100.0

a A 学科 4 年生 (61 名) 2 年次学年末データによる学習グループ化された個数の内 91.8% が正しく識別された

**検証データ分類結果 b**

元のデータ	度数	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
0	34	1	0	35	
1	1	3	0	4	
2	0	1	2	3	
%	0	97.1	2.9	.0	100.0
	1	25.0	75.0	.0	100.0
	2	.0	33.3	66.7	100.0

b グループ化された個数の内 92.9% が正しく識別された

**Fig.9 判別モデルの学習と検証結果 (D 学科 4 年生 2 年次末予測)**

**学習データ分類結果 a**

元のデータ	度数	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
0	131	3	3	137	
1	3	12	3	18	
2	2	1	6	9	
%	0	95.6	2.2	2.2	100.0
	1	16.7	66.6	16.7	100.0
	2	22.2	11.1	66.7	100.0

a D 学科 3 年生 (164 名) 2 年次学期末データによる学習グループ化された個数の内 90.9% が正しく識別された

**検証データ分類結果 b**

元のデータ	度数	予測グループ番号			合計
		0	1	2	
0	33	2	0	35	
1	1	1	2	4	
2	0	2	1	3	
%	0	94.3	5.7	.0	100.0
	1	25.0	25.0	50.0	100.0
	2	.0	66.7	33.3	100.0

b グループ化された個数の内 83.3% が正しく識別された

**Fig.10 判別モデルの学習と検証結果 (D 学科 4 年生 2 年次末予測)**

### 3.4. 判別モデルの応用

判別モデルを学習すると判別得点の計算式：判別関数が学習により与えられるので、個々の学生に対して判別得点  $(x,y)$  が算出されると共に、卒業生グループ、留年生グループ、退学者グループの判別得点のグループ平均（ここで重心と呼ぶ）の位置  $(X,Y)$  が導き出される<sup>6</sup>。

Fig.11に、A、D学科4年生141名の3年次の時のデータに対する、卒業・卒業延期・退学者グループの重心の位置  $(X,Y)$ 、Fig.12に、個々の学生の判別得点  $(x,y)$ 、及び卒業・卒業延期・退学者グループの重心のプロットを示す。

これより個々の学生の得点と、各重心との位置関係から、学生の卒業・留年・退学の確率が予想できる<sup>7</sup>。さらに、学習した判別関数により、学習していない未知の学生に対してもデータが得られれば、判別得点、卒業・留年・退学の確率も算出できる。

卒業延期あるいは退学者の重心の近い位置に個々の学生の判別得点の位置が近いと、卒業延期あるいは退学のリスクが高いと予想できることが分かる。

例えば3年次末時点で、学生データの、Aさん（判別得点  $x=0.885$ ,  $y=0.418$ ）は卒業確率97.9%で、Bさん（判別得点  $x=-1.16$ ,  $y=-1.73$ ）は

卒業延期確率90.0%だった。追跡調査した結果、1年後の2013年3月の学年末に、Aさんは卒業し、Bさんは留年が確定してしまった。

卒留退	判別得点	
	関数 X	関数 Y
0：卒業	.757	.043
1：卒業延期	-1.817	-.340
2：退学	-3.742	1.006

Fig.11 グループ重心の関数

このことから、学習された判別モデルは、学生の履修に関してアドバイザーが相談を受ける際に、有効な知見を与えると期待される。また問題がある学生の改善の度合いを、その後の学期においてフォローすることにも有益であると期待される。

### 4. アカデミック・アドバイザー支援への応用

これまで述べた判別モデルによる学生の履修過程の分析から知見を得て、アカデミック・アドバイザーをどのように支援できるか検討する。

任意に選んだ10名の学生（前節の分析に使用したデータの中から5名分、それ以外の未使用のデータから5名分）の1、2年次の分析結果をFig.13に示し、アドバイスの概要、その後の学生の履修状況を追跡調査した。得られた知見を以下に示す。

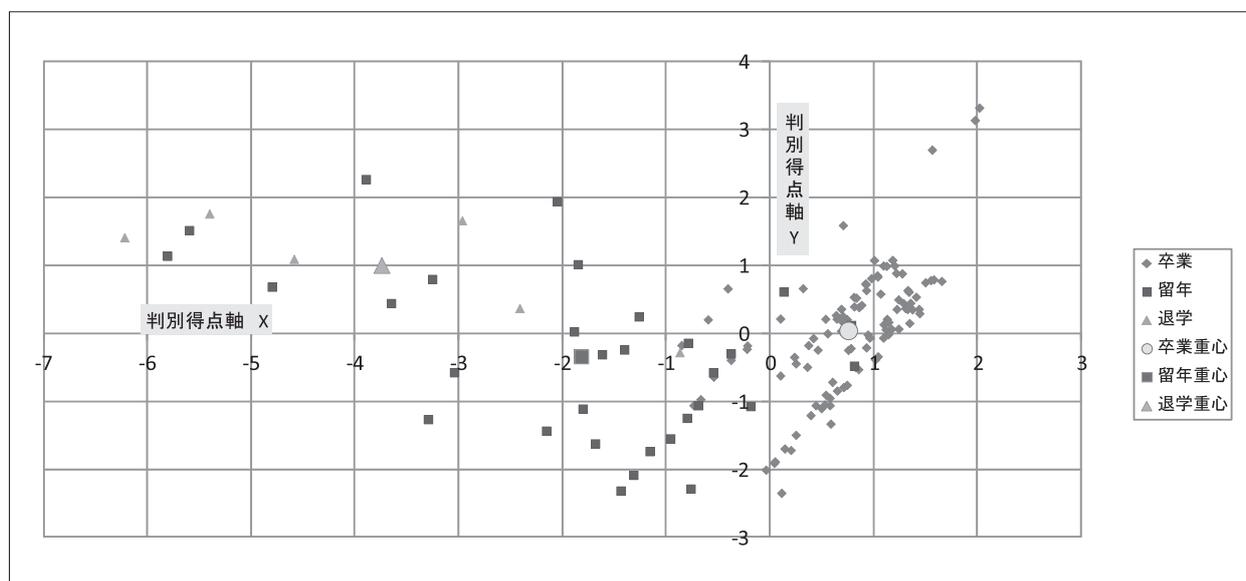


Fig.12 各学生の判別得点プロット（A、D学科本科生141名、3年次末）

学生ID	1年次末				2年次末			
	修得単位数	卒業確率	留年確率	退学確率	修得単位数	卒業確率	留年確率	退学確率
1	12		70.8%	26.2%	44	14.2%	80.8%	
2	18		47.8%	45.4%	37	9.4%	85.4%	
3	31	62.4%	36.8%		63	79.3%	20.6%	
4	32	75.1%	24.7%		72	87.9%	12.0%	
5	32	75.4%	24.3%		70	90.6%	9.4%	
6	36	84.4%	15.4%		68	59.2%	40.5%	
7	37	82.2%	17.5%		76	91.8%	8.2%	
8	39	87.2%	12.6%		79	97.1%	2.9%	
9	40	92.8%	7.1%		80	96.3%	3.6%	
10	40	85.2%	14.6%		69	33.6%	65.6%	

Fig.13 アカデミック・アドバイザー支援情報の抽出例

- ① 1年次の修得単位数が極端に少ない学生（ID：1，2）は、退学確率が20～50%にもなり、退学の危険がある。

1年次末のとき、学生1はアドバイザーに、専門学校か大学かを迷いつつ大学に入学したこと、現在専門学校に転校も考えていることを話した。アドバイザーは、資格を取得するだけなら専門学校だが、大学は専門教育と、それを支える教養の両方が学べるので、専門性を長く保って社会で活躍するために、大学教育が生きると話した。学生も理解し、在学継続を決意し、2年次から学修に改善がみられた。その結果4年次に無事修了した。

学生2はサークル活動に熱を入れすぎて、授業に身が入らず、アドバイザーが注意したので2年次以降少し改善が見られた。しかし4年次まで学修スピードがさほど上がらず、その結果1年留年して5年目に卒業した。

- ② 比較的成績の良い学生（ID：3～10）も1年次のとき留年確率は、数%～40%の表示が出る。しかし2年次にこの確率が下がり改善が認められる場合は心配が少ない。

実際、学生3，5，7，8，9は4年次に卒業した。しかし学生4は、予想が外れ半年留年した。

2年次にこの確率が上昇する学生は、4年次に留年する危険性が高い。実際、学生6，10は、1年留年した。

- ③ 従来、学年終了時に一定の取得単位数を満たさない学生に対して、アドバイザーが学生との面談を実施するなど特別ケアを行うシステムがある。しかしこのシステムは、単位数だけで学生の留年・退学リスクを評価するのは無理があると考えられる。

例えば、1年次終了時20単位以下、2年次終了時36単位以下というケア設定ラインを決めると、Fig.14の学生1，2，10に対しては、2年次終了時の設定ラインからはケアの対象外であるが、留年のリスクは非常に高いことが分かり、是非ケアすべき対象であったことがわかる。

このように、判別分析から得られる知見を、学生にアドバイスを実施するのに、学業からのドロップ・アウト防止などの施策に、有益であることが確認された。

今後の発展のため、この学生データの分析の目的を拡大し、在学期間中の海外留学、ダブルデグリー取得、外国語スピーチコンテストへの出場・受賞など優れた学業結果を学生が達成するためのアドバイスなど、より木目の細かい、詳細な分析が必要とされることが考えられる。

このためには、正確でより長期にわたる学生データの蓄積と分析が、不可欠であると考えられる。

## 参考文献

- (1) 大学審議会：“大学入試の改善について（答申）”，文部科学省，（2000）；<http://www.mext.go.jp/>，2015年6月30日アクセス
- (2) 豊川 和治：“データマイニングを用いる学習アドバイザー支援システムの検討”，教育システム情報学会研究報告，vol.27，no.1，pp.43-50，（2012-5）。
- (3) 竹内 啓：“数理統計学—データ解析の方法”，東洋経済新報社，（1963）。

- 1 質的変数のうち、性別、通学区分は(0, 1)の二値で、どちらかを区分する。一方、卒留年、入試種別は、その変数の程度を数値で表す「順序変数」である。入試種別に関しては、与えられたデータセットで、各グループのGPAの平均値で順序を付けた。
- 2 変数：成績評価Cの数は、卒留退と相関が弱いですが、評価S, A, Bの数を採択しているのので、加えて採択した。回帰分析では、S, A, B, Cの数の合計：総修得科目数を、説明変数に加えているのと同様である。
- 3 回帰分析では、説明変数に特性の似通った変数が混在すると、判別精度の劣化(多重共線性の問題)をもたらす事がある。従って、ここでは、その危険性を避け、平均点と累積GPAは、互いに特性が似通って冗長であるとして、片方の累積GPAのみ採択した。
- 4 判別モデルの学習とは、結果変数(この場合変数：卒留退)、及び、説明変数からなる学習データに判別分析を行い、正準判別関数係数を決定することである。得られた係数と各学生の説明変数の線形結合で判別得点が算出でき、卒留退のいずれに最も近いのか、確率を含めて判別できる。
- 5 判別精度は以下のように算出できる。例えば、Fig.5の学習データ分類結果では、結果変数：卒留退が、元々‘0’(卒業)であったものを‘0’と正しく判別したケースが103、元々‘1’(留年)を‘1’と判定したケースが22、元々‘2’(退学)を‘2’と判定したケースが10であるから、判別精度はこの正解ケースの数を、全ケース152で割り、 $(103 + 22 + 10) \div 152$ で88.8%となる。
- 6 判別分析を行うと、一般に、複数個の独立な判別関数が与えられる。今回の判別分析では、2個の独立な判別関数が算出されたので、個々の学生の判別得点を $(x, y)$ で、重心を $(X, Y)$ と、2次元座標で表現することとする。
- 7 判別分析においては、どのグループに属するかの確率は、各重心を中心とする正規分布に従うと仮定して算出する。この仮定が成り立つことは、Wilksのラムダの $\chi^2$ 乗検定で判定して確認する。

正規分布に従う場合、判別得点がある重心に近いと、その重心に属する確率が1に近くなる。今回、判別得点は2次元であるから、確率は $x$ 方向、 $y$ 方向それぞれ異なった標準偏差に見合う楕円形の広がりをもった正規分布となる。

# Creating Flow in English Conversation Classrooms: A follow-up study on Variable Sentence Response and Conversation Cards

Nathaniel FRENCH

ナサニエル フレンチ. 英会話クラスにおけるFlowの作り出し方. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.87 – 99.

Variable Sentence Response (VSR) 及び Conversation Cards を用いた2つの学習法は学習者の英会話能力を高める大学レベルの英語クラスにおける新たなアクティビティである。著者の先行研究 (French, 2012) において、リッカート尺度を使った調査によると、これらを用いたクラスは学生が受けていた他の英語授業に比べ、授業評価及び学ぶ動機に対して、より高い点数が得られ、且つ、英語力の改善を感じているとする意見も多く見られた。この先行研究を基に、VSRに異なる話題を用いたり、異なるクラスを対象に実験を行ったが、ここでも、同様の結果を得ることが出来た。また、学習者が感じる時間の経過についても、これらのアクティビティを使った授業ではより授業時間が短く感じられる等の肯定的な意見を得ることが出来た。最後にVSRの効果は、クラスにより大きく異なることが分かり、この点において、様々な教育現場においても広く応用出来ると考えられる。

## I. Introduction

In previous research, classrooms which included Variable Sentence Response (VSR) and Conversation Cards (previously described as the English Conversation Wheel) received higher motivation and perceived improvement scores than the students' other classes (French, 2012). In an effort to continue the improvement of Communicative Language Teaching in Japan, this paper seeks to further the previous research done on these two communicative activities.

## II. Flow

Flow is a theorized mental state of operation which has its origins in the field of psychology (Csikszentmihalyi, 1975). Since then, it has been brought into the field of language learning by notable language learning researchers (Grabe & Stoller, 1997), and has been shown to be useful in foreign language classrooms (Egbert, 2004). Flow is characterized by deep concentration in an object of study or work as a result of one's skills being challenged in an optimal environment. This deep concentration, sometimes known as being "in the zone", can lead to higher quality time on task and increased intrinsic motivation (Grabe & Stoller, 1997). Understanding flow in the language learning classroom can therefore help to maximize learner productivity inside the classroom, and then motivate students to continue studying outside the classroom as well.

Csikszentmihalyi describes situations of flow as ones which consistently contain the following eight points (1990, p. 49):

1. Tasks must have a reasonable chance of being completed.
2. Concentration on the task must be possible.

3. The task has clear goals.
4. The task provides immediate feedback.
5. Involvement in the task precludes worries and frustration from ordinary life.
6. The person is able to exercise a sense of control over his/her actions.
7. A concern for self disappears.
8. A sense of duration of time is altered.

### III. Research

The first two purposes of this study were to see if the results found in a previous VSR study (French, 2012) were repeatable with slightly different classroom conditions. The 2012 study found that VSR and Conversation Cards based classes received higher scores than the students' other English classes in terms of likeability, motivation, and perceived improvement. As such, this study seeks to build upon these results by testing how university students in Japan reacted to VSR and Conversation Cards with (1) a different theme for VSR, and (2) with different levels of students.

In addition, the third purpose of this study was to determine if students engaging in VSR and Conversation Cards lost track of time while studying. This was done in order to measure if students were experiencing flow in VSR or Conversation Cards based classes, and if this level was higher than in the students' other English classes.

The fourth and final purpose of this study was to determine which parts of VSR were responsible for the high motivation and perceived improvement scores found in the previous study.

#### 1. Test subjects

The students were from two different universities in Japan. The first university was an all-girls school, the students were English communication majors, and there were a total of 72 students in four classes. Before the semester started, most of the students took the TOEIC test. Out of the 62 students that took the TOEIC test, the students had an average score of 437 with a standard deviation of 99. The majority of the scores were between 301 and 550 (Figure 1).

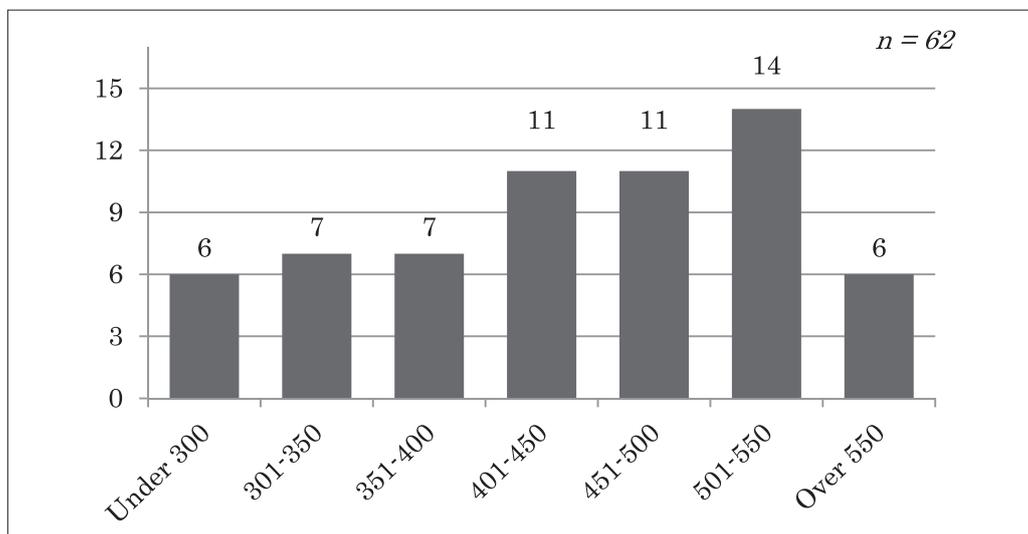


Figure 1. Histogram of the students' TOEIC scores at the first university

The second university was a low level coed school, the students were social science majors, and there were 30 students in one class. Before the semester started, all the students took the TOEIC Bridge test. Using TOEIC's conversion chart (一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会, 2006), all of the students were between a 250 and 280 TOEIC score, with an average score of 260.

## 2. Research period

Classes were held during the fall semester of 2013 for the first university, and during the spring semester of 2014 for the second. Classes at the first university met twice a week for 45 minutes for fourteen weeks. Classes at the second university met once a week for three hours for fifteen weeks.

It should be noted that there is a large difference between class lengths and total time in the classroom between the two schools. Although the number of times that classes were held for the first university were nearly double that of the second university, classes in the second university received more than double the total amount of instruction time.

## 3. Instruction

There was one instructor, the author of this article, for all five classes in both universities. There were no assigned materials or textbooks, so only the materials being tested in this study were used in the classroom.

## 4. Subject

The classes were held during the fall semester of 2013 for the first university, and during the spring semester of 2014 for the second university. According to Aubrey (2010), speaking and listening classes in Japan should have to have materials which achieve topic relevancy in order to increase the students' willingness to communicate. As such, the topic covered in the first university was studying abroad, and the topic covered in the second university was making friends with a foreign student.

## 5. Implementation

As there was a level discrepancy between the two universities, the way the classes were organized was slightly different. Similar to the previous study, activities in the first university consisted of story, story-telling, VSR, and Conversation Cards. However, as the students in the second university were lower, adjustments had to be made to accommodate their level. In response to this, activities in the second university only consisted of story, VSR, and pronunciation practice.

## 6. Activities

The descriptions of the story, story-telling, and VSR activities used in this research, can be found in the previous study (French, 2012). The Conversation Cards activity was changed, and will therefore be redefined, along with pronunciation practice, below.

### Conversation Cards

Conversation Cards begins by giving students a sheet of paper with nine question words: who, what, where, when, why, how, do, is/are, and have. The teacher then gives the students a topic relevant to their daily lives, such as: music, vacations, hobbies, etc, and has the students make one question that starts with each question word. While the students are writing, the teacher walks around the class and corrects the students'

grammar.

Once the students are done writing the questions, the teacher has the students find a partner. The teacher then gives each student pair 9 cards (one for each question word), and gives them 45 seconds to memorize their questions. After the 45 seconds are over, the teacher instructs the students to turn over their papers, so they cannot look at them anymore, and do rock-paper-scissors. The winner gets the cards.

Once the students are ready, the teacher tells the students to start using the cards. The winner shows one of the cards to his/her partner, their partner asks a question which begins with that word, and the original partner answers the question and shows the next card. This continues for 1-2 minutes depending on student level, and then the teacher tells the students to stop and memorize their questions for 45 seconds again. The partners then switch, turn over their papers, and start using the cards again, with the winner now being the one to ask the questions. After each student has had a chance to ask questions, the teacher instructs the students to find a new partner and the process is repeated with successive partners until the teacher feels that the students are comfortable with the questions for that topic. The activity is now over.

### Pronunciation practice

Pronunciation practice is the activity that followed VSR for students in the second university. In the beginning, students were given worksheets which taught them some aspects of American English suprasegmental pronunciation. The aspects covered in this class were: double sound reduction, linking words, and other common reductions.

Once students were able to show that they were able to produce the correct suprasegmental pronunciation of example phrases and sentences for the aspects listed above, students were instructed to produce the correct suprasegmental pronunciation of seven of the sentences in their current chapter in VSR. If students were able to say the sentences they chose correctly, then they received a 100% for pronunciation for the day. If they were not, they had to go to the back of the line and try to say the sentences they were unable to produce correctly again. Like VSR, once the students were able to pass this goal they received a 100% regardless if they were able to pass on the first time or the fifth.

## **7. Research Methodology**

Students were given surveys in Japanese at the end of the semester which asked questions about the test class, the students' other classes, and other questions about VSR (Appendix A for original survey, Appendix B for English translation). Students responded to the questions about the test class and their other classes via a five point Likert scale in four different areas: likeability, motivation, perceived improvement, and losing track of time. The Likert scale was arranged so that five was the highest score and one was the lowest. Afterwards, the students responded to the other questions about VSR by rating their emotional comfort level during different parts of the activity on a one to five Likert scale, and by choosing all areas of the class which applied to their motivation to study or their perceived improvement.

Participation in the surveys was voluntary, and when the surveys were finished, students placed the completed surveys on a desk away from the teacher to ensure anonymity. In the first university, 65 of the 72 students turned in a survey. In the second university, 28 of the 30 students turned in a survey.

### 8. Results

As in the previous study, classes in both universities which contained VSR (and Conversation Cards for the first university) received higher scores in terms of likeability, motivation, and perceived improvement than the students' other English classes. In addition, the test classes also received higher scores for losing track of time than the students' other English classes. Figure 2 shows the average scores for each category for the first university.

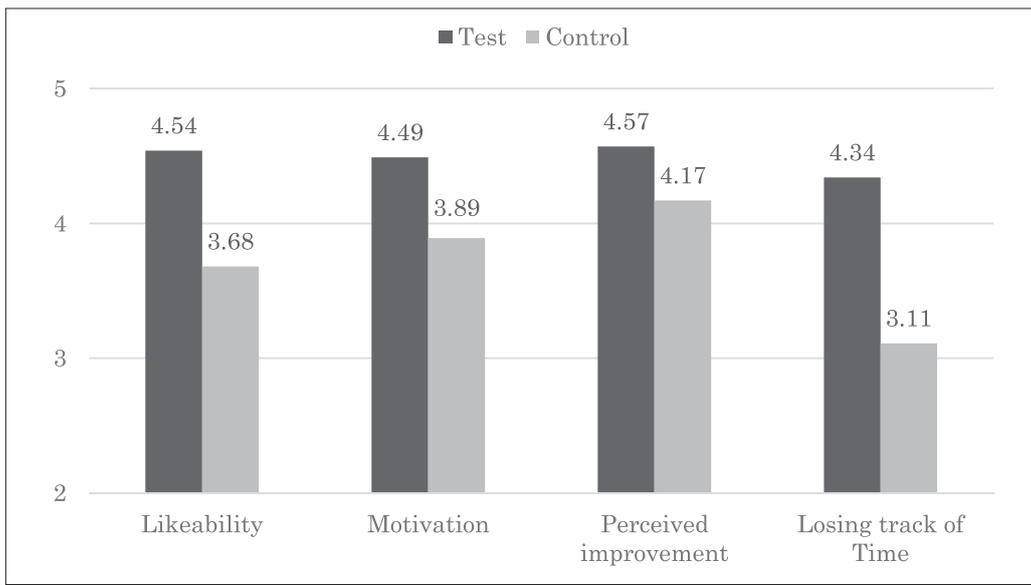


Figure 2. First university comparison to other classes

Figure 3 shows that the test class with the second university received similar scores. However, the students' other English classes for the second university had much lower scores than the students' other English classes from the first university.

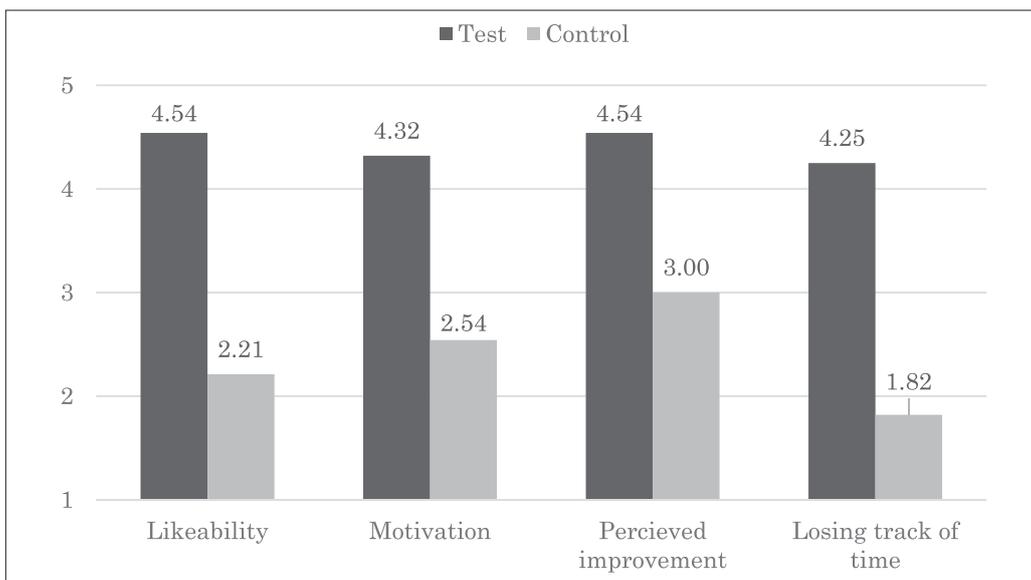


Figure 3. Second university comparison to other classes

With regards to the questions on emotional comfort during VSR, students were generally emotionally comfortable during VSR lessons. The students were asked to note their emotional comfort with regards to three aspects of VSR, which were: (1) if they felt more comfortable being able to prepare for the conversations instead of immediately speaking with their partner, (2) if they felt more comfortable knowing what might be said during conversation practices, and (3) if they felt more comfortable knowing that they were able to retake the interview test if they failed the first time. Students in the first university gave scores of 4.37 for conversation preparation, 4.69 to knowing what might be said, and 4.75 to being able to try again. Scores in the second university were 4.29 for conversation preparation, 4.71 to knowing what might be said, and 4.68 to being able to try again.

Finally, students were asked to choose which parts of VSR increased their motivation, and which parts of VSR made them feel like they improved (multiple areas could be chosen). The choices were: (1) studying real English conversation, (2) writing practice answers beforehand, (3) the variability of the conversations, (4) practicing with multiple partners, (5) having a high speed interview test, (6) passing the interview test, (7) being able to study comfortably, and (8) none of the above.

With respect to motivation in the first university, students chose studying real English conversations first with 78% of students choosing it, writing practice answers second at 35%, and conversation variability third at 34% (Figure 4). For perceived improvement, students chose studying real English conversation the most at 80%, writing practice answers second at 46%, and having a high speed interview test third at 40% (Figure 5).

With respect to motivation in the second university, students chose passing the interview test the most at 50%, emotional comfort second at 46%, and studying real conversations at 43% (Figure 6). For perceived improvement, students chose studying real conversations the most at 43%, writing practice answers second at 36%, and emotional comfort third at 32% (Figure 7).

As well, no student from either university chose “none of the above” for either motivation or perceived improvement.

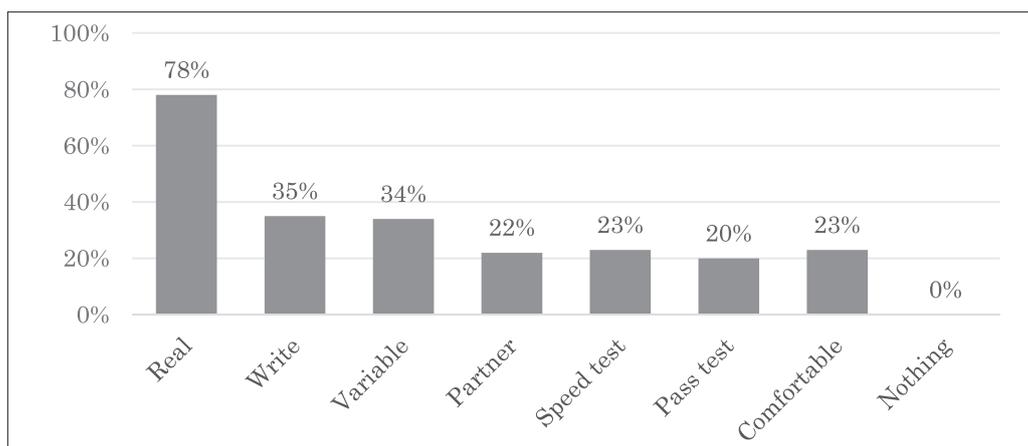


Figure 4. Reason for motivation due to VSR in the first university

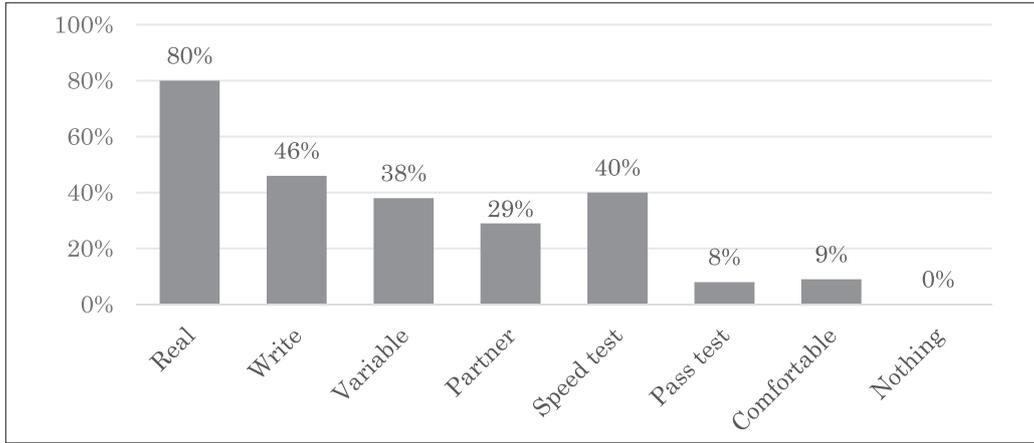


Figure 5. Reason for perceived improvement due to VSR in the first university

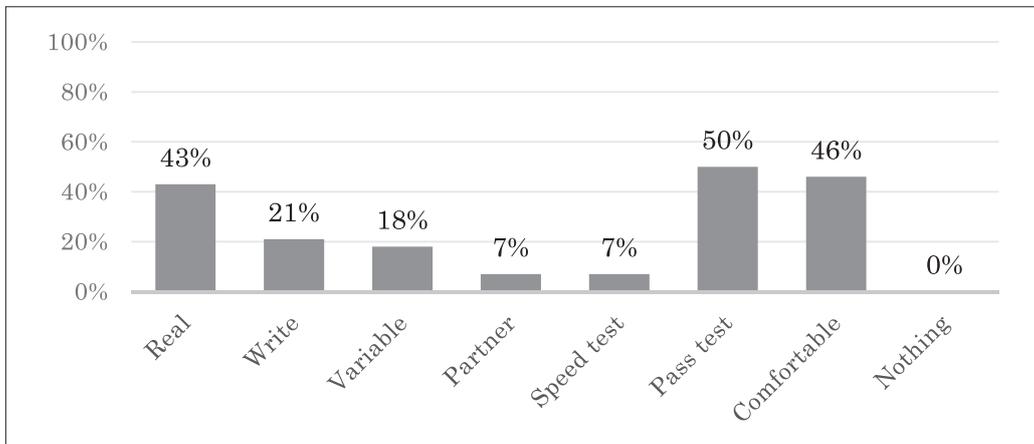


Figure 6. Reason for motivation due to VSR in the second university

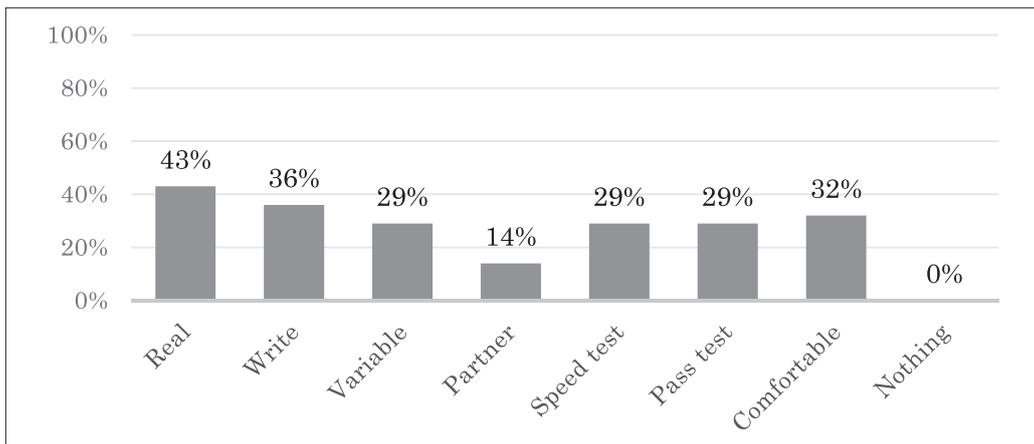


Figure 7. Reason for perceived improvement due to VSR in the second university

### 9. Discussion

It should be noted that although the students in the second university rated their other English classes much lower than the students in the first university, the test class received fairly equivalent scores at both universities. This serves to show that VSR can be used effectively to teach English conversation to low level non-major university students, as well as point out the fact that even students who have done poorly in English classes until university can become engaged and benefit from their English classes provided the correct materials

are utilized.

Another discussion point for these results is flow. 80% of students in the first university, and 79% of the students in the second university agreed or strongly agreed that they lost track of time in the test class. However, only 34% of students in the first university, and only 4% of the students in the second university agreed or strongly agreed that they lost track of time in their other classes. As VSR activities inherently meet five of the eight common circumstances of flow – (1) tasks must have a reasonable chance of being completed, (2) concentration on the task must be possible, (3) the task has clear goals, (4) the task provides immediate feedback, and (6) the person is able to exercise a sense of control over his/her actions – and the majority of students felt that they forgot about time during class, it seems very likely that students in VSR classes experience flow. As experiencing flow leads to higher levels of intrinsic motivation and higher quality time on task, this may possibly be the reason why students gave higher scores to the test class than their other English classes for motivation and perceived improvement.

The next discussion point is on the topics of emotional comfort during VSR activities and its relation to students' motivation and perceived improvement during the activity. Although the majority of students in both universities felt emotionally comfortable in class, the first university did not rank emotional comfort as one of the top reasons why they felt motivated or why they felt their English improved. However, the second university ranked it as their number two reason for motivation, and their number three reason for perceived improvement. As the students' in the second university were low level non-English majors, it is very possible that English conversation is somewhat intimidating for them and the way VSR is set up allowed them to feel more at ease when studying and preparing for interview tests.

The final discussion point is on the students' top choices for why they felt motivated and why they felt they improved. First of all, it is very important to note that out of the 83 students who turned in a survey in both universities, every student felt that there was at least something that motivated them and helped them improve their English. Second, "studying real English conversation" was the number one reason for both motivation and perceived improvement for the first university, and the number three and number one reason for motivation and perceived improvement respectively for the second. The students made it quite clear that they feel that VSR helps them study real English conversation. Third, it is very interesting that "passing the test" was the number one reason for students' motivation in the second university, but was not in the top three for perceived improvement. The reason as to why "passing the test" was the number one reason for motivation in the second university, but not for perceived improvement (and not for the first university), may be explained by the reward stage of *reward probability* (French, 2012; Fiorillo, Tobler, & Schultz, 2003). The reward stage of reward probability states that the lower a person's confidence in completing a task, the higher the dopamine reward received when being able to accomplish or complete it. As the students in the second university were low-level non English majors, it is very possible that they had not had much success with English conversation in the past, and that passing the tests gave them a huge dopamine rush / confidence boost / motivational surge. Finally, it should be noted that every point but "practicing with multiple partners" and "none of the above" made it to one of the top three reasons at some point in the study. It can therefore be said that VSR has the flexibility to appeal to students in a number of different educational situations.

## IV. Conclusion

This research has shown that classes with VSR (and Conversation Cards for the first university) receive higher scores than students' other English classes in terms of likeability, motivation, perceived improvement, and losing track of time. As well, students feel comfortable with VSR, and although this comfort does not always leave an impression on the students in terms of their motivation and perceived improvement, this comfort is very important in some situations. Furthermore, students believe that VSR helps them study real English conversation, and it has a number of different elements which can usually ensure (and in this study 100% of the time) that students will find something in VSR activities that is motivating and that helps them with their English conversation ability. VSR and Conversation Cards have once again proven themselves as effective English conversational activities.

## References

- Aubrey, S. (2010). Influences on Japanese students' willingness to communicate across three different sized EFL classes (Master's thesis). *Asian EFL Journal*. Retrieved from: <http://www.asian-efl-journal.com/Thesis/Thesis-Aubrey.pdf>
- Csikszentmihalyi, M. (1975). *Beyond Boredom and Anxiety: Experiencing Flow in Work and Play*. San Francisco: Jossey-Bass.
- Csikszentmihalyi, M. (1990). *Flow: The Psychology of Optimal Experience*. New York: Harper Perennial
- Egbert, J. (2004). A Study of Flow Theory in the Foreign Language Classroom. *The Modern Language Journal*, 87, 499-518.
- Fiorillo, C. D., Tobler, P. N., & Schultz, W. (2003) Discrete coding of reward probability and uncertainty by dopamine neurons. *Science*, 299, 1898-1902.
- French, N. (2012). Increasing Student Motivation and Perceived Improvement through Two New Communicative Language Teaching Activities in a Second Language Classroom in Japan. *Gakuen*, 864, 56-74.
- Holtzclaw, T. (2011). "Conversation classes and the 'de-teaching' of conversation". 2011 Meisei University ISC Professional Development Forum, Tokyo, Japan, November 5, 2011.
- Grabe, W., & Stoller, F. L. (1997). Content-based instruction: Research foundations. In M. A. Snow, & D. M. Brinton (Eds.). *The content-based classroom: Perspectives on integrating language and content* (pp. 5-21). White Plains, NY: Longman.
- 一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会 (2006). TOEIC Bridge<sup>®</sup> と TOEIC<sup>®</sup> テストのスコア比較表. Retrieved from: [http://www.toEIC.or.jp/library/toEIC\\_data/toEIC/pdf/data/Comparison\\_BridgeandTOEIC.pdf](http://www.toEIC.or.jp/library/toEIC_data/toEIC/pdf/data/Comparison_BridgeandTOEIC.pdf)

Appendix A  
Original Survey in Japanese

1. この授業が好きですか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

2. 他の英語の授業が好きですか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

3. この授業ではあなたは英語を勉強する気ができますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

4. 他の英語の授業ではあなたは英語を勉強する気ができますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

5. この授業はあなたの英語能力を上げると思いますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

6. 他の英語の授業はあなたの英語能力を上げると思いますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

7. この授業では時間が立つのを忘れますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

8. 他の英語の授業では時間が立つのを忘れますか？

いいえ	あんまり	まあまあ	ちょっと	はい
1	2	3	4	5

9. あなたは突然会話を練習するよりも、その前に返事を考えて書いておくほうが気楽にできると感じますか？

いいえ    あんまり    まあまあ    ちょっと    はい  
 1            2            3            4            5

10. インタビューテストの時、先生が何を言い出すかを知らないよりも、前もって15の文から出ることを知っておいたほうが気楽にできると感じますか？

いいえ    あんまり    まあまあ    ちょっと    はい  
 1            2            3            4            5

11. インタビューテストの時、一回のテストで不合格になるより、落ちてでもまだテストを受けられるほうが気楽にできると感じますか？

いいえ    あんまり    まあまあ    ちょっと    はい  
 1            2            3            4            5

12. あなたにとって物語の会話の中で英語の勉強をする気を起こさせるのは何ですか？  
 (複数選べます。)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| A) 実際の英会話を勉強すること   | B) 文章の返事を考えて書くこと   |
| C) 会話の可変性          | D) 多数のパートナーと練習すること |
| E) 高速英語でのインタビューテスト | F) テストに合格すること      |
| G) 気楽に勉強できること      | H) 何もする気を起こさせない    |

13. 物語の会話の何があなたの英語能力を上げると思いますか？  
 (複数選べます。)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| A) 実際の英会話を勉強すること   | B) 文章の返事を考えて書くこと   |
| C) 会話の可変性          | D) 多数のパートナーと練習すること |
| E) 高速英語でのインタビューテスト | F) テストに合格すること      |
| G) 気楽に勉強できること      | H) 何も英語能力をあげない     |

**Appendix B**  
**Translated Survey in English**

1. Do you like this class?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

2. Do you like your other English classes?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

3. Does this class raise your motivation to study English?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

4. Do your other English classes raise your motivation to study English?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

5. Do you think this class raises your English ability?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

6. Do you think your other English classes raise your English ability?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

7. Do you forget about the passing of time in this class?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

8. Do you forget about the passing of time in your other classes?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

9. Instead of diving directly into practicing conversation, does it make you feel more comfortable if you're able to write practice answers first before engaging?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

10. For the interview test, instead of not knowing what the teacher will say, does it make you more comfortable if you know that the teacher will only say things from a list of 15 sentences?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

11. For the interview test, does it make you feel more comfortable knowing that you'll be able to take the test more than once if you fail?

No	Not very	Neutral	A little	Yes
1	2	3	4	5

12. What areas of VSR motivate you to study the most? (Select all that apply)

- |                                         |                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| A) Studying real English conversation   | B) Writing practice answers beforehand |
| C) The variability of the conversations | D) Practicing with multiple partners   |
| E) Having a high speed interview test   | F) Passing the interview test          |
| G) Being able to study comfortably      | H) None of the above                   |

13. What areas of VSR improve your English the most? (Select all that apply)

- |                                         |                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| A) Studying real English conversation   | B) Writing practice answers beforehand |
| C) The variability of the conversations | D) Practicing with multiple partners   |
| E) Having a high speed interview test   | F) Passing the interview test          |
| G) Being able to study comfortably      | H) None of the above                   |



# 記号式投票： 市議会議員選挙における投票方法の改正私案

葉山 明

Akira HAYAMA. Voting Method to Be Revised: A Proposal. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.101 – 105.

The voting method in Japan would cause serious problems for the integrity of elections. Suppose that two candidates of the same family name run for office, and that you write down only the family name in the ballot. Is your vote valid? Suppose that you misspell the candidate's name. Does your vote count? In competitive races, election outcomes may change depending on whether your votes are valid or invalid.

In order to avoid potential disputes over those votes, the author proposes that we adopt the American style paper ballots in which a list of all candidates is printed by the election authority in advance and that voters would express their preferences by checking appropriate boxes.

## 1 問題の所在：0.340票差で当選

平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙で、小林丈人（民主党）は3304票、大槻和弘（無所属）は3303.339票で、小林が最下位で当選したと、選挙会は発表した。しかし、無効票の中から大槻和弘への有効票と認められる一票が見つかり、市選挙管理委員会は、同年5月24日、大槻が3304.340票となって小林を0.340票上回るとして、大槻を当選者に決定した。小林は反発し、神奈川県選挙管理委員会に、審査を申し立てた<sup>①</sup>。

似たような事態は、各地で起きている。平成19年7月1日の厚木市議会議員選挙で、井上武が1616.059票で当選、松前進は1616票で落選と発表され、松前は異議を唱えた<sup>②</sup>。

上記2選挙に共通するのは、同じ氏の候補者が複数出馬したこと、そして、選挙人の中には、その氏のみを書いた者がいたことである。公職選挙法68条の2は、氏のみが書かれた票も有効とし、氏名が正しく書かれた基礎票に応じて、按分加算する旨を規定している。相模原市の場合、大槻和弘の基礎票が1増えて3297になり、12の「おおつき」票のうち、7.340が按分された結果、合計が3304.340になったのである（大槻研には、4.659票

が按分された）。

事態をより複雑にするのが候補者名を一部書き誤った票や通称を書いた票で、これらは状況により、有効にも無効にもなる<sup>③</sup>。その為、無効票の中には、有効票になり得る票が交じっている可能性が、常にある。

要するに、候補者名を自書して投票する方法が問題なのである<sup>④</sup>。

## 2 提案：記号式投票の義務化

筆者は、僅少差で当落が決まる可能性が高い市町村の選挙では、記号式（公選法46条の2）を義務化するべきであると考えている。投票用紙の使用を前提として、具体的に説明する。

### (1) 投票方法

選挙人は、候補者名の横の欄に○をつける。候補者名は50音順に配置する。

### (2) 考察

ア 選挙人が○を所定欄に自書する場合、いろいろな○が出現する危険性がある。一部が欠けた○や、◎も出て来るであろう。しかし、だからといって、○が押せる印鑑を用意するのは、一考を要する。印鑑を逆さまにして、頭の部分を

押した結果、■が印字され、その票の効力が裁判所で争われた例がある<sup>⑤</sup>。○は自書に限定し、違反記号は無効とするのが良いと思う。

イ 記号式投票の長所は、票の按分が不要となり、また、候補者名の書き間違いが無くなり、票の有効性をめぐる争いが激減すると期待できることである。

他方、投票用紙は著しく大きくなり、A3判でも、候補者名を掲載しきれないかも知れない。この点が、記号式がこれまで、市町村議会議員選挙（補欠選は除く）で全く利用されていない最大の理由ではないかと、筆者は考えている。

しかし、投票用紙が仮にA3判の大きさになるとして、それが本当に好ましくないのか。投票用紙を四つ折りにして投票箱に投じれば、投票の秘密も十分確保できる。また、大きな投票用紙であれば、選挙人が持ち帰ることは、できないであろう。現行の投票用紙は、四つ折りにすれば、手の平の内側に隠し、投票箱に投入するふりをして、持ち帰ることも可能と思われる。開票の結果、投票人数と投票数が違うことは、稀ではない。現に、相模原市の選挙では、2票が持ち帰られたと思われると、選挙管理委員会が公表している<sup>⑥</sup>。こうした事態が、大型投票用紙で解消されると、期待できる。

### 3 自書に起因する問題：通称や屋号等の記載

以下において、候補者名を自書する現行の投票方法の問題点を、具体的に考察することにする。

ア 平成19年4月22日執行の青森県八戸市議会議員選挙で、最下位当選者の豊田美好（みよ）は1830票、次点の吉田淳一は1829.181票と発表された。問題となったのは、豊田の有効票の中にあつた「豊田みそ」と書かれた票であり、「不真面目な票」で無効か否かが争われた。

仙台高裁は、「みそ」は「みよ」の誤記で、豊田みよの有効票と判断し、同人の当選が確定した<sup>⑦</sup>。

イ 平成17年12月18日執行の徳島県鳴門市議会議員選挙で、坂東成光が854票、明野尚文が853票となったが、「バンド ヒゲ」と書かれた票が

坂東への有効票とされていたため、紛争が生じた。明野は、ヒゲが他事記載に該当し、当該票は無効と主張した。

しかし、高松高裁は、立候補した29名中、髭を生やしているのは坂東のみであること、坂東は昭和60年頃から髭を生やして理髪店を営み、初当選した平成3年頃からは、住民、議員、市職員らの一部から「ひげさん」と親しみを込めて呼ばれていたこと、平成11年に板東一岳が当選し、2人の「ばんどう」が存在するようになった後には、両者を区別する為、坂東を「ひげさん」と呼ぶ議員や職員が増えたこと、平成17年の選挙で「ばんどう」候補は一人であったが、坂東は「ひげの男坂東成光」、「ひげの坂東」と髭を強調した選挙運動をした事実が、「ヒゲ、ヒゲと、ヒゲがうるさい」旨の苦情が市選挙管理委員会事務局に電話で寄せられたことから伺えるとの事情から、ヒゲを坂東の通称と認め、当該票は、バンドウのウを書き忘れて、通称のヒゲを書き加えたものと解し、坂東への有効票と判断し、1票差で坂東の当選が決まった。なお、「板東」が12票、「坂東成光。」、「ばんろう」、「ばんどう」が各々1票あつたが、これら15票は、全部、坂東への有効票とされた<sup>⑧</sup>。

ウ 平成16年6月20日の鳥取県智頭町議会議員の補欠選挙で、岸本真一郎は844票、岡田和彦は843票であった。ところが無効票の中に、「オカラ」と書かれた票があり、智頭町選挙管理委員会は、それを岡田への有効票と判断したため、岸本と岡田が同数となった。

岸本は、オカラ票は、岸本が豆腐会社に勤務し、工場から出る大量のオカラを買い付け、120頭の牛の飼料にしていることは、地域住民間で衆知であるから、むしろ岸本への票と見るべきである云々と主張した。

鳥取県選挙委員会は、選挙人が誤って「オカダ」を「オカラ」と書いたとは考えられないとして、「オカラ」を岡田への有効票とは認めなかった。合わせて、岡田への有効票されていた「岡田ますみ」票も無効（俳優の名前）と判断し、岸本が岡田を2票上回ると裁決した。岡田はこの裁決を受入れ、岸本の当選が確定した<sup>⑨</sup>。

エ 平成11年4月25日執行の愛媛県関前村議会議員選挙で、松橋礼治52票、上村清司53票となったが、上村の有効票の中に、「村上清司」、「㊤」と記載された票が各々1あり、これらが無効票であれば、松橋が当選することになる。なお、候補者の中には、村上義弘と村上宣博がいた。

上記2票について、高松高裁は、いずれも上村への有効票と判断した。その理由は、上村の地元である大下島はほとんどがミカン農家で、上村清司は収穫したミカンを運ぶキャリアやミカン箱に屋号の㊤を記しており、その事実は広く認識されていたこと、島では村上という氏は世帯の半数にのぼり、「村上清司」は上村を誤って逆に書いたと考えるのが合理的と判断した<sup>㉑</sup>。

オ 平成4年4月19日の千葉県富津市議会議員選挙で、当初、木村茂が728.414票、平野善重郎が728.288票で、木村が最下位当選者であると、選挙会は発表した。しかし、以下のような経緯で、最終的には、平野が729.288票で真の当選者となった。

市選挙管理委員会は、選挙会が無効とした「平野善四郎」は平野善重郎への有効票である、しかし、同会が有効とした「平野（善）」2票は、（ ）が他事記載で無効票と判断した結果、平野善重郎の票は1.002（基礎票1、按分票0.002）減って727.286となり、木村の当選は変わらないと判断した。

しかし、県選挙管理委員会は、「平野善四郎」、「平野（善）」とも、平野善重郎への有効票と判断し、その結果、平野は729.288票となり、平野を当選者とした。東京高裁、そして最高裁も、県選挙管理委員会の判断を支持し、平野が真の当選者となった。上記概略の背後には、次のような事実があった。

選挙には、平野善重郎、良一、隆司、義夫、藤雄の5名の平野が出馬し、「平野善四郎」と「平野（善）」と書かれた票が問題となった（前述）。次に、「平野としお」、「平野よお一」、「平野たけし」と自書された票につき、市選挙管理委員会は、いずれも無効票としたが、県選挙管理委員会は、各々、平野義夫、平野良一、平野隆司への有効票と判断した。最後に、姓のみを記した

10票（「平野」5、「ひらの」4、「ヒラノ」1）が、5名の平野の基礎票に応じて按分加算された。

他方、木村茂に関して見ると、選挙には、木村茂、渡辺茂、三枝茂、中村繁の4名の「しげる」に加えて、相原重雄と中川重与という名の候補者がいた。こうした中、「渡辺しげお」、「中村しげよ」、「中川しげる」と書かれた票が各々1あり、それらが、どの候補への票になるか、あるいは無効票かが問題となり、結局、順に、渡辺茂、中村繁、中川重与への有効票となった。次に、「茂」、「しげる」とのみ書かれた票が各々1あった為、「茂」票は、木村、渡辺、三枝の3名に按分加算され、「しげる」票は中村を加えた4名に按分加算された。

以上の判断と計算を経て、最終的に、平野善重郎729.288票、木村茂728.414票となり、平野が0.874票、木村を上回ったのである<sup>㉒</sup>。

#### 4 按分加算規定（公選法68条の2）の問題点

(1) 氏のみが書かれた票の按分加算については、既に昭和35年12月14日、河村又介最高裁判所裁判官が、痛烈に批判している。「中村長八の総得票数は1701.855となっている。しかし現実には、0.855と言うような票もそのような選挙人の意思も絶対にあり得ない。・・・公職選挙法68条の2・・・の規定の存在を許すか許さないかは、もはや単なる立法政策の問題として看過できることではなく、憲法違反の故を以って無効として取扱われるべきものである。」<sup>㉓</sup>

(2) 憲法問題はさて置き、按分加算規定には、常識や公選法の他の規定に照らしても、疑問がある。

ア 得票数1701.855というのは、端的に言って、非常識である。票を按分するにしても、それは、整数単位で行うのが社会通念にかなうであろう。

イ 公選法36条は、一人は一票に限ることを、同法68条1項4号は、選挙人は一候補者にしか投票できないことを、それぞれ規定している。これらの規定は、一票を細分化することを禁じていると解されるが、按分加算規定は、一票の一

部はある候補者に、残りは別の候補者に投じられたと解するのであり、矛盾が生じる。

- (3) 以上をまとめると、昭和27年に「突如として」追加された按分加算規定は<sup>⑬</sup>、違憲でないとしても、多くの問題を内在するように思われる。

## 5 結語

票の効力をめぐる論争の影響は、関係する候補者だけに止まらない<sup>⑭</sup>。一度当選と発表された候補者が徹底的に争えば、最高裁判所の判決まで、その人は、議員の地位を失わない。富津市の場合、投票日から約1年9ヶ月経って平野善重郎の逆転当選が確定し、同人の加入と木村茂の退場は、市議会の意思決定にも、大きな影響を与えた可能性がある。

公選法は、記号式投票を使用することを認めているが(46条の2)、現実において、市議会議員選挙での使用例は、皆無である<sup>⑮</sup>。

選挙の尊厳と正統な民主政治の為には、まずは市議会議員選挙等で、記号式投票を義務化するべきである<sup>⑯</sup>。

## 注

- ① 毎日新聞、2015年4月28日、25頁、5月26日、27頁、6月11日、23頁。相模原市の件は、後日、改めて論じたいと考えている。
- ② 井上・松前論争は、7月19日、14位で当選した男性が急死した為、松前氏が繰り上げ当選となり、あっけなく終了した。厚木市選挙管理委員会、『選挙結果調』(平成20年3月)、122頁。
- ③ 判断基準は、次のようにいえる。「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。・・・また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の稚劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定

の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。」最高裁判所昭和42年9月12日第三小法廷判決、民集21巻7号1770頁、特に1772頁6-14行目。

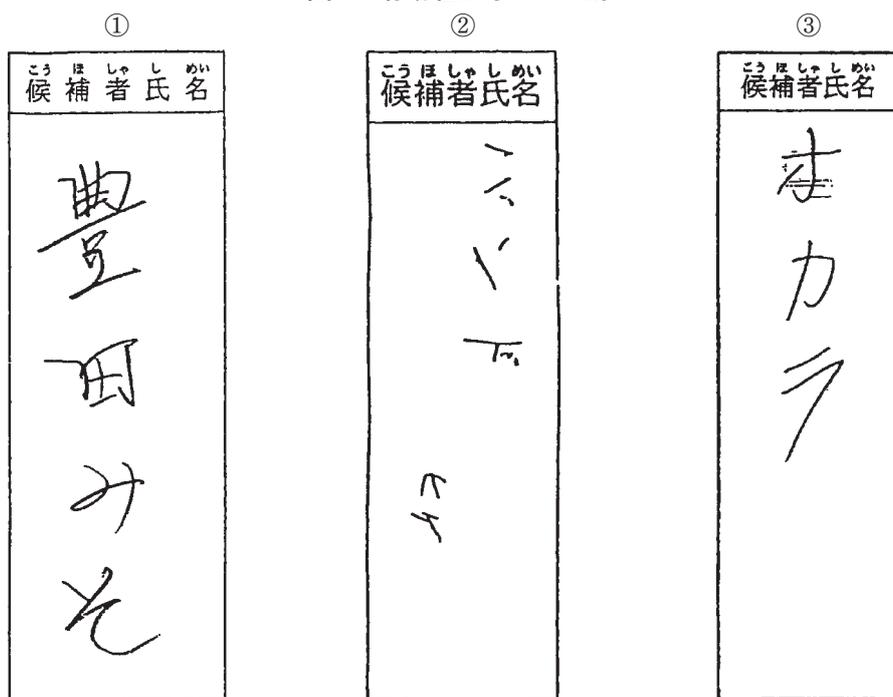
- ④ アメリカは移民社会であること等から、自書は論外で、紙の投票用紙の時代には、候補者名と所属政党が印刷され、選挙人はXを付していた。James Q. Wilson, *American Government* (Lexington, MA: D.C. Heath, 1989), 200頁。なお、州によっては、立候補していない人を書き込む(write-in)ことが認められているが、その場合、選挙人は、自書することになるようである。Edwin L. Jackson, et al, *The Georgia Studies Book* (Athens, Ga., Carl Vinson Institute of Government, University of Georgia, 2001), 390頁。

イギリスでは、候補者名、住所、職業が投票用紙に印刷されており、選挙人は、候補者名の右側空欄に、Xを付けるという。スウェーデンやイタリア等においても、投票用紙には候補者名が印刷されており、例外的に、書き込み投票が認められている場合もあるという。中野邦観、『主な国の選挙制度』、読売新聞社調査研究本部編、『日本の選挙世界の選挙』(読売新聞社、1990年)、286-308頁。筆者が1987年にニュージーランドで見た投票用紙には、候補者名と政党名が印刷されていた。後日、投票しない候補者名を横線で消すという説明を受け、驚いたことを、今でも鮮明に覚えている。以上から、我が国の投票方法は、他の先進国では見られない独自のものと、筆者は認識している。

- ⑤ 昭和49年8月10日の新潟県佐和田町町長選挙でのことである。判例時報824号60頁及び新潟県報号外(昭和49年12月26日)。記号式は、昭和42年4月28日の熊本県八代市市長選挙でも使用され、特定候補に○を5つも付けた人や、●を付けた人がいた。行政事件裁判例集、19巻8・9号1463頁。
- ⑥ 相模原市選挙管理委員会発表資料、平成27年

- 4月27日。
- ⑦ 仙台高裁平成19年11月22日判決書，青森県公報，2814号（平成19年8月3日）。問題の票は，どう見ても「豊田みそ」であり，「よ」と「そ」では，筆の運びが明らかに異なり，「みよ」を「みそ」と書き誤ったという判断に，筆者は納得し得ないのである。
  - ⑧ 高松高裁平成18年11月6日判決書，鳴門市選管決定書（平成18年1月26日付），徳島県選管裁決書（平成18年7月3日付）。「議会だより」66号（平成21年3月1日発行）によれば，髭は上唇の上全体に，整然と存在している。
  - ⑨ 鳥取県公報，号外143号（平成16年10月13日）。岡田が裁決を受け入れた点は，筆者の問い合わせに対する，智頭町選挙管理委員会事務局からの情報による。
  - ⑩ 高松高裁平成12年2月3日判決書，愛媛県選管裁決書（平成11年9月16日付）。
  - ⑪ 千葉県選管裁決書（平成4年9月28日），判例時報1487号57頁。富津市選挙管理委員会委員
- 長は，当時，平野一郎であった。
  - ⑫ 民集14巻14号3037頁，特に3044頁3行目から3046頁6行目。事案は，昭和34年4月30日の横須賀市議会議員選挙である。
  - ⑬ 同上，河村裁判官の反対意見中の3045頁11－12行目参照。
  - ⑭ 筆者は，問題が生じる一大要因は，啓発活動の不備にあると思っている。啓発活動は，「忘れずに投票しましょう。」ばかりで，複数の同姓候補がいる場合に，姓だけ書いた票はどうか等は，全く選挙民に周知されていない。
  - ⑮ 選挙時報63巻9号，60－62頁。なお，平成27年4月12日の島根県知事選挙や同年6月7日の青森県知事選挙は，いずれも記号式投票で行われた。
  - ⑯ 筆者は，電子投票が幾つかの市や町で使用されているが，義務化は好ましくないと考える。選挙人の中には，機械に恐怖感を持つ人がいるからである。なお，国政選挙における票の効力をめぐる争いについては，民集45巻1号1頁。

図1 有効性が争われた票



（出典） ① 仙台高裁判決書（平成19年11月22日），別紙2。② 徳島県選挙管理委員会による裁決書（平成18年7月3日）。③ 鳥取県公報，号外143号（平成16年10月13日），5頁。



## 円安下でも高い水準を維持する日本の対外直接投資 ASEAN投資に脚光

筧 正 治

Seiji KAKEI. High Concern for the FDI (Foreign Direct Investment) under even Devaluated Yen. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.107 – 117.

Foreign Direct Investment (FDI) is essential for Japanese companies because of the following reasons.

### ① Decreasing Population in Japan

Working age population is decreasing rapidly in Japan because of decreasing matrimony rate and aging of the population. To compensate decreasing production and service in Japan, Japanese companies have to focus on production in the countries which has a great number of population.

### ② Decreasing profit from domestic operations

Profit from subsidiaries of Japanese companies in foreign countries is higher than that in Japan. Lower labor cost and lower material cost abroad benefit foreign operations.

### ③ Effect from foreign exchange rate

When Japanese Yen is very strong, companies cannot get much profit or even suffer from deficit. Meanwhile, when Yen becomes weak, it makes domestic companies difficult to import materials. Japanese companies want a stable exchange rate to make a stable planning and profit.

Considering mentioned above, it is important to make products in the country where the products are consumed. To match this changing environment, it is important for Japanese company to change their mind toward a global economy. Among foreign markets, ASEAN countries achieve the highest growth rate in the world. We'd better extend our business there. (ASEAN countries) We have to learn more about people and cultures in ASEAN countries and we can hand down our cultures and technologies to the people in ASEAN countries. We can be more productive and effective if we can cooperate each other. Universities and corporations in Japan shall bring up more talented foreign students who can help Japanese companies in the future.

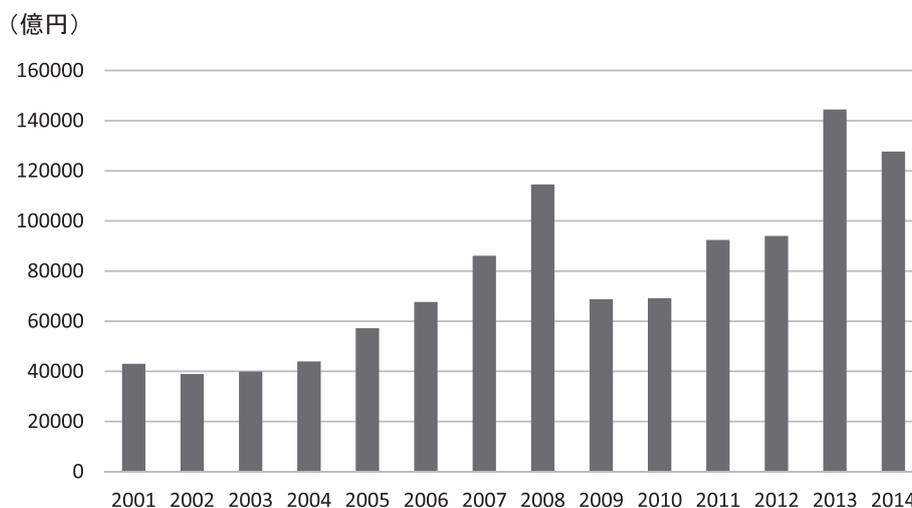
### はじめに

日本企業の対外直接投資は対ドル為替レートで円安という不利な状況下でありながら、高い水準を維持している。日本はいま、少子高齢化に伴って生産年齢人口が減少し、従業員不足に伴う経済成長への懸念があるほか、国内よりも海外で事業活動をする方が収益性が高いなどの理由もあって、M&A(企業の合併・買収)も含めて海外進出を活発化させている。しかも企業の目は人口が豊富で市場の成長率が高く、単一の市場と生産基地を目

指しているASEAN(東南アジア諸国連合)加盟10ヵ国に向けられている。すでに域内の関税はほとんど撤廃され、2015年末にAEC(ASEAN経済共同体)が発足すれば、モノやサービス、投資、熟練労働者、資本のより自由な移動が可能になる。もっとも、人手不足、賃金の上昇から企業が離脱した国もある。また、政治や、民族、宗教の違いなどからくる文化摩擦を避けるため、進出企業は経営上の要因に加えて異文化理解も併せ深めておくことが重要になっている。

## 1. 急増する日本の対外直接投資

図表1 対外直接投資（国際収支・ネット・フロー）の推移



筆者作成 原データ出所： 財務省 対外直接投資の総括表 6d-0-1 対外直接投資 [http://www.mof.international\\_policy/reference](http://www.mof.international_policy/reference).

財務省の「国際収支状況」によれば、日本の対外直接投資（国際収支ベース、ネット・フロー）<sup>A</sup>は2014年に12兆7682億円となり、前年の14兆4475億円にはおよばなかったものの、これまでで2番目の高い水準を維持した（図表1）。

2009年と2010年はリーマンショックの後遺症などもあって、対ドル為替レートは円高であったにもかかわらず、企業が対外直接投資を手控えたため、7兆円台には手がとどかなかつた。しかし、2011、2012の両年には為替レートは円安に向かい、対外直接投資には不利な状況下であったにもかかわらず、9兆円台を記録し、さらに2013年には、前年に比べて一気に53.7%も増加した。もっとも、急激な円安の影響もあってか、2014年には前年に比べて11.6%の減少となったが、それでも12兆円台の高い水準を維持している。

日本の対外直接投資をドルベースでみても2010年の572億2300万ドルを底に増加が続いている。2013年には1350億4900万ドルとなり、わずか4年で136%も増加している<sup>1</sup>。

現地法人の数も毎年増え続けている。経済産業省の「第44回海外事業活動基本調査」によれば、

2004年度における現地法人企業数は1万4996社であったが、その後も順調に増え続け、2013年度には2万3927社に達している。この間の増加率は59.6%である。

現地法人企業を製造業と非製造業の2つに分類した場合、海外進出の件数が大きく増えているのは非製造業である。2004年度の製造業の現地法人企業数は7786社であった。一方の非製造業は7210社で、製造業に抜かれていたが、2013年度には大きく逆転して、製造業は1万545社にとどまったのに対して、非製造業は1万3382社と大きな差をつけた。非製造業がこの様に海外進出を加速させているのは、最近、急速に経済成長を遂げる新興・途上国の旺盛な需要の取り込みを目指して、主として卸売業や、サービス業、運輸業の進出が増えているからである。

2013年度の現地法人企業数を地域別にみると、最も多いのがアジアの1万5874社（全体の66.3%）で、これに次いで多いのが北米の3157社（13.2%）、欧州の2768社（11.5%）、中南米の1251社（5.23%）などである。

また、アジアのうちで対外直接投資先が最も大

<sup>A</sup> 国際収支は日本では財務省、日本銀行により作成されている。一定期間の国の経常収支、資本収支、外貨資本増減を実際の現金の増減から測定したものである。

きいのは中国で、中国本土と香港とを合わせて、7807社（49.2%）にのぼり、アジア全体のほぼ半数を占めている。これに次いで大きいのがASEAN諸国の4009社（25.3%）、次いでNIEs3の2737社（17.2%）などの順である。

## 2. 日本企業の対外直接投資促進要因

日本企業の対外直接投資を促進している要因には、国内事業よりも海外事業の方が収益性が高いこと、輸出入企業にとっては為替リスクの存在が大きいこと、少子高齢化に伴って生産年齢人口が減少していること、新興・途上国の経済成長に伴って大きな市場が開けたことなどが挙げられる。以下これらについて検討する。

### 1) 国内事業よりも海外事業の方が収益性が高い

財務省の「法人企業統計」によれば（図表2）に示したように、国内企業の売上高経常利益率は2008年度のリーマンショック時とその翌年の2009年度に2%台まで落ち込んだが、その後、やっとリーマンショック前まで戻して2012年度には3.5%に回復した。

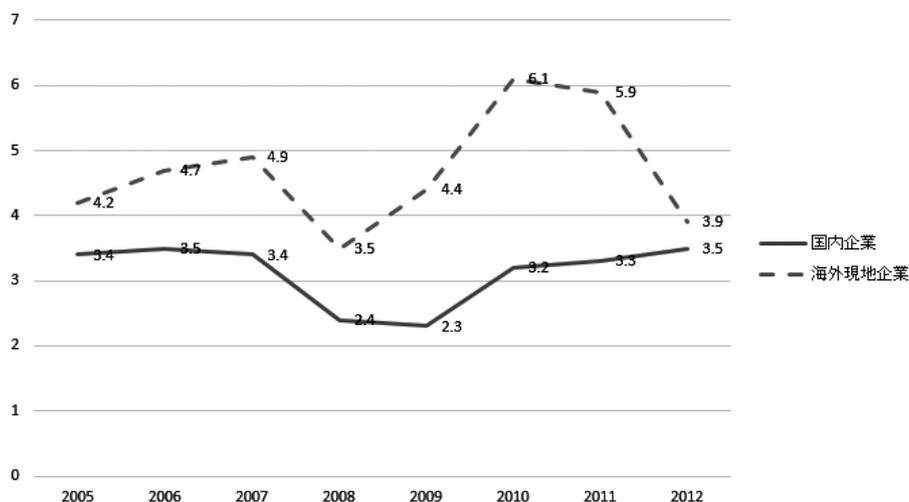
一方、海外の現地企業の売上高経常利益率はリーマンショック時の2008年度に3.5%に低下したものの、翌年の2009年度には4.4%に戻し、2010年

度には6.1%とそれまでのピークに達した。もっとも2012年度には円高の影響もあって3.9%となったが、それでも国内の企業の売上高経常利益率を上回っている。

国内企業よりも現地企業の方が売上高経常利益率が高い要因の一つに、新興・途上国などでの人件費の安さを挙げることができる。損益計算書の「売上原価」と「販売費および一般管理費」にはその費用の大部分に人件費が組み込まれているので、一応、ここでは売上高から「売上原価」と「販売費および一般管理費」を差し引いた営業利益を売上高で割って100をかけて算出した売上高営業利益率でみると、国内企業よりも現地企業の方がはるかに高い比率を持っていることがわかる。

たとえば、2010年度には国内企業の売上高営業利益率は2.8%であったが、海外企業の場合8.7%と両者の間に大きな開きがあった。その差は新興・途上国などにある現地企業の人件費の安さに基づくところが大きいと推定できる。しかし、アジア諸国を中心に経済が活性化し始め、現地企業の人件費は上昇し始めている。したがって、海外の現地企業と日本の国内企業との間にある売上高営業利益率の差は次第に縮小していく可能性がある。ちなみに、2012年度の売上高営業利益率は現地企業が5.2%であったのに対して、国内企業は2.9%であった。

図表2 売上高経常利益率の推移（単位：%）



筆者作成 原データ出所： 海外現地企業：経済産業省「第43回海外事業活動基本調査」9頁 国内企業：財務省「法人企業統計（平成25年度）」4頁

## 2) 為替リスクの回避

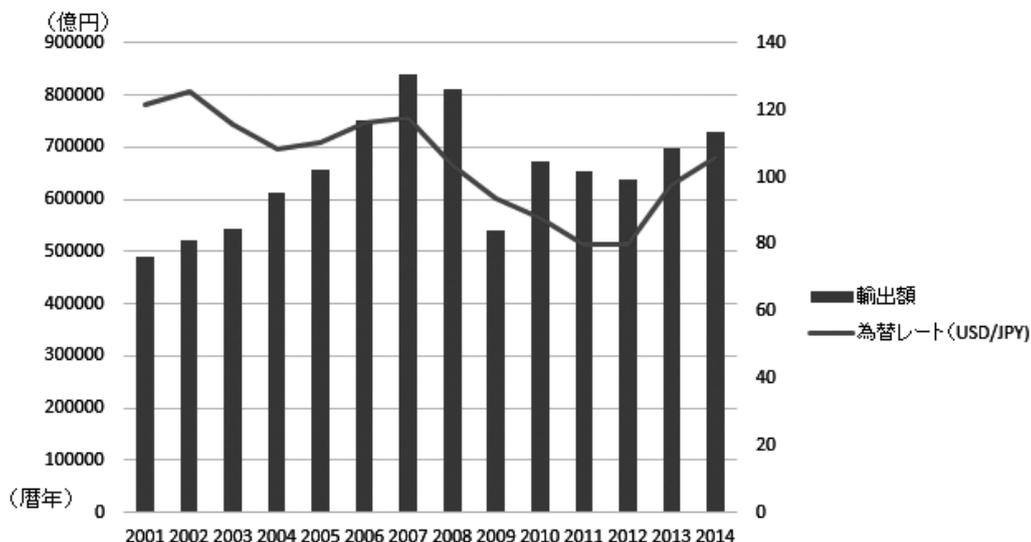
為替リスクの問題は、2008年に米国で発生したリーマンショックを境に行われた米政策金利の緊急利下げ、それに続くFRB（連邦準備理事会）の国債買取による金融緩和策などによってクローズアップした。米ドルの政策金利は2007年に5.25%であったが、2009年には0.25%まで低下した。

この影響で米ドルは世界各国の通貨に対して急落した。日本ももちろん円高・ドル安に向かい、2007年5月に1ドル123円であったのが、2011年10月31日には75.54円の最高値を付けた。こうした為替レートの急激な変動は輸出に基盤を置く企業にとって影響が大きい。なぜなら、為替相場の変動によって、輸出の採算が取れたり、取れなかったりして安定した経営ができなくなるからである。そこで、輸出先で消費される製品や部品などは輸出先で生産した方が経営も安定するというわけで海外展開を進める企業が増えている。

図表3は日本からの輸出総額と米ドル/円の為替レートの年別推移を見たものである。2002年以降、輸出総額は順調に推移し、2007年には83兆9314億円に達した。しかし、リーマンショック後の2009年には円高の影響で、54兆1706億円となり、2007年に比べて大幅な減少となった。為替レートは、2012年を底にして、その後円安に向かったので、2014年には輸出総額は73兆930億円まで回復したが、そのスピードは鈍かった。その理由は海外需要の伸び悩みやライバル企業同士の間での競争激化もあるが、為替リスクを避けるため生産拠点を海外に移した企業が多かったためでもある。

ジェトロが2014年12月から2015年1月にかけて行った日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査によると、「近年の円安の影響について特に影響はない」と答えた企業が有効回答企業2995社のうち42.2%にのぼり、「業績が改善した」と答えた企業は22.0%であった。

図表3 輸出額とUSD/JPYの為替レートの推移



筆者作成 原データ： 輸出額は財務省貿易統計，USD/JPYの為替レートはPrincipal Global Indicators [http://ecodob.net/exchange/usd\\_jpy.html](http://ecodob.net/exchange/usd_jpy.html)

## 3) 生産年齢人口の減少

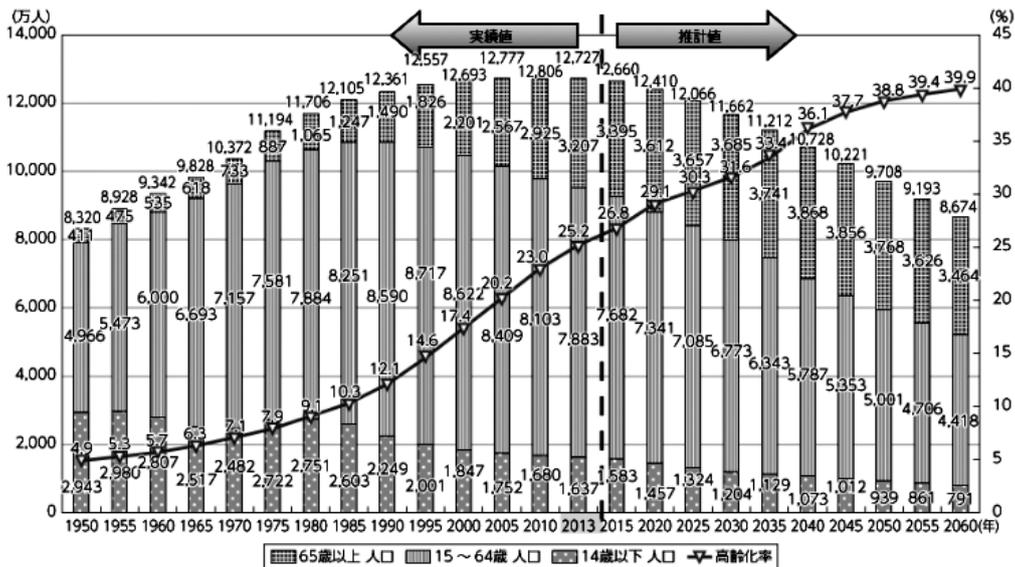
日本の生産年齢人口の減少は著しく、将来も大幅な減少が続くと予測されている。総務省の「平成26年版情報通信白書」によれば、図表4のとおり15～64歳の生産年齢人口は長い間、8000万人台を維持してきたが、2013年には8000万人を下回り、同年12月の時点で7883万人に減少した。

2015年には7682万人、さらに2020年には7341万人へと急ピッチで減少が続くと推定されている。こうした生産年齢人口の減少は2020年以降も続き、2060年には4418万人と1990年代の最も多かった時期に比べて、半数近くに減少するものとみられている。生産年齢人口がこの様に減少しているのは、“少子高齢化”によるところが大きい。例え

ば、14歳以下の人口は1995年ごろまで2000万人台を保っていたが、2013年には1637万人に落ち込んでいる。厚生労働省の「人口動態調査」<sup>2</sup>によれば、合計特殊出生率は2013年に1.43となり、2005年の1.26を底に持ち直してきているが、その

一方で、婚姻件数が減り続けているので、出生数は減少する一方で、2014年には101万1000人となり、2011年から4年連続して減少し、これまでの最低となった。

図表4 我が国の労働力人口における課題



出所：総務省「平成26年度版通信白書」我が国の労働力人口における課題 より転載

一方、65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、2000年に2201万人であったものが、2013年には3207万人となり、わずか13年で1.457倍にも増えている。これは1947～1949年に年間270万人近く生まれた第一次出産ブーム期のいわゆる「団塊の世代」が高齢期に達した影響が大きい。この結果、日本の全人口に占める高齢者の割合は2013年に25.2%となり、さらに2020年には29.1%になると推定されている。

このような事情もあって、65歳以上の高齢者が労働に参加する傾向が強まっている。1990年の労働力人口は6384万人で、このうち65歳以上の高齢者の占める割合は5.6%に過ぎなかった。しかし、これが毎年増加傾向をたどり、2012年には8.8% (582万人) となり、2030年には11.1% (686万人) になると推定されている<sup>3</sup>。

一方、女性の労働力率も高まる傾向にある。たとえば、30歳から34歳の女性の労働力率は1995年に53.7%であったが、2012年には68.6%に上昇している。これは国も企業も仕事と家庭の両立支

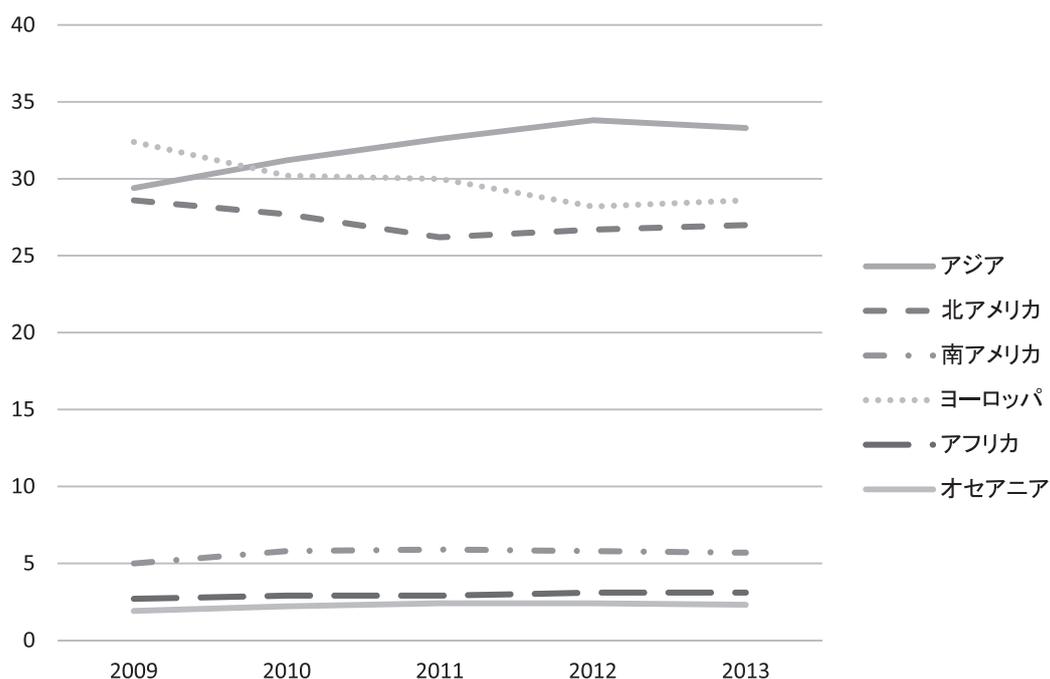
援策を後押ししたことが大きい。しかし、高齢者の労働参加も、女性の労働力率の上昇も日本の労働力人口を補う根本的な対策にはならない。

#### 4) 拡大するアジア市場

総務省の「世界の統計2015」によれば、世界の国内総生産(名目GDP)は2009年には59兆8029億ドルであったが、2013年には75兆5663億ドルへと大幅に増加し、その増加率は5年間で26.4%であった。なかでも世界の国内総生産の増加に大きく寄与したのがアジアである。

図表5は世界の国内総生産に占める割合を地域別(アジア、欧州、北米、南アメリカ、アフリカ)に示したものである。2009年には、アジア(構成比29.4%)、欧州(32.4%)、北米(28.6%)の3大地域が互いにしのぎを削り合いながらもトップの座を守っていた欧州が2010年にその座をアジアに譲り渡し、2013年にはアジア(33.3%)と欧州(28.6%)との間に4.7%の差がついた。

図表5 世界の名目GDPの地域別構成比の推移（単位：％）



著者作成 元データ： 総務省統計局 『世界の統計2015』 65頁

図表6 主要国・地域の対内直接投資（国際収支ベース、ネット・フロー）

（単位：100万ドル），％

	2010年	2013年	増加率
米国	197,905	187,528	- 5.2%
カナダ	23,413	62,325	166.2%
EU	318,277	246,207	- 22.6%
英国	50,604	37,101	- 26.7%
ドイツ	46,860	26,721	- 43.0%
スペイン	40,761	39,167	- 3.9%
東アジア	289,540	341,888	18.1%
中国	114,734	123,911	8.0%
香港	71,069	76,633	7.8%
韓国	8,511	12,221	43.6%
台湾	2,492	3,688	48.0%
ASEAN	92,733	125,435	35.3%
シンガポール	48,637	63,772	31.1%
インドネシア	13,771	18,444	33.9%
タイ	9,733	12,946	33.0%
マレーシア	9,103	12,306	35.2%
ベトナム	8,000	8,900	11.3%
インド	24,159	28,199	16.7%
ブラジル	48,506	64,045	32.0%
メキシコ	20,709	38,286	84.9%
南アフリカ共和国	1,228	8,188	566.8%

出所：ジェトロ世界貿易投資報告2012年版および14年版から作成。JETOROの元資料はUNCTAD。（注1）EUは2010年は27カ国，2013年は28カ国 （注2）東アジアは中国，韓国，台湾，香港，ASEANの合計

こうして2010年以降、世界の目はアジアに注がれるようになり、その結果、先進国の対外直接投資はアジアへ向けられる傾向が強まった。図表6はジェットロの資料にもとづき、2010年と2013年の主要国・地域の投資受入額である対内直接投資（国際収支ベース、ネット・フロー）を示したものである。

これによると、世界で最大の投資受け入れ国である米国向けの対内投資は2010年に1979億500万ドルであったが、2013年には1875億2800万ドルへと5.24%も減少した。また、世界に占める対内投資額の割合も14.9%から12.9%へと低下した。もっとも、2010年のカナダの投資受入額は234億1300万ドルであったのが、2013年には一挙に166.2%も増えて、623億2500万ドルに増加したので、北米としては構成比をわずか0.4%落とすだけとなった。

EUの場合、2010年に加盟27か国の対内直接投資は合計で3182億7700万ドルであった。しかし、2013年にはEU28カ国（2013年7月にクロアチアが新たに加盟）は、22.6%減少して2462億700万ドルとなった。

一方、東アジアの場合、2013年の対内直接投資は3418億8800万ドルで2010年の2895億5400万ドルに比べて18.1%も増加した。なかでもASEAN加盟国の伸びが著しい。たとえば、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポールはいずれも30%以上の増加率を示しており、ベトナムも対内直接投資が11.3%増加している。

### 3. 脚光を浴びる ASEAN

日本の企業にとってASEAN諸国はかつては輸出加工の拠点として活用するのが一般的であった。しかし、現在では消費市場として脚光を浴びている。その要因の一つとして人口の増加とそれに伴う年間世帯可処分所得5000ドル以上の中間層、富裕層の増加があげられる。

#### 1) 拡大する消費市場

ASEANの人口は急ピッチで増加している。20年前の1995年にはASEANの人口は4億人台にと

どまっていたのに、それから20年後の2015年には6億人の壁を突破して6億2400万人になると予測されている。わずか20年の間に日本の総人口を上回る規模の人口が増加することになるが、この増加傾向は2055年ごろまで続くと予想されている<sup>4</sup>。

ところで、経済成長率は労働投入の増加、資本投入の増加、全要素生産性（TFP）の上昇の3つの和によって決まる。したがって、人口、特に生産年齢人口の増加は労働投入の増加につながり、経済成長に貢献する。一方、労働力の中心となる生産年齢人口が増加すれば、全体として所得も増え、その結果、個人消費にもプラスの影響を与える。ASEANはいま、そのプラスの影響を受けつつあり、世界でも有力な消費市場として脚光を浴びてきている。

もっともASEAN加盟国の中でも、少子高齢化が進むシンガポールやタイ、ベトナムでは各国内の全人口に対する生産年齢人口の比率がピークを迎えつつあり、特にタイではすでに労働力不足が起きている。したがってASEAN域内でも全人口に対する生産年齢人口の比率が低いフィリピンなどの近隣諸国に企業移管させる動きも出ている。

ところで、ASEANでは経済成長の結果、年間世帯可処分所得が5000ドル以上の中間層、富裕層が急増している。経済産業省の「通商白書2013年版」では所得階層を次の4つに分けている。

- ① 富裕層 年間世帯可処分所得  
35,000ドル以上
- ② 上位中間層 ”  
15,000ドル以上～35,000ドル未満
- ③ 下位中間層 ”  
5,000ドル以上～15,000ドル未満
- ④ 低所得層 ”  
5,000ドル未満

そして、ASEANの上位、下位中間層は2010年に合わせて3億2300万人であったが、2015年は3億8400万人となり、さらに2020年には4億4800万人に増加すると予測されている。こうした中間層の増加を支えているのは都市化の進展である。カンボジアやラオスのように一人当たりのGDPの低いASEAN加盟国でも消費ブームが起きている

のは都市化が進んだためである。都市部の住民の所得水準は全国平均の2~3倍ある。また、富裕層は2010年にはわずか1700万人にすぎなかった。しかし、2015年には2500万人となり、2020年には3700万人になると推計されている<sup>5</sup>。

## 2) 進む関税撤廃

日本の企業が対外直接投資先として特にASEANに目を向けた第二の理由は関税の撤廃である。ASEAN先行加盟6カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ）は域内の貿易を活発にするためASEAN自由貿易地域（AFTA）を設立、2010年までにほとんどすべての品目の関税を撤廃した。また、ASEAN後発加盟4カ国（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）もほとんどの品目について域内関税を撤廃ないし引下げを行っており、2015年には一部の品目を除き完全撤廃する予定という。

さらにASEANは2010年までに中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6カ国との間でアセアン・プラス・ワンFTAを結び、関税の削減を図っているが、締結内容は国によって異なっている。日本の場合、2008年の締結と同時に、貿易額と品目数の90%を無税化、2018年までに93%にすることになっている。一方、ASEAN先行加盟6カ国は2018年までに貿易額と品目数で90%を無税化、ベトナムは2023年までに品目数で90%を無税化、カンボジア、ラオス、ミャンマーは2026年までに品目数で85%を無税化することになっている。

関税の撤廃は国境を超えた生産分業に道を開く。加工度が高く、技術力の必要な基幹部品は電気機械や、情報通信機器などの製造業が集積するタイなどで作り、単純な組み立ては賃金の安いラオスやカンボジアに移管するといった工程分業が可能になっている。それが普及すれば、タイなどの先発国の経済成長がラオスやミャンマーといった賃金の安い後発国に波及し、日本企業もその恩恵にあずかるだけでなく、ASEAN全体の成長を促すことになる。

## 3) 進むインフラ整備

企業が海外に進出していく場合、進出先の産業基盤、つまり、道路や港湾などの輸送インフラ、あるいは電力、上下水道、工業団地といったインフラが整備されているかどうかは課題になる。道路や鉄道などの輸送インフラが整備されていなければ、物流は不可能に近いし、港湾が整備されていなければ、貨物の輸出入に差し支える。さらに電力や水道、下水道などが整備されていることも工場立地の条件である。

しかし、これまでシンガポールやタイ、インドネシアといった一部の国を除いて他のASEAN加盟国の産業基盤は相対的に貧弱であった。その理由は政府の資金面で制約があったからである。そこで資金面で制約のある各国政府は国によって差はあるが民間資金を活用したPPP（官民連携）を一つの選択肢として認識し、その導入に取り組んでいる。

ところでASEAN各国間の物流を担う国際幹線道路の整備は急ピッチで進んでいる。ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経てタイのバンコクまでインドシナ半島を横断する南部経済回廊はカンボジア南部のメコン川に架かる橋が完成したことによって、冷蔵品や冷凍品の輸送が可能になった。ミャンマー中部のモーラマインからタイ北部のメソート、ベトナムの工業都市ダナンまでを結ぶ東西経済回廊は道路拡幅が進んでいる。2013年には中国雲南省からバンコクまで縦断する南北経済回廊も開通している。通関手続きの簡素化が進めば観光旅行も活発になるだろう。また2015年末に予定されているASEAN経済共同体（AEC）がスタートを切れば熟練労働者の移動もスムーズに行えるようになる。

海路の整備も進んでいる。ベトナム北部の最大都市ハイフォンでは水深を14メートル掘り下げる工事が行われており、これが完成すれば、積載量10万トン級のコンテナ船の入港が可能になる。このほか、電力ではASEAN各国の電力網を接続するASEANパワーグリッド構想も進んでいる<sup>6</sup>。

#### 4. 急増するASEAN向け直接投資

日本企業の2014年のASEAN向け直接投資は2兆1500億円に達した。2010年には7723億円にすぎなかったから、わずか5年で投資額は3倍弱増えたことになる。この間、日本企業の投資の在り方には次のような特徴がみられる。

第一の特徴は日本からの直接投資が早くから行われて製造業が発達したシンガポールやインドネシアなどでは非製造業よりも製造業のウエイトが高かったが、2014年にはその比率が逆転し、非製造業のウエイトが高くなったことである。また、タイは逆転まではしていないものの、製造業の割合は80.6%から70.2%に落ちている。

たとえば、シンガポールの場合、2010年の日本企業の直接投資は3319億円で、そのうち製造業の占める割合は67%であった。ところが、2014年には投資額は8084億円で2倍近く増えたが、製造業の割合は急激に低下し、25.7%となった。しかし、投資額そのものが減ったわけではない。シンガポールには半導体など高付加価値製品を中心とするエレクトロニクス産業が集積しているほか、ジュロン島には約100社からなる石油化学プラントが集まっている。また、2000年から医薬品・医療機器産業の振興を図ってきたので、世界的な研究者が集まる医薬品製造の拠点が形成され、世界の大手医薬品メーカーも進出してきている<sup>7</sup>ので製造業投資に限界がきているわけではない。

一方、非製造業では卸、小売業のほか通信業の進出が目立つほか、金融・保険業の進出が急増し、アジアの金融センターとしての地位を固めている。

タイに対する直接投資はシンガポールに次いで多く2014年に5351億円に上った。ASEANに占める割合は24.9%で、第2位の地位を保持している。製造業と非製造業の割合は2010年には製造業が80.6%と圧倒的に高かったが、2014年には70.2%に低下している。それでも、製造業が主力になっていることは間違いない。

ところで、タイの自動車産業は“アジアのデトロイト”と呼ばれ、世界的な産業集積地になっている。2013年の生産台数は245万7086台で過去最高を記録、生産台数では世界第9位だという。ま

た、機械器具の割合も大きく、白物家電やハードディスクドライブを中心に一大産業集積地を築いている。こうした機械製品の生産によって、膨大な部品や原材料、設備、関連サービスの需要が発生している<sup>8</sup>。

図表7 対ASEAN直接投資に占める各国の比率 (%)

	2010年	2014年
シンガポール	43.00	37.60
タイ	25.70	24.90
インドネシア	5.30	21.80
マレーシア	11.70	4.50
フィリピン	5.60	2.50
ベトナム	8.20	6.60
カンボジア	0.16	1.37
ラオス	0.05	0.05
ミャンマー	—	0.53

出所：日本銀行 国際収支統計から作成

一方、非製造業ではシンガポールほどではないにしても、金融・保険業、卸、小売業への投資が目立つ。経済が成長し、市場が拡大していることが日本企業の直接投資を促している。

日本企業のインドネシアに対する直接投資は最近急増し、2014年には4693億円となり、シンガポール、タイに次ぐ投資先国となった。2010年の直接投資額409億円から見れば11.4倍近くも増えたことになる。

製造業と非製造業との割合は2010年には製造業の方が圧倒的に多く、77%を占めていた。しかし2014年には非製造業の方が増えて、製造業の割合は37.5%に低下した。その理由は日本の企業にとってインドネシアは近年までコストの安い生産基地としての位置づけが強かったが、国民所得の向上によって中間層が増え、消費市場の魅力が増したためである。

ところで、インドネシアの製造業の中心は輸送機械器具に1点集中しているが、非製造業でも金融・保険業に集中しており、非製造業に占める割合は78.9%に達する。これは、インドネシアでは耐久消費財の販売拡大が続いているが、その背景に消費者金融の利用頻度が高いことがあげられる<sup>9</sup>。

第二の特徴はASEAN域内での投資先が広がってきたことである。図表7はASEANに対する日本の直接投資に占める各国への投資割合を示したものである。これによると2014年のシンガポールやタイ、マレーシアなどASEAN先行加盟国への投資割合は2010と比べて軒並み減っている。たとえば、シンガポールは43%から37.6%へ、タイは25.7%から24.9%へ、マレーシアは11.7%から4.5%に減っている。

これに対して2010年にはほとんどシェアを持たなかったカンボジアやミャンマーなどの後発加盟国にも投資の手が伸びている。域内関税の撤廃、徐々にではあるがインフラの整備などによって食料品や、繊維、あるいは金融・保険業の進出が目立っている。また、ミャンマーでは2014年に政府が民主化後初めて外国銀行に銀行業務を開放すると公表したことを受け、日本の銀行の3行の申請が認められている<sup>10</sup>。第三の特徴はサービス業の進出が盛んなことである。いずれの国も所得が増え、これに伴って小売業や寿司やラーメンといった外食産業、教育、美容サービスの進出が目立っている。

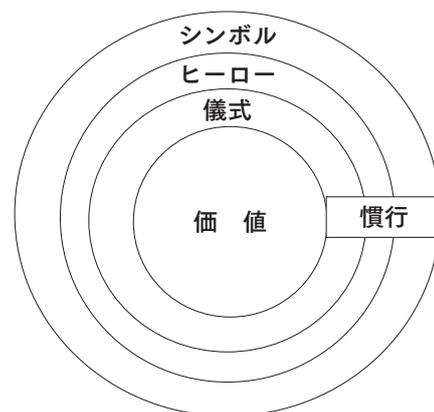
## 5. 多彩なASEAN諸国

ASEAN加盟国はモザイク模様の壁のように多彩である。ブルネイの人口はわずか42万人なのに、インドネシアは2億5000万人の規模の人口を擁している。政治制度についても立憲君主制もあれば、立憲共和制、人民民主共和制などさまざまである。

一人当たりのGDPもカンボジアの1080ドル(2014年 IMF)とシンガポールの5万6319ドル(2014年 IMF)との間には50倍の格差がある。民族も多彩で、クメール、マレー、ラオ、ビルマ、タイ、キン、中華やその他多数の少数民族から成り立っている。宗教も仏教、道教、イスラム教、キリスト教など数多い。この様に多彩な顔を持つASEANに企業進出すれば、政治面でも、あるいは社会面、経済面でもリスクに遭遇する可能性が高い。特に現地での企業経営にとって日常的に問題となるのはそれぞれの国民との間で起きる異文化摩擦である。

それぞれの国には他の国とは異なった習慣や考え方や価値観がある。ホフステッド(Hofstede, G)はこの点に着目して図表8のような玉ねぎ型のモデルを示した。玉ねぎの表面にあるシンボルは共通の文化を持つ者同士が通じ合える意味の言葉や仕草である。ヒーローはみんなに目に見える形で理念を実践して見せ、みんなの手本となるような人物である。また、儀式は挨拶の仕方であるとか、上役に対する尊敬の念の表し方であるとか、あるいは、社会的、宗教的儀式など社会生活を送っていくうえで欠かすことのできない集団生活のことである。そして、シンボル、ヒーロー、儀式の3つを合わせて慣行と呼んでいる。

図表8 オニオン・モデル



出所：Hofstede, G., Cultures and Organizations, McGraw Hill, p.9.

玉ねぎの中心に位置しているのは価値観で、子供のときから無意識のうちに学んできた是非善悪や美醜などである。これらの文化的要素は目に見えるものもあれば、価値観のように目に見えにくいものもあり、目に見えにくいものほど異文化間で摩擦や衝突が起きやすい。この結果、せっかく海外に進出した企業も現地から撤退を余儀なくされる場合が多い。日本政策金融公庫が2014年10月に海外進出を経験した企業945社(回答企業数298社)に行ったアンケート調査でも「現地パートナーとの不調和」を挙げる企業が「製品需要の不振」に次いで「管理人材の確保」と並んで多かった<sup>11</sup>。

## おわりに

人口が減り続けることで将来にわたって日本の国内市場が狭まり、生産年齢人口の減少によって労働力が不足する日本の企業にとって対外直接投資は不可欠のものとなってきている。ジェトロが2014年12月から2015年1月にかけて海外ビジネスに実績があるか、関心の高い企業に対して行った「ジェトロ海外ビジネス調査」でも大企業の製造業の69.8%、非製造業の60.7%、中小企業の製造業の56.0%、非製造業の51.8%が今後、海外進出の拡大を図ると答えている。

ただ、企業の海外進出先は大きく変わってきている。2009年まで世界の国内総生産（名目GDP）で最も優位に立っていた欧州がアジアに抜かれ、アジアのうちでもASEANが頭角を現して世界の注目を浴びている。したがって、日本の企業のASEAN重視も一層強まるものと思われる。しかし、企業の海外進出に付きまとうのはリスクの問題である。政変などのように企業独自では対処できないカントリーリスクの問題は別として、日常の企業経営で起きる異文化摩擦を避けるためには、日本の文化を相手に押し付けることなく、また、相手の文化もよく理解したうえで、すり合わせを行い、異文化間の相乗効果を高めることが重要になる。

このためには進出先で単なるマネジメント技法だけでなく、文化的要素も含めた人材育成が求められる。ASEAN加盟国からの日本への留学生も年々増え続けている。自国の文化が身に沁み、日本の文化も肌で感じているこれらの留学生を人材活用することは海外に進出する企業にとって重要である。

- 
- <sup>7</sup> 小森洋；若松勇・小島栄太郎編著『ASEAN・南西アジアのビジネス環境』2014年 ジェトロ（日本貿易振興機構） 104頁
  - <sup>8</sup> 若松勇；同上書 52頁
  - <sup>9</sup> 塚田学；同上書 85頁
  - <sup>10</sup> 神田真人編著『アジア経済ハンドブック』（2015年版）財経詳報社 100頁
  - <sup>11</sup> 川下英明，金子昌弘；「中小企業による海外撤退の実態—戦略的撤退と撤退経験の活用」、『日本政策金融公庫論集』第26号（2015年2月） 25頁

---

- <sup>1</sup> ジェトロ『世界貿易投資報告』（2014年版） 21頁
- <sup>2</sup> 厚生労働省「人口動態調査」平成26年（2014）人口動態統計の年間推計統計表
- <sup>3</sup> 1990年の数値は総務省統計局「労働力調査」、2012年及び2030年はJILPT「平成19年労働力需給の推計」
- <sup>4</sup> UN World Population Prospects
- <sup>5</sup> 経済産業省『通商白書2013年版』
- <sup>6</sup> 富山敦「グローバルを考える」日本経済新聞2015年5月5日



# 米国の北極政策の政策文書

大 西 富士夫

Fujio OHNISHI. The Policy Statements regarding the Arctic Policy of the United States. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.119 – 127.

The United States has endorsed its policy statements aiming to establish a comprehensive Arctic policy since the Nixon administration. During the Cold War period, the National Security Council was the main actor for the formulation of the policy statements, while the President took leadership in the post-Cold War period. Throughout the policy statements issued in the Cold War, the requirement for a comprehensive Arctic policy had not necessarily been shared by federal departments and agencies. To certain degrees, this situation was maintained in the post-Cold War period, however, the external changes gave new impetus on the Clinton and Bush Jr. administrations which elaborated their policy documents compared to those of the Nixon and Ragan administrations during the Cold War. This paper excluded from considerations the policy documents adopted under the current Obama administration, since there are still some possibilities that the policy documents would be updated during his term.

## 1. 問題の所在

本研究ノートの目的は、米国の北極政策における基本文書を考察することである。北極政策は、一般的に国内政策と対外政策の要素を併せ持ち、安全保障政策、経済政策、環境政策、科学政策、国際協力、北極先住民に対する政策等といった極めて多岐にわたる政策領域にまたがる横断的性格を有する。こうした事情のため、北極政策に関連する政策文書には政府全体として纏められる政策文書、省庁が管轄する範囲において策定する政策文書や白書など様々なものがあり、ある国の北極政策の特徴や方向性を論じることは容易ではない。同時に、北極政策の輪郭を描いたとしても、それは複数領域からなるパッチワーク的な北極政策の政策を明らかにすることとなり、そこから共通性や何らかのインプリケーションを導出することにどれほどの価値があるのかといった問題もある。

他方において、近年の北極海の海水の減少と、資源開発や航路利用の活発化にともなって、多くの北極諸国で北極政策に関する政策文書や戦略文書が採択されてきた<sup>1</sup>。また、北極諸国以外の国々も北極政策に関する政策文書を公表してきた。こ

うした近年の北極政策に関する政策文書に共通する一般的傾向は、いずれの政策文書も体系的な政策を追求していることである。体系的政策の追求とは、場合によっては全く新しい政策として策定される場合もあるが、大抵の事例では、過去に実施されてきた様々な対外政策ならびに国内政策を、北極という新しい枠組みの中に再配列することを意味する。この体系化においては、それまで個別の政策を主管してきた省庁間の利害を調整する必要が必然的に生じる。ただ、省庁間の利害調整は、省庁間の政治的力関係も影響し、容易ではない。利害調整の難しさは、北極政策における各施策間の優先順位を決める場合に露呈しやすい。このため、北極政策に関する多くの政策文書において、優先順位を明確にすることよりも、施策を網羅することに力点が置かれる。この結果、多くの政策文書は各国の北極における利益や対外政策を分析する材料としては無味乾燥でより踏み込んだ記述に乏しい文書となりやすい。

こうした事情により、各国の北極政策を分析するための枠組みはこれまで殆ど発達してこなかった。そこで、今後、各国の北極政策を分析する枠組みを考案していくための試論として、本研究ノー

トにおける分析は、米国の北極政策に関する政策文書を取り上げ、北極政策を体系化しようとする政策決定過程の解明に焦点を合わせることにする。具体的には、体系を推進しようとするアクターの存在、政策目標の特徴、リーダーシップや国内外の現実的要請といった政策文書の策定に至る経緯といった諸要因を加味しつつ、従来の米北極政策の体系化の必要性の軌跡を論じることとする。

米国における北極政策の体系化の試みは、ニクソン政権の時代まで遡る。その後、全ての政権ではないが、レーガン、クリントン、ブッシュJr. (以下、ブッシュと略記) といった政権によって体系的な北極政策に関する政策文書が策定されてきた。したがって、本研究ノートは、ニクソン政権、レーガン政権、クリントン政権、ブッシュ政権によって策定された北極政策に関する政策文書を考察対象とする。オバマ政権においても政策文書が策定されているが、現在もオバマ政権が存続しており、今後内容が発展ないしは変容していく可能性がゼロではないことから、その考察は別稿に譲ることとする。また、米政府の各省庁も様々な政策文書や白書を公表している。しかし、本研究ノートの目的が包括的北極政策を目指す政策文書に焦点を合わせていることから、省庁による個別の政策文書は考察の対象に含めないこととする。

## 2. 冷戦期の米国北極政策

### (1) ニクソン政権の北極政策

冷戦期の米国にとって、北極圏はソ連と直接対峙するノーザン・フロントであり、軍事戦略上の要衝であった。しかし、米国が基本文書として北極政策を策定したのは、緊張関係が緩和したデタント期であった。

当時のニクソン政権は、大統領直属の国家安全保障会議次官級委員会 (National Security Council Under Secretaries Committee) での検討及び提言を経て、1971年12月22日に米国北極政策に関する公文書としては初となる「国家安全保障決定メモランダム第144号—米国北極政策と北極政策グループ (National Security Decision Memorandum 144: United States Arctic Policy and Arctic Policy

Group [以下、NSDM-144]) を決議している。当時は機密扱いであったが、その後1977年に公開され、内容を知ることができる。NSDM-144の内容は2頁と薄い。内容は、北極政策の目標、北極政策の方向性、省庁間連携組織の設置となっている。

まず、北極政策の目標についてであるが、同文書において以下のように記されている。

米国が、環境への負の影響を最少化するという原則の下で北極圏の着実な合理的な発展を支援していくこと、北極における互惠的国際協力を促進していくこと、海洋及びその上空の自由を保持することを含めて必要な安全保障上の利益を確保していくことを、大統領が決定した<sup>2</sup>。

つまり、NSDM-144における北極政策の基本的目標とは、「環境に配慮した経済開発の支援」、「国際協力の推進」、「安全保障の確保」であり、端的に言えば、経済分野の柱、外交分野の柱、安全保障分野の3本柱となっている。

これだけでは政策に付随する個別の施策やそれらの実施計画が全く不明である。同文書では、各目標の達成に向けての具体的な「行動計画 (action programs)」は、安全保障会議次官級委員会で検討することとし、その際に検討すべき3つの方向性が示されている。1つめの方向性は、北極諸国及び「それ以外の国」との間で探索、科学研究、資源開発、科学技術交流に関する互惠的協力を増やしていくことである。これは外交の柱の範疇に該当する。2つめの方向性は、「北極で居住し、活動する米国の能力」と「北極環境に対する理解を向上させていくこと」である。前段の北極での居住は、北極に暮らす人々の生活環境の改善のことであり、また、活動とは、主に企業等の経済的活動のことであると解することができる。後段の北極環境の理解は、生活や経済活動に役立てるものという意味で使用されており、科学的知識の向上という認識は本文書では明確ではない。したがって、この2つめの基本方針は、上述した3本の柱の中では経済の柱に該当する<sup>3</sup>。第3に、国際協力の実現に向けた枠組みを考えることとされており、

特に、「ノースランド・コンパクト」(Northlands Compact) に配慮すべきとの具体的な方針が示されている<sup>4</sup>。ノースランド・コンパクトとは、1960年代末に米国が有していた北極国際協力構想であり、経済開発、環境保護、健康医療等の分野を念頭においていた<sup>5</sup>。同文書は、行動計画の検討を1972年3月までに大統領に報告するよう求めた。

さらに、NSDM-144では、国務省、国防総省、内務省、運輸省、米国立科学財団、環境諮問委員会等で構成される「省庁間北極政策グループ」(Interagency Arctic Policy Group [以下、IAPG]) を設置する決定が行われている。IAPGには、1) 北極政策を統括し、遂行すること、2) 北極における米国の活動及び事業を精査し、調整するという任務が与えられた。加えて、IAPGは、これらの任務の遂行において、安全保障会議へ報告を行うこととなっている<sup>6</sup>。

NSDM-144で特徴的なことは、第1に、今回の文書は、個別の施策や実施計画などの詳細については規定しておらず、その意味であくまでも北極政策の大枠を示したものであるということである。第2に、同文書で経済の柱が外交の柱、安全保障の柱よりも先に述べられている理由には、1968年にアラスカ州のノーススロープ (North Slope) において油田が発見され、1970年に開発が本格化していったという事情がある。第3に、北極観測などの科学研究分野が柱としてはまだ確立されていなかったことである。ただ、これは科学分野が重視されなかったというわけではない。同分野には、数多くのステークホルダーがおり、その調整に時間がかかったといえよう。同文書は、今後、他国との国際協力及び北極圏でのインフラ整備を含めた、北極科学のための組織的計画を策定することとした<sup>7</sup>。その後、NSDM-144に基づいて、「省庁間北極研究調整委員会 (Inter-agency Arctic Research Coordinating Committee) (IARCC) が設置されている<sup>8</sup>。

NSDM-144の規定に従って、IAPGは1972年7月21日に北極政策の検討内容が大統領に報告された。同報告において、IAPGは、北極における国際協力の枠組みとして「ノースランド北極協力コンパクト」(Northlands and Arctic Cooperation

Compact) の原案を示した。また、米が中心となって国際会議を開催することを提案した。これを受けて、1973年1月22日に2つめの基本文書となる「国家安全保障決定メモランダム第202号－北極事業概観及び提言」(National Security Decision Memorandum 202: Arctic Program Review and Recommendations [以下、NSDM-202]) が決議された。同文書は、1枚紙3パラグラフと短く、次の3点について述べている。第1に、大統領がIAPGの報告書及び提言を安全保障会議次官級委員会の委員長より受け取ったこと、第2に、科学研究、資源開発、環境保護分野での2国間ならびに多国間協力の推進計画を発展させるという「大統領の意思」を再表明している。第3に、ノースランド・コンパクトについては現段階ではソ連及びカナダ、その他の国々と協議しないとしている<sup>9</sup>。

本文書は、新しい北極政策を打ち立てるものではなく、NSDM-144の内容を再確認したものであるといえる。また、外交の柱への注力が示されている点が特徴的であった。本文書が公表された4か月後の1973年11月に、米国は、他の北極海沿岸諸国と共にホッキョクグマ保全条約を締結している。外交の柱が強調されていたのは、ホッキョクグマ保全条約の締結交渉が進んでいたことも反映していたとみなせる。

## (2) レーガン政権の北極政策

NSDM-144においてIAPGは北極政策を統括し、遂行していくことが期待されていた。しかし、IAPGはカーター政権末期の1979年まで長らく休眠状態にあり、開催されなかった<sup>10</sup>。しかし、1979年11月8日、国家安全保障問題補佐官のブレジンスキーは、国務省及び国防総省に対して、国務省次官補海洋及び国際環境問題並びに科学問題担当にIAPGの議事運営を任せる組織変更を決定する旨を通知している。これを受けて、IAPGの会合が開催され、1980年12月に成立した「アラスカ国家利益土地保護法」(Alaska National Interest Lands Conservation Act [ANILCA]) の国際的なインプリケーションに関する検討を行った<sup>11</sup>。

国務省は、1982年10月22日、IAPGにおける検討に基づいて、NSDM-144を更新するよう大統領

府に提案した。その結果、レーガン政権は、1983年4月14日に「国家安全保障決議指示第90号—米国北極政策」(National Security Decision Directive: United States Arctic Policy [以下、NSDD-90])を決定した。NSDD-90は、「米国にとって北極には国防、資源エネルギー開発、科学調査、環境保護に直接かかわる、ユニークで死活的な利益が北極にある」とした上で、4つの目標を挙げている<sup>12</sup>。それらは、第1に、海洋及びその上空の自由を保持することを含めた、安全保障上の利益の保護(安全保障の柱)、第2に、環境の悪影響を最小限にとどめつつ、着実に合理的な発展への支援(経済の柱)、第3に、北極環境についての知識と、北極で最も有効に研究され得る科学的諸相における科学研究の促進(科学の柱)、第4に、上述の目的を実現するための互恵的国際協力の促進(外交の柱)である。

北極政策の目標に関して、ニクソン政権の北極政策との相違点は、2点指摘できる。第1に、NSDD-90では、科学研究分野が新たに柱として政策の軸の1つに位置づけられていることである。科学研究分野は、NSDM-144では今後の検討事項であり、柱としては位置づけられなかった。第2に、目標間の優先順位が入れ替わっている点である。ニクソン政権では、第1の柱が経済分野、第2の柱が外交分野、第3の柱は安全保障分野であった。レーガン政権ではこの順序が入れ替わり、第1が安全保障、第2が経済、第3が科学、第4が外交となっている。

NSDD-90におけるIAPGの任務についていえば、レーガン政権は、ニクソン政権時のNSDM-144と同様に、米国の北極政策を概観し、政策、国際的活動、北極での活動の実施における調整を図るといった任務を課している。その上で、新たに、IAPGがとりわけ優先的に考慮すべき点として、国際協力の促進を視野に入れつつ、北極近隣諸国との調整の進め方、そして、次の10年の間に実施されるべき連邦政府の諸施策と、それら施策間の優先順位の検討を挙げている。

NSDD-90に基づいて、1984年に北極研究政策法] (Arctic Research and Policy ACT [以下、ARPA]) が連邦議会で可決された。ARPAは、北極圏にお

ける科学研究の必要性と目的について包括的な国家政策を規定するものである。同法セクション102に基づいて、新たに「北極研究委員会」(Arctic Research Commission [以下、ARC])と「省庁間北極研究政策委員会」(Interagency Arctic Research Policy Committee [以下、IARPC])が設置された。ARCの役割は北極科学の振興である。IARPCは、北極研究政策について省庁横断的に検討し、その実施計画を立てることであった。

以上、NSDM-144、NSDM-202、NSDD-90の3つの文章を検討し、米国の冷戦期北極政策の内容を吟味してきた。いずれの文書も安全保障会議において決定されたものである。この意味で、冷戦期における体系的な北極政策の策定の主体は安全保障会議であった。この時期の北極政策基本文書に共通する意義は、第1に、北極政策の目標となるべき柱が形成されたことである。換言すれば、北極政策の大枠が形成されたことである。枠組みの設定は政策の形成において非常に重要なことである。第2に、北極政策の複数の柱のうち、特に「研究の柱」が最も発達したことである。NSDD-90を受けて、1984年に可決されたARPAは、北極における科学研究の目的、体制、予算などが明示された。

しかし、科学の柱を除く北極政策においては、具体的な施策の策定にまでは至らなかった。研究分野を除いて具体的な施策が存在しないということは、当然、その柱を実現する行動計画や予算措置といった政策の遂行上必要不可欠な要素が具体化されてこなかったということである。つまり、冷戦期の米国の北極政策は、一部科学分野では体系化がみられたものの、全体としては極めて萌芽的な段階にあったと評価できる。

この時期の米国の北極政策が萌芽的な段階に留まった背景には、連邦の各省庁間の足並みが揃っていなかったことを指摘できる。ウェスターメーヤーによれば、連邦各省庁の足並み不揃いの理由は、第1に、米国における北極行政の主要なアクターであった内務省が、体系的な北極政策の策定を必要だとは必ずしも考えていなかったこと、また、安全保障会議の指揮系統の下に作られたIAPG主導の北極政策に不信感を抱いていたことがあ

る<sup>13</sup>。第2に、従来の米北極圏における行政や諸施策は、個別の法律に基づいて各主管庁によって管理されており、包括的な北極政策が必要であるとの認識が米政府内全体で浸透していなかった<sup>14</sup>。第3に、個別の北極関連の法律を政策的に北極政策として体系化しようとする場合、必然的に省庁間の利害調整が必要となるが、その調整メカニズムは基本文書の中では想定されていなかった<sup>15</sup>。つまり、冷戦期の米国の北極政策の政策決定過程において、大統領及び国家安全保障会議といった大統領府は体系的な北極政策を策定する意志を有しつつも、各連邦省庁では体系的な北極政策の策定が最善の策であるとの認識が浸透していなかった。このことが、冷戦期の北極政策が体系的な政策としては未発達なものにとどまった要因であった。

### 3. 冷戦終結後の米国北極政策

#### (1) クリントン政権の北極政策

米国の北極政策が発展していく契機をもたらしたのは、外的要因、すなわち、冷戦終結に伴う国際環境の劇的変容であった。冷戦終結は、米国を取り巻く国際環境に劇的な変化をもたらし、それが北極政策に多大な影響を及ぼした。米国の北極政策に影響を及ぼした外的環境の変化は、ソ連の消滅とそれによるカナダ、フィンランドといった中小国が北極地域協力へのイニシアティブを積極的に発揮しており、これに外交的に対応する必要があったことが指摘できる。また、冷戦末期から、北極圏における環境汚染の声が米国内で上がっていたことも、米国が体系的な北極政策の策定を必要とした要因である。

クリントン政権は1994年6月に第4番目となる北極政策の基本文書である「大統領決定指示／国家安全保障会議第26号－北極地域及び南極地域における米国政策」(Presidential Decision Directive/National Security Council 26: United States Policy on the Arctic and Antarctic Regions [以下、PDD/NSC-26])を決議した。PDD/NSC-26は、5頁からなり、その表題が示すように、北極だけでなく、南極政策も扱ったものであった。ただし、同文書

全体の5頁のうちの冒頭を除いた大部分が北極政策を扱い、最後の1頁において南極政策について規定するものであった。PDD/NSC-26は、まず、回覧先の省庁が26機関もある点である<sup>16</sup>。NSDM-144では、7機関のみであった<sup>17</sup>。次に、米国の北極政策の到達すべき目標として、1) 国家安全保障上及び国防上の必要に応えること(安全保障の柱)、2) 北極環境の保護及び生物資源の保全(環境保護の柱)、3) 天然資源管理及び環境的に持続可能な経済開発の確立(経済の柱)、4) 北極圏8か国間協力のための制度強化(外交の柱)、5) 北極先住民に影響を及ぼす事項についての意思決定過程に先住民を関与させること(先住民の柱)、6) 共同体レベル、地域レベル、地球規模の環境問題に関する科学的モニタリングと調査の促進(科学の柱)の以上6つを定めている<sup>18</sup>。その後、各柱の中で優先的に取り組むべき政策課題が3頁にわたって明瞭に指摘されている。

PDD/NSC-26の特徴は、第1に、到達目標が端的に述べられていること、第2に、到達目標に必要な政策課題を明確にしたこと、第3に、政策課題の説明において管轄省庁を挙げていることである。さらに、ごく一部であったが、予算措置に言及したのも含まれている。しかし、予算措置についての言及は不十分であり、中途半端な内容となっている。

冷戦期の北極政策は大枠の方針のみであった。しかし、クリントン政権の北極政策は、大枠となるべき柱ないしは到達目標のみならず、そこからさらに踏み込んで、各柱における政策課題を明確にし、また、責任省庁を明示した。この点において、クリントン政権における米国の北極政策は体系的な北極政策に向けた大きな前進であった。

#### (2) ブッシュ政権の北極政策

ブッシュ政権はその任期の最終盤の2009年1月9日に新しい北極基本文書となる「国家安全保障大統領指示第66号／国土防衛大統領指示第25号－北極地域政策」(National Security Presidential Directive 66 and Homeland Security Presidential Directive 25: Arctic Region Policy [以下、NSPD-66/HSPD-25])を公表した。これは、オバマ新大

統領が着任する1月20日の直前のことであり、少なくない北極研究者に意外なこととして驚きをもって受け止められた<sup>19</sup>。なぜこのタイミングになったかについての米政府内部での具体的な政策決定過程はまだ明らかになっていない。

NSPD-66/HSPD-25は、7頁にわたる政策文書であり、「目的(purpose)」（第1部）、「背景(background)」（第2部）、「政策(policy)」（第3部）、「資源及び資本(resources and assets)」（第4部）という構成となっている。同文書では、24機関が回覧先となっている<sup>20</sup>。まず、第1部の「目的」であるが、これは本文書の策定の目的である。そこでは、本文書策定の目的として、PDD/NSC-26における北極政策を更新すること、また、米国憲法、国内法、米国が締結した国際条約に矛盾しない形で実施されるべき旨が述べられている。

第2部の「背景」では、ごく短く4点が挙げられている。第1に、国土安全保障政策及び防衛政策の変更、第2に、北極地域における気候変動の影響と人的活動の増加、第3に、北極評議会の設立及びその活動、第4に、北極地域は、脆弱な自然環境におかれると同時に豊富な資源を有しているという認識が定着してきたこと、以上の4点である。

第3部の「政策」では、まず、北極政策の6つの到達目標が端的に述べられている。これらは、クリントン政権時代の北極政策の到達すべき目標と全く同じである。NSPD-66/HSPD-25がクリントン政権の基本文書と異なっている点は、上記の6つの政策の柱のそれぞれにおいて、個別の政策目標とそれらを実現するための実施方法、すなわち個別施策が箇条書きで明確にされている点である。実施主体となるべき省庁も併せて明記されている。PDD/NSC-26と比較すると、実施主体となるべき省庁が明記されている点は同じであるが、PDD/NSC-26が基本的には政策上の「課題」を列挙するにとどまっていたのに対して、NSPD-66/HSPD-25では、各柱の個別の達成目標とその具体的な実現手段が約4頁にわたって明確に記載されており、この意味でより踏み込んだ政策文書となっている。

第4部の「資源及び資本」では、政策の裏付け

となる予算措置が以下のように記されている。

上述の多くの諸施策(policy elements)の実施においては、適切な資源及び資本を必要とする。これら諸施策は、関連法、法によって付与された各部署なしは各部署責任者の権限に従って、予算の範囲内において実施されるべきである。北極に係わる任務を有する行政各部署の長は、予算及び事務官、施策実施のための必要な法案を明らかにしていかなければならない<sup>21</sup>。

戦略国際問題研究所のコンレーらによってまとめられた報告書では、NSPD-66/HSPD-25の実施のための新しい予算財源が確保されていないとしている<sup>22</sup>。さらに、同報告書は、NSPD-66/HSPD-25の問題点として多くの施策が施行されていないこと、個別の達成目標とその施策が多すぎること、任務が複数の省庁に重複しており、省庁間の連携が実効的なものとなっていないことを指摘する<sup>23</sup>。こうした問題を克服するためには、コンレーらの研究グループは、北極政策が合理化され、優先順位を明確にする必要があると述べている<sup>24</sup>。また、クラスカの研究によれば、NSPD-66/HSPD-25は北極政策の単なる「欲しいものリスト」であり、省庁間のコンセンサスが欠落していると厳しく批判する<sup>25</sup>。

冷戦後の北極政策の特徴は、第1に、北極政策の各柱の内容が充実したことである。冷戦期の政策文書がいずれも2ページ程度の非常に薄いものであった。第2に、クリントン政権、ブッシュ政権は、程度の差こそあるものの、各柱の中の個別目標や課題、必要となる施策などを明らかにした。この意味で、冷戦後の北極政策は、国家政策としての「厚み」を増すものであった。第3に、これは欠点であるが、予算措置が依然として不明確であり、その意味で財政的な裏付けが弱い。第4に、記述の順番から優先の度合いは類推することができるものの、北極政策における各柱の優先順位が明示的には明らかにされていないことである。第5に、冷戦後の北極政策では、外交の柱の発達が挙げられる。具体的には、米国が「北極環境保護

戦略（Arctic Environmental Protection Strategy）』（AEPS）、「北極評議会（Arctic Council）」といった多国間の国際協力に積極的に参加してきた。この背景は、対外政策であれば、国内的な省庁間の利害調整が少なく、国務省を中心に推進しやすいという事情が指摘できる。第6に、先住民の柱も冷戦後の北極政策において定着したものとなったことである。この背景には、冷戦期に米国内で相次いで成立したアラスカ先住民に関する国内法の影響がある。冷戦期の政策文書では、北極にすむ住民として記されるだけで、「先住民」というような対象を特定した表現は政策文書においては用いられなかった。第7に、環境保護及び保全に関する目標が政策の柱として定着してきた。実際、米国は、北極評議会において、モニタリングや、北極における気候変動の影響を緩和し、また、それに適応していく国際協力などに積極的に関わってきた。

#### 4. 結論

ここまで過去の米国の北極政策の基本政策について考察してきた。まず、北極政策の体系化を試みたアクターについてであるが、本研究ノートで取り上げてきた政策文書の発行主体からそれを特定することができる。冷戦期における中心的アクターは、国家安全保障会議であったが、冷戦後の時期には大統領がそれに代わった。

次に、優先順位に付随する問題であるが、これは必ずしも明示的ではないものの、本研究ノートでは、目標の記述される順序に着目して優先順位を明らかにしてきた。まず、北極政策における目標の範囲として、冷戦期における政策の柱は、安全保障分野、経済分野、科学分野、外交分野に関するものであった。これらは、冷戦後も政策の柱として残った。この意味で、冷戦期における北極政策は、主要な政策の柱が形成されたとみることができる。冷戦後に追加されたのは、環境保護の柱と先住民の柱である。これらも冷戦後の北極政策において欠かせない政策目標となった。優先順位では、レーガン政権以降、安全保障が北極政策の各政策文書において先頭に記載されてきた。こ

の意味で、米国の北極政策において、安全保障分野が最優先のものとして定着してきたといえる。また、ブッシュ政権は、クリントン政権における目標を一字一句踏襲していることから、優先順位の固定化の傾向もみられる。これについては、オバマ政権における政策文書も併せて評価する必要がある。

体系的北極政策の必要性についてであるが、本論部分で考察してきたように、冷戦期においては、省庁間においてその必要性が十分に認識されていたわけではなかった。特に政策の体系化を追求した大統領府の安全保障会議と、国内事項に既存の権益をもつ省庁、とりわけ内務省との対立が存在した。このことが、北極政策の体系化は、科学分野以外では殆ど進まなかったとあってよい。この意味で、冷戦期の北極政策の体系化は、現実的な要請に基づいたものというよりは、安全保障会議のリーダーシップにより追求されてきたという要因が大きい。安全保障会議が冷戦期に北極政策の策定に向けてリーダーシップを発揮した背景要因については、本研究ノートにおいて踏み込むことはできなかつたが、この点は今後の課題としたい。

ブッシュ政権までの冷戦後の北極政策において特徴的なのは、外的要因の変化への対処の要請が少なくない影響を持ったことである。クリントン政権においては冷戦の終結に伴う国際環境の変化、また、ブッシュ政権においては、北極海における海氷の大幅な縮小に伴う自然環境の物理的変化、それに伴う安全保障環境の変化、さらには航路利用や資源開発などのビジネスチャンスの拡大である。外的要因についての認識は、両政権の政策文書に明確に示されており、これが大統領府に政策の体系化に向けたリーダーシップをとらせた主要な要因である。しかしながら、その反面、識者が指摘しているように必ずしも省庁間のコンセンサスが図られていたわけではなかった。とりわけ、財政的な裏付けが明記されていないことからみると、クリントン政権及びブッシュ政権の北極政策の策定過程において、省庁間の利害を調整していくメカニズムが十分に発達していたとは判断できない。以上の意味で、少なくとも国内環境において非常

に強い現実の要請があったとは言い難い。

さらに、大統領府を中心に体系化を図ろうとする冷戦後の北極政策の傾向は冷戦期と同様である。しかし、北極政策の体系化に向けたタイムスケジュールの不明確さ、予算措置の不十分さなど積み残された課題も大きい。

以上、ニクソン政権からブッシュ政権までの北極政策に関する政策文書について考察してきた。北極政策の体系化には、対外政策、国内政策の多領域にまたがる政策調整が必要である。こうした政策調整には、国内外の現実の要請が必要となるだけでなく、強い政治的リーダーシップが求められる。日本においても、現在、体系的な北極政策に関する政策文書の策定にむけて準備が進められている。米国の北極政策の体系化への軌跡は、日本をはじめとするこれから体系的な北極政策を策定しようとしている国に少なくないインプリケーションを有している。

## 注

- <sup>1</sup> 各国の北極政策の政策文書を比較検討したものに下記がある。Lassi Heininen, "State of the Arctic Strategies and Policies: A Summary," *Arctic Yearbook*, 2012, pp.2-47.
- <sup>2</sup> National Security Council, *National Security Decision Memorandum 144: United States Arctic Policy and Arctic Policy Group*, 1971, p.1. <<http://fas.org/irp/offdocs/nsdm-nixon/nsdm-144.pdf>> (accessed 30.6.2015)
- <sup>3</sup> NSDM-144における経済の柱の記述は、一般的なものであり、特定の集団等を指し示すものではない。しかし、実際には、アラスカの先住民と先住民によって作られる企業体を念頭においたものであると考えられる。米連邦議会は、NSDM-144の公表直前の12月18日、「アラスカ土地請求解決法」(Alaska Native Claims Settlement Act [ANCSA])を可決している。同法は、アラスカ先住民に対して4000万エーカーの土地所を認めるとともに、9億6250万ドルの補償金を与えるものである。同法では土地及び補償金の分配は、12地域からなる先住民地域会社を通して行われた。
- <sup>4</sup> National Security Council, *op.cit.*, p.1.
- <sup>5</sup> Zao Keyuan, "An Environmental Regime for Arctic and the Antarctic Analogy," *Asian Year Book of International Law*, Vol.6, p.60.
- <sup>6</sup> National Security Council, *op.cit.*, p.2.
- <sup>7</sup> *Ibid.*.

- <sup>8</sup> IARCCは、カーター政権の時に廃止され、同委員会の任務は、内務省及び「国家海洋大気庁」(National Oceanic and Atmospheric Administration [NOAA]), 国立科学財団に移管された。
- <sup>9</sup> National Security Council, *National Security Decision Memorandum 202: Arctic Program Review and Recommendations*, 1973, p.1. <[http://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm\\_202.pdf](http://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_202.pdf)> (accessed 30.6.2015)
- <sup>10</sup> Samuel Frye, "The Arctic and U.S. Foreign Policy, 1970-90," *US Department of State Dispatch*, 1991, p.243.
- <sup>11</sup> *Ibid.*, p.244.
- <sup>12</sup> National Security Council, *National Security Decision Directive 90: United States Arctic Policy*, 1983, p.1. <<http://fas.org/irp/offdocs/nsdd/nsdd-090.htm>> (accessed 30.6.2015)
- <sup>13</sup> *Supra* note 6, pp.15-16.
- <sup>14</sup> *Ibid.*, p.16.
- <sup>15</sup> *Ibid.*, p.17.
- <sup>16</sup> 26機関は以下のとおり。副大統領、国務長官、財務長官、国防長官、司法長官、内務長官、農務長官、商務長官、運輸長官、エネルギー長官、行政管理予算局長官、通商代表、米国情連代表、大統領首席補佐官、国家安全保障担当大統領補佐官、中央情報局長官、経済諮問委員会委員長、経済政策担当大統領補佐官、科学技術政策局局長、統合参謀本部議長、国際開発庁長官、環境保護庁長官、環境政策担当次席補佐官、国立航空宇宙局長官、国立科学財団理事長、米国情報局。
- <sup>17</sup> 国務長官、国防長官、内務長官、商務長官、運輸長官、国立科学財団理事長、環境諮問委員会委員長。
- <sup>18</sup> White House, Presidential Decision Directive/ National Security Council 26: United States Policy on the Arctic and Antarctic Regions, 1994, pp.2-4. <<http://fas.org/irp/offdocs/pdd/pdd-26.pdf>> (accessed 30.6.2015)
- <sup>19</sup> Rob Huebert, "United States Arctic Policy," *SPP Briefing Papers*, 2-2, 2009, p.2.
- <sup>20</sup> 副大統領、国務長官、財務長官、国防長官、司法長官、内務長官、商務長官、保健福祉長官、運輸長官、エネルギー長官、国土安全保障長官、大統領首席補佐官、環境保護庁長官、行政管理予算局長官、国家情報長官、国家安全保障担当大統領補佐官、大統領法律顧問、Assistant to the President and Deputy National Security Advisor for International Economic Affairs (訳語不明のため原語にて表記)、国土安全保障及び対テロ担当大統領補佐官、科学技術政策局局長、統合参謀本部議長、米国情報局警備隊司令官、国立科学財団理事長。
- <sup>21</sup> White House, *National Security Presidential Directive 66 and Homeland Security Presidential Directive 25: Arctic Region Policy*, 2009, p.7. <<http://fas.org/irp/offdocs/nspd/nspd-66.htm>> (accessed 30.6.2015)
- <sup>22</sup> Heather A. Conley, Terry Toland, Mihaela David and Natalja Jegorova, *The New Foreign Policy Frontier: U.S.*

---

*Interests and Actors in the Arctic* (Washington D.C.: Center for Strategic and International Studies Europe Program, 2013), p.5. <[http://csis.org/files/publication/130307\\_Conley\\_NewForeignPolFrontier\\_Web\\_0.pdf](http://csis.org/files/publication/130307_Conley_NewForeignPolFrontier_Web_0.pdf)> (accessed 23.4.2015)

<sup>23</sup> *Ibid.*, p.21.

<sup>24</sup> *Ibid.*.

<sup>25</sup> James Kraska, “The New Arctic Geography and U.S. Strategy, in James Kraska ed., *Arctic Security in an Age of Climate Change* (Cambridge University Press, 2011), p.252.



# 日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

# 国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定  
平成21年4月1日施行  
平成24年3月7日改正  
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
  - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
  - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
  - ① 日本文 22字×42行×2段
  - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
  - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
  - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
  - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図—1、表—1、写真—1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
  - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
  - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
  - ① 原著論文を雑誌から引用する場合  
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ② 単行本から引用する場合  
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
  - ③ 文章を他の文献から引用する場合  
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

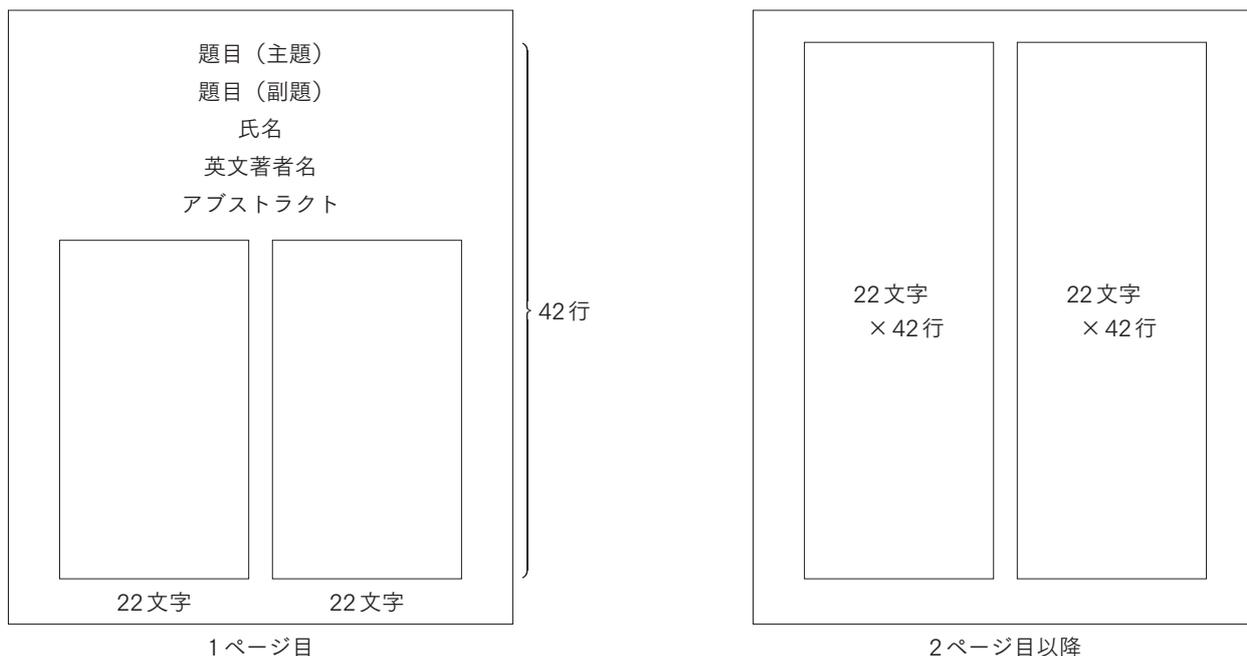
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以 上

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS  
VoL.36 No.1 October 2015  
CONTENTS

---

ARTICLES

- The United States of America and The United States of Europe:  
Their Roads to Federation ..... Yoko KATO ... 1
- Future of Japan's Public Pension:  
Crucially Dependent on Wage, Price and Labour Productivity ..... Mitsuo HOSEN ... 15
- The Possibility of Expanding Jurisdiction Ratione Materiae  
of the International Criminal Court and Terrorism  
—Focusing on the Proposal for Amendments Regarding the Addition  
of the Crime of Terrorism Submitted by the Netherlands— ..... Takayo ANDO ... 25
- The earliest written law in Scandinavia: Forsa runeringen..... Toshiyasu ISHIWATARI ... 37
- A study on *Wakamatsu Jyotaro* ..... Takako YASUMOTO ... 43
- A Study in Critical Discourse Analysis: The Prince and “the missus” ..... Maria DEL VECCHIO ... 53
- The Formation of a “*Peony*” and “*Lion*” Culture in Japan  
and Noh play “*Shakkyou*” ..... Kumi AMEMIYA ... 67
- A Study of Academic Adviser Support by Analytics of Student Data ..... Kazuharu TOYOKAWA ... 79
- Creating Flow in English Conversation Classrooms:  
A follow-up study on Variable Sentence Response  
and Conversation Cards ..... Nathaniel FRENCH ... 87

RESEARCH NOTES

- Voting Method to Be Revised: A Proposal ..... Akira HAYAMA ... 101
- High Concern for the FDI (Foreign Direct Investment)  
under even Devaluated Yen..... Seiji KAKEI ... 107



執筆者一覧

〈掲載順〉

加藤 洋子	日本大学国際関係学部	教授
法専 充男	日本大学国際関係学部	教授
安藤 貴世	日本大学国際関係学部	准教授
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
安元 隆子	日本大学国際関係学部	教授
Maria DEL VECCHIO	日本大学国際関係学部	助教
雨宮 久美	日本大学国際関係学部	非常勤講師
豊川 和治	日本大学国際関係学部	教授
Nathaniel FRENCH	日本大学国際関係学部	非常勤講師
葉山 明	日本大学国際関係学部	教授
寛 正治	日本大学国際関係学部	准教授
大西富士夫	日本大学国際関係学部	助教

国際関係研究

第36巻 第1号

平成27年10月31日 発行

編集者 渡 邊 武 一 郎  
発行所 日本大学国際関係学部  
国際関係研究所  
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号  
電話 055-980-0808  
FAX 055-980-0879  
印刷所 みどり美術印刷株式会社  
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号





ISSN 1345—7861

STUDIES IN  
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.36 No.1 October 2015

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>